

「宋史刑法志」譯注稿 (上)

「中國近世の法制と社會」研究班

弁言

二十四史の一つ『宋史』の志の部分には、卷一九九から二〇一にわたり、三卷の「刑法志」を含んでいる。ここでとりあげた譯注は、その前半部分であり、残る後半部は次號に掲載すべく準備を行っている。京都大學人文科學研究所では共同研究の一つとして、梅原が班長となり、昭和六十一年より、「中國近世の法制と社會」班を組織し、毎週一回定期的に研究会を開き、平成三年三月まで五年間に及んだ。この班では對象とする時代を、十世紀以後の舊中國にしぼり、宋代の貴重な法制史料である『慶元條法事類』と、一九八七年新しく出版された明板の『名公書判清明集』をテキストに使いながら、さまざまな角度から、宋以後の中國の法制研究を試みた。そのための基礎作業の一つとして、やはり宋以降の正史の「刑法志」の精讀が必要であるとの氣運がおこり、研究班員有志によって、いわばサブ・ワークとして、その輪讀が始められた。この作業は、數年の間に、宋、遼、金の各刑法志を讀了し、現在では元史刑法志の半ばに達している。

さて、歷代正史のうち、刑法志を具えるものは、漢書、晉書、魏書（刑罰志）、隋書、兩唐書、舊五代史、宋史、遼史、金史、元史、明史とちょうど半分にあたる。周知のように、漢書から兩唐書までの歷代刑法志は、主として關西の錚々たる研究者たちの輪讀の結果を内田智雄氏がまとめられ、『譯注中國歷代刑法志』『譯注續中國歷代刑法志』として、一九六四年と七〇年に創文社から公刊されている。「正史」「刑法志」といった一定の枠組が意味を持つ、舊中國の學問、法制體系の中では、各時代の刑法志がそれぞれの個性を具えると同時に、經書や漢書刑法志に出發點をおく、全體の流れをも、研究者は常に念頭におかねばなるまい。そうした意味からも、正史刑法志全部の譯注は、いつか行われて然るべきかと考える。

平成元年十月、内田氏が逝去されたのを最後に、かつて刑法志譯注に參割されていた碩學たちはすべて道山に歸し、一つの時代が過ぎゆく感慨をあらたにする。極めて未熟ではあるけれども、我々は、先學の足跡をふみしめながら、新しい努力を重ねるべき氣持を固めている。

先學たちが手をつけられなかった宋以後の刑法志の譯注、脚注作

業は、たとえば岡本敬二、小竹文夫氏らによる『元史刑法志の研究 譯注』（教育書籍、一九六二年）や、上海社會科學院法學研究所の手になる『宋史刑法志注釋』（正編一九七九年、續集一九八二年、北京・群衆出版社）などがあるが、残されている問題は必ずしも少くはないといえる。

ここに載せる譯注稿は、輪讀參加者すべてに順次割當てて作ってもらったものである。全體の形式的な調整は世話人の方で行ったが、注釋の精粗や譯文のスタイルなどは、擔當者の責任に委ねた部分が多い。淺學非才のわれわれであるから、當然多くの誤り、とりあげべき脚注の脱落などが豫測されるが、大方の忌憚なき御批判、御教正を仰いで、より良きものに改めてゆきたいと願っている。なお本稿執筆者は、世話人である京都大學人文科學研究所の梅原郁、辻正博以外は下記の方々である。宮澤知之（佛敎大學）、川上恭司（高野山大學）、中村正人（金澤大學）、長井千秋（大阪大學）、佐立治人（京都大學）、徳永洋介（佛敎大學）。

また、注の中にしばしば引用される文獻については繁雜を避けて次のような略稱を使った。李燾『續資治通鑑長編』↓「長編」（浙江書局刊本の丁數を入れる）、徐松輯『宋會要輯稿』↓「宋會要」（北京圖書館影印本の丁數を入れる）、李心傳『建炎以來繫年要錄』↓「要錄」（武英殿聚珍版本の丁數を入れる）、馬端臨『文獻通考』↓「通考」、慶元條法事類』↓「條法事類」、律令研究會編『譯註日本律令』（東京堂出版、一九七五年以降）↓「譯註」第何冊、何頁、宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」（『東方學報』京都二十四、

のち『アジア史研究 第四』、同朋舎、一九五七年に轉載、そちらによる。）↓宮崎「法制」何頁、梅原郁『宋代官僚制度研究』（同朋舎、一九八五年）↓梅原「研究」何頁、内田智雄編『譯注中國歷代刑法志』（創文社、一九六四年）↓「譯注刑法志」何頁、同編『譯注續中國歷代刑法志』（創文社、一九七〇年）↓「譯注續刑法志」何頁、上海社會科學院法學研究所編『宋史刑法志注釋』（正・續集）（群衆出版社、正編一九七九年、續集一九八二年）↓「注釋」、『注釋（續）』。

最後に本譯注稿のテキストについて一言つけ加えておく。底本としては、中華書局の二十四史標點本を使用した。この底本はある程度の文字の校訂は行なわれているがなお十全ではない。ただ、時代が宋ともなると、並行史料が多いため、主として注において文字の異同にふれ、文字校訂のこまかな考證はいっさい省略してある。

刑法一

そもそも天には五つの氣⁽¹⁾があつて萬物を育成しているが、木氣の徳性は生かし、金氣の徳性は殺す⁽²⁾というのは、甚だ矛盾しているかみに見える。だが、これらには一貫した順序があり、五つの氣が互に相成する道程⁽³⁾での現象である。古えの聖王が、刑罰でその民をただす時、かならず溫和、慈愛の心でそれを實行した。義によつて裁定し、仁の心で取調べれば、殺されるかと震えあがるほどの威嚴も、民の死を求めためではなく、むしろその生を求めためのものである。『書經』で「士師の官が、人びとを刑の中に制め、

徳を祇むを教う」というのは、「刑」で教化をたすけ、威令を畏れ、罪過を遠ざけ、善に赴くよう導く意味にほかならぬ。堯舜の治世でも、もとより「刑」を廢することはできなかった。ただ、「禮」でそれを防ぎ、及ばなければ刑を補助にすることである。古聖王の道がしだいに衰微し、禮制がすたれると、はじめて法だけにたよって、その民を處罰することになる。そこで「刑書」を作りあげ、民が罪を犯すことなきを願うのであるが、不當な裁判が増加するだけである。これは五つの氣の本末が顛倒し、相成ることができなくなるためにほかならぬ。

宋が興起した時、亂世の五代を繼承して、太祖と太宗はかなり厳しい法典を用い、姦慝を取締ったけれども、年間四時にはみずから案件を裁き、刑罰を斟酌し、明晰かつ慎重を期し、厚いまごころを基本とした。全國が平定され、文治がしだいに優勢となると、士大夫が官員となる最初の試験には、みな、律令を習得させられた。君主は寛仁を統治の第一の要訣とし、このため、法令を作る制度は嚴格ながら、その運用の時の情意は寛恕であった。判決に際して僅かでも疑議があれば、再審によってたやすく減免有罪をかち得られた。代々の天子が賢明で、太平が続いた時期、天下の人民はすべてその生を謳歌し、法を犯すことをはばかり、治まる御代は、夏・殷・周三代の醇美にならぶかにみえた。元豐年間以降、刑書は繁雜さを増し、やがて詔諛、姦邪の者どもばかりはびこり、刑政は紊亂した。宋朝が南遷してからは、大權は臣下が掌握し、地方府州の官吏たちも、すこぶる專斷の振舞いがあり、刑政の寛と猛はその當事者にか

かわった。そうはいっても、各時代、なお民を愛くしむことをむねとし、軟弱に流れすぎたといっても、祖宗の遺意は、なお泯滅したわけではなかった。いま、その事實を拾い集めて、刑法志を作る。

(1) 木火土金水の五行の氣。五行の氣が五氣と呼ばれた早い例は、『史記』五帝本紀に見える。刑法志の序としては、『魏書』の刑罰志に「五材」として五行が記され、『隋書』刑法志にも「五氣」の字が見える。

(2) 『漢書』の五行志には、「金、西方、萬物既に成る。殺氣の始なり」という一文が見える。これに對して東方の木氣が生る氣という表現は五行志にはない。東は春で、物を育み生ずるという後世の一般概念からこのように言われるか。

(3) 木火土金水の五行相生の全體の中で考え、一つ一つの個性だけにとらわるべきでないという方向。

(4) 『書經』呂刑の一文。士師の官は司法の官の意。

(5) 刑法を鼎に鑄こんだ鄭の子産の故事を意識する。『春秋左氏傳』昭公六年。

(6) 原文は「慮囚」。『漢書』雋不疑傳の錄囚徒につけられた顏師古の注には、錄は去聲で力具の反、従って今の慮囚と同じで、罪囚の情狀・冤滯を省録する意味とし、慮の字にとらわれ、囚人を思いやると誤解してはならぬと注意する。王觀國の『學林』卷三では、漢代は錄囚、唐・五代では慮囚といい、前者の省録に對し、後者は謀議の意味だと説明している。なお沈家本『歷代刑法考』赦考の卷十二に、歷代の錄囚の實例が蒐められ

ており、島善高「唐代慮囚考」(『律令制の諸問題』瀧川米壽論集、汲古書院、一九八四年)も参考になる。

(7) これは主として、吏部の銓選に於ける試刑法をいっている。選人に吏部銓が法律の問題を課したことは、『宋會要』選舉の試法などにも多くの例が見られる。

(8) 北宋末、徽宗治下における蔡京專政時代を念頭においた表現。
(9) 南宋の秦檜以下、韓侂胄、賈似道らを指す。

宋の法制は、唐の律・令・格・式に準據するが、その時々で手を加えるものに編敕がある。一司・一路・一州・一縣にはまた別に敕がある。建隆の初年、大理寺長官の寶儀らに命じ、編敕四卷・全百六十條をたてまつらせ、新しく制定した刑統三十卷とあわせて、全國に頒行させた。法文相互の輕重關係は詳密で、公平妥當と好評を得た。太平興國年間、編敕は増加して十五卷に至り、淳化年間にはさらに二倍となった。咸平年間には一萬八千五百五十條まで増えたので、給事中の柴成務らに命じ、繁瑣・混亂を整理し、敕とすべきものを二百八十六條ときめ、律に準じて十二門に區分し、全部を十卷とした。また儀制令一卷をつくったが、當時その簡便さが重寶がられた。大中祥符年間、これが三十卷・千三百七十四條に増加し、別に農田敕五卷があり、編敕とともに施行された。

(1) 宋代においても、法源の區分としてはこの四者が重要であるが、のちにも説明されるように、名稱は同じでも實質が違ふ。「格」のような例もある。原文の唐の律令格式に因るの「因」

は、そのままという意味ではなくて、原則的に従う方向と解される。

(2) 以下の文章で明らかのように、宋では極めて多く發布される詔敕のうち、成文法典として必要な條項を整備し、十數年に一度、まとまった「編敕」の型で公布した。北宋の九代百六十七年では、十三回の「編敕」が記録される。

(3) 上記編敕が全國を對象とし、「海行敕」と呼ばれるのに對し、特定の各官廳、路・州・縣單位に個別、限定的に必要な詔敕を編集した法典が數多く存在する。その詳細は下文にも見えるが、その系譜は唐代の散頒格、留司格などに溯り得よう。

(4) 『宋會要』刑法一一によれば、寶儀らに周の「刑統」の改訂命令が出たのが建隆四年(九六三)二月五日で、それらすべてができあがり奏上されたのが八月二日だとする。一方、李燾の『長編』卷四一一六では、乾德元年七月(建隆四年は十一月に乾德に改元、従つて建隆四年七月といつても同じ)己卯に、判大理寺寶儀が刑統三十卷・編敕四卷をたてまつり、板に刻して天下に頒つ詔敕が出たことになっている。王應麟の『玉海』卷六六、建隆新定刑統、編敕では、『宋會要』と『長編』の兩記事を併記する。ここでいう刑統は、いうまでもなく現存する『宋刑統』三十卷そのものであり、それ以外に、「別取舊創出格令宣敕・及後來續降要用者・凡一百六條、爲編敕四卷」(『宋會要』刑法一一)があった。なお一百六條は『宋會要』と馬端臨の『通考』がとり、『長編』と『宋史』は百六十條に作る。

なお、寶儀は『宋史』卷二六三に傳があり、薊州漁陽の人。五代以來の文官の家柄で、兄弟五人、宋の太祖の政治の重要な一翼を擔った。

(5) 『宋會要』刑法一一一、太平興國三年六月。詔有司、取國朝以來敕條、纂爲編敕頒行、凡十五卷、曰太平興國編敕。『玉海』卷六六、同文。

(6) 『宋會要』刑法一一一によれば、端拱二年(九九九)十月、端拱以前の詔敕の編纂命令が出され、淳化二年(九九二)三月、淳化編敕二十五卷と、敕書・德音・目錄五卷の計三十卷が上進された。しかし、賞罰の條目が重いという太宗の意により、改定が行なわれ、淳化五年八月二十一日に、重刪定淳化編敕三十卷ができて頒行された。『長編』卷三六一八、『玉海』卷六六にも關係記事がある。

(7) 柴成務、字は寶臣。曹州濟陰(現山東省曹縣)の人。眞宗が即位して、位階が給事中(正四品)となる。『宋史』卷三〇六。

(8) 『長編』卷四三一一四、咸平元年十二月丙午、『宋會要』刑法一一二、咸平元年十二月二十三日の各條に、それぞれ詳細な記述がある。それによれば、淳化以後、刑部・大理寺・在京百司・諸路轉運司が受取った、淳化編敕と續降宣敕は一萬八千五百五十道で、これらから、刑統・令式などと重複したり、臨時のものを取捨すると八百五十六道になる。更にそれを整理して統一をとると二百八十六道に縮まり、律に準じて十二門に分け、目錄を併せて十一卷とした(『宋會要』のみ十二卷)。なお儀制

と車服關係の敕十六道は別に一卷として、儀制令に附すということになる。

(9) 『長編』卷八七一四、大中祥符九年八月己卯、『玉海』卷六六、大中祥符編敕に詳細な記述がある。それによると、眞宗の咸平以降の新しい詔敕が三千六百道あり、舊來の重要な法規を取捨選擇すると六千二百二道になる。これを一千三百七十四條にまとめ、三十卷に分つというもので、儀制・敕書・德音は別に合わせて十卷とし、目錄二卷をつける。『宋會要』では刑法一一三、大中祥符九年九月二十一日に參考記事がある。

(10) 『長編』卷六一一二、景德二年十月庚辰。ただし、『宋會要』刑法一一三では、農田敕の上進を翌景德三年正月七日のこととし、その編纂の由來を記す。『玉海』卷六六も日時は『宋會要』に同じ。

仁宗はある時大臣に「先の皇帝の詔敕は、輕々しく變更すべきでないという者がいるが、まことさようか」と尋ねられた。王曾は「それは、くわんじん人々がおかみを感わす言草でございませす。咸平年間の改定では、太宗の詔敕は一、二割が残されただけで、繁雜さを除き、民に便利にすることに、何の不都合がございませうか」と答えた。そこで全國に命じて、くわんじん敕の利害を上申させ、官を命じて修定せしめられた。くわんじん咸平の儀制令と、くわんじん制度、くわんじん約束、くわんじん敕に含まれるもの五百條餘りは、ことごとく、くわんじん令の後に附置し、「附令敕」と呼んだ。くわんじん天聖七年、編敕が完成し、「農田敕」とあわせて一書とされた。

が、「祥符編敕」にくらべて百條餘り削減された。その刑法に明文化されたものは、死刑が十七、流罪が三十四、徒刑が百六、杖刑が二百八、笞刑が七十六ある。また配隸の條項が六十三、死罪以下で上奏して皇帝の聖旨を聽くものが七十二條ある。これらはすべて、舊律令以外に存在するものである。⁽⁴⁾ 頒行されると、それに伴ない、次のような詔敕が出された。「敕令は世を治める大綱である。それがしばしば動搖すれば、人々は疑惑を深め、どうして天下を教導できようか。今後、關係の官署はみだりに改正を願ひ出てはならぬ。もし不都合があれば、中書と樞密院が上奏せよ」。⁽⁵⁾ しかしながら、慶曆年間には、またまた刪修改定を行い、五百條を増やし、別に「總例」一卷を作った。⁽⁶⁾ その後、さらに「一司敕」二三一七條、「一路敕」一八二七條、「一州一縣敕」一四五一條を纂修した。⁽⁷⁾ そのうち、刑法とかかわるものは、死刑が總計三十一、流刑二十一、徒刑百五、杖刑百六十八、笞刑十二であり、また配隸の條項は全部で八十一、死刑以下で上奏して聖旨を聽くものがすべて六十四條ある。⁽⁸⁾ これらはすべて、やはり「編敕」以外にあるものである。

(1) 『長編』卷一〇四—一二二、天聖四年九月壬申條にほほ同文が見える。そこでは大中祥符七年(一〇一四)から天聖四年(一〇二六)に至る間に、六七八三條の敕の増加が傳えられている。王曾、字は孝先、青州益都(現山東省益都縣)の人。仁宗の乾興元年から天聖七年まで八年間宰相の椅子にあった。『宋史』

卷三一〇。

(2) 『長編』卷一〇四—二四、天聖四年十一月甲辰。

(3) 『長編』卷一〇八一—一、天聖七年五月己巳には、新令と附令三十卷を天下に頒行したことを記したあと、この附令敕についての同文を載せる。『宋會要』刑法一—四、天聖七年五月十八日では、「又取敕文内罪名輕簡者五百餘條、著於逐卷末、曰附令敕。」と説明している。

(4) 『長編』卷一〇八一—一〇、天聖七年八月丁丑にほほ同文がみえる。『玉海』卷六六の天聖編敕では、この編敕は天聖五年五月に編纂が始まり、七年六月に上進され、律に準じて十二門、千二百餘條あったという。『宋會要』刑法一—四、天聖七年九月二十二日の條では、「海行編敕并目錄三十卷、敕書・德音十二卷」と記録する。なお本文で、明文化されたと意譯した原文「其麗於法者」は、『周禮』秋官、大司寇の「凡萬民之有罪過而未麗于法」にもとづき、麗は附著の意味である。

(5) 『長編』卷一一二—一四、明道二年五月己丑條に同文がある。ただ『長編』には、譯文の「教導できようか」の下が「天聖所修敕令、既已頒宣」となっている。なお『宋會要』刑法一—五、明道二年五月二十五日にも同趣旨の詔敕が載録されているが、文章はずっと莊重になっている。

(6) 慶曆の編敕については、『長編』卷一四二—一九に、慶曆三年八月丙申に、天聖の編敕以後増加した敕が四千七百條に達し、刪定の命が出たことを傳え、同書卷一六〇—一二、慶曆七年正月己亥に全十二卷、總例一卷の『慶曆編敕』の完成を記す。『玉海』卷六六、慶曆編敕にも關係記事がある。

(7) 一司・一務・一路・一州・一縣敕と呼ばれる形の編敕は、海行敕にくらべると格段に繁雜で、條文を矛盾なくまとめることが困難である。北宋では、天禧元年六月七日に、在京及び三司敕十二卷が作られ、ついで、四年二月九日に一州一縣新編敕五卷、同十一月十七日に一司一務編敕三十卷が完成した(『宋會要』刑法二一四)。ところが、ここにみえる慶曆前後の編纂については、『長編』卷一六一―一六、慶曆七年九月丁酉や、同書卷一六五―一三、同八年十一月己未の各條に、一州一縣敕の刪定を行なっている記述があるのみで、その完成についての詳細を知り得ない。この『宋史』刑法志が、「後ち又た修む」とあるところを『玉海』卷六六、皇祐編敕では、「皇祐中修定」と改めるが、旁證資料を持たない。

(8) ここにも、天聖編敕と同様に、著法された刑名數がみられる。ところが『長編』卷一六〇―一二、慶曆七年正月の『慶曆編敕』には、『天聖編敕』とくらべ、「大辟増八、流増五十有六、徒減十有六、杖減三十有八、笞減十有一、又配隸減三、大辟而下奏聽旨者減二十有一」の記事があり、そうすると、慶曆の數は二十五、九十、五十、百七十、六十五、六十、五十となり、刑法志の數字と合わない。ここではこの數字をとりあえず、一司一路・一州一縣編敕關係のものとしておく。

嘉祐初年、樞密使の韓琦が、「内外の官員と兵員の俸祿には、きちんとした成文法がない」と上奏したことで、やっと系統だてて

「祿令」を作るよう命ぜられた。三司は、驛遞費用の支給額別に「驛令」を成文化した。韓琦はさらに次のように言った。「慶曆四年から嘉祐二年まで、詔敕は増加して四千條餘りとなり、前後撞着が生じている。全國に命じ、天聖年間（せいていねん）の故事（せきじ）のように、詔敕の利と害を上申させるよう願ひあける」。七年、「編敕」が完成した。總計一八三四條で、慶曆のそれにくらべ、死刑は六十増し、流罪は五十、徒罪は六十一、杖罪は七十三、笞罪は三十八といずれも増加し、また配隸は三十、死刑以下で上奏して聖旨の裁下を仰ぐものは四十六それぞれ増えた。また別に「續附令敕」三卷が作られた。

(1) 韓琦は北宋の名臣の一人。特に英宗擁立に力があつた。字は稚圭、相州安陽(現河南省安陽市)の人。この記事の直後の嘉祐三年(一〇五八)から治平四年(一〇六七)まで足かけ十年宰相。樞密使は副宰相格の軍政の最高責任者。『宋史』卷三二二。

(2) 『長編』卷一八四―四、嘉祐元年九月甲辰には次の一文がみえる。初樞密使韓琦言、内外文武官・俸入・添支、并將校請受、雖有品式、每遇遷徙、須申有司檢勘中覆、至有待報歲時不下者、故請命近臣、就三司、編定之。そして同書卷一八六一―一〇、嘉祐二年十月甲辰朔に、「嘉祐祿令」十卷の完成が傳えられる(『宋會要』は刑法二一六、嘉祐二年十月三日に兩記事がまとめられている)。刑法志原文では「無著令」と、成文法規が無いかの如き書き方をしているが、正確には法規が十分に整備されていないと考えるべきであろう。

(3) 『長編』卷一八九一、嘉祐四年正月壬寅。三司使張方平、上所編驛券則例、賜名曰嘉祐驛令、初内外文武官、下至吏卒、所給券皆未定、又或多少不同、遂下樞密院、取舊例、下三司掌券司、會萃多少而纂集之、并取宣敕令文・專爲驛券立文者、附益刪改凡七十四條、上中下三卷、以頒行天下。なお『玉海』卷六六、嘉祐驛令を参照のこと。このほか、『宋會要』刑法一六六、嘉祐八年四月十六日。編定祿令所奏、將諸道州軍至京程數、分爲三卷、望頒降天下、從之、以驛程爲名。もこれと關連しよう。

(4) 『長編』卷一八六一五、嘉祐二年六月丁未。韓琦又言、天下見行編敕、自慶曆四年以後、距今十五年、續降四千三百餘件、前後多抵牾、請加刪定、乃詔宰臣參知政事曾公亮、同提點詳定編敕。

(5) 嘉祐編敕に關しては、『長編』卷一九六一八、嘉祐七年四月壬午の記述は不十分でかつ現行板本には誤字が多い。『宋會要』刑法一六六、嘉祐七年四月九日もやや簡略であるため、ここでは『玉海』卷六六、嘉祐編敕を引用しておく。七年四月、宰臣韓琦等上言、所修嘉祐編敕、起慶曆四年冬、盡嘉祐三年、凡十二卷（志十八卷、卷大、分上中下）、總例一卷・目錄五卷、其元降敕、但行約束、不在刑名、又析爲續降附令敕三卷・目錄一卷（續敕書・德音二卷）。これによると、總計二十四卷であるが、編敕十二卷の子目を通計して十八卷と算えれば三十卷となる。

(6) 上掲の『長編』卷一九六一八では、「視慶曆敕、大辟增六、流減五十、徒增六十有一、杖增七十三、笞增三十有八、配隸增三十、大辟而下奏裁聽旨增四十五云」とあつて數字の一致せぬ部分がある。

律が事柄の實情に必ずしも對應していないと考えられた神宗は、律に記載されておらぬことは、専ら敕で決斷された。そこで、その名目を、敕、令、格、式とあらため、律は恆常的に敕の外部に存在させられた¹⁾。熙寧年間の初め、専門部署を設けて敕を編修させ²⁾、内外で法が不便だと言う者を集め、議論によつて改正し、採擇すべき者を選んで、これを褒賞することを命じた³⁾。熙寧年間⁴⁾、はじめて二十六卷の編敕ができあがつたが、さらに中書と樞密に參訂を行なわせてから、頒行した。神宗は法令に心をくばられ、關係官廳が原案を進擬するたびに、多くの點を是正された。常に「法は道より生ずる。人が道を體することができれば、法を作つてことに適應させられる⁵⁾」と言われ、また「やつてしまったことを禁ずることを敕、まだおこつていないことを禁ずることを令、枠を設けて、そこに入るようにするのが格、むこうをこちらに效^{なま}わせるのを式という。法の書物を作る者は、必ずこれを識^しつておくべきだ⁶⁾」と言われた⁷⁾。こうして、すべて笞・杖・徒・流・死に入り、名例から斷獄まで十二部門、輕重の刑罰名をつけられるものは、すべて「敕」とされた。品官にはじまり斷獄までの三十五部門で、約束・禁止するものは、すべて「令」となる⁸⁾。また官員の賞の等級は十七、胥吏と一般民衆の

賞の等級は七十七あり、さらに倍・全・分・釐の等級が五等あり、
こうした上下の等級があるものはすべて「格」とされる。⁽⁹⁾ 上表、奏
狀、帳籍、關牒、符檄などの種類は全部で五卷、形式の写本とする
ものは、いずれも「式」とする。⁽¹⁰⁾

(1) ここで言われている事柄は、必ずしも神宗が發案・創始した
ことでなく、宋初、少くとも「編敕」が定期的を開始された太
宗時代から現實には行われていた。簡単に言えば、唐代の律
(附疏議)は、若干の修正、附加を伴って「刑統」として尊重
される。しかし、現實に生起するさまざまな事件に對する刑罰
は新しい「敕」で對處される。ところで次々と發布される「詔
敕」には、律・令・格、式の全部もしくは一部を常に含んでい
る。従つて、「編敕」つまり數ある「詔敕」のうち重要なもの
を成文化する時に、それが各法源部分に區分されることになる。
そこで當然、唐までの律、令、格、式と名稱は同じでも、實質
的な差異が生じる。それについては下文で述べられる。

(2) 従来より、編敕に際しては、宰相を筆頭とした、提舉官、詳
定官、詳議官、刪定官などが設けられ、その編修局を編修敕令
所とか詳定敕令所と呼んだ。こうした、いわば特別委員會は、
その扱う法規の内容により、制置三司條例司とか、編修條例司、
あるいは詳定一司敕令所、詳定諸司敕式所などさまざまに呼ば
れるが、少くとも北宋時代には常設の部局でない場合が多い。

(3) 『宋會要』刑法一―七、熙寧二年五月十七日。

(4) 原文では「元豐中、始成書二十有六卷」とあるが、元豐編敕

と卷數があわない。『宋會要』刑法一―九、熙寧六年八月七日の、
「提舉編敕宰臣王安石、上刪定編敕・赦書・德音・附令敕・申
明敕・目錄、共二十六卷、詔編敕所鑄版、自七年正月一日、頒
行」とあるのがそれに相當しよう。

(5) 『長編』卷三三四―二二、元豐六年四月辛未。(前略)是日、
給事中韓忠彥等、以職事對、上顧謂曰、法出於道、人能體道、
則立法足以盡事、立法而不足以盡事、非事不可以立法也、蓋立
法者、未善耳。

(6) これと同文は、『長編』卷二九八―一八、元豐二年六月辛酉、
『宋會要』刑法一―二、元豐二年六月二十四日に見える。ま
た已然を禁ずるから式と爲すまでの刑法志の文章は、『長編』
卷三四四―一、元豐七年三月乙巳條の注にそのまま引用されて
いる。なお『宋史』原文には誤りがあり、上記『長編』などで
改めた。

(7) 以下敕、令、格、式の敷衍説明は、洪邁『容齋三筆』卷一六
にほぼ同文が見えるほか、朱熹の『朱子語類』卷一二八には、
若干異つた解説を加える。格如五服制度、某親當某服、某服當
某時、各有限極、所謂設於此、而逆彼之至之謂也、式如磨勘轉
官・求恩澤・封贈之類、只依箇様子、寫去、所謂設於此、而使
彼效之之謂也、令則條令禁制、其事不得爲、某事違者有罰之類、
所謂禁於未然者、敕則是已結此事、依條斷遣之類、所謂治其已
然者、格令式在前・敕在後、則有敕之不改而後誅之底意思、今
但欲尊敕字、以敕居前、令格式在後、則與不敕而殺者、何異、

殊非當時本指。

(8) 『宋會要』刑法一一一、元豐元年十月十三日では、「所定約束、小者爲令」とも説明されている。なおここで令の部門が三十五となっているのは注意すべく、『條法事類』では三十七に増えている。

(9) 最も多い格は『條法事類』でも賞格であり、命官と諸色人に區別されている。しかし、そのほかにも、田格、給賜格、薦擧格など、等級をつけていけば該當事例を表示する形式の格は少くない。その點は朱熹の説明が丁寧である。また、倍、全、分、釐の給というのは、賞格の場合、規定の倍額、全額、三分とか六分とかのパーセンテージ、その一桁下の二釐、三釐の額をあらわす。なお五等という残りの一等は、半給の半と考えられている。

(10) 表奏は表と奏狀で、いずれも『條法事類』卷一六、文書門の文書式に實例がみえる。關、牒、符といった文書の型式も同じ部分を参照。そのほか、帳、籍、檄なども同様である。

元祐の初年、御史中丞の劉摯が次のように述べた。¹⁾「元豐年間の敕令の編修で、以前敕に記載されていたものを、令に移した部分が多い。敕に違反すれば罪が重く、令に違反すれば罪は軽いので、そこに神宗皇帝の仁厚の徳がうかがわれよう。關係する役所は、その意を推し廣めることができず、條項を増やし、もとの法規を小分けにし、一言一事によって、安易に一法を立てた。²⁾法意は苛酷、條文

は晦澁で、物事の實情にそぐわぬことになり、しばらく實施していろいろうちに、何度も變更しなければならなくなる。慶曆・嘉祐以來の新舊の敕をあつめて参照し、取捨刪定して一代の法典を完成すべきである」。右諫議大夫の孫覺もやはり、元豐の編敕が煩瑣で、檢出しにくいと言ひ、³⁾そこで劉摯らに命じて刪定させられた。⁴⁾哲宗が親政されると、元祐年間の近例だけを專用するのではなく、しだいに熙寧・元豐の制に戻された。⁵⁾これより、法規の援用に際し、後のもので前を急に改めたり、變更がしきりに行なわれ、刑制は紊亂した。⁶⁾

(1) 『長編』卷三七三—二、元祐元年三月己卯。劉摯、字は莘老、永靜軍東光(現河北省東光縣)の人。舊法派で、元祐元年御史臺の長官御史中丞に就任。『宋史』卷三四〇。

(2) 一言一事以下、『長編』では「用一言之備、而立一法、因一事之變、而生一條」とある。

(3) 『長編』卷三七三—三、元祐元年三月己卯。原文にはない。「元豐編敕」の字を『長編』によって加えた。孫覺、字は莘老、高郵(現江蘇省高郵縣)の人。元祐舊法黨。なおこの右諫議大夫は官制改革で實職に變っている。

(4) 『長編』卷四〇七—一六によれば、この時作られた「元祐編敕」は、元祐二年(一〇八七)十二月壬寅に完成している。その内容は、敕二四四〇條で十七卷、目錄三卷、令一〇二〇條、二十五卷、式一二七條、六卷、令式の目錄二卷、申明、赦書等三卷で、合計五十六卷。格のないのが特色である。

(5) 哲宗の親政とは紹聖改元(一〇九四)以後を指す。この時期

は『長編』が脱落しており、ここでいう事柄の具體的内容を知り得ない。『宋會要』刑法一一一六、紹聖元年十一月一日の「刑部言、被旨、六曹寺監檢例、必參取熙寧元豐以前、勿專用元祐近例、舊例所無者、取旨」などが不完全ながら旁證とできようか。

(6) 『宋會要』刑法一一一八、元符二年(一一〇九九)八月三日の條によれば、この日、新しく「海行敕令格式」が完成し、宰相章惇、翰林學士蔡京らが哲宗の御前でそれを讀んだといわれる。ところがこの「元符編敕」には元祐の敕令も混入していた。内容は良く判らぬが、『宋史』卷二〇四の藝文志によれば、「元符敕令格式」は百三十四卷の大部なものであった。

崇寧元年(一一〇二)、「役所が遵守するものは法令である。法令に記載しておらねば、はじめて、例を用うる。いま、例を引用して法令を無視するのは、筋がたたない」と臣下が申した。そこで各部局から、これまで使ってきた例を取り寄せ、分類して編修し、法令と抵觸するものは削除した。ついで詔敕が下され、元豐時代の法制にもどされ、元祐の條例とあれば、ことごとく破毀した。徽宗はいつも、御親筆の命令、手ずからの詔敕を下し、それによってこれまでの法文を變更して混亂を起された。靖康の初め、臣下たちは、「祖宗には一定の法があり、ことよって改變されれば、一條ごとにその説明を附記し、關係官廳が實施しやすいようとりはかられた。蔡京が國權を握って以來、自分の思い通りにことを計

り、法令の枠を超えた御親筆の命を願い出て、前後撞着を起した。それらを書き揃えて編修敕令所に送付し、國初以來の條法を参照して、一書に刪成すべきである」と申し上げた。その上請に従うよう詔敕が下されたが、結局書物はできあがらなかった。

(1) 『宋會要』刑法一一二一、崇寧元年五月十二日。ここにあげた文章の中間に、「且既用例矣、則當編類條目、與法並行、今或藏之有司、吏得並緣引用、任其私意、或至煩瀆聽聰、甚無謂也」という説明がある。徽宗の頃から「用例破法」の弊が顕在化し、南宋でもしばしば問題にされる。

(2) 『宋會要』刑法一一二一、崇寧元年七月二十六日。檢會崇寧元年七月六日・奉聖旨、編敕更不編修、並依元豐敕令格式施行、其元祐後來所編修、更不施行、仍並毀板。ところが、これにも問題があり、元符敕令格式の一部採用など、混亂が起る。

(3) 蔡京、字は元長、興化軍仙游(現福建省仙游縣)の人。徽宗の崇寧元年から以後、通計十七年間も宰相位にあり、北宋を滅亡に導いた責任者。『宋史』卷四七二、姦臣傳に入れられる。

(4) 『宋史』卷四七二、蔡京傳。初國初、凡詔令、皆中書門下議、而後命學士爲之、至熙寧間、有內降手詔、不由中書門下共議、蓋大臣有陰從中而爲之者、至京又患言者議已、故作御筆、密進而丐徽宗親書以降、謂之御筆手詔、違者以違制坐之、事無巨細、皆託而行、至有不類帝札者、群下皆莫敢言。なお『宋會要』刑法一一三三、建炎元年四月三十日によれば、「御筆手詔」と一括されるものは、御批手詔、御筆、手詔、御寶批、御筆依奏、

御寶批依奏、御寶批依擬定など多岐に亘っていたことが知られる。ちなみに皇帝の親削を「御筆」ということは『北史』に始まると吳曾の『能改齋漫錄』卷二に見える。「手詔」については後に注がある。なお『皇朝編年綱目備要』卷二七、徽宗の崇寧四年七月の條には、「御筆手詔を行す」の一文が見え、その注に御筆手詔はこれに始まると記されている。

(5) 『宋會要』刑法一一三二、靖康元年九月十五日。ここでは蔡京當國以下に次のような文章がみられる。欲快己私、恐人擬議、遂乞降御筆手詔、出于法令之外、不復經由朝廷、有司得之、遂爲定令、或因人而請、或因事而設、前後自相抵牾者甚多。

高宗が遠く南方に遷られる間、斷例などは散逸し、建炎年間以前に施行された法令は、おおむね胥吏たちの記憶にもとづくことにな⁽¹⁾る。建炎三年(一一二九)四月、始めて嘉祐の條法と政和の敕令とを、つき合わせて使用する命令が出た。嘉祐の法が現行と一致しないものは、官制と役法以外は、賞格は重い方に、條約は軽い方に従⁽²⁾った。紹興元年(一一三一)、編敕の一書ができあがり、「紹興敕令格式」と名づけられたが、これには、胥吏たちの記憶した條項も引用されている。監察御史の劉一止⁽³⁾が、「法令がきちんと存在していても、胥吏は悪事を働くものである。いま、すべて彼らの記憶している所を使うとなれば、いたる所に欺慢と曖昧さがはびこる」と申しあげた。このため、十一月、左右司と敕令所に詔命が下され、記憶による文章を正して頒行した⁽⁵⁾。當時、國都内で通行する敕の中

に、すでに改訂され、引用に不適切な法文が入っていた。大理正の張柄の指摘により、やはり詔命で削除され、十年(一一四〇)、右僕射の秦檜がそれを上進した⁽⁷⁾。しかし、秦檜が專政をはじめてからは、たいてい中書の批狀や指揮を使ってことを行い、それを吏部の續降の條冊の中にまぎれこませた。法典の纂修者たちは畏ればばかつて、削除しようとせず、正規の法と並立してしまふに至った。吏部尚書の周麟之が「天子でなければ、禮を論議せず、制度を作らず、法令を考えぬ」と申したて、ようやく、これを削除する詔命が出された⁽⁸⁾。

(1) 記憶の原文は「省記」。『宋會要』刑法一一三三以下、南宋はじめの部分には、しばしば「省記」の文字があらわれる。『宋會要』刑法一一三四、建炎四年八月一日の「臣僚言、自渡江以來、官司文籍散落、無從稽考、乃有司省記之說、凡所與奪、悉出胥吏、其間未免以私意增損、舞文出入」といった記事が本文の参考になろう。

(2) 『宋會要』刑法一一三三、建炎三年四月八日。敕。自今並遵用嘉祐條法、內擬斷刑名、嘉祐與見行條制、輕重不等、並從輕、賞格即聽從重、其官制所掌事務格目、及役法等、有引用窒礙、或該載未盡事件、並令有司、條具以聞。

(3) 『宋會要』刑法一一三五、紹興元年八月四日。參知政事提舉重修敕令張守等、上紹興新敕一十二卷・令五十卷・格三十卷・式三十卷・目錄一十六卷、申明刑統及隨敕申明三卷・政和二年以後敕書・德音一十五卷・看詳六百四卷、詔自紹興二年正月一

日、頒行、仍以紹興重修敕令格式爲名。

(4) 劉一止、字は行簡、湖州歸安(現浙江省湖州市)の人。『宋史』卷三七八。

(5) 『要錄』卷四九—一二、紹興元年十一月壬戌。

(6) 『宋會要』刑法一—三八、紹興十年十月七日。(前略) 先是、紹興六年六月一日、大理正張柄言、伏見、國家修復舊章、以幸天下、如紹興新書、係將嘉祐・政和敕・參酌成書、其於常法之外、増立條制、並一切刪去、以至兵火後來・省記到一司專法、盡經左右司及敕令所、逐一參酌詳定、然後引用、惟是大觀在京通用、至今依舊遵守、兼內有已經衝改・不該引用之文、尙載典冊、頒之郡縣百司及車駕臨幸之所、在於觀聽、實爲未允、乞送修立官司、逐一看詳刪削。なお張柄は『宋史』に傳はないが、法官を歴任した男のようで、紹興二十五年には大理少卿から權刑部侍郎に榮轉している(『要錄』卷一六九—一七〇)。

(7) 前注の前略部分。紹興十年十月七日、尙書右僕射・同中書門下平章事・提舉詳定二司敕令秦檜等、上在京通用敕一十二卷・令二十六卷・格八卷・式二卷・目錄七卷・申明一十二卷、詔、自紹興十一年正月一日頒行、仍以紹興重修在京通用敕令格式爲名。秦檜、字は會之、江寧(現江蘇省南京市)の人。紹興八年から二十五年まで、宰相として專權をふるった。岳飛を殺したことで著名。『宋史』卷四七三、姦臣傳。

(8) 『要錄』卷一八五—一七、紹興三十年七月乙未。翰林學士兼吏部尙書周麟之言、臣聞、傳曰、非天子、不制度、不議禮、不

考文、竊見、吏部續降申明條冊、乃有頃年都省批狀指揮、參於其間、問之修法官、有所畏忌、至與成法並立條目、不與成法同、今遂與成法並行、以理推之、誠爲未允、望令諸選、具紹興二十五年以前批狀指揮、令敕令所看詳、可削則削、毋令與三尺混淆、從之。なお周麟之は『宋史』に傳はなく、『宋史翼』卷一三に記述がある。字は茂振、泰州海陵(現江蘇省泰州市)の人。

乾道年間になって、臣下が次のように申し上げた。「紹興年間このかた、引續き降下された指揮は無慮數千に及び、相互に矛盾して據り所にできにくい」。大理寺の官に詔を下し、問題點を詳しく調べ、その可否を定め、分類して刑部に申上し、所轄の事目に從つて六部の長官次官に分送して、參詳させた⁽¹⁾。六年(一一七〇)、刑部侍郎の汪大猷⁽²⁾らが、その成書を上進し、「乾道敕令格式」と名付けられ、八年、これを頒布した⁽³⁾。この當時、法令は具備しているといつても、胥吏はいっさい例⁽⁴⁾を使って事を行なつた。法がそうあるべきだとしても、例が無ければ、事柄はすべて滞つて行なわれず、ひどい時には例を隠し、法を壞し、賄賂がおくられてから、ようやく例を揃えて出すというま⁽⁴⁾になつた。淳熙初年、刑部で乾道年間の刑法の斷例を、司勳局で盜賊捕獲の推賞の例を使うことが許され、また、乾道年間の條例の弊害を處置する指揮を除外し、それ以外は、例の引用ができなくなつた⁽⁵⁾。そのうちに、臣下が、乾道の新編敕は、なお矛盾點が多いと申し立てたので、戸部尙書の蔡洸⁽⁶⁾に命じて、詳しく刪定させられた。全部で九百條あまりに削り改め、「淳熙敕令

格式」と呼ばれた。孝宗は、その書物が散漫で、法規の運用に際し、官員が通覽するに時間がかかり、胥吏が悪事を働きやすいため、敕令所に命じ、項目を分け類別した別の法典を作らせ「淳熙條法事類」と名付けた。それ以前の法令集にみられなかった書物であり、四年七月に頒行された。淳熙の末年、新しい編敕にはなお遺漏が多く、關係官廳の引用の際、とかく人情に動かされてしまおうと申し立てる者があり、再び刑部に編纂を命ぜられたけれども、光宗の世を終るまで完成しなかった。慶元四年、右丞相の京鏗がようやくその書をたてまつった。百二十巻よりなり、「慶元敕令格式」と呼ばれる。

(1) 『宋會要』刑法一四八、乾道四年三月二十三日。臣僚言、伏見、近日將紹興續降、重行刪修、緣四十年間、前後申請無慮數千、重複抵牾、難以考據、乞委大理寺官、同共看詳、先經正丞、次至卿少、一如獄案詳難、定其可否、類申刑部、然後以所隸事目、分送六部、六部長貳郎官、更加參詳、委得允當、即著爲定令、庶幾敕令之頒、可以經久、從之。

(2) 汪大猷、字は仲嘉、鄞(現浙江省寧波市)の人。『宋史』卷四〇〇の傳にも關係記事がみえる。

(3) 『宋會要』刑法一四八、紹興六年八月二十八日。尙書右僕射虞允文言、昨將紹興敕與嘉祐敕、及建炎四年十月以後至乾道四年終續降指揮、逐一參酌刪削、今已成書、敕一十二卷、令五十卷、格三十卷、式三十卷、目錄一百二十二卷、存留照用指揮二卷、繕寫進呈、乞冠以乾道重修敕令格式爲名、詔依、仍自八

年正月一日、頒行。『玉海』卷六六、乾道敕令格式も同じ。『宋史』卷二〇四、藝文志では「乾道重修敕令格式」を一百二十巻とするから、恐らく目錄二巻が抜け、それを合計して一百二十二巻となるのだから。

(4) 『宋會要』刑法一四九、淳熙元年十月九日。(前略) 先是、臣僚言、今之有司、既問法之當否、又問例之有無、法既當然而例或無之、則是皆沮而不行、夫法之當否、人所共知、而例之有無、多出吏手、往往隱匿其例、以沮壞良法、甚者俟賄賂既行、乃爲具例、爲患不一。

(5) 前注の前略の部分。詔六部、除刑部許用乾道所修刑名斷例、及司勳許用紹興編類獲盜推賞刑部例、并乾道元年四月十八日措置條例弊事指揮內、立定合引例外、其餘並依成法、不得引例。なお刑法志の原文にある「乾道經置條例事指揮」では意味不明で、この『宋會要』に據って文字を改めた。

(6) 蔡洸、字は子平、蔡京と同じ興化軍仙游(現福建省仙游縣)の人。『宋史』卷三九〇。

(7) 『宋會要』刑法一五一、淳熙四年十一月十一日の條に詳細な記事がみえる。

(8) 『宋會要』刑法一五二、淳熙七年五月二十八日。右丞相趙雄等、上淳熙條法事類四百二十巻・目錄二巻、先是、淳熙六年二月十六日、都省言、海行新法凡五千餘條、檢閱之際、難以備見、詔敕令所、將見行敕令格式申明、體訪吏部七司條法總類、隨事分門修纂、別爲一書、若數事共條、即隨門釐入、仍冠以淳

熙條法事類爲名、至是書成上之。『玉海』卷六六、淳熙條法事類にも同内容の記述がある。刑法志の原文が、四年七月これを頒行したと記すのは明白に何らかの取違えであり、頒行は八年(一一八一)三月が正しい。

(9) この原文は、『宋會要』刑法一五四、淳熙十六年八月二十五日の臣僚の上言を極端に縮めたもの。

(10) 京鑑はこの時の宰相。字は仲遠、豫章(現江西省南昌市)の人。『宋史』卷三九四。

(11) 『玉海』卷六六、慶元重修敕令格式は次のように言う。二年

二月丙辰、復置編修敕令所、遂抄錄乾道五年正月至慶元二年十月終、續降指揮、得數萬事、參酌淳熙舊法五千八百條、刪修爲書、總七百三冊、敕令格式及目錄各百二十二卷・申明十二卷・看詳四百三十五冊、四年九月丙申上之。

理宗の寶慶初年(一二二五)、敕令所が上奏した。「慶元年間に新しい編敕が頒行されてから、いままで二十九年、前後下された指揮は少くありません。舊法の記載が不十分で、法文の意味が明白でなく、續降の指揮を使って參酌すべきものがあり、また、元來舊法がなく、のち事が起って法文が作られたものもあります。さらに、舊法がすでにあつて、續降を必ずしも引用する必要のないものや、一時の便宜的措置で、恒久の法とすべきでないものがあります。條目は多く繁雜で、遵守できにくいため、改定を御願ひ致します」。淳祐二年(一二四二)四月、敕令所は新しい編敕一書をたてまつり、

「淳祐敕令格式」と命名された。十一年、さらに慶元の法と淳祐の新編敕をとつて、改定が施された。そこで修改された條項は百四十、削入されたもの四百、増添されたもの五十、削去が十七條で、合計して四百三十卷となる。度宗以後これが遵行され、改更されることはなかつた。そのほかの、一司・一路・一州・一縣の敕は、その時々によつて増損があり、とても書きしるすことはできない。

(梅原 郁)

五代のとき王朝は衰え世の中は亂れ、法の網はこまかく煩雜となつた。宋が興ると嚴しい法を取り除こうとし、歴代の皇帝はつぎつぎと改定をおこなつた。法を擔當する官吏には次第に儒學を修めたものを登用し、つとめて思いやりの心を旨とさせ、運用が適切で時宜にかなつたものは成文法に仕立てあげた。

太祖は禪讓をうけると、はじめて折杖の制を定めた。およそ流刑⁽¹⁾には四種ある。すなわち加役流は脊杖二十・配役三年とし、流三千里は脊杖二十とし、流二千五百里は脊杖十八とし、流二千里は脊杖十七とし、流三千里以下にはいずれも配役一年がつく。およそ徒刑⁽²⁾には五種ある。すなわち徒三年は脊杖二十とし、徒二年半は脊杖十八とし、徒二年は脊杖十七とし、徒一年半は脊杖十五とし、徒一年は脊杖十三とする。およそ杖刑には五種ある。すなわち杖一百は臀杖⁽³⁾二十とし、杖九十は臀杖十八とし、杖八十は臀杖十七とし、杖七十は臀杖十五とし、杖六十は臀杖十三とする。およそ笞刑には五種ある。すなわち笞五十は臀杖十とし、笞四十と笞三十は臀杖八とし、

笞二十と笞十は臀杖七とする。普通用いられる公式の杖は後周顯徳五年(九五八)の規格と同じである。長さは三尺五寸(約一〇二cm)、手前の直徑は二寸(六・一cm)を越えず、太さと先の直徑は九分(二・八cm)を越えてはならない。徒刑・流刑・笞刑にはどれも普通の杖を用い、徒罪は杖でたたくが勞役に科さない。

- (1) 『長編』卷四一六、乾徳元年三月癸酉。吏部尚書張昭等上言、準詔、徒・流・笞・杖刑名應合該除免當贖上請外、據法書輕重等第用常刑杖施行、令臣等詳定可否聞奏者。伏以五刑之制、百代所遵、雖沿革之不同、貴重輕之無撓、仰承睿旨、別定明文、俾官吏之依憑、絕刑名之出入、請宣付有司頒行。凡流刑四、加役流、杖二十・配役三年、流三千里、杖二十・配役一年、二千五百里、杖十八・配役一年、二千里、杖十七・配役一年。徒刑五、徒三年杖二十、二年半杖十八、二年杖十七、一年半杖十五、一年杖十三。杖刑五、杖一百爲杖二十、九十爲十八、八十爲十七、七十爲十五、六十爲十三。笞刑五、笞五十爲笞十、四十・三十爲八、二十・(二十)爲七。舊據獄官令用杖、至是定折杖格、長(常の誤り)行官杖長三尺五寸、大頭闊不過二寸、厚及小頭徑不過九分。小杖不過四尺五寸、大頭徑六分、小頭徑五分。徒・流・笞・杖、通用常行杖。流罪決訖、役一年、加役流決訖、役三年。徒罪決而不役。徒流皆背受、笞杖皆臀受、訊杖如舊制。
- () は標點本によつて補う。また『通考』卷一六六は『宋史』刑法志とほぼ同文。乾徳元年は九六三年。
- (2) 禪讓とは、古代の五帝の一人堯が實子をさしおいて孝行で名

高い舜に帝位をゆずつたように、武力でなく平和的に王朝が交代する形式。宋の太祖趙匡胤(九二七〜九九六)は、後周の世宗(在位九五四〜九五九)のもとで殿前都點檢(近衛軍の長官)として活躍し、九六〇年、形式的に恭帝から禪讓をうけた。在位九六〇〜九七六。

- (3) 『唐律』『宋刑統』で定められた刑罰は、死・流・徒・杖・笞の五刑であるが、唐宋五代の間に敕による重い刑罰體系が形成された。宋は從來の重い刑罰を輕減すべく、『唐律』の流罪以下を本文にあるように讀み變えた。これが折杖の制(折杖法)である。宮崎「法制」一七八頁以下參照。また折杖法の制定・變遷・運用については、川村康「宋代折杖法初考」(『早稻田法學』六五―四、一九九〇年)參照。
- (4) 流刑とは、現住地から所定の遠隔地への強制移住と移住地での一年の勞役を組み合わせた刑。『譯注』五、二七頁參照。
- (5) 加役流は、三千里に流した上で配所で三年の勞役に服する刑(『唐律疏議』名例律二四條)。「譯注」五、七七頁參照。
- (6) 脊杖は、背中をたたく刑。
- (7) 配役とは、配所での勞役。
- (8) 徒刑は、所定の年數勞役に服する刑。『譯注』五、二六頁參照。
- (9) 杖刑は、彈性ある細長い棒(杖)で身體をたたく刑。笞刑とは刑具の規格、訴訟手續きに相違がある。『譯注』五、二五・二六頁參照。

(10) 臀杖は、尻をたたく刑。

これより以前、藩鎮^①がのさばり、何でも死罪にして威力をしめした。朝廷はことを荒立てないよう大抵不問に付し、刑部^②の再審理の職務は行われなくなった。

建隆三年(九六二)、諸州に命じ死刑の案件を上奏させ、刑部に再審させることにし、その後舊制のように、大理寺^③の再審のあと刑部が再検討することとした。またすべて諸州の裁判は録事參軍^④と司法參軍^⑤が一緒に判決をくだすこととした。これより全國で、罪状を取調べ判決をくだすには、どこでも擔當の官吏が互いに繰り返し調べることとなったのである。

さらに刑部と大理寺が法の適用を誤るのを恐れて別に審刑院^⑥を設置して審理させた。官吏はひとたび法の適用が苛酷という罪に問われると、ときには一生昇進できなくなり、このゆえに誰もが公正を守ることに努めたのである。

(1) 藩鎮とは、節度使のこと。節度使は八世紀前半から邊境の備兵軍隊の司令官として設置された軍職。律令體制からはみ出した令外の官である。安史の亂以後中國内地にも設置され民政を掌握してから強大な勢力をもつに至った。しばしば反亂を起したほか、五代十國の創始者となることも多かった。宋の太祖が節度使の權力を奪ってからは(太平興國二年五月、九七七年)、武官の官品をしめす稱號(正二品に相當)、府州の格をしめす稱號にすぎなくなった。

(2) 刑部は、尙書六部の一つで司法を擔當する機關。『宋史』卷一六三、職官志。

(3) 『長編』卷三十三、建隆三年三月丁卯。上謂宰臣曰、五代諸侯跋扈、多枉法殺人、朝廷置而不問、刑部之職廢廢、且人命至重、姑息藩鎮、當如此耶。乃令諸州自今決人(大の誤り)辟訖、錄案開奏、委刑部詳覆之。また、『通考』卷一六六。宋太祖皇帝建隆三年、定大辟詳覆法。上懲五代藩鎮專殺之弊、初令諸州奏大辟案、委刑部詳覆。既又令諸州錄參與司法掾同斷獄。

(4) 原文「須刑部詳覆」。地方から中央へ送られてきた死刑判決は、大理寺で第二審がなされ(詳斷という)、その判決は審刑院もしくは刑部で再検討される。審刑院の検討を詳議、刑部のそれを詳覆という。宮崎「法制」二〇一・二〇二頁參照。

(5) 『長編』卷一七一、開寶九年七月丁亥。舊制、天下刑獄、大理寺詳斷、刑部詳覆。去年秋、嘗有詔令兩司參議同奏。時右贊善大夫張佖判刑部、比部員外郎李符判大理。符性剛強、頗輕重其法、佖多駁正之、屢至忿競、案牘轉復稽滯。佖上疏請復舊制、不報、因求外任。開寶九年は九七六年。

(6) 大理寺は、地方から送られる死刑など重要案件を再審理する機關。『宋史』卷一六五、職官志。

(7) 原文「大理寺詳斷」。前注(4)參照。

(8) 『長編』卷六一、乾德三年七月。是月、始令諸州錄參與司法掾同斷獄。從宗正丞趙郃之請也。乾德三年は九六五年。

(9) 録事參軍は、州の屬官、州に設置された州院の獄を掌り、犯

罪の事實調査を行う。

(10) 原文「司法掾」。州の屬官、適用すべき法を検出する。

(11) 『長編』卷三二一八、淳化二年八月丁卯。上欽恤庶獄、慮大

理・刑部吏舞文巧詆。己卯、置審刑院于禁中、以樞密直學士李

昌齡知院事、兼置詳議官六員。凡獄具上奏者、先由審刑院印訖、

以付大理寺・刑部斷覆以聞、乃下審刑院詳議、中覆裁決訖、以

付中書、當者卽下之、其未允者、宰相復以聞、始命論決。蓋重

謹之至也。また『通考』卷一六六、淳化二年八月。淳化二年は

九九一年。

(12) 審刑院は、大理寺の判決を再検討する機關。元豐の官制改革で廢止され、業務は刑部に移管された。前頁注(4)参照。

(13) 原文「坐深」。深文の罪に問われること。深文とは法を嚴しく適用すること。

(1) 唐の建中年間(七八〇〜七八三)に命じて、竊盜の對象となる財物が絹三匹になった者は死罪とした。武宗のとき、竊盜の財物が錢

千文となると死罪となったが、宣宗が即位してやっと廢止された。

後漢の乾祐(九四八〜九五〇)以來、法の適用はますます嚴しくな

り、民が一錢盗んでも最高刑に處せられた。後周の初め、その誤りを深く反省し、また建中の規定に従った。

宋の太祖はそれでもまだ重すぎるとし、あるとき額をひきあげて

三千文とし、一陌は八十と定めた。その後詔を下して言う。「民が

惡事を働くのを禁じるため法令を設けるのであるが、下々に對して

は大まかに、哀れみの心で接しなければならぬ。竊盜はもとより大惡人がおこすものではない。五代の王朝が定めた法は律の規定より重く、人々を愛するといふ趣旨に反している。今後竊盜の財物が五貫足陌となつたら死罪とする」。

舊法では、強盜が武器をもつ場合は、人を傷つけることがなくとも、皆死罪である。そこで詔を下して、もし人を傷つけない場合は、ただ奪つた財物を評價して罪を量ることとした。諸州に命じて、「盜賊を捕らえたとき狀況・證據が明白でないなら、拷問してはならない。拷問しなければならぬ場合は、まず長官に具申し、許可を得てからすべきである。およそ關係官廳がかつてに囚人を拷問したら、私罪に問う」とした。

當時天下はやっとおさまつたばかりで、法典は守られず、下級役人は律令に習熟せず、長官はまた武人が多く、かつてに法を運用していたのである。金州防禦使仇超らが、故意に人を死罪にあてた罪に問われて除名され、海中の島に流されてから、人々は法を守ることを知つた。

(1) 『通考』卷一六六。唐建中定令、竊盜滿三匹者死。會昌之後、竊盜贓錢一貫以上、抵極法。大中初、以其太重、復遵建中之制。漢乾祐以來、用法嚴急、民盜一錢者死。周太祖深懲其弊、定令竊盜贓滿三匹棄市。建隆二年、增爲錢三千、陌以八十爲限。至是又有是詔、法益寬矣。

(2) 『宋刑統』卷一九、賊盜律、強盜竊盜。唐建中三年三月二十四日敕節文、自今以後、捉獲竊盜、贓滿三匹以上者、并集衆決

殺。なおこの赦は、『冊府元龜』卷六二二、刑法部、元和四年二月條に、やや詳細に引用されている。

- (3) 原文「竊盜贓滿三匹者」。贓とは財物の奪取または授受が犯罪を構成するときに、奪取または授受の對象となった財物を指稱する言葉。『譯注』五、一八七頁參照。贓は絹に換算して評價する。一匹は約一二・三メートル。

- (4) 『新唐書』卷五六、刑法志。武宗用李德裕誅劉稹等、大刑舉矣、而性嚴刻。故時、竊盜無死、所以原民情迫於飢寒也。至是贓滿千錢者死。至宣宗乃罷之。武宗の赦は、『冊府元龜』卷六一三、刑法部、大中四年五月條に引用される。御史臺奏、准今年正月一日節文、據會昌元年二月二十六日敕、盜贓至一百文處死。宣委所司重詳定條流聞奏者。臣檢勘並請、准建中三年三月二十四日敕、每有盜賊贓滿三疋以上決殺。如贓數不充、量事科決。從之。これによれば、武宗の赦の發布年月は會昌元年(八四一)二月二十六日である。『冊府元龜』にある「一百文」は「一千文」の誤り。また後注(6)『唐會要』卷三九、議刑輕重、大中四年正月條にも武宗の赦が引用される。宣宗の赦の發布年月が大中四年(八五〇)五月、大中四年正月のいずれが正しいかは不明。なお『譯注續刑法志』三〇〇頁參照。

- (5) 武宗は、唐第十五代皇帝。八一四〜八四六。在位八四〇〜八四六。

- (6) 宣宗の赦は『唐會要』卷三九、議刑輕重、大中四年正月條に見える。攘竊之興、起于不足。近日刑法頗峻、竊盜益煩、贓至

一千、便處極法、輕人性命、重彼貨財、既多殺傷、且乖教化。況非舊制。須議更改。其會昌元年二月二十六日敕、宜令所司、重詳定條流。

- (7) 宣宗は、唐第十六代皇帝。八一〇〜八五九。在位八四六〜八五九。

- (8) 『五代會要』卷九、定贓。漢天福十二年八月敕、應天下凡關強盜捉獲、不計贓物多少、按驗不虛、並宜處死。またこの記事は、『舊五代史』卷一〇〇、後漢天福十二年八月丙申條、『冊府元龜』卷六一三、刑法部にもある。何れも繫年は天福十二年(九四七)、乾祐の前年である。強盜は多少を計らず死刑とあるから、一錢でも處刑されることになる。

- (9) 『五代會要』卷九、定贓。周廣順三年二月、中書門下奏、今後應犯竊盜贓及和姦者、並依晉天福元年已前條制施行。……、乃下詔曰、……、其盜賊若強盜、並准向來格條斷遣。「其犯竊盜者、計贓絹滿三匹者、並准衆決殺。」其絹以本處工估價爲定、不滿三匹者、第等決斷。「」内が唐建中三年の規定と同じである。廣順三年は九五三年。

- (10) 『長編』卷二二三、建隆二年二月己丑。舊制、竊盜贓滿絹三匹者棄市。己丑、改爲錢三千、其陌八十。また『宋會要』刑法三一一、建隆二年二月二十五日。詔、自今犯竊盜贓滿三貫文坐死。不滿者、節級科罪。其錢八十爲陌。先是周廣順中、敕竊盜計贓絹三匹以上者死。絹以本處上估爲定。不滿者、等第決斷。至是以絹價不等、故有是詔。建隆二年は九六一一年。

(11) 原文「増爲錢三千、陌以八十爲限」。陌とは貨幣を數える單位。本來は一〇〇文を一陌としたが、唐末以降一〇〇文未滿を一陌とするようになった。ここでは八〇文を一陌とするの意。従つて陌八十で三千文は實質二四〇〇文である。

(12) 『通考』卷一六六、建隆三年二月。詔曰、王者禁人爲非、乃設法令、臨下以簡、必務哀矜。世屬亂離、則糾之以猛、人知恥格、則濟之以寬。竊盜之生、本非巨蠹。近朝立制、重於律文、甚非愛人之旨。自今竊盜贓滿五貫足陌者死。また『長編』卷三一二、建隆三年二月己亥條、『宋會要』刑法三一、建隆三年二月十三日條。

(13) 原文「臨下以簡」。『書經』大禹謨の言葉。ことの大體をとり、細事に拘泥しないの意。

(14) 足陌とは、一陌が一〇〇文の場合をいう。従つて五貫足陌とは五〇〇〇文のこと。

(15) 『長編』卷八一七、乾德五年四月丙戌。詔、比者強盜持杖、雖不傷人者、皆棄市。自今雖有杆棒、但不傷人者、止計贓以論其罪。乾德五年は九六七年。なお『宋刑統』卷一九、賊盜律、強盜竊盜に、周顯德五年七月七日敕條、今後應持杖行劫、不問有贓無贓、並處死。其同行劫賊、內有不持杖者、亦與同罪。其餘稱強盜者、准律文處分。強盜とは脅迫または暴行をもつて財を奪うこと。『譯注』七、一九〇〜一九二頁參照。

(16) 『宋刑統』卷二九、斷獄律、不合拷訊者取衆證爲定に、「建隆三年十二月六日敕節文、宜令諸道州府指揮推司官吏、凡有賊

盜刑獄、並須用心推鞠、勘問宿食行止・月日去處。如無差互、及未見爲惡蹤緒、即須別設法取情、多方辯聽、不得便行鞭拷。如是勘到宿食行止、與元通詞款異同、或即支證分明、及賊驗見在、公然拒抗、不招情款者、方得依法拷掠、仍須先申取本處長吏指揮。餘從前後制敕處分」とあるのを參照。ただし「および私罪に問う」は參照記事がない。

(17) 私罪とは公務に關係なく私人として犯す罪のすべて、および惡意をもつて公務上で不正・違法をなす罪をいう。『譯注』五一〇六頁參照。

(18) 『長編』卷二一七、建隆二年五月。五代以來、典刑弛廢、州郡掌獄吏不明習律令、守牧多武人、率恣意用法。金州民馬從玘子漢惠無賴、嘗害其從弟、又好爲愆攘、閭里患之。從玘與妻及次子、共殺漢惠。防禦使仇超・判官左扶、悉按誅從玘妻及次子。上怒超等故人死罪、令有司劾之、並除名、杖流海嶋。自是人知奉法矣。

(19) 金州は現在の陝西省安康縣。防禦使は唐代では重要な州におかれて軍事を擔當したが、宋代路制がしかれ、州に知州が派遣されると、武官の階官となった(從五品相當)。

(20) 除名は、官品・職掌を除き、民におとすこと。

開寶二年(九六九)五月、太祖は暑さ殿しい折り、獄に繋かれることの苦しみを深く思い、手詔を下した。「兩京・諸州は、長官に命じて、監獄の官吏を監督し、五日に一度點檢し、牢獄を掃除し、

刑具を洗わせよ。貧困のため自活できない者には飲食を與え、病氣の者には藥を與え、軽い罪で拘禁されている者はすぐに刑を執行して、滞りのないようにさせよ。これ以後、毎年五月、かさねて官吏に救し、恆例とした。

⁽³⁾ 太祖は自ら囚人の裁判記録を調べること、専ら憐れみの心で對處した。凡そ御史臺・大理寺の官僚は特に厳しく選んだ。あるとき侍御史知雜の馮炳に「朕は『漢書』⁽⁶⁾を讀むたびに、張釋之や于定國が裁判すると天下に冤罪がないことを知る。卿にもこのように望むものだ」と言い、金の印と紫の綬を賜つて勵みとさせた。

⁽⁹⁾ 八年(九七五)、廣州から上奏があつた。「先の詔によると、竊盜の財物が死罪にあたる者は皇帝の裁決を仰げとあります。嶺南は都から遠く、繰り返し上奏していれば、滞ることになります。中央からの判決の到着を待たずに刑を執行することをお許し下さい」。太祖は上奏をご覧になり、哀れんで「南海のはての習俗は禮節を知らず、こそ泥⁽¹¹⁾などもとより日常茶飯事である」と言い、そこで詔をくだした。「嶺南の民で竊盜を犯し、財物が五貫ないし十貫になった者は、杖でたたき、顔に入墨し、配所で勞役を科す。十貫以上の者は死罪とする」。

(1) 『宋會要』刑法六一五一、開寶二年五月十一日。詔曰、扇暍泣等(衍字)辜、前王能事。恤刑緩獄、有國通規。朱夏既臨、溽暑方盛、眷茲縲繫、深用哀矜。宜令有司、限詔到、其囚人枷械、囹圄戶庭、長吏每五日一次、檢視灑掃、務在清潔。貧無所自給者、供飲食、病者給醫藥。小罪即時次(決の誤り)遣、重

繫無得淹滯。この詔は『宋大詔令集』卷二〇〇、刑法上、『長編』卷一〇一七、開寶二年五月、『通考』卷一六六にもある。『長編』は「兩京諸州」を「西京諸州」とするが、兩京が正しい。兩京は東京開封府(現在の河南省開封市)と西京河南府(現在の河南省洛陽市)。

(2) 趙升『朝野類要』卷四、手詔に「或非常典、或是篤意、及不用四六句者也」とある。形式によらず、皇帝の心情から發せられる詔。

(3) 『長編』卷一四一五、開寶六年五月甲戌。以殿中侍御史鉅野馮炳爲侍御史知雜、判御史臺事。上留意聽斷、專事欽恤、御史・大理官屬尤加選擇。嘗召炳謂曰、朕每讀漢書、見張釋之・于定國治獄、天下無冤民、此所望於汝也。賜金紫以勉之。

(4) 御史臺は、官僚を督察する中央官廳。『宋史』卷一六四、職官志。

(5) 侍御史知雜は、知雜侍御史のこと。御史臺の副長官。

(6) 『漢書』は、後漢の班固が著した前漢の歴史書。一二〇卷。

(7) 張釋之、字は季、南陽堵陽の人、前漢文帝のときの廷尉(司法長官)。「漢書」卷五〇に傳記がある。

(8) 于定國、字は曼倩、東海郯の人、前漢宣帝のときの廷尉。

(9) 『長編』卷一六一五、開寶八年四月戊辰。廣州言、竊盜賊滿五貫至死者、準詔當奏裁。嶺表遐遠、覆按稽滯、請不候報決之。上惻然曰、海隅之俗、習性貪冒、穿窬攘竊、乃其常也。庚

午、詔、廣南民犯竊盜賊滿五貫者、止決杖・黥面・配役、十貫者棄市。

(10) 嶺南は、嶺南路。淳化三年(九九二)東西路にわかれ、至道三年(九九七)廣南東西路となる。現在の廣東・廣西兩省。

(11) 原文「穿窬」。壁を穿ち垣根をこえて竊盜すること。「穿窬之盜」として『禮記』表記、『論語』陽貨などに見える。

(1) 太宗は位にあるとき、常に自ら審理にたずさわり、都の裁判に疑わしいものがあれば大抵みずから判決を下した。そして何時もともしびで暗い所をよく照らすが如くであった。

(3) 太平興國六年(九八一)詔を下した。「諸州の重要裁判は、長官が自ら判決を下さないなら、胥吏がそれにかこつけて不正を働き、證人を逮捕し、ずるずるひきのばして次の年に持ちこし、それでもなお判決がでないことになる。今後長官は五日に一回囚人の記録を調べ、事實の明白になった者は直ちに判決を下せ」。また審理の期限を定め、重要事件は四十日、普通の事件は二十日、小さな事件は十日、逮捕するに及ばず判決の下し易い事件は三日を越えてはならないとした。

(5) のちさらにつけ足して法令を定めた。「判決の期限の違反は、官書稽程律に準據して罪を論じ、四十日を越える場合は皇帝の判断を仰げ。事件が證人を必要とし期限に遅れるときは、それぞれその旨を報告せよ」。しかし州縣では拘禁にあたって、なお往々徹底究明を名目として、人々を追い立て騒ぎに巻き込み、ややもすれば破産

に追い込んだ。

(7) 江西轉運副使張齊賢の上奏によって、地方の縣の罪人は五日に一度拘禁と釋放の人数を州に上申し、州の牢獄は別に臺帳を置いて長官が檢察し、數日にひとたび引き出して尋問し、滞りのないようにして毎月くわしく上奏し、刑部は拘禁の多いところを調べ、官に命じて直ちにに向いて刑を執行し、冤罪で長く拘禁されているような者がいれば、州の官吏を降格させることとした。

(10) たまたま兩浙轉運司も同様の上奏をおこなった。「管轄下の州では牢獄が囚人でいっぱいであるのに、長官はかかって隠し、獄は空であると言っている。朝廷が裁判の滞りを詰責するのを恐れるからである」。そこで詔をくだした。「獄が空であると虚偽の上奏をしたり、囚人の數を隠したりすれば、必ず厳しく譴責を加えることとする。告發する者を募って褒美をとらす」。

(1) 『長編』卷二二四、太平興國六年四月辛未。上躬親聽斷、京城諸司獄有疑者、多臨決之。

(2) 太宗は、宋第二代皇帝、趙匡義。太祖の弟。九三九〜九九七。在位九七六〜九九七。

(3) 『通考』卷一六六、太平興國六年。詔、自今長吏每五日一慮囚、情得者即決之。詔、自今繫囚如證左明白、而捍拒不伏、合訊掠者、集官屬同訊問之。勿令胥吏撓決。上頗慮天下有滯獄、復建三限之制、大事四十日、中事二十日、小事十日、有不須追捕而易決者、不過三日。また『長編』卷二二四、太平興國六年三月己未、『宋大詔令集』卷二〇〇、令諸州大獄長吏五日一

親臨慮問詔、太平興國六年九月壬戌。

(4) 原文「不他逮捕而易決者」。「他」字は明らかに誤り。前注

(3) の『通考』『長編』にしたがって、「須」字に訂正。

(5) 『宋會要』刑法三十四九、雍熙三年十月二十二日。有司言、

準太平興國六年五月詔書、諸道刑獄、大事限四十日、中事二十

日、小事十一(衍字)日、笞十下、三日加一等、罪止杖八十。

自來諸道刑獄出限三十日以下者、比官文書稽程定罪。故違日限

稍多者、即引上件詔書、從違制定罪。今請別立條制、凡違四十

日以下者、比附官文書定斷、罪止杖八十、四十日以上奏取旨。

如事有關連、須至移牒刺問、致稽緩者、具以事聞奏。

(6) 『宋刑統』卷九、職制律、制書稽緩錯誤。諸稽緩制書者、一

日笞五十、一日加一等、十日徒一年。其官文書稽程者、一日笞

十、三日加一等、罪止杖八十。この條文は、詔書や官文書を書

き寫し送達するのに、期限よりおくれた場合の罪を規定したも

の。

(7) 『長編』卷二二一七、太平興國六年是歲。齊賢又言、刑獄

繁簡、乃治道弛張之本。于公陰德、子孫卽有興者、況六合之廣、

能使獄無冤人、豈不福流萬世。州縣胥吏、皆欲多繫繫人、或以

根窮爲名、恣行追擾、租稅逋欠至少、而繫繫累日、遂至破家。

請自今外縣罪人、令五日一具禁放數白州、州獄別置歷、委長吏

檢察、三五日一引問疏理、每月具奏、下刑部閱視。有禁人多者、

卽奏遣朝臣馳往決遣。若事涉冤誣、故爲淹滯、則降黜其本州官

吏。或終歲獄無冤滯、則刑部給牒、得替日、較其課旌賞之。

(8) 江西は江南西路、現在の江西省の大部分。轉運司は路の財政

一般を監督する役所、副使はその副官。

(9) 張齊賢、字は師亮、曹州冤句の人、九四三〜一〇一四。官は

宰相にいたる。『宋史』卷二六五に傳がある。

(10) 『宋會要』刑法四一八五、太平興國七年八月十五日。兩浙路

轉運使高冕言、部內諸州、繫囚甚多。蓋知州通判、慢公不卽決

遣、致成淹延、或虛奏獄空、隱落罪人數目、以避朝廷按問。望

自今虛奏獄空及見禁人狀內、落下人數、隱縮入禁月日者、許本

州官吏互相申糾、重行朝典。從之。『長編』卷二三一三、太

平興國七年八月條は『宋史』刑法志とほぼ同文。太平興國七年

は九八二年。

① これより以前、諸州は流罪の人をすべて都に護送したが、至ると

ころでちょっとしたことにでも因縁をつけ、途中で非業の死をとげ

るものが十人のうち常に六、七人はいた。張齊賢はまた上奏した。

「凡そ罪人が都に到着すれば、廉潔な官僚を選んで取調べさせ、も

し明らかに冤罪であることが分かったら、その州の官吏を處罰され

たい。さらにただ本人だけを送り、家族は沙汰を待ち、關係者は護

送を免除するように。そこで詔を下した。「凡そ徒罪・流罪を犯し

たものは、すべて各地の牢城に配屬し、これから先ふたたび都に轉

送しなくてよい」。

② 雍熙元年(九八四)、諸州に命じて十日に一度囚人の臺帳、犯し

た罪名及び拘禁の日數を書き出して報告させ、刑部には専らその違

法を糾弾させた。太宗が諸州の奏した刑獄の状況をみると、獄に三百人を繋ぐものがあった。そこで命じて、自宅に監禁する者、よそに預けて監禁する者、保證人をたてて牢外にある者、及び邸店で養生する者もみな、拘禁の人数に入れ、一つ一つ書き出して報告させ、およそ審理の期限に違う者、判決すべくして判決しない者、及び些細な犯罪なのに拘禁する者は、關係官廳が非難攻撃の上奏を行うこととした。

(9) 開封府の李という女性はあるとき登聞鼓を打ち、息子がなく、そのうえ自身病に犯されている、一旦死ねば、土地屋敷をゆずるものがないと自ら訴えたので、開封府に詔して彼女が欲するように處置させた。李には父親だけがあり、他の親族はいなかった。當局はあることで父親を牢獄に繋いだ。李はまた登聞鼓にいたって父が拘禁されたことを訴えた。太宗は驚き、「このようなことがどうして拘禁に當たるか。天子の膝元ですらこんなことがある。天下は廣大であるから、どうして冤罪のないことがありえようか。朕は全國の裁判を自分で判決できないのが残念だ。もとより苦勞を辭するつもりはない」と言った。即日、殿中侍御史李範ら十四人を江南・兩浙・四川・荊湖・嶺南に分けて派遣し、裁判の審理、判決を行わせた。怠慢な官吏は、その罪を弾劾して報告させた。ことに當たって明敏、裁判の遲滞のない者も同様に姓名を報告させた。はじめて諸州に命じて十日に一度囚人の裁判記録を調べさせた。

(1) 『長編』卷二二一六、太平興國六年是歲。先是、諸州罪人皆錮送闕下、道路非理而死者、十常六七、所坐或資緣細微、情

可憫側。江南西路轉運副使・左拾遺張齊賢上言、罪人至京、請擇清彊官慮問、若顯負沈屈、則量罰本州官吏、自今令只遣正身家屬別候朝旨。干繫人非正犯者、具報轉運使、詳酌情理免錮送。虔州嘗送三囚、坐市牛肉、并家屬十二人悉詣闕、而殺牛賊不獲、齊賢悉縱遣其妻子。自是江南送罪人、歲減大半。また洪邁『容齋四筆』卷一三、國初救弊を參照。

(2) 原文「若顯負沈屈、致罷官吏」。「致罷」は標點本『宋史』四九八三頁が指摘するように、何らかの誤りと思われる。『長編』にしたがって譯出。

(3) 『長編』卷二三一七、太平興國七年閏十二月丁酉。詔、諸州犯徒流罪人等、並配所在牢城、勿復轉送闕下。仍不得輒以案牘聞奏、稽留刑獄。違者論其罪。

(4) 牢城とは牢城軍のことで、雜役兵である廂軍の一つ。配流の罪を犯したものはその程度によって刑も何段階かに分けられたが(例えば淳熙十一年「一一八四」の規定では一四等)、その一つに本州牢城つまり裁判をうけた州の廂軍に配屬され勞役に服する刑がある。佐伯富「宋代の牢城軍について」(『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』同朋舎、一九八九年)參照。

(5) 『宋會要』刑法六一五一、太平興國九年三月三日。詔、自今天下繫囚、依舊例、十日一具所犯事因・收禁月日申奏。其閒(門の誤り)留・寄禁・店戶將養・保明出外知在、並同見禁人數。仍委刑部糾舉。如事理可斷、及事有小虛有禁繫者、本處官吏重行朝典、人吏仍勒停、配重處色役。奏禁人數、不以實及淹

延日月、當密行察訪、許人告。『通考』卷一六六、太平興國九年三月の條は、『宋史』刑法志とほぼ同文。太平興國九年は九八四年、この歳十一月に雍熙と改元された。

(6) 原文「門留」。

(7) 原文「寄禁」。

(8) 邸店は、旅館、倉庫、問屋、もしくはそれらを兼營する者。

『作邑自箴』卷七、勝客店戸によると、旅行者に病人が出た場合、客店戸は醫者を呼び、看病し、そのことを縣に出頭して報告する義務を負う。客店戸は邸店と同じ。これは旅行者の場合であるが、罪人の場合も官の委託を受けて療養させたのかも知れない。

(9) 『宋會要』刑法五一六、太平興國九年六月八日。遣殿中侍御史李範等八人、往兩浙・淮南・江南・西川・廣南、錄問刑獄。先是、登聞院引對婦人李氏。自陳云、無兒息、身且病、恐一旦溘死、家業委棄、欲未死有所歸。帝因謂宰臣曰、此婦人數日前、朕已令開封府依所欲裁置之。今復來告訴稱、其父已被繫矣。此是小事、何用禁繫、京輦之下、尙敢如此。天下至廣、冤枉可知。朕恨不能徧關天下獄訟、新行決斷。每見大理寺斷遣、諸州刑獄、多爲其中有小未盡、即却之。今國家封疆（疆の誤り）廣遠、來往動是五七千里、再令勘覆、轉是掩延。今後宜令周細詳酌、如不干人命、便與斷決、不須重勘。（王）琪等曰、謹奉詔、即日分遣使焉。『通考』卷一六六、太平興國九年六月。詔、遣殿中侍御史李範等四十人、分往江南・江浙・西川・荊湖・嶺南

等道、按問刑獄、情得者、即決之。若須證逮者、並具獄、論如律。吏之弛怠者、劾其罪以聞。其臨事強明、刑獄無滯者、亦以名來上。

(10) 登聞鼓とは、皇帝への直訴のため都に設置された鼓。鼓を打つて文書を投進する。宋初、登聞鼓を管掌する役所として鼓司が置かれていたが、景德四年（一〇〇七）登聞鼓院と改稱された。また登聞鼓と關連する制度として、直訴のための投書箱も置かれ、宋初は縣司が管掌し、太平興國九年（九八四）に登聞院、景德四年に登聞檢院と改稱された。登聞鼓院に訴えて退けられたものが、登聞檢院に訴えるのである。石田肇「北宋の登聞鼓院と登聞檢院」（『中島敏先生古稀記念論集』上卷、同記念事業會、一九八〇年）参照。

(11) 殿中侍御史は、御史臺の三院のうち殿院に屬し、殿中における百官の失禮を正す。定員二名。『宋史』卷一六四、職官志。

(12) 至道三年（九九七）から天禧四年（一〇二〇）まで江南路として一路にまとめられた以外は東西二路。現在の江西省及び安徽省の長江以南。

(13) 太平興國九年當時の兩浙は東北路と西南路からなる。東北路は現在の浙江省及び江蘇省の長江以南。西南路は福建省。雍熙二年（九八五）兩浙東北路は兩浙路、兩浙西南路は福建路となる。その後、兩浙路は熙寧年間および南宋のとき東西路に分かれる。

(14) 太平興國九年當時の四川は西川路と峽西路からなる。現在の

四川省東部、陝西省・甘肅省の一部。咸平四年（一〇〇二）、西川路と陝西路は益州路（のち成都府路）・夔州・梓州（のち潼川路）・利州の四路に編成替えされた。

(15) 雍熙二年（九八五）から咸平二年（九九九）まで荆湖路であった以外は南北二路に分かれる。現在の湖北省の大部分と湖南省。

(16) 『長編』卷二五—一〇、雍熙元年六月（？）庚子條、『宋史』卷四、雍熙元年六月庚子條、ほぼ同文。

⁽¹⁾ 太宗はあるとき宰相に言った。「御史臺は天子の膝元にあり、天下の法の基準となるところである。仄聞したところでは、御史臺での取調べはたいいてい御史自ら行うことなく、簾を下ろして悠然とかまえて威張っている。取調べの仕事は胥吏に任せてしまふのであるから、冤罪の無いことを求めようとしてもどうしてできようか」。そこで御史に詔して判決は必ず自ら行い、全部胥吏まかせにしてはならないとした。

⁽²⁾ またあるとき宰相に諭した。「大理寺の上奏した案件をみるといづつ、項目があまり整っていない。それを送達して再審させると、とかく數千里以上に及ぶから、長期にわたって獄に拘禁されることになり、はなはだ憐れむべきである。お前たちは詳しく事情を酌み、殺人事件でない場合には、すぐに罪を量って處理し、再審を行うな」。そしてはじめて諸州に命じた。「答罪・杖罪で證人の出頭を必要としない場合は、長官がただちに刑を執行し、再び關係官廳にま

わすようなことをしてはならない。群臣は詔を受けて審理を行い、判決が出てから驛馬で中央に報告し、關係官廳が再審の判決を下したのち、再び驛馬で州に下す。中央に送られた疑獄案件は、刑部が再審して疑わしい事實が無ければ、州の官吏をすべて制敎に違反した罪に問う。まさに上奏すべき疑獄案件も同様に驛馬で報告せよ」。

(1) 『長編』卷二五—一〇、雍熙元年七月癸丑。上曰、御史臺、閤門之前、四方綱準之地、頗聞臺中鞠獄、御史多不躬親、垂簾雍容、以自尊大。鞠按之柄、委在胥吏、求民之不冤・法之不濫、豈可得也。乃詔、自今鞠獄御史必須躬親、毋得專任胥吏。

(2) 『長編』卷二五—一〇、雍熙元年八月戊寅。上謂宰相曰、每閱大理奏案、或節目小有未備、移文案覆、封疆悠遠、動涉數千里外、禁繫淹久、甚可憐也。自今卿等詳酌、如非人命所繫、卽與量罪區分、勿須再鞠。始令諸州等（答の誤り）・杖罪不須證逮者、長吏卽決之、勿復付所司。群臣受詔鞠獄、獄既具、驕置來上、有司斷說（訖の誤り）、復騎置下之。諸州所上疑獄、有司詳覆而無可疑之狀、官吏並同違制之坐。其當奏疑案、亦騎置以聞。

⁽¹⁾ 二年（九八五）命じて、竊盜が十貫になったものは皇帝の裁斷を仰ぎ、七貫は杖でたたき、顔に入墨し、牢城に配屬し、五貫は配所での勞役三年、三貫は二年、一貫は一年とし、そのほかは舊制の通りとした。

⁽²⁾ 八月、また使者を諸道に分けて派遣し、巡察させた。太宗は「朕

は人を牢獄に繋ぐことに日夜心がいたむ。無實の者を長く牢獄につなぐことを心配しているのだ」と言った。

(1) 十月、太宗は都の牢獄に繋がれている囚人の裁判記録を自ら調べ、かくて日暮れに及んだ。近臣のなかに仕事のしすぎを諫める者がいたが、太宗は「もし恩恵がどこにも訴えるところの無い者に及び、裁判を公平妥當、冤罪を招かないようにできたら、朕の心は非常に喜ばしい。何の苦勞があるうか」と言い、それと関連して宰相に言った。「内外の官僚が、もし皆こころして政務にあたれば、天下はどうして治まらないことがあろうか。古人は一縣、一郡の長官として、飛來するいなごを境内に入れしめず、猛虎を河を渡って去らした⁽⁵⁾。ましてよく民を慈しみ養い、冤罪をはらし、遲滞をおさめるなら、どうして天の和氣を招き寄せられないことがあろうか。朕の常に自ら勤めて怠らないという意志は決して變えることはない。役所の細々とした事柄は、帝王自ら裁決すべきでないといふ人が、朕の心はこれと違っている。もし至高の位に自ら安んじていれば、下々の事情を上達させることはできない」。

これより嚴寒・酷暑あるいは時ならぬ雨雪のときには、そのたびに自ら囚人の記録を調べ刑を輕減することが多かった。諸路には官を派遣して審理・判決させ、ほぼ慣例とした。後世これを遵守して廢さなかつたことは、各代の本紀に見えている。

(1) 『通考』卷一六六、太平興國十年五月、ほぼ同文。

(2) 『長編』卷二六十三、雍熙二年八月庚辰。上謂宰相曰、朕于

獄犴之寄、夙夜焦勞、比分遣使臣按巡諸道、蓋慮或有冤滯耳。

囚思新及第進士爲司理參軍、彼于法律固未精習、宜令諸州長吏視其不勝任者、于判司簿尉中兩易之。

(3) 宋は唐制を繼承し、全國を初めは一五道（太平興國四年、九七九年）、ついで一〇道（淳化四年、九九三年）に分けたが（道は節度使の管轄地域）、一方で太平興國四年當時すでに轉運司の管轄區分たる路が少なくとも二一路知られている。そして至道三年（九九七）道制の廢止、路制の制定にもなって、全國が一五路に分けられた。路は軍事的區分をさすこともあるが、主として轉運司所轄の地域區分をいい、州縣等の行政を監督する轉運司の職務から監督區分として機能した。張家駒「宋代分路考」（『禹貢』四一一、一九三五年）參照。

(4) 『長編』卷二六十六、雍熙二年十月辛丑。上錄京城諸司繫囚、多所原減、決事遂至日旰。近臣或諫以勞苦過甚。上曰、不然、儻惠及無告、使獄訟平允、不致枉撓、朕意深以爲適、何勞之有。以下「上達させることはできない」まで『宋史』刑法志の本文とほぼ同文。

(5) 原文「古人宰一邑、守一郡、使飛蝗避境、猛虎渡河」。『後漢書』列傳三一、宋均傳に、「遷九江太守。郡多虎暴、數爲民患、常募設檻穽而猶多傷害。均到、下記屬縣曰、夫虎豹在山、鼉鼉在水、各有所託。且江淮之有猛獸、猶北土之有雞豚也。今爲民害、咎在殘吏、而勞勤張捕、非憂恤之本也。其務退姦貪、思進忠善、可一去檻穽、除削課制。其後傳言虎相與東游度江。中元元年、山陽・楚・沛多蝗、其飛至九江界者、輒東西散去、由是

名稱遠近」とあるのを踏まえると思われる。なお漢代の行政組織は郡縣制であり、郡の長官を太守、縣の長官を縣令（一萬戸未滿の縣では縣長）といった。郡と縣の間には統屬關係はない。

(6) 原文「帝紀」。本紀は皇帝の事績を中心に國家の大事を記したものの。「宋史」には本紀が四七卷ある。(宮澤知之)

(1) これより先、太祝の刁術が次のように上奏した。「その昔は、惡者を四方の果てに追放しましたが、今はといえは、遠方の囚人どもをすべておかみの膝元にこさせ、勞役のある役所に配屬させております。天子のいます尊い都に、流刑の囚人を聚めて役使すべきでしょうか。『禮記』に、「人を市で刑するは、衆とともにこれを棄て」と申しておりますれば、宮城の中は刑罰を執行する場所でないことが知られましょう。今後、各地方の罪人は護送して都へのほさず、また、役所にとどめて勞役をさせぬよう希望致します。天子の御前では刑罰を執行せず、殿前司、引見司の鉗、黥の法定刑具や杖は、すべて御史臺、大理寺、開封府にあずけられますよう。その時により、宦官や法官に命じ、禮式通りに法の執行を監視させ、刑罰を公明にし、法を謹しむ意を重んじられますように。上奏を御覽になった皇帝はたいそう悦ばれ褒答の詔を賜われたけれども、それには従われなかった。

(1) 『長編』卷二三一一七、太平興國七年閏十二月丁酉。先是、知桐廬縣太常寺太祝刁術上疏言、(略)古者投姦人於四裔、今乃遠方囚人、盡歸象闕、配於務役、最非其宜。神皋勝地天子所居、

豈可使流囚於此聚役。自今外處罪人、望勿許解送上京、亦不留於諸務充役。又禮曰刑人於市、與衆棄之、則知黃屋紫宸之中、乃非行法用刑之所。望自今御前不行決罰之刑、殿前・引見司鉗黥法具、並付御史・廷尉之獄、杖不以大小、皆以付御史・廷尉・京府。或出中使、或命法官、具禮監科、以重聖皇明刑慎法之意。(略)上覽疏甚悅、降詔褒答焉。

(2) 太常寺太祝は、從八品の寄祿官。

(3) 刁術、字は元賓、昇州(現江蘇省南京市)の人。『宋史』卷四四一に傳があり、この上疏も載せている。

(4) 『書經』舜典。流共工于幽州、放驩兜于崇山、竄三苗于三危、殛鯀于羽山、四罪而天下咸服。

(5) 原文「象闕」は、本來は、宮門外に法文を掲示する場(『周禮』天官、太宰)だが、ここでは闕中の通門の意で、天子の宮殿のある所を指す。

(6) 北宋時代には、都に連れてくる配隸の罪人は、肉體勞働を必要とする車營務、致遠務、東西察務などに配屬させられた。

(7) 『禮記』王制。

(8) 前注(1)と同所。「詔。諸州犯徒流罪人等、並配所在牢城、勿復轉送闕。(略)。雙行注。恐此詔、實因刁術也。

(9) 殿前司は正しくは殿前都指揮司、略して殿司ともいう。禁軍(正規軍)を統轄する最高機關。引見司は御前忠佐(軍頭)引見司の略。一種の憲兵的任務も受持ち、その勾當公事官には宦官が任命された。

(10) 刁衍の本傳にも、この文章が一部引用され、敕杖大小の語がみえる。

(11) この三つの官廳は、獨目に裁判を行い、被疑者、證人を留置して取調べる(置獄)することができた。なお原文「廷尉」は大理寺の雅名。

雍熙三年(九八六)、はじめ、儒學を修めた士人を司理判官に登用した。諸州で囚人の訊問をさせるには、多くの官員が共同であるのではなく、長官に上申して、裁可の「判」をもらって、囚人を訊問した。刑部の張佖が次のように述べた。「官吏が法を枉げて死罪とすれば、法規をより峻嚴にし、その明察・慎重の責任をとらざるべきです」。そこで始めて以下の制度を定めた。すべて裁判において、間違つて死刑の判決を下した場合、その官職で、減罪・贖罪はできない。檢法官と判官は、すべて一任を削除する。檢法官はなお罰銅十斤とし、長官は職任を停止する。ついで刑部詳覆官六員を設置し、専ら、全國から上申してきた裁判書類を閱覽させ、あらためて刑獄取調べ官を派遣せぬこととした。御史臺には推勘官二十人を置き、すべて、京官と朝官を任じた。諸州で重大な裁判事件が発生した時には、驛馬を馳せて現地へ赴き取調べさせた。出發の暇乞いの日、帝は必ずお出ましになり、「事を大きくするな、とどこおらせるな」と説諭され、すべて、支度料を下賜された。戻つてくれば、必ず召見されて、裁判の事状をたずねられた。こうした手續は令として成文化された。これより、大理寺の杖罪以下の判決につ

いては、刑部の再點檢をまつこととなった。また駁奏された全國の裁判調書で、まだ十分揃っていないものも、やはり刑部が點檢してから奏上させた。刑部長官の李昌齡が言った。「もとの制度では、大理寺が刑罰を定めて刑部に送ってきた。詳覆官が法規と罪狀を書き加え、主判官が斷決の語句を書き、そこでおかみに奏上する。開寶六年(九七三)に至つて法直官がいなくなり、大理寺と刑部が共同で再檢討の詞狀を斷決した。いま、大理寺が裁決した裁判調書は、大理寺の官が捺印署押し、刑部詳覆官に送り、妥當であれば、大理寺に送り返して一緒に上奏する。さもなければ、一一反駁して上聞すべきである」。

(1) 『長編』卷二七七八、雍熙三年三月。是月、始用士人爲司理判官。なお、司理院については、梅原『研究』一八頁に簡單な説明がある。

(2) 『長編』卷二七一九、雍熙三年九月戊辰。判刑部張佖上言、望自今應斷奏失入死刑者、不得以官減贖、檢法官削一任、長吏並停見仕。從之。この記事は『長編』卷六〇一五、景德二年七月辛亥に、「又雍熙三年七月、敕、權判刑部張佖起請、失入死罪、不許以官當贖、知州通判並勒停」(『宋會要』職官一五二と刑法四一六九にも同様の記述あり)ともみえる。なお張佖は『宋人軼事彙編』卷一二二に收録する字子澄、常州(現江蘇省常州市)の人か。

(3) 『易經』旅。君子、以明慎用刑、而不留獄。

(4) 失入。失は行政上の裁定ないし監督においてあやまちを犯し

不覺をとること、入は本來無罪たるべきを有罪、輕罪たるべきを重罪と判決すること（『譯注』五、四六頁、一三九頁）。

- (5) 減は流罪以下について一等を減ずること、贖は流罪以下を贖すること。『譯注』五、七九〇八二頁、名例、應議請減の項の解説参照。

- (6) 大理寺の屬官、法直官が京官の位階を得れば檢法官に改稱する。『宋史』卷一六五、職官志。

- (7) 任は一任期、普通は三年だが、大理寺や刑部の法官は二年のこともある。一任を削るとは、一任期分の實績をないこととする處罰。

- (8) 『長編』卷三一四、淳化元年五月辛卯。令刑部置詳覆官六員、專閱天下所上案牘、勿復遣鞠獄、置御史臺推勘官二十人、並以京朝官充。若諸州有大獄、則乘傳就鞠、辭日、上必臨遣諭旨曰、無滋蔓、無留滯、咸賜以裝錢、還、必召見問以所推事狀、著爲彝制。前半の詳覆官設置は『宋會要』職官一五一、同年同月にもみえる。

- (9) 『職官分紀』卷一四一五四、推直官推勘官に「淳化初、嘗置推勘官二十員」とあるが、その後まもなく減額されたか『宋史』卷一一七、職官志に「咸平中、置推勘官十員」とある。

- (10) 京官とは從九品將作監丞から從八品祕書郎までをいい、朝官は正八品の太子洗馬から從七品の太常博士までをいう。いずれもこの當時は席次と給與にかかわる位階名である。詳細は梅原『研究』三七頁以下を参照。

- (11) 李昌齡、字は天錫、宋州楚丘（現河南省曹縣）の人。『宋史』卷二八七。

- (12) 法直官は、もと五代節度使管下の文官で獄訟をつかさどる。宋では大理寺の屬官。『宋史』卷一六五、職官志。

淳化年開の初め^①、はじめて諸路に提點刑獄司を置いた^②。すべて管内の府州からは、十日に一度囚帳を報告させ、判決できない疑獄があれば、ただちに驛馬で現地へ赴き調査を行った。州縣が裁決を滞らせ、取調べが公正でなければ、長官^③であれば皇帝に對して彈劾上奏し、次官以下ならば、適宜彈劾して處理することを許した。

帝^④はまた、大理寺、刑部の役人ばらが、巧みに法文をあやつって悪事を働くことを憂慮され、審刑院を宮城内に設けられた。樞密直學士の李昌齡がその長官に任ぜられ、別に詳議官六員が置かれた。裁判事件が上奏されると、まず審刑院に送達され、檢印がすんで大理寺、刑部にまわり、斷決再檢討のうえ上奏となる^⑤。そこでさらに審刑院に下付して詳しく調べて上申させ、裁決が終れば中書省にまわし、妥當であれば、ただちにそれを處理させる。それが允當でない場合は、宰相が調べ直して上奏し、はじめて最終の論決が命ぜられる。慎重の上にも慎重を期すというわけである。

- (1) 『皇宋十朝綱要』卷二、淳化二年五月庚子。置諸路轉運司提點刑獄公事、分命司門員外郎董循^⑥守十人爲之。『宋史』卷五、太宗本紀、『通考』卷六一、職官考にもみえる。主として一路の刑獄、警察に關する事柄を監督し、別名を憲司という。

(2) 前條とともに、『通考』卷六一、職官考、提刑。東萊呂氏曰、太宗皇帝即位之久、天下無事。淳化二年五月、詔、應諸路轉運司、各命常參官一人、專知糾察州軍刑獄公事、管內州府十日一具囚帳供報、有疑獄未決、即馳傳以示之、郡縣敢稽留、大獄久而不決、及偏辭按讞、情不得實、官吏用情者、並以聞、佐史小吏已下、得以便宜按劾從事。

(3) 原文では長吏、佐史、小吏となっているが、州であれば、知州、通判、録事參軍以下等にあてはめられよう。

(4) 『長編』卷三二一八、淳化二年八月己卯。上欽恤庶獄、慮大理刑部吏舞文巧誑。己卯、置審刑院于禁中、以樞密直學士李昌齡、知院事、兼置詳議官六員。凡獄其上奏者、先由審刑院、印訖、以付大理寺刑部斷覆以聞、乃下審刑院詳議中覆、裁決訖、以付中書、當者即下之。其未允者、宰相復以聞、始命論決、蓋重謹之至也。『宋史』卷一六三、職官志、刑部。淳化二年、增置審刑院、知院事一人、以郎官以上至兩省充、詳議官以京朝官充、掌詳讞大理所斷案牘而奏之。凡獄具上、先經大理、斷讞既定、報審刑、然後知院與詳議官定成文章、奏記上中書、中書以奏天子論決。

(5) 審刑院、大理寺、刑部のこの間の役割や關係は、宮崎「法制」に判りやすく説明されている。

さて、大理寺が全國の裁判書類を裁決する際、大事は二十五日、中事は二十日、小事は十日と期限が定められていた。審刑院の再吟

味の場合は、大事が十五日、中事十日、小事五日である。⁽¹⁾ (淳化)三年(九九二)の詔敕で、御史臺が徒以上の罪犯を取調べ、判決原案がととのえば、尙書省の丞や郎、中書・門下の給事中や舍人以上の者一人が、⁽²⁾みずから現地⁽³⁾に赴いて調査することになった。ついでまた詔敕が降り、⁽³⁾裁判案件の大小に拘わらず、御史中丞以下の官員⁽⁴⁾がすべて、尋問に臨席し、關係の役所に任せきりにしてはならぬとされた。⁽⁵⁾端拱年間以後、諸州の司理參軍は、いずれも皇帝自身を選任された。都に出てきて冤罪を訴える者に對しては、やはり御史を派遣して取調べさせたから、數年の間に、刑罰事件はすっかりと片がついた。その間、各路の提點刑獄司は、判決の公正化などに對してまったく役に立たなかつたため、悉くこれを廢止し、その仕事を轉運司にもどす詔敕が出された。

至道二年(九九六)、諸州で死刑と斷決された者のうち、事情の疑わしい場合も、關係官廳の論駁をおそれて、その案件を上奏しようとしなかつた帝は、次のような詔敕を發せられた。「死刑で疑慮のある場合には、裁判書類を揃えて轉運司に上申させる。轉運司は、法規に通曉した部下をえらんで裁決させ、上奏が必要なのは上奏させる」。

(1) これに關係する史料としては、『長編』卷五七一二、景德元年八月己巳。定審刑院詳斷案牘之限、大事十日、中事七日、小事五日。(また『宋會要』職官一五—二九。『長編』卷一一六一—二、景祐二年五月辛卯には、本寺詳斷、大事二十日、小事十日、審刑詳議、各減半。『宋會要』職官一五—四一、皇祐四年三月

十四日。詔、大理寺詳斷官、自來大事限三十日、中書事二十日、小事十日、審刑院、遞各減半。『長編』卷三十三、淳化三年五月壬寅。詔、御史臺、鞠徒以上罪、獄具、令尙書丞郎兩省給舍以上一人、親往慮問(『宋大詔令集』卷二〇〇にもみえる)。

(2) 寄祿官名で、尙書左右司の丞、郎中、門下省の給事中、中書省の舍人というのは、當時の一般的用語からすれば「侍從」にあたる。要するに皇帝の側近の高級官僚が一人派遣されること。

(3) 『宋大詔令集』卷二〇一、淳化四年六月戊午。(略)獄無大小、自中丞已下、皆親臨鞠問、不得專責所司。『宋會要』刑法三—五〇、淳化四年五月二十九日。詔、御史臺應有刑獄公事、御史中丞以下、躬親點檢推鞠、不得信任所司、致有冤濫。

(4) 宋の御史臺は大夫を置かず、中丞が長官で臺長と呼ばれる。

『宋史』卷一六四、職官志。

(5) 『長編』卷三四—九、淳化四年十月壬戌。自端拱以來、諸州司理參軍、皆上躬自選擇民有詣關稱冤者、立遣臺使、乘傳案鞠、數年之間、刑罰清省矣。諸路提點刑獄司、未嘗有所平反、上以爲徒增煩擾、罔助哀矜、詔悉罷之、歸其事于轉運使。なお司理參軍は府州に於いて裁判事件を取扱う屬官。

寛大で慈悲深い性格の眞宗は、とりわけ刑罰に慎重だった。ある時宰相に、「法を取扱う役人は、軽々しく任命してはならぬ。職任にかなわねば、推薦した保證人に責任をとらせ、そのでたらめを懲らすべきである」と言われた。

(1) 審刑院で詳議官を任用する時、刑部において裁判案件三十二通を試験し、法文の引用が詳細かつ明確な者を採用する。審刑院は上奏の案件ごとに、先に事件の状文を揃えて、親しく御目通しを願ひ、翌日、聖旨をまわって裁斷を下し、刑の輕重が必ずその罪に相當するようにした。咸平四年(一〇〇一)、黃州知事の王禹偁の要請により、諸路に病囚院を設置し、徒罪・流罪以上の病氣の囚人を收容し、それ以外は、保證人の責任で、外部で治療させた。

(2) 景德元年(一〇〇四)、次の詔がくだされた。「全國州軍の裁判のうち、敕令で刑罰名を明記せず、ただ、嚴しく處斷を行うべし」という者を、各地方でただちに死刑にするのは、決して適正ではない。今後、處斷、重斷、極斷、決配、朝典といった類で、まだ裁決に至っておらぬものは、裁判書類を整えて上奏せよ」。

(1) 『宋會要』刑法一—六二、咸平二年二月。詔、審刑院、舉詳議官、自今宜令大理寺、試斷案三十道、取引用詳明操履無玷者充任。初宰臣張齊賢奏、審刑院、舊例舉詳議官、令刑部、只試斷案二道、俱通、則便令赴。(略)。同職官一五—三二に、二年三月として同じ記事があり、『宋史』の記述には誤りがあるかと思われる。

(2) 『長編』卷四八—八、咸平四年二月。是月、從知黃州王禹偁之請、令諸路置病囚院、持仗劫賊徒流以上有疾者、處之、餘悉責保於外。『通考』卷一六六にも同文あり。『宋會要』刑法六一—五二、咸平四年二月二十六日。知黃州王禹偁上言、病囚院、每有患持疾者、牙相浸染、或致死亡。請自今、持仗劫賊徒流以

上有疾、即於病牢將治、其鬪訟戶婚杖以下得情款者、許在外責
俟看醫、俟痊日區分。從之。なお王禹偁は字は元之、濟州鉅野
(現山東省鉅野縣)の人。『宋史』卷二九三。黃州は現在の湖
北省黃岡縣。

(3) 『長編』卷五七―二、景德元年八月。先是、朝廷每以救書約
東邊事、或有當行極斷等語、官吏不詳深意、即處大辟、洛苑使
李繼和言其事。辛酉、詔、諸州軍、自今、有云重斷極斷處斬決
配之類、悉須具獄以聞。

(4) 『通考』卷一六六にも同文が見える。朝典は普通には朝典を
正すと記されるものの略であろう。

四年(一〇〇七)、諸路の提點刑獄官を復置した。これより先、
眞宗は、六つの事柄を書き出されたが、その第一に次のように言わ
れた。「民の隠れた苦しみを心から思いやり、百官を選び出すこと
を、朕は一日も忘れたことはない。天下の刑獄の官吏、すべてが適
材と限らず、一人が冤罪を被れば、たちまち天が災害を下されるこ
とを憂慮するものである。いま、軍・民の事柄は轉運使がとり行な
うといつても、管轄の地は廣くあまねく知る由もない。先帝はかつ
て朝臣を選抜し、諸路の提點刑獄に任ぜられた。いま、再びこれを
設け、なお、⁽³⁾武臣を副官とし、中書・樞密に命じて選官されるべき
である」。また、「河北・陝西は國境の要地を控え、とりわけ人を得
る必要がある。公平溫和な性格で、志操堅固な者をもちいねばなら
ぬ」と仰せられ、⁽⁴⁾太常博士の陳綱⁽⁵⁾と李及⁽⁶⁾をみずから選ばれ、その他

は候補者名をあげて上奏させられた。すべての者を長春殿で引見あ
そばし、任地に派遣させ、宮中から特別の用紙を下付して帳簿を作
り、彼らの功績を記入させ、交代して戻って来た時、功勞を評議し
て恩賞を行った。もし、裁判の不法を摘發できず、官吏の放恣怠慢
を彈劾できず、ことなかれ主義につとめる者は、重い處分を與えら
れた。

審刑院長官の朱巽は、「官吏が、公務上にて財物を受けとり、明
白な證人がいれば、任法の罪狀で論罪し、死刑に相當する場合には
加役流にしたい」と上奏し、許可された。

ある時、御史臺が殺人犯を取調べ、判決原案ができあがった。侍
御史知雜の王隨は、きりさいなんで處刑するよう要請した。眞宗は
「五刑にはそれなりのきまりがある。どうしてむごたらしいことが
できようぞ」と言われた。宦官の楊守珍が陝西に派遣され、盜賊速
捕を督勵した。そこで、「捕えた強盜で死罪になる者を私めに下げ
渡していただき、凌遲の刑に處して、凶惡犯への戒めといたした
い」と願ひでた。これに對し「捕えた賊は所轄官廳に送り、法規通
り判決を下し、凌遲にしてはならぬ」との詔敕が出された。凌遲と
は、まずその四肢を身體から切り離し、次に吭をえぐる、この當時
の極刑である。眞宗は心温く思いやりが深かったが、殘酷な處刑は、
祖宗とてかつて行われなかったという次第である。

(1) 『長編』卷六六―七、景德四年七月癸巳。復置諸路提點刑獄
官。先是、上出筆記六事、指其一、謂王旦曰、勤卹民隱、遴揀
庶官、朕無日不念也。所慮四方刑獄官吏、未盡得人、一夫受冤、

即召災沴、今軍民事務、雖有轉運使、且地遠無由知、先帝嘗選朝臣爲諸路提點刑獄、今可復置、仍以使臣副之。先命中書樞密院、擇官員名進內。上曰、河北陝西、地控邊要、尤須得人、取性度和平有執守者。故親選授太常博士陳綱・李權・李及、自餘擬名以聞、咸引對於長春殿遣之。(略) 內出御前印紙爲歷、書其績效、中書・樞密院、籍其名、代還考課、議功行賞、如刑獄枉濫不能擿舉、官吏曠弛不能彈奏、務從畏避者、實以深罪。同様の記述は『通考』卷六一、職官考、提刑にもある。また後半部は同じく『通考』卷一六六にみえる。

(2) 『國語』周語上には、「勤恤民隱而除其害也」といった用例が見える。

(3) 原文は「使臣」。三班使臣の略で、武階の從九、正八品の寄祿官。梅原『研究』一〇八頁参照。

(4) 文官寄祿官、從七品。

(5) 『萬姓統譜』卷一八に、泉州同安(現福建省廈門市同安縣)の人とみえる。字は舉正。

(6) 字は幼幾、其の先は范陽人の後、鄭州に徙った。『宋史』卷二九八に、「初、置提點刑獄、內出及與陳綱二人名付中書、明日、以綱使河北、及使陝西、特遷一官」とある。

(7) 『宋史』卷八五、地理志、東京に、「西有垂拱殿(舊名長春、明道元年改)、常日視朝之所也」とある。

(8) 『長編』卷二八一、雍熙四年三月庚辰に、知州通判に御前印紙を給し、大獄を裁決した數や時代に合わない弊を改め人民

が恩惠を受けたたり、職務怠慢で處罰されたりしたことを記させ、その成績を考較させたとある。

(9) 『長編』卷六六一、景德四年九月戊子。詔、官吏、因公事受賅、許爲曲法、及決遣之際、復用常科、規避枉法之罪、自今、證佐明白者、以枉法論、至死者加役流。從知審刑院朱巽之請也。なお『通考』卷一六六には、刑法志と同文あり。

(10) 朱巽は字は順之、揚州天長(現江蘇省天長縣)の人。『東都事略』卷一一七に傳あり。

(11) 『唐律疏議』職制四八條、監主受財枉法を法源とするか。

(12) 唐では三千里に流した上で配所において三年の服役を科する刑。宋の折杖法では脊杖二十配役三年。

(13) 『長編』卷八三一、大中祥符七年十月丙寅。御史臺鞠殺人賊、獄具。知雜王隨、請齎割之。上曰、五刑自有常制、何必爲此(略)。『通考』卷一六六にも同様の記事あり。

(14) 王隨は字は子正、河南府(現河南省洛陽市)の人。この時は刑部員外郎兼侍御史知雜事であった。『宋史』卷三一一に傳あり。

(15) 五種類の刑罰。古來その内容には諸説があるが、ここでは『唐律』で定められた、死・流・徒・杖・笞を指す。

(16) 『長編』卷八五一、大中祥符八年九月己未。入内供奉官楊守珍、使陝西督賊、請因擒獲強劫盜至死者、望以付臣凌遲、用戒凶惡。上曰、法有常科、豈於安平之時、而行慘毒之事。乃詔、守珍等捕捉盜賊、送所屬、依論決、情理切害者奏裁。ほか

に『通考』卷一六六、『宋大詔令集』卷二〇二に見える。なお楊守珍は字は仲實、開封祥符の人。『宋史』卷四六七に傳あり。(17) 海老名俊樹「宋代の凌遲處死について」(『宋代の社會と宗教』汲古書院、一九八五年)、仁井田陞「補訂中國法制史研究 刑法」第二部四章「凌遲處死について」(東京大學出版會、一九八〇年)。

さて、殿中侍御史の趙湘⁽¹⁾はある時、次のような建白を行なった。⁽²⁾
「聖王が法を行なわれる時は、必ず天道に順うと申します。漢の制度では死刑執行は、十月が終つてはじめて斷罪されました。⁽³⁾ 往古の善き政⁽⁴⁾とは、それを實施してしかるべきかと存じます。そのうえ十二月は承天節⁽⁵⁾で、萬民が祝頌する時でありますが、死刑執行は元の通りでございます。まして、十一月は、陽の萌が見えたばかり⁽⁶⁾で、その氣はなお微弱であり、裁判を行い寛大な刑を行えば、陽を助け陰を抑えることにもつながります。十一月、十二月内に、全國のまだ結審しておらぬ死刑の案件⁽⁷⁾を、改めて詳しく検討させ、すでに結審した場合は、處刑を行わせぬよう願ひあげます。各地においてねんごろにあわれみを加え、牢獄を清掃し、飲食・薪炭を支給し、不測の事故の起らぬよう保護をいたし、憫れむべき事情の者は、天子の裁決を願わせ、法律通りすべき者は、十月が終つて斷罪すればよろしいでしょう。國都の死刑囚は、すでに正月を迎えたことでもあり、やはり良き恩恵を施すべき時でございます。萬機政務の間に、みずから出御されて御日通しを願ひ、憫むべき事情の者は、特に罪

を輕減していただくのも、これまた賢き御恵みをとこしえに敷きひろげることでありましょう。ましてや、愚かな民草が罪を犯し、まだ裁斷されずとも、二ヶ月ではとどこおっているとは申せません。もし刑罰の施行が陰陽に順つておれば、四季の氣は調和し、そうすればすべての穀物は豊かに稔り、水災や旱魃は起りはいたしません。上奏を御覽になった眞宗は、「これはまことよろしきことじや。だが昔と今では制度は違い、物事のうつりかわりも同じではない。これを實施すれば、裁判がとどこおり、それにかこつけて惡事をなす者が出るのが心配じゃ」と仰せられた。

(1) 趙湘は字は巨源、華州(現陝西省華縣)の人。『宋史』卷三〇三の傳には注(2)と同じ記述あり。

(2) 『長編』卷六九一六、大中祥符元年六月乙未。殿中侍御史趙湘言、漢章帝、以月令冬至之後、有順陽助生之文、而無鞠獄斷刑之政。遂定母以十一月十二月報囚、今季冬誕聖之月、而決大辟不廢、願詔有司、自仲冬留大辟弗決、俟孟春、臨軒閱視、情可矜察者、貸之、他論如法。上曰、此固善矣、然慮繫囚益淹久、吏或旁緣爲姦爾。『通考』卷一六六にも同文あり。

(3) 『後漢書』章帝紀、元和二年秋七月庚子。詔曰、(略)律十二月立春不以報囚、月令冬至之後有順陽助生之文、而無鞠獄斷刑之政、朕咨訪儒雅、稽之典籍、以爲王者生殺宜順時氣、其定律、無以十一月十二月報囚。

(4) 『宋史』卷一一二、禮志、聖節。眞宗以十二月二日爲承天節。易で十月は坤☷☷の卦で陰氣が最大となり、十一月は

復三三で陽(一)が生じ始める。

(6) 『易經』中孚。君子以議獄緩死。

(7) 『禮記』月令。孟春之月、(略)命相布德和令、行慶施惠、

下及兆民。『唐律疏議』斷獄二八條。諸立春以後、秋分以前決

死刑者、徒一年。宋では『條法事類』卷七三、刑獄門、決遣、

斷獄令。諸決大辟、不以時日、即遇聖節及天慶・開基・先天・

降聖・天貺・天祺節・丁卯・戊子日・元正・寒食・冬至・立

春・立夏・太歲・三元・大祠・國忌・及雨雪未晴、皆不行決。

其流以下罪、遇聖節・正節日及丁卯・戊子日、並准此。

⁽¹⁾ 天禧四年(一〇二〇)に、ようやく次のような詔敕が出された。

「すべて、十惡、劫殺、謀殺、故殺、鬪殺、放火、強劫、正枉法贓、

偽造符印、厭魅咒詛、造妖書妖言、傳授妖術、合造毒藥、禁軍と諸

軍で逃亡して盜を爲し、罪が死刑の者は、十二月が来るたびに、か

りにその處斷を停止し、天慶節がすぎればただちに處刑する。他の

犯罪で死刑になる者は、十二月と、正月と夏月は處斷せず、牢獄に

つないでにおいて上奏し裁決を仰ぐ。

仁宗の時代は、天下平穩で人口も増加したが、帝は自からよく自

制動慎され、⁽⁴⁾ 刑罰の適用にはとりわけ慎重であった。即位のはじめ

に下された詔では「内外の官司が訴訟を審理し罪を定める時、必ず

みずから實情を調べ、法をまげ、審理を長引かせぬように」と戒め

られた。⁽⁵⁾ ある時、刑部が詳覆官を推薦したことがあった。帝はその

姓名を覚えておられ、「この者は、誤って人を罪に入れ、位階昇進

ができなかった者である。どうして司法の官に任用できようぞ」と
言われた。推舉した人たちはいずれも罰金處分とされた。

(1) 『長編』卷九五―一四、天禧四年五月丙寅。詔、自今天下犯

十惡・劫殺・謀殺・故殺・鬪殺・放火・強劫賊・官典正枉法

贓・偽造符印・厭魅咒詛・造妖言・傳妖術・合造毒藥・禁軍諸

軍逃亡爲盜罪、至死者、每至十二月、權住區斷、過天慶節決之。

餘犯至死者、十二月丙及春夏、未得斷遣、禁錮奏裁。この他

『通考』卷一六六、『宋大詔令集』卷二〇二。

(2) 『唐律疏議』名例六條、十惡(謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・

不道・大不敬・不孝・不睦・不義・內亂)。いわゆる名教に違

背すること顯著と見なされる罪が十惡として特に戒められる。

詳細は、『譯註』五、三三一―六二頁を参照。

(3) 『譯註』五、七一頁註七に、故殺とは鬪争の場においてでな

しに人を故意に殺すこと、鬪殺とは鬪争中に相手を傷つけて死

に致らしめること、九七頁解説には、唐律の人命事犯のうち、

主要なものとして謀殺・故殺・鬪殺・戲殺・誤殺及び過失殺の

六つがあるとする。劫殺は劫囚殺人か。

(4) 『唐律疏議』賊盜三七條、故燒人舍屋而盜と雜律四四條、燒

官府私家舍宅に放火を規定している。前者は『譯註』七、二〇

二頁に説明がある。

(5) 『唐律疏議』賊盜三四條、強盜、『譯註』七、一九〇頁。強

は脅迫又は暴行を以ての意。

(6) 『唐律疏議』職制四八條、監主受財枉法、『譯註』六、一八

五頁。監臨の官が收賄して法を枉げた場合などの罪を規定する。

(7) 『唐律疏議』詐僞二條、僞寫官文書印や同三條、僞寫符節にみえる僞造變造罪。

(8) 『唐律疏議』賊盜一七條、憎惡造厭魅、『譯註』七、一三三頁の解説に、人を憎惡して厭魅を造り、或いは符書を造って呪詛して、人の生命・健康を害せうとする罪という。

(9) 『唐律疏議』賊盜二一條、造祓書祓言、『譯註』七、一四八頁解説に、怪力の書、鬼神の語を造り傳用したりする罪などを規定する。

(10) 『宋大詔令集』にはこの項を「夜聚明散、傳授妖術」とする。宋の異端宗教については例えば竺沙雅章『中國佛教社會史研究』(同朋舎、一九八二年)所收の「喫菜事魔について」を参照のこと。

(11) 『唐律疏議』賊盜一六條、以毒藥藥人の條。『譯註』五、二九頁解説参照。

(12) 例えば『長編』卷五三一九、咸平五年十一月壬子。詔、陝西振武軍士、逃亡捕獲、曾爲盜、及情理蠹害、罪至徒者、所在處斬、訖奏(略)。

(13) 『宋史』卷一二、禮志。大中祥符元年詔、以正月三日天書降日、爲天慶節。

(14) 『書經』無逸。大王王季、克自抑畏。

(15) 『長編』卷一〇二一五、天聖二年三月己丑。刑部奏舉新知侯官縣韓中正爲詳覆官。上曰、中正嘗失入人罪、比引對、不與改

秩、奈何舉充法吏。壬辰、判刑部石宗道罰金八斤、詳覆官梁如圭罰銅十斤。(川上恭司)

疑わしくて決めがたい裁判は上司に伺いをたてるといふことは、その由来は古いことである。かつて前漢の世に詔を下して「(裁判の決めがたいもので上司に伺いをたてたところ、結果的に)その伺い書の所見が誤っていたということになっても、伺いをたてた者に落度はないものとする」としているのは、廣く意見をきき遺漏なく萬全を期せんがためからである。しかし、時まさにこうした奏讞の法が廢れてしまっていた。むかし眞宗が試みに罪人の名簿に目を通した際、全國で死罪に處せられた者が八〇〇人に上るのを見、顔色を變え氣落ちした様子で宰執に話しかけられた、「雜犯死罪の條目は非常に多い。もし官僚達が心を盡して當らないならば、不當なものや誤った裁判が生じかねないだろう。これまでのやり方だと、死罪については、判決文が出来上がってからさらに三度覆奏を行うというように、大へん慎重を期していたものだが、いつからこれをやらなくなってしまったのか」。そこで制度の沿革を調べることを命じたが、關係する役所では作業に時間がかかることを嫌って、結局のところ實行されずじまいであった。事態がここに至って、判刑部侍郎の燕肅が上奏して、「唐代では死罪は尙書省の官と九卿に検討させており、すべて死刑を執行する場合には、京師では五度覆奏し、諸州は三度覆奏してました。そして貞觀四年(六三〇)には死罪に處したのは二九人、開元二十五年(七三七)にはわずかに五

八人⁽¹³⁾でした。現在全國の戸口數は唐代に比べてさほど變化はないのに、天聖三年（一〇二五）には二四三六人を死刑に處しており、唐に比べるとほとんど百倍にもなっています。本朝では京師の死刑案件の場合は一回覆奏をすることになっているものの、他の府州での決めがたい案件を上奏して裁可を仰ごうとする場合、多くは大理寺によって不應奏の罪に彈劾⁽¹⁴⁾されているのが現情です。それゆえ各府州では任意に事實を加え實情をかくして問題なき事件として決着させてしまふようなことが往々生じており、これは朝廷が人民に對してあわれみをほどこすという大目的に反するものです。唐朝の故事にならって全國の死刑案件は全て覆奏することができるよう希望します。ただしいもいも覆奏していれば裁判處理が滞つてしまふと反論する者もあるでしょう。しかし漢代の律でも季秋の月に裁決を行つており、唐朝でも立春から秋分までは死刑執行を停止してしました⁽¹⁵⁾が、案件處理が滞つて漢朝・唐朝の政治に支障をきたしたなどということは聞いていません」と述べた。この上奏を中書⁽¹⁷⁾に下して検討させたところ、王曾⁽¹⁶⁾が次のように言つた。「もし全國で全て一度覆奏すべしということになると、死刑が決定的である者でもいたずらに未決監に留め置かれ、獄中はそうした者どもで満ちあふれ、長らく執行されずにいるということになってしまいます。だが決してたい案件あるいは情況としてあわれむべき場合については、上奏して裁可を仰ぐのをゆるすこととしましょう」。天聖四年（一〇二六）、そこで次のような詔敕が下された。「朕がおもりに、人の數が増えればそれだけ罪を犯す者が多くなるものである。法の裁き⁽²⁰⁾には厳し

いものとそうでないものがあり、犯罪の情況にも重大な場合とそうでない場合とがあるものであるが、關係官廳は巧みに法の詳細なる検討を避けて、全て死刑に當ててしまふようなことをしている。これでは朕の殺生を好まないという意志にそぐわない。全國の死刑囚で、情況・天理の面から見てあわれむべき者、及び罪狀につき疑わしい點がある者については、その案件の關係書類をそろえて送付させ、この際關係官廳は彈劾してはならない。その後、死刑囚で法のうえでは上奏して裁可を仰ぐ必要のない不應奏の案件を奏した爲官僚が罪に坐すべきような場合であっても、審刑院が貼奏して、概ね恩赦によって罪をゆるされるといふのが通例となり、これを名づけて貼放⁽²⁷⁾と言つた。こうして官員ははじめて上請に際して牽制されることがなくなり、請讞⁽²⁸⁾した場合には、罪人は死刑から減刑されることが多くなつた。

(1) 『漢書』刑法志には、「至後元年、又下詔曰、獄、重事也。人有愚智、官有上下。獄疑者、讞、有令讞者、已報讞、而後不當、讞者、不爲失」とあり、同書景帝紀には、「後元年春正月、詔曰、獄、重事也。人有智愚、官有上下。獄疑者、讞、有司、所不能決、移廷尉。有令讞、而後不當、讞者、不爲失。欲令治獄者務先寬」とあり、顏師古は「有令讞而後不當、讞者不爲失」について、「假令讞訖、其理不當、所讞之人不爲罪失」と注している。

『譯注刑法志』四七〜四八頁參照。

(2) 奏讞とは、「知州が一應死刑と認めたものの中、法重くして情軽く、情重くして法軽く、刑名に疑慮あり、情狀酌量すべき

もの、の四項については、知州から判決文と一件書類を添えて中央に送付して天子の奏裁を請う。これを奏讞とも言い、奏讞すべきものを應奏と言ふ（宮崎「法制」二〇〇頁）。『譯注續刑法志』一三〇頁の注②に詳しい。

(3) 『長編』卷四八一五、咸平四年五月甲申。上覽囚簿、自正月至三月、天下斷死罪八百人。憮然動容、謂宰相曰、雜犯死罪條目至多、官吏儻不盡心、豈無枉濫。故事、死罪獄具、三覆奏。蓋其重慎也。自何代罷之。遂命檢討沿革、終慮淹繫、亦不果行。

(4) 宰執は、宋代の宰相と執政の總稱。宋代では中書の長官を同中書門下平章事と言ひ、これが宰相とも稱せられる。その下に副宰相に當る參知政事が居り、樞密院の長官の樞密使あるいは知樞密院事、その副官の樞密副使あるいは同知樞密院事とともに執政と稱せられた。

(5) 雜犯死罪とは、『唐律疏議』名例一八條、除名の「其雜犯死罪、卽在禁身死……」條の疏議に「其雜犯死罪、謂非上文十惡・故殺人・反逆緣坐・監守內姦・盜・略人・受財枉法中死罪者」とあるように、十惡や故意の殺人等の重大犯罪で死刑に當る罪以外の、あらゆる死刑に該當する罪のことを言ふ。

(6) 『舊唐書』卷五〇、刑法志に、「初、太宗以古者斷獄、……下制、凡決死刑、雖令卽殺、仍三覆奏。……比來決囚、雖三覆奏、須臾之間、三奏便訖、都未得思、三奏何益。自今已後、宜二日中五覆奏、下諸州三覆奏。……其五覆奏、以決前一日二日覆奏、決日又三覆奏。惟犯惡逆者、一覆奏而已。著之於令」と

あり、『唐會要』卷四〇、君上慎恤に、「貞觀」五年八月二十一日詔、死刑、雖令卽決、仍三覆奏、在京五覆奏、以決前一日三覆奏、決日三覆奏。惟犯惡逆者、一覆奏。著于令」とあることから、三度覆奏を行うとは在京ではなく、地方の諸州における死刑案件の場合であることがわかる。又『唐律疏議』斷獄二九條、死囚覆奏報決には、「諸死罪囚、不待覆奏報下而決者、流二千里。卽奏報應決者、聽三日乃行刑、若限未滿而行刑者、徒一年、卽過限、違一日杖一百、二日加一等」、疏議に、「死罪囚、謂奏畫已訖、應行刑者。皆三覆奏、訖、然始下決」と見える。覆奏とは、天子の裁可を得るためにくりかえして上奏すること。『譯注續刑法志』一五七、一六一頁參照。

(7) 『長編』卷一〇四一七、天聖四年五月己卯。判刑部燕肅上奏曰、唐大理卿胡演進月囚帳。太宗曰、其間有可矜者、豈宜一律斷。因詔、凡大辟罪、令尙書・九卿讞之。又詔、凡決死刑、京師五覆奏、諸州三覆奏。自是、全活甚衆。貞觀四年、斷死罪二十九、開元二十五年才五十八。今天下生齒未加於唐、而天聖三年、斷大辟二千四百三十六、視唐幾至百倍。京師大辟、雖一覆奏、而州郡之獄、有疑及情可憫者、至上請、而法寺多所擧駁、官吏率得不應得之罪。故皆增飾事狀、移情就法、大失朝廷欽恤之意。望、準唐故事、天下死罪皆得一覆奏。議者必曰、待報淹延。臣則以爲、漢律皆以季秋論囚、又唐自立春至秋分、不決死罪、未聞淹延以害漢唐之治也。下其章中書、王曾以謂、天下皆一覆奏、則必死之人、徒充滿狴犴、而久不得決。請獄疑若情可

矜者、聽上請。

- (8) 原文「刑部侍郎」。前注の『長編』卷一〇四一七では「判刑部」とし、『宋史』卷二九八、燕肅傳では「判、尙書刑部」とし、『東都事略』卷六〇、燕肅傳には「知、審刑院」とする。あるいは、この記事は天聖四年という、淳化二年に審刑院が設置されて以後元豐の官制改革までの刑部が名目化・形骸化した時期に當り、『東都事略』に従って知審刑院事とすべきかも知れない。今原文と『長編』の記事から判断した。判については、梅原『研究』によると、「從つて國初には、四品官が刺史州の知州になる場合、つまり上品者が隔品して下位の官品の職責につく時、この判の字を使用できた」(二二〇頁)、「六部の尙書侍郎、郎中、そして寺監の卿、丞、簿などは原則として寄祿階官化して實職から全く分離するが、なお六部の役所はあつて、その長官を判尙書刑部とか判尙書禮部と呼ぶ。……これらのポストは職事官ではあるが、職務内容はほとんどない。それなら舊六部や寺監と判が結合すればすべて唐代職事官の殘存物かというところというわけにもいかぬ」(二八八頁注(1))とあり、後者の場合に該當するであろう。

- (9) 燕肅、字は穆之、青州益都(現山東省益都縣)の人。『宋史』卷二九八に傳がある。直昭文館、爲定王府記室參軍、判尙書刑部。建言、京師大辟一覆奏、而州郡之獄有疑及情可憫者上請、多爲法司所駁、乃得不應奏之罪。願如京師、死許覆奏。遂詔、疑獄及情可憫皆上請、語在刑法志。其後、大辟上請者多得貸、

議自肅始。『東都事略』卷六〇、燕肅傳には、「入爲定王府記室參軍、擢龍圖閣待制、知審刑院。先是、天下疑獄、雖聽奏、而州郡懼得罪、不敢讞、故冤獄常多。肅建請、諸路疑獄皆聽讞、有不當者釋其罪。自是、全活者衆」と本件を記す。

- (10) 原文「唐大辟罪、令尙書・九卿讞之」とあるが、『唐會要』卷四〇、君上愼恤の貞觀三年三月五日條に、「上曰、古者斷獄、必訊於三槐・九棘之官。今三公九卿、卽其職也。自今天下大辟罪、皆令中書・門下四品已上及尙書議之」とあり、『舊唐書』卷五〇、刑法志には、「初太宗以古者斷獄、必訊於三槐・九棘之官、乃詔大辟罪、中書・門下五品已上及尙書等議之」——『新唐書』卷五六、刑法志參照——とあることから、九卿卽ち九棘が裁判に關つたとの記事が見えるのは周代のことであつて、唐代に死罪の決定に當つて審議したのは、中書・門下兩省の五品——あるいは四品——以上の官と尙書省の官であつた。ただし『通考』卷一七〇には、「仁宗天聖初、……唐大理卿胡演……因詔、凡大辟罪、令尙書・九卿讞之。」とあり、原文と一致する。『譯注續刑法志』一五六〜一五八頁參照。

- (11) 前頁注(6)參照。
- (12) 『新唐書』卷五六、刑法志に、「(貞觀)四年、天下斷死罪二十九人」とある。
- (13) 『舊唐書』卷五〇、刑法志に、「(開元二十五年)其年刑部斷獄、天下死罪惟有五十八人」とあり、『新唐書』卷五六、刑法志にも記事がある。『通考』卷一七〇の仁宗天聖初條參照。

(14) 『唐律疏議』職制二七條、事應奏不奏に、「諸事應奏而不奏、

不應奏而奏者、杖八十。……疏議曰、應奏而不奏者、謂依律・令及式、事應合奏而不奏、或格・令・式無合奏之文、及事理不須聞奏者、是不應奏而奏、並合杖八十」とあり、宮崎「法制」には、「不應奏とは、犯罪の事實も明白であり、法の適用にも疑いなく、情狀酌量の餘地なくて死刑に該當し、本人もこれを承伏した場合をいう。この時には知州から死刑の判決を下し、

路の提點刑獄に書類を送って再検討を請うを以て足れりとする。提點刑獄の承認があれば（これを詳覆という）、州において死刑を實施することができ、別に中央政府に照會し、天子の奏裁を請う必要がないので、これを不應奏というのである」（二〇〇頁）とある。

(15) 『後漢書』孝質皇帝本紀に、「其令中都官繫囚、罪非殊死、考未竟者、一切任出、以須立秋」とあり、同書列傳三六、陳寵傳に、「秦爲虐政、四時行刑、聖漢初興、改從簡易。蕭何草律、季秋論囚、俱避立春之月、而不計天地之正、二王之春、實頗有違」とある。『注釋』八五頁注(18)参照。

(16) 『舊唐書』卷五〇、刑法志に、「太宗又制、在京見禁囚、刑部每月一奏、從立春至秋分、不得奏決死刑」とあり、『新唐書』卷五六、刑法志にも同様の記述が見える。又『唐會要』卷四一、雜記には、「貞觀十一年正月敕、在京禁囚、每月奏、自立春至秋分、不得奏決死刑」とあり、『唐律疏議』斷獄二八條、立春後秋分前不決死刑にも見える。

(17) 宮崎市定「宋代官制序説」四頁に、「これは唐の三省のうち、

中書省と門下省の出張所の如きものを禁中に設けたものであるから、本来は中書門下と稱すべきであるが單に中書という。……この中書の建物は政事堂と稱せられる」（佐伯富編『宋史職官志索引』同朋舍、一九六三年所收）とあり、中書とはこの場合、宰相の同中書門下平章事（同平章事）と執政の參知政事等を指す。

(18) 王曾、字は孝先、青州益都（現山東省益都縣）の人。『宋史』卷三一〇に傳がある。眞宗・仁宗の兩朝において、知審刑院・參知政事・同中書門下平章事・樞密使等を歴任する。

(19) 『長編』卷一〇四一八、天聖四年五月壬午。詔曰、朕念、生齒之繁、抵冒者衆。法有高下、情有輕重、而有司巧避微文、一切致之重辟。豈稱朕好生之志哉。其令天下死罪情理可矜及刑名疑慮者、具案以聞。有司毋得舉駁。

(20) 原文「法」。滋賀秀三氏によると、清代の史料に見える「法」とは國法つまり國家の制定法・法典を指すという（『清代中國の法と裁判』創文社、一九八四年、第四「民事的法源の概括的検討」）。又、宮崎「法制」には、「律も敕も、刑罰の原則を示したもので、法と云われるが、斷例は判決例であって、法が實際に如何に適用されたかという個々の實例である。抑も法は如何に完備しても、あらゆる場合を包括することはできない」（一七五頁）とあり、原文の「法」とはこの場合、律に當る『宋刑統』及び敕・編敕といった國家の基本法典類を大まかに

言っているのであろう。

- (21) 原文「情」。前注滋賀論文によると、清代の史料に見える「情」とは人情のことであり、情の字自體には事情・情況といった具體的な事實關係を指す意味があるとし、一見懸け離れたように思われるこの意味が、裁判の判斷基準としての情つまり人情と、深いかかわりがあるという。ここでは、情を人情とはとらず、犯罪の行われた情況・事情、又犯罪の行われた背景といった意味に解した。

- (22) 原文「巧避微文」。『漢書』刑法志に、「故孝景中五年、復下詔曰、諸獄疑、雖文致於法、而於人心不厭者、輒讞之。其後獄吏復避微文、遂其愚心」とあり、『譯注刑法志』では傍點部分を、「ところがそののち裁判にあたる役人たちは、今度は法の詳細な検討を避けて」と譯す。今これに従った。

- (23) 原文「情理」。情々については前注(21)参照。前掲滋賀論文によると、清代史料に見える「理」とは天理、同種の事物には普遍的に妥當するような道理を示すという。そしてこの情理は「情理」という熟語として用いられる場合が少なくなく、「情理とは社會生活における健全な價值判斷とくに平衡感覺を言うとても理解しておくしかないであらう。注意すべきことは、情理は慣習として實證的に論ぜられ得るものでもないという事實である」(二八三頁)、「情理とは修辭であつてはつきりと定義された術語ではない」(二八四頁)とする。又、この情理の情は人情とした方がよりの確かも知れない。

- (24) 原文「吏」。宮崎市定「王安石の吏士合一策」(『アジア史研究 第一』同朋舎、一九五七年、所收)によると、「吏なる文字が官なる文字と離れて、單獨に用いられる時は、官員を指す場合と、吏員のみを指す場合と、兩者を併せ稱する場合と、色ある」(三一三頁註①)とあり、ここでは、「吏」を官員つまり官僚の意と解した。

- (25) 宮崎「宋代官制序説」には、「これはもともと中書の後房、制敕院の刑房を獨立させたのだという説があるが、實はそうではなく、むしろ六部のうちの刑部の出店というべきものであろう。即ち宋初は地方の州で死刑の判決を受けたものは、これを中央の大理寺で再審(詳斷)を行い、更に刑部で三審(詳覆)を行い、中書から天子に上奏して裁決を得る定めであった。然るに當時の刑部は他の五部と同じように形骸化していたため、ただ形式的に詳覆を行うにすぎなかったので、太宗の淳化二年、審刑院を設けて、ここで大理寺から送つてよこされた死刑判決を三審(詳議)させることとし、以後は特別の場合でない限り、刑部の詳覆を行わないこととした。……元豐の新官制では、審刑院が廢止されてその仕事を刑部に歸した」(二〇頁)とある。

- (26) 『注釋』には、「貼奏、在案卷上添附建議」(八六頁注(26))とあり、『中國歴史大辭典 宋史』の貼放の項には、「……其後、即使依法不當奏・吏當坐罪者、審刑院或刑部在奏草後貼黃紙申述、情理可憫・刑名可疑等、多得寬減、稱爲「貼放」(傍點筆者)と朱瑞熙の解説があり、要するに、奏狀の貼黃に情理あわ

れむべき者や罪狀に疑わしい點があることを書き込むことを貼奏、その結果罪を輕減されることを貼放としている。しかし、情理あわれむべき者や刑名に疑慮がある場合は、本来「應奏」の案件であつて、こうした點についてわざわざ貼黃に記すまでもないのであつて、「貼奏」によつて、「貼放」される對象とは、不應奏の案件を奏したがゆゑに罪に問われることになる官員を指す、と筆者は解する。

(27) 前注を参照。

(28) 請讞とは、重罪でしかも裁判の決しかねる場合に、特別に天子の裁決を求めること。奏讞に同じ。『譯注刑法志』三八頁注⑦及び本稿三八二頁注(2)参照。

これより以前においては、全國から十日ごとに獄狀を送付する⁽²⁾ことになっており、杖罪と笞罪については全て覆奏を行つていたが、徒罪・流罪で未決監に繋がれていないものについては上聞してはいなかつた。天聖六年(一〇二八)に、集賢校理の轟冠卿⁽³⁾が、杖罪・笞罪は申覆するのを罷めて、徒以上の罪については未決監に繋がれていない者でも全て附奏するように、と意見を述べ、詔を下してそれのとおりにした。

折杖法の制⁽⁶⁾を定めてより以來、杖の長さ太さには全て規定があつたが、その重さについては規準がなく、擔當の官員・胥吏が任意に決めることが出来ていた。そこで關係官廳から指摘があり、詔して重さは十五兩をこえないこととした。

⁽⁷⁾當初、眞宗皇帝の時分に、京師での裁判案件の處理が滞つてしまふことが多かつたので、糾察司⁽⁹⁾を設置し、御史臺取り扱ひの案件も糾察司に移報し處理させることとした。⁽¹⁰⁾天聖八年(一〇三〇)になつて、御史がこれは制度上不都合であると論じ、そこで詔を下して御史臺から糾察司への移報は行わないことにした。

先の皇帝の時に、桑柘を盗んだ者に對する刑を重くし、枯らした桑柘を尺で計算し、四十二尺で一功として、三功以上で死刑にあつて⁽¹¹⁾いた。殿中丞⁽¹³⁾の于大成⁽¹⁴⁾が死刑から減刑しよう請うたので、法官⁽¹⁵⁾に審議させたところ、もとのままとすべきだと結論を出した。仁宗皇帝にはこの法をゆるめようという考えがあり、詔を下して死罪の場合には上奏して裁可を請うこととした。

(1) 『長編』卷一〇六一二一、天聖六年十月癸丑條に、「太常博士・集賢校理轟冠卿言、天下奏狀、雖杖・笞並申覆、而徒・流非繫獄者、乃不以聞。非所以矜恤刑罰之意。請自今罷覆杖・笞罪、自徒以上雖不繫獄、亦附奏之」とあり、『宋史』卷二九四、轟冠卿傳には、「再遷太常博士、復集賢校理、言、天下句奏獄、雖笞・杖並覆、而徒・流不繫獄者、迺不以聞。非所以矜慎刑罰之意。請自今罷覆笞・杖罪、自徒以上雖不繫獄、亦奏覆。從之」とあり、『宋史』の記事の方がやや詳しい。原文では「天下……乃不以聞」と「六年……詔從其說」の記事は、別のもののように記されているが、以上からわかるとおり、本来これは全て天聖六年における轟冠卿の言の内に含まれていたのである。

(2) これは本刑法志の雍熙元年條に見える。すなわち、「令諸州十日一具囚帳及所犯罪名・繫禁日數以聞、俾刑部專意糾舉」とある。『長編』卷二五一〇、雍熙元年六月庚子條では、「始令諸州十日一慮囚」とのみ記す。ここで言う獄狀とは、囚帳すなわち罪人名簿と同義、あるいは囚帳に於て所犯罪名・繫禁日數をそえた奏狀のことを指すと考えられる。

(3) 集賢校理は、天子のブレン・ポストとしての下級館職の一つ。本來史館・昭文館・集賢院の三館祕閣の下級館職は、宮中圖書館・史料編纂所的な實務を意味を持っていたが、元豐の官制改革以前においては、祕書省の職務を實質上代行していた。梅原『研究』三三五頁参照。

(4) 聶冠卿、字は長孺、歙州歙縣（現安徽省歙縣）の人。『宋史』卷二九四に傳がある。前頁注(1)参照。

(5) 『長編』卷一〇八一八、天聖七年八月戊戌。自定折杖之制、長短廣狹、皆有尺度。而輕重無準、官吏或得任情。至是、有司以爲請、乃詔、凡所用杖、重無過十五兩。施印其上、責所部、常驗視之。

(6) 折杖法とは、唐朝以來の唐律の體系による刑罰規定（五刑）の流刑以下を、宋代になって新しく讀みかえたもの。「折杖法とは、十から百に至る管・杖を七から二十までの臀杖に讀替へ、一年から三年に至る五等の徒刑を十三から二十までの背杖に讀替へ、三等の流刑を十七から二十までの背杖と居作一年の併科（加役流は背杖二十と居作三年）に讀替へる、という内容のも

のである」（滋賀秀三「刑罰の歴史——東洋——」、『刑罰の理論と歴史』岩波書店、一九七二年、一〇二頁）。最近の研究としては、川村康「宋代折杖法初考」（『早稻田法學』六五—四、一九九〇年）がある。

(7) 『長編』卷一〇九一七、天聖八年六月癸巳。初眞宗以京師刑獄多滯冤、置糾察司、而御史臺詔獄、亦移報之。於是、御史言其非體。乃詔、御史臺獄、自今勿復關糾察司。

(8) 『長編』卷七二一、大中祥符二年七月丁巳。特置糾察在京刑獄司、命金部員外郎・知制誥周起・侍御史趙湘領之。應御史臺・開封府及在京凡有刑禁處、徒以上罪、即時具收禁移報。內未盡理及淹延者、取款詞駁奏。若曠於學職、致有枉濫、因事彰露、則重罰之。また、『宋會要』職官一五四四には、「眞宗大中祥符二年七月四日詔曰、……宜差知制誥周起・侍御史趙湘、糾察在京刑獄。其御史臺・開封府應在京刑禁之處、並仰糾察。其逐處斷遣徒已上罪人、旋具供報。內有未盡理及淹延者、並須追取元按看詳、舉駁申奏。若是曠於學職、致刑獄有所枉濫、別因事彰露、其所委官、必當重寘之法。更有令條實事件、仍仰擊畫開坐以聞」とし、これに續けて、「先是、眞宗謂宰臣曰、如聞京師刑獄多是平允。去年六月、開封府勸進士廖符、械繫庭中、暴裂其背、而鞠之無狀、炎暑之時、罪未見情、橫權虐罰、良可嗟惻。故命特置官・局以糾按之」と記し、糾察司設置のいきさつを明確に述べる。『長編』卷七二では、「先是……」以下の記事は、「丁巳」條の直前に置かれている。

(9) 糾察司については、『宋史』卷一六三、職官志、刑部に、

「大中祥符二年、置糾察刑獄司、糾察官二人、以兩制以上充。

凡在京刑禁、徒以上即時以報。若理有未盡或置淹恤、追覆其案、

詳正而駁奏之。凡大辟、皆錄問」とあり、『宋會要』職官一五

一五に、「糾察在京刑獄司、大中祥符二年置、元豐三年併歸刑

部」とあり、注(8)にあげた史料とあわせ見れば、その概略を

知ることができる。正しくは糾察在京刑獄司と言ひ、大中祥符

二年に設置され、元豐三年、官制改革に伴ひ刑部に併歸される。

糾察官二員で、兩制(翰林學士・知制誥)以上の者が充てられ、

御史臺はじめあらゆる開封府城内の未決監に居る徒以上の罪人

について報告を受け、適正な裁判が行われているかどうかを調

査し、問題があれば再審理をし、監察機關としての役目を果し

ていた。

(10) 前頁注(7)参照。

(11) 『長編』卷一〇一六、天聖九年四月。祖宗時、重盜剝桑柘

之禁、枯者以尺計、積四十二尺爲一功、三功已上抵死。殿中丞

於大成請得以減死論、下法官議、謂宜如舊。帝特欲寬之、五月

丁未朔、詔至死者奏裁。

(12) 詳細は不明であるが、例えば『條法事類』卷八〇、雜門、採

代山林、雜救に、「諸因讎嫌、毀伐人桑柘者、杖壹伯、積滿伍

尺、徒壹年。壹功、徒壹年半。(於木身去地壹尺、圍量積滿肆

拾貳尺爲壹功。)每功加壹等。流罪配鄴州。雖毀伐、而不至枯

死者、減等」、同戸婚救に、「諸人戶裁種桑柘、非災傷及枯朽、

而輒毀伐者、杖陸拾」とある。桑柘は、くわとやまぐわ。

(13) 殿中丞は、正八品の文官の寄祿官階。

(14) 『北宋經撫年表』卷五によると、景祐三年に知桂州兼廣西路

鈐轄となつた于大城なる人物が見えるが、于大成と同一人物で

あろう。詳細は明らかでない。

(15) 法官とは、審刑院詳議官、刑部詳覆官、大理寺詳斷官などを

いう。『宋會要』職官一五—三一以下を参照。

刑部は四案に分かれており、大辟案はその一つであり、月ごとに

大辟を再審理すること二百を下ることなく、しかも擔當の詳覆官は

わずかに一名というありさまであった。明道二年(一〇三三)に、

大辟の案件を四案で分擔再審理させることになり、不當に死罪に當

てられていた者を糾彈し正すこと五人以上に達した官員については、

任期がくれば改官させることになった。又、法官と詳覆官に、全

國から十日ごとに上奏されてくる案件について分擔審理させた。未

決監に重い刑に當る罪人がある場合には、裁判を擔當する官員は、

宴會に出席したり、客の接待をしてはならない。

すべて裁判の一件書類が奏上されると、大理寺が再審理する。

重大案件の場合は三十日を期限とし、そうでない場合はこれから十

日ずつ減じて期限としており、審刑院での再審理の期限は、さらに

この半分であった。こうした期限を待たずして判決を下すものを

「急按」と言う。すべて急按を集議して斷ずる際には、裁判關係の

官員と意見を述べた者は、全員姓名を記し、斷罪の議論で誤りがあ

ったなら、この全員が罪にとわれた。景祐二年（一〇三五）になつて、判大理寺の司徒昌運が、「判決を行うのには期限があります。しかしながら、夏の暑い盛りに長い囚人達が未決監につながれているのは、忍びないものがあります。四月から六月の間は、判決期限を半分とし、四川地域・廣南東西路・福建路・荆湖南路については、急按扱いとするよう願ひ申し上げます」と言った。その後やはり判決言ひわたしが滞ってしまったので、さらに詔を下して、月ごとに判決を行った数を奏上させて、これを大事・中事・小事の期限に區分けて参考に供させることとした。

(1) 『長編』卷一一三—一三、明道二年十一月辛卯。都官員外郎・判刑部李遜言、刑部舊分四案、大辟居其一。月覆大辟不下二百數、而詳覆官才一人。請令四案分覆大辟、有能駁正死罪五人以上、歲滿與改京官。又請令法直官與詳覆官分詳天下旬奏、及二年亦與改官。並從之。

(2) 四案について、『注釋』八八頁注(1)には、「刑部分四按、刑部主要職掌有四。一爲復核全國滙報的死刑案件、一爲處理報請復審的疑難案件、一爲處理赦宥事件、一爲處理查明冤枉、恢復原官的事件」とし、死刑案件の再審理、決し難い案件の審査、恩赦關係、官員の冤罪調査、の四つの部局と解している。

(3) 官制「法制」によると、州から應奏の案件が奏讞され、事件が中央に移されると、まず大理寺が審理のやり直しを行い、これを詳斷と言ひ、詳斷官が擔當する。そして大理寺の判決は審判院に送付されて再検討され、これを詳議と言ひ、詳議官がお

かれていた。宋初の刑部はわずかに詳覆官なるものが置かれていたにすぎず、審判院設置後は刑部はいよいよ名目化し、特命がなければ詳覆を行わなかったが、元豐の官制改革により、審判院が廢止されて、その業務がそっくり刑部に移管されることになったが、従来の審判院の詳議を、刑部の場合は詳覆と言つたのである(二〇一—二〇二頁)。

(4) 原文「歲滿改官」。『宋會要』職官一五—七に、「(熙寧)三年三月二十四日、詔、審判院・大理・刑部詳議・詳斷・詳覆官、初入以三年爲一任、再任以三十月爲一任、仍逐任理本資序。欲出、與先任滿半年指射差遣。第三任滿出者、仍與堂除。……」とあり、注(1)の『長編』卷一一三に、「歲滿與改京官」とあり、梅原「研究」には「選人が京官になることを宋では選人改官、略して『改官』と呼ぶ」(二九頁)、「一任三年を同一ポストで過ごし、『任滿』と稱して次のポストに移るケース」とあることから、ここで言う歲滿改官とは、詳覆官をはじめとする刑部の屬官が、不當に死罪に當てられていた者を救つてやること五人以上に達すれば、滿三年の任期終了をまって選人から京官へ改官することをゆるす、と解した。だが注(1)の史料に「又請……及二年亦與改官」とあり、「能駁正死罪五人以上」で三年の任期をつとめあげて改官とすると、「能駁正死罪五人以上」という特別の成績を上げた者が三年で改官、そうでない者が二年で改官ということになり、矛盾が生じる。これは、注(1)の『長編』卷一一三が不十分な書き方をしてるのであつ

て、『宋會要』職官一五一四〇、明道二年十一月には、「詔刑部、天下旬奏公事、令法直官與詳覆官分定看詳、候二年滿日、如在任舉駁覆奏公事、別無不了、即乞與轉京官、更一年滿日、別舉官充替」とあり、やはり三年で京官に轉官させているのである。

(5) 法直官は、『燕翼詒謀錄』卷一、堂吏用士人條に、「不特此爾、寇準爲宰相、刑部・大理寺・三司法直・副法直官、舊例、令史遷補、準悉用士人。景德二年三月、詔銓司選流內官一任三考無遺闕者、引對、試斷案、授之」とあり（梅原『研究』五一八〜五一九頁參照）、『中國歷史大辭典 宋史』の法直官の項では徐光烈が、「隸刑部。掌記錄各地奏申大辟人數、檢査執行情況」と解説する。刑部の屬官で、全國から奏上されてくる死刑案件の數を記錄し、元來は胥吏が遷補されるポストであった。

(6) 『長編』卷一一五一一五、景祐元年十月癸酉。詔、天下獄、有重繫、獄官不得輒預游宴送迎。

(7) 『長編』卷一一六一一二、景祐二年五月辛卯。判大理寺司徒昌運言、本寺詳斷、大事二十日、小事十日、審刑詳議、各減半。而不以案内有無繫囚。恐炎暘之際、待報淹久。請、自四月至六月、案有繫囚者、減日之半、兩川・廣南・福建・湖南、如急案例斷奏。從之。

(8) 原文「大理寺詳斷」。前頁注(3)參照。

(9) 原文「大事期三十日、小事第減十日」。注(7)の記事では「大事二十日、小事十日」とするが、同書卷一七二、皇祐四年三月己未條には、「詔、大理寺舊制、大事限三十日、中事限二十日、

小事限十日」とする。ここでは後者に従い、中事から小事へと、大事から十日ずつ期限を遞減していく意味に解した。『宋會要』刑法一一六六、皇祐四年三月十日の條參照。

(10) 原文「審刑院詳議」。前頁注(3)參照。

(11) 『長編』卷一〇八一〇、天聖七年九月甲戌。司封員外郎趙廓言、前判大理寺每集定急案、唯本案官繫書、而他法官不與、恐不能盡心。請、自今悉令簽書、若議刑有失、則并坐之。從之。

(12) 判大理寺について、梅原『研究』には「また大理寺丞、大理評事はいづれも完全な寄祿官だが、判大理寺は形式的職事官、大理寺詳斷官は、審刑院詳議官、刑部詳覆官と鼎立する重要な司法官差遣である」（二八八頁注(1)）とある。三八四頁注(8)參照。

(13) 司徒昌運は、未詳。『宋會要』職官一五一四〇によれば、景祐三年十一月には荆湖北路轉運使だったことがわかる。

(14) 原文「兩川」。『長編』卷一七二一九、皇祐四年三月己未條では「益・梓・利・夔」とする。

(15) 原文「湖南」。注(14)と同史料では「荆湖」とする。

この年、強盜法を改めた。凶器を持っておらず、しかも財物を取
得していない場合は、徒一年とする。(凶器を持っておらず、)財物
を取得すること一萬錢に達する者、及び人を傷つけた者は死刑――
絞――とする。凶器を持っていたが、財物を取っていない場合は、
流三千里とする。(凶器を持っており、)財物を取ること五千錢

に達する者は死刑——絞——とし、人を傷つけた者は殊死——斬——とする。凶器を持たず、財物を取ること六千錢に達する者もしくは凶器を持っていたが罪が死刑——絞——にはならない者は、よって千里外⁽⁵⁾の牢城に入れ墨を施した上で配する。集團強盜⁽⁶⁾で人を殺害した者を告發し得た場合には、(告發した人數に従つて)差をつけて賞し、それが十人に達した者には、賞金として十萬錢を給する。そのうち、關係官廳が「竊盜犯の場合、官威や自らの勢力を恃んで人をおどしつけたりはせず、財物を取ること五千錢に達すれば、入れ墨をして兵士となしてはいますが、これは却つて強盜を犯した者の刑よりも重くなっています。これを減刑せんことを願ひ申し上げます」と述べた。そこで詔を下して、「竊盜犯は、盗んだ財物が一萬錢に達して、始めて入れ墨をして兵士とすることとし、首都開封城内では、凶器を所持して竊盜をはたらき、財物を取ること四千錢に達する場合も、やはり入れ墨をして兵士とする」とした。これ以後、(強竊)盜法は、ただ開封城内のみ重くなり、その他においては、以前に比べますます緩やかとなった。

(1) この年とは、景祐二年(一〇三五)を指す。

(2) 『長編』卷一一七—四、景祐二年八月壬子朔。詔、改強盜法。不持仗不得財、徒二年、得財爲錢萬及傷人者、死。持仗而不得財、流三千里、得財爲錢五千者、死、傷人者、殊死。不持仗得財爲錢六千、若持仗罪不至死者、仍刺配千里外牢城。既而有司言、竊盜不用威力、得財爲錢五千、卽刺爲兵、反重於強盜。請竊盜罪亦第減之、至十千刺爲兵。尋又詔、京城持仗竊盜、得財

爲錢四千、亦刺爲兵。自是、盜法惟京城加重、餘視舊益寬矣。(後詔、實錄在此月壬申、今並書之。又詔、依本志附此。『宋史』卷一〇、仁宗本紀、景祐二年八月壬子朔條には、「詔輕強盜法」と見える。

(3)(4) 原文「死」、「殊死」。『唐律疏議』名例五條に、死刑には二つあって、絞と斬がそれであるとする。殊死の殊は絶の意で、首や身體を斷ち切ること、斬刑に當る。本文の内容から見ても、「殊死」の方が「死」よりも重い刑であることは明らかであり、殊死が斬を指すとすれば、死は絞を指すことになる。

(5) 原文は「二千里外」とするが、注(2)の『長編』卷一一七、及び『宋大詔令集』卷二〇二、定強盜刑詔によつて改めた。

(6) 滋賀氏によれば、「配軍とは、廂軍すなわち地方の雜軍に編入することである。廂軍は中央の禁軍と異つて、資質・裝備ともに劣悪であり、戦闘よりも地方の要所や官衙の警備、その他諸般の雜役に驅使される集團であつた。配軍に際して、顔に入れ墨を施すことが多く、この有無によつて刺字と不刺字に區別される。また配せられる軍の單位の種類によつて、軽きから擧げて、本城・牢城・重役の別があり、その營所の所在地の遠さや環境によつて、本州、鄰州、五百里、千里、二千里、三千里、遠惡州、沙門島などの等級があつた」(前掲「刑罰の歴史——東洋——」一〇四—一〇五頁)とあり、原文「刺、千里外牢城」とは、刺した上で、雜役部隊廂軍の牢城軍へと配流されることを指す。佐伯富「宋代における牢城軍について」(『劉子

健博士頌壽紀念宋史研究論集』同朋舎、一九八九年）参照。

(7) 『長編』卷一一七—四、景祐二年八月丙辰。又詔、有能告羣盜劫殺人者十人以上、賞錢十萬、不及十人、計數給之。この部分は、本刑法志においては、前頁注(2)にあげた八月壬子朔の條の中に組み込まれてしまっている。

(8) 原文「不用威力」。ここで言う威力とは、『唐律疏議』鬪訟八條、以威力制縛人に、「即威力使人毆擊、……疏議曰、威力使人者、謂或以官威、或恃勢力之類、而使人毆擊他人」とあるのに従って解した。ただし、「改強盜法」全體の文脈からすると、「不用威力」は、「不持仗」と同義に解すべきかも知れない。

慶曆五年(一〇四五)、詔を下して、罪が殊死——斬——に當る者で、祖父母・父母の年が八十以上の者、及び本人が篤疾の場合や期親⁽³⁾が無い場合は、犯罪の罪状を列記して奏上させることとした。

平和な日々が續き、全國の戸口數がますます増え、法を犯す者が多くなり、毎年大辟に斷ぜられる者も非常に増加してきていたが、それまで關係官廳が、こうした數を奏上することはなかった。嘉祐五年(一〇六〇)、權同判尙書刑部⁽⁵⁾の李縉⁽⁶⁾が、「一年間に死刑の數は約二千餘に上っています。そもそも風俗がおとろえてしまうということでは、肉親⁽⁴⁾どうしが相い争うことほど悲惨なものではなく、生活の困苦というところで言えば、盜賊に遭うということがその最たるものです。現在、法を犯す者が多くなっていますが、どうして刑罰が惡事をふせぐには足らず、教化によってはその者達を善へと導

くことができないことがありますか。願くば、刑部に詔を下して、全國で死刑に斷じた案件の書類を分類整理して、毎年皇帝陛下のもとへ報告させ、そうして考察の一助とされますように」と言い、このとおりにした。

(1) 『長編』卷一五六—一四、慶曆五年七月戊申。詔、自今罪殊死、若祖父、母年八十以上、及篤疾・無期親者、以其所犯聞。刑法志本文には「祖父母・父母」とあり、ここに見える「祖母」とは、「祖(父母)と父母」の意に解し、刑法志の表現に従った。

(2) 篤疾は、『譯注續刑法志』に、「白氏六帖事類集(卷九)に引く戸令に、『癩狂、兩肢癱、兩目盲、如此之類、皆爲篤疾』とある。すなわち癩癘や氣違ひ、手や足の二本ないもの、もしくは二本の自由がきかないもの、兩眼盲目のもの、このようなものが篤疾である」(六〇頁注⑤)とある。

(3) 「慶曆五年」以下の本條は、『魏書』卷一一一、刑罰志の「(太和)十二年詔……」の條とよく似ている。『譯注刑法志』は、この刑罰志に見える「期親」について、「この場合、期親とは、犯罪者の祖父母・父母に對して、期(一年)の喪に服する間柄の親族をいう」(二二〇頁注③)とする。ここでは、犯罪を犯した本人に對して一年の喪に服すべき親族の意に解した。

(4) 『長編』卷一九一—九、嘉祐五年四月庚申。權同判尙書刑部李縉言、天下上刑部一歲之中死刑、亡慮二千五百六十。其殺父母・叔伯・兄弟之妻、殺夫、殺妻、殺妻之父母、凡百四十。

故・謀・鬪殺千有三百、劫盜九百七十、姦・亡命百有一十。夫風俗之薄、無甚於骨肉相殘、衣食之窮、莫急於盜賊。今犯法者衆、豈刑罰不足以止姦、而教化未能導而爲善歟。欲令刑部依刑名分門列天下所斷大辟罪、歲上朝廷、以助觀省。從之。

(5) 原文「判刑部」。前頁注(4)の記事により改めた。「權」とは、資序の低い者が、一級上の差遣ポストにつき場合(梅原『研究』二一八頁)、もしくは、本來その職務擔當ではない者が他の差遣ポストを斬時代行する際に冠する。「判尙書刑部」については三八四頁の注(8)参照。「知」は次官の意の「同知」と同義か。

(6) 李紱について、王德毅等編『宋人傳記資料索引』(鼎文書局一九七四年)は、『宋詩紀事補遺』を引き、「字子儀、熙寧三年官祕閣校理知蘇州、入爲刑部郎中同判太常寺、累官少卿」とする。

大體において首都開封の班直⁽²⁾と諸軍の給與米は、規定額どおりに支拂われることはなく、特に兵士が出征して残された家族の場合が最もひどいものだった。というのも、倉庫の出納等の胥吏自身は、官廳にあって仕事を行っているにもかかわらず、國からは給與をもらっていないので、すきかかってにかすめ取っていたからである。神宗は、これでは軍人を愛養してやることにはならないとお考えになり、そこで三司に詔を下して、始めて諸倉乞取法をつくった。中書は、「主典・役人用として毎年給與を増やして行き、總額一萬八千

九百餘緡とする。すべて乞取したものが一〇〇錢未満の場合は、徒一年とし、(一〇〇錢に達した場合及びそれ以上は)一〇〇錢増えることに罪一等を加えていき、一〇〇〇錢で流二千里とし、(二〇〇〇錢以上は)一〇〇〇錢増えることに罪一等を加え、罪は流三千里を上限とする。賄賂をわたした者、及び乞取の手助けをした者は、主犯の罪から二等を減ずる。徒罪の者はすべて五百里外の牢城に配し、(告捕人への)賞金は一〇〇貫。流罪の者はすべて千里外へ配し、(告捕人への)賞金は二〇〇貫。乞取額が一〇貫に達した場合は、主犯人は沙門島に配し、(告捕人への)賞金は三〇〇貫。自首してきた者については、その罪を免ずる」と意見を具申した。そして全部で十項目の約束をあらためて制定し行った。その後、首都開封では中央官廳、外路では監司が多くこの法にならって實施した。その結果、全國で年々胥吏の俸給が増加し一〇〇餘萬緡に達し、この費用は全て、坊場錢・河渡錢・市利錢・兎行錢・役剩錢・息錢でまかなった。法施行後しばらく経って、少しく倉法を緩めようという意見が出され、編救所が作った告捕獲倉法給賞條では、告捕人への賞金を一〇〇貫から三〇〇貫までに等を分け、犯人が取り調べを受けようとする段になって自首した場合、賞金は半分となっていた。中書はこれに従わんことを願ったが、詔を下して、もとの規定どおり全額を給し、取り調べに臨んで犯人が自首した場合でも、告捕人に全額を支給することとした。かつて呂嘉問が、胥吏に賄賂を送った者については、ただ不應爲の罪にとえばよいでしょう、と請うたので、刑部は始めてこの罪を減じた。哲宗の初期には、一度重祿法

を罷めたが、紹聖年間になってまたもと通りとした。⁽²²⁾

(1) 『長編』卷二一四—二六、熙寧三年八月癸未。上批、聞、在京諸班直并諸軍所請月糧、例皆斗數不足、內出軍家口虧減尤多。請領之際、倉界斗級・守門人等過有乞取侵尅、甚非朕所以愛養將士之意。宜自今每石實支十斗。其倉界破耗及支散日限・斗級人等祿賜・告捕關防・乞取條令、三司速詳定以聞。先是、諸倉吏卒給軍食、欺盜劫取十常三四。上知其然、故下詔、且命三司條具。於是、三司言、主典役人、歲增祿爲錢一萬四千餘緡。丐取一錢以上、以違制論、仍以錢五十千賞告者、會赦不原。中書謂、乞取有少多、致罪當有輕重。今一錢以上、論以一法、恐未善。又增祿不厚、不可責其廉謹、宜歲增至一萬八千九百緡。在京應千倉界人、如因倉事取受糧綱及請人錢物、并諸司公人取受應千倉界并糧綱錢物并計贓錢、不滿一百徒一年、每一百錢加一等、一千流二千里、每一千加一等、罪止流三千里。其過致并與者、減首罪二等。徒罪皆配五百里外牢城、流罪皆配千里外、滿十千即受贓爲首者、配沙門島。若許贓未受、其取與過致人、各減本罪一等。爲首者依上條內合配沙門島者、配廣南牢城。仍許人陳告、犯人該徒給賞錢百千、流二百千、配沙門島三百千、若係公人、給賞外更轉一資。已上人、仍亦許陳首免罪給賞。從之。

(會要) 提舉三司帳司曾布云熙寧三年九月二十五日河倉條貫。按此乃是八月二十七日立倉法。舊紀書、癸未、詔、諸倉給受概量者、臨時多寡、並緣爲姦、刻軍食十常三四。其增諸倉役人祿、立勾取重法。由是歲減運糧卒坐法者五百餘人、姦盜以故得不縱。

後推以及內外吏、吏始重仍法。新紀削去。削去其諛辭可也、如立倉法安可不書。

(2) 班直は、宋代の禁軍のうち、皇帝の親衛部隊で、殿前司の統轄のもとにあった。王會瑜『宋朝兵制初探』(中華書局、一九八三年)九—一三頁參照。

(3) 原文「班直諸軍」とあるが、班直の諸軍でなく、班直と諸軍であることは、前注(1)の『長編』卷二一四の記事からわかる。では、この諸軍とは具體的とはいかなる軍かと言えば、『宋會要』職官五—五、熙寧二年九月十八日に、「條例司言、近日在京米價賤、諸軍・班及諸司庫務公人、……諸班直、一千捧日・天武・龍・神衛八百、拱聖・神勇以下……」とあり、開封府城に居る班直及び諸軍の名が見てとれるところからすると、殿前司の捧日・拱聖・神勇指揮、侍衛馬軍司の龍衛指揮、侍衛步軍司の神衛指揮等を指すのであろう。王前掲書三四頁參照。

(4) 原文「請糧」。百衲本では「請量」とするがこれは誤り。

(5) 原文「斗斛不足」。斛目をごまかすこと。前掲宮崎「王安石の吏士合一策」三三四—三五頁參照。

(6) 出戌とは、諸軍の兵士が、その家族とともに住んでいる駐屯地から、前線等へ派出すること。

(7) 原文「倉吏」。前注(1)の『長編』卷二一四には、「倉界斗級・守門人等」とある。

(8) 三司は、元豐の官制改革以前における、宋朝の中央經濟官廳。長官は三司使、次官は三司副使。三司とは、鹽鐵・度支・戶部

を指す。前掲宮崎「宋代官制序説」五〇七頁参照。

- (9) 諸倉乞取法は、王安石の新法の一つで、熙寧八年に實施され始める。河倉法、倉法、重祿法などとも呼ばれる。北宋期、都開封へは漕運によって穀物等諸物資が運ばれ、河倉といわれる倉庫に集積され、ここから在京の百官・軍士への祿米等給與が支出されていた。ここに勤める胥吏連中は無報酬だったので、梟目をごまかす等の悪事を働くのが常であった。そこで、不正を行った胥吏に對しては嚴罰でのぞみ、一方胥吏の祿を増してやることにより、弊害の掃をはかったのがこの倉法である。

前掲宮崎「王安石の吏士合一策」、熊本崇「倉法考——その施行の意義と變遷——」(『集刊東洋學』三八、一九七七年)参照。

- (10) 主典とは、唐代においては所謂四等官の最下位であつて、流外官で官廳の書記のことであつたが、宋代で言う或いはここで言う主典とは、胥吏頭、さらに廣く胥吏一般の意である。『條法事類』卷五二、公吏門、名例敕に、「諸稱公人者、謂衙前・專副・庫・稱・插子・杖直・獄子・兵級之類、稱吏人者、謂職級至貼司。行案及不行案人並同。稱公吏者、謂公人・吏人」とある、公人と吏人即ち胥吏のことを、主典という語で代表させ言っていると考えられる。一方、役人とは、これら胥吏以外の、農民が差役によって州縣の諸種の公務に従事する場合を指すものである。梅原『研究』五〇三—五〇四頁参照。

- (11) 原文「其行貨及過致者」。前頁注(1)の『長編』卷二一四には、「其過致并與者」とあることから、行貨並與であり、行貨

とは錢物を與えること、即ち賄賂をわたすことである。過致とは、『唐律疏議』捕亡一八條、知情藏匿罪人に、「疏議曰、……過致資給者、謂指授道途、送過險處、助其運致、并資給衣糧、遂使凶人潛隱他所」とあることから、仲介など犯罪の手助けをすることである。

- (12) 沙門島は、京東東路登州蓬萊縣。

- (13) 『長編』卷二四八—一三、熙寧六年十二月壬申。三司言、新法所增吏祿、除舊請外、歲支錢一十七萬一千五百五十三緡有奇。(實錄止云三十萬、今從沈括筆談詳書之。)詔、以熙寧四年後坊場錢撥還、不足則以市易市例等錢補之、仍令提舉帳司歲考支收數上中書。時內自政府百司、外及監司・諸州胥吏、皆賦以祿謂之倉法。京師歲增吏祿四十一萬三千四百餘緡、監司諸州六十八萬九千八百餘緡。然皆取足於坊場・河渡・市例・兇行・役剩・息錢等、而於縣官歲入財用、初無少損、且民不加賦、而吏祿以給焉。(此段於三年八月二十七日撥出附見。沈括云、天下吏人素無常祿、惟以受賂爲生、往往有致富者。熙寧三年始制天下吏祿、而設重法以絕請託之弊。是歲、京師諸司歲支吏祿錢三千八百三十四貫二百五十四、歲歲增廣、至熙寧八年、予爲三司使日、歲支三十七萬一千五百五十三貫一百七十八。京師舊有祿者及天下吏祿、皆不預此數。)

- (14) 宋代では、府・州の上に監督區分としての路が存在し、人事・財政・軍事・獄訟等の職務を分擔しており、これら轉運司・提舉常平司・安撫司・提點刑獄司等を監司と稱した。

(15)

前掲宮崎「王安石の吏士合一策」の解説を引いておく。坊場錢二坊場とは酒坊のことで、新法による役法の改正に伴い、酒の醸造権を一般人民に入札させ、その酒課に對して特に千分の五十を増して吏祿に充てた。河渡錢二河川の渡し場での通行税。一般人民に入札の上請負わせていた。市利錢二市例錢とも言い、京師に入る物資に官税の外に課した錢。免行錢二宋代、行戶は官府の物資調達の任務を負っており、これを行役と言った。この行役を免ずるかわりに收めさせたのが免行錢である。役剩錢二熙寧三年、新法の一つ募役法が行われ、免役錢を徴收したが、この徴收の際に、不時の支出に備えるために二分の餘分を増收し、これを寛剩錢二役剩錢と稱した。息錢二市易務收益の息錢及び役剩錢を運轉した息錢のことか。

(16)

『長編』卷三〇七—五、元豐三年八月己亥。中書奏、詳定重修編敕所修立告捕獲倉法給賞條、欲依所定。上批、不行、可並依舊給全賞。雖係案問、亦全給。時議者、欲漸弛倉法。故修敕官、先寬其告賞、自一百貫分等至三百貫、而按問者、減半給之。中書以熟狀進、而有是命。(此據朱本以御筆添修云、上察見其情、寢之。新本、自時議者至寢之、並削去。今但削上察其情寢之等七字。五月十三日、十五日。)

(17)

編敕所は、詳定重修編敕所の簡稱。敕令等の法案の審議・立法を擔當した。

(18)

原文「按問者」。これは、『唐律疏議』名例三七條、犯罪未發而自首に、「其知人欲告及亡叛而自首者、減罪二等坐之。疏議

曰、犯罪之徒、知人欲告及案問欲舉而自首陳、及逃亡之人、并叛已上道、此類事發歸首者、各得減罪二等坐之」とある。「案問欲舉而自首陳」を省略して言ったものと考えられる。「譯註」五によると、『案問欲舉』(名37疏)等と用語される「舉」の字が、官が職權によって人の犯罪を指摘して刑事手續を始動せしめる行爲を意味する。發覺の要件として律疏が「告」を言う

うとき、實は「舉」をも言外に含んでいるのである(名37譯註18)。私人の「告」か官憲の「舉」かいづれかによって犯罪は「已發」となる(一七二頁)と解説する。また、『長編』には、「臣謹按、嘉祐編敕、應犯罪之人、或因疑被執、賊證未明、或徒黨從就擒、未被指說、但因盤問、便具招承、如此之類、皆從律案問欲舉首減之科。若曾經盤問隱拒本罪、更不在首減之例。此敕於理最當、所以仁宗朝用之、天下號爲刑平」(卷三七〇、元祐元年閏二月壬子)とあり、「犯罪因疑被執、如因詰問、能自首服、並依案問欲舉自首法。即經問不承、不在減例」(卷三七六、元祐元年四月辛亥)とある。これらから考えると、本文の「按問者」とは、犯人がとらえられたが、未だ證據が明らかでない段階で、又は豫備的な審問の段階で、自首することであろう。

(19)

『長編』卷三四九—四、元豐七年十月丁丑。光祿卿呂嘉問言、近者、牛羊司典吏李璋犯乞取贓、已論決。竊惟、朝廷捐數十萬緡、行一重法、於天下欲得吏清政平、待之固已矣。而無忌憚之吏、已漸弛於法行之初。蓋由本法。與錢之人纔減取錢之人二等乞、定河倉法斷遣刑名。自陳告首之賞與引領過度一切如舊外、

其行用者、止以不應得爲坐之。下刑部、參詳、其與若許者、依律得罪、或依在京請求非法公事條得在罪重。并官員在京行用非請求曲法、不坐、并輸稅人行用非覽納及行求枉法者、不坐之類、並依本條外、乞、如嘉問所定。從之。

(20) 呂嘉問、字は望之、壽州(現安徽省)の人。王安石新法の推進者の一人。『宋史』卷三五五に傳がある。

(21) 『長編』卷三七七―一、元祐元年五月丁巳朔。尙書省言、舊制以贓抵罪、重輕有等。今又立重法、則是罪均刑異、未稱朝廷矜恤之意。請、罷諸路重祿法、犯者、自依常法、及復熙寧已前吏祿。從之。(舊錄云、嘉祐已前更不給祿、貨賂・請託公行、以貨之多寡輕重、爲事之枉直。光常閔焉。庶人之在官者、受贓一錢抵罪。以故刑不濫、民受賜。至此改之。新錄辨曰、既復熙寧已前吏祿、則改熙寧已後吏祿法、自可見、不必更載。今刪去。)

(22) 『長編』は、紹聖元年から四年初めまでの記事を缺くので、詳細は明らかでないが、哲宗親政の時期になると、新法黨政權が復活したことにより、倉法が再び行われたことは確かであると考えられる。又、舊法黨政權下でも倉法は繼續していたことは、いくつかの史料から確認できる(例えば『長編』卷四五〇―三、元祐五年十一月乙丑條など)。前掲熊本「倉法考」五一頁参照。

熙寧四年(一〇七一)、盜賊重法を立てた。すべて強盜犯で死罪

に當る者は、その家の財産を籍没³して、告發した人に賞金として給し、その妻子は千里(州軍)に編置し、赦免もしくは災傷に遇つたことで罪の等を減じられた場合は、(強盜犯は)遠惡の地に配する。(強盜を犯し)罪が徒罪・流罪に當る者は、廣南東・西路へ配し、流罪で會降⁵した者は、三千里(州軍)に配し、その家の財産の半分を籍没して、告發した人に賞金として給し、その妻子については犯人の罪から罪を遞減した。以上編配すべき者は、赦免に遇つても、編配地を移さないし、釋放もしない。すべて犯人をかくまったり贓物をあずかった者は、強盜犯の場合は死罪(絞)とし、犯罪の情況が重大なる場合には斬とし、その他の場合は全て遠惡の地に配して、その家の財産の半分を籍没して、告發した人に賞金として給する。(竊)盜犯で徒罪・流罪に當る者は、五百里(州軍)に配し、その家の財産の三分の一を籍没して、告發した人に賞金として給する。竊盜を犯すこと三度の者は、杖で打つたうえ五百里(州軍)あるいは鄰州に配する。重法地分ではなくても、重罪を犯した人をかくまつた場合には、重法によって罪を裁く。(重法地分では)知縣・捕盜官は全て推舉によって任命⁹、或いは武臣を縣尉に充て、盜賊が十人以上發生して、期限内にその半分を獲えることができなかつた場合には、罪を彈劾して皇帝の裁可を請う。二度官・吏を殺害する、及び計三人を殺害する、家屋百間を放火して燒失させる、或いは州縣内を集團で強掠して回る、河川・海上の船やはしけを強掠した場合には、重法の地分ではなくても、やはり重法でもって罪を裁く。おおよそ重法の地分は、嘉祐年間(一〇五六―六三)において、

開封府下の諸縣から始まって、その後しだいに他の州へと廣げられていった。

(熙寧四年には)開封府の東明縣・考城縣・長垣縣、京

北路の滑州、淮南東路の宿州、河北東路の澶州、京東東・西路の應

天府・濮州・齊州・徐州・濟州・單州・兗州・鄆州・沂州・淮陽軍

でも重法を法令として成文化した。元豐年間(一〇七八〜八五)に

なると、河北路・京東路・淮南路・福建路などでも重法が用いられ

全國の州縣で重法がいよいよ廣まっていた。元祐の時(七年・一

〇九二)に赦を下し、重法地分で、五人以上の集團で強盜を働く、

或いは凶惡な場合に、始めて重法に照らして罪を裁くこととした。

紹聖年間(一〇九四〜九七)以後になると、重法地分での強盜は、

人數の多少にかかわりなく、ただちに罪に當てることになり、又

(以前撤廢されていた)妻孥編管法を復活させたが、元符三年(一

一〇〇〇)になると、刑部の要請に因って詔を下し、(妻孥編管法を

廢した元祐の)舊敕に依ることとなった。

(1) 『長編』卷二一九一六、熙寧四年正月丁未。詔、開封府東

明・考城・長垣縣、京西滑州、淮南宿州、河北澶州、京東應天

府・濮・齊・徐・濟・單・兗・鄆・沂州・淮陽軍、別立賊盜重

法。從檢正中書刑房公事李承之請也。『宋史』卷一五、神宗本

紀、熙寧四年正月丁未に、「立京東・河北賊盜重法」とあるが、

後條に見るとおり、重法の起源は熙寧四年以前に溯る。佐伯富

氏は、『長編』卷一一七、景祐二年八月壬子朔の京城での重法

の記事を引き、重法地分制定の濫觴としている(宋代におけ

る重法地分について)、『中國史研究 第一』同朋舎、一九六九

年、四九頁參照)。

(2) 『長編』卷三四四一二、元豐七年三月乙巳。自嘉祐六年始命

開封府諸縣、盜賊囊橐之家立重法、後稍及曹・濮・澶・滑等州。

熙寧中、諸郡或請行者、朝廷從之、因著爲令。至元豐、更定其

法。於是、河北・京東・淮南・福建等路用重法、郡縣浸益廣矣。

凡劫盜罪當死者、籍其家實、以賞告人、妻子編置千里、遇赦若

災傷滅等者、配遠惡處。罪當徒・流者、配嶺表、流罪會降者、

配三千里、籍其家實之半爲賞、妻子遞降等有差。應編配者、雖

會赦、不移不釋。囊橐之家、強盜死罪、情重者斬、餘皆配遠惡

處、籍其家實之半爲賞。盜罪當徒・流者、配五百里、籍其家實

三之一爲賞。竊盜三犯、杖配五百里或鄰州。雖非重法之地、而

囊橐重法之人、並以重法論。其知縣・捕盜官、皆用舉者、或以

武臣爲縣尉。盜發十人以上者、限內捕不獲半、劾罪取旨。若復

殺官吏、及累殺三人、焚舍屋百間、或羣行於州縣之內、劫掠於

江海船楫之中、雖非重法之地、亦以重法論。(刑法志有此。不

得其時。因編敕成附見、須細考之)。

(3) 籍沒とは、犯人の財産や家屬を、國家所有として登記し沒收

すること。

(4) 遠惡の地の説明としては、南宋期のものであるが、『條法事

類』卷七五、刑獄門、編配流役、名例敕に、「諸稱遠惡州者、

謂南恩・新・循・梅・高・雷・化・賓・容・瓊州・萬安・昌

化・古陽軍」とある。

(5) 『譯註』五には、「赦と降は、ともに一般に布告される恩赦

であり、赦は完全な赦免、降は減刑を與える。なお、『大赦』
というのにもたんに『赦』というのも意味内容は同じ。……特定
個人に對する恩赦は、赦免は『赦放』『特放』等と表現し、減
刑を『慮』という」とある(七九頁)。

(6) 前掲滋賀「刑罰の歴史——東洋——」によると、編配とは、
配軍(あるいは配隸・配流ともいい、單に配といえはこの刑を
意味する)と編管・羈管の總稱であり、配軍とは地方の雜役軍
である廂軍へ編入されること、編管とは遠隔地に押送して、そ
の地で自主的に生計をたてさせながら、地方官廳の監察下にお
くこと、羈管とは編管に似てそれより監察の程度のゆるやかな
もの、である(二〇二〜二〇三頁)。また本文中の編置は、本
文後條に「妻孥編管法」と見えることから、編管を指す。

(7) 原文「囊橐之家」。囊橐の語は、『漢書』卷二三、刑法志に見
える。又、贓物とはこの場合、強竊盜によって犯人が收得した
財物のこと。

(8) 捕盜官とは、領域内の巡回や、犯人の捕獲に當る官で、巡檢
と縣尉を指す。

(9) 『長編』卷四〇二一一〇、元祐二年六月壬寅に、「詔尙書侍
郎・内外學士・待制・兩省臺官・左右司郎官・諸路監司、各更
舉堪重法地知縣・縣令一員。從三省請也」とあるのが推舉によ
る任命の例である(前掲佐伯「宋代における重法地分につい
て」四六七〜五六八頁參照)。

(10) 原文は「限内捕半不獲」とあるが、前頁注(2)の『長編』卷

三四四では「限内捕不獲半」とする。

(11) 前頁注(2)『長編』卷三四四の冒頭部分を參照。

(12) 前頁注(1)『長編』卷二一九を參照。

(13) 東明縣は、現在の河南省蘭考縣。

(14) 考城縣は、現在の河南省民權縣。

(15) 長垣縣は、現在の河南省長垣縣。

(16) 滑州は、現在の河南省滑縣。

(17) 宿州は、現在の安徽省宿州市。

(18) 澶州は、現在の河南省濮陽縣。

(19) 應天府は、現在の河南省商丘市。

(20) 濮州は、現在の山東省鄆城縣。

(21) 齊州は、現在の山東省歷城縣。

(22) 徐州は、現在の江蘇省徐州市。

(23) 濟州は、現在の山東省鉅野縣。

(24) 單州は、現在の山東省單縣。

(25) 兗州は、現在の山東省兗州縣。

(26) 鄆州は、現在の山東省東平縣。

(27) 沂州は、現在の山東省臨沂市。

(28) 淮陽軍は、現在の江蘇省邳縣。

(29) 前頁注(2)『長編』卷三四四を參照。

(30) 『長編』卷四七八一一、元祐七年十一月乙酉、詔、應重法
地分、劫盜五人以上、或凶惡者、行重法、餘依常法、窩藏人準
此。なお原文「元豐赦」は、元祐の誤りであろう。

(31) 『長編』卷三八五—一八、元祐元年八月甲辰に、「刑部言、

重法地分、劫盜因按問首告減等、依常法、妻子不緣坐、慮有已行編管者、請令逐便。從之」とあり、同書卷四〇九—二〇、元

祐三年四月丁酉には、「監察御史趙帆言、元豐敕、重法地分、

凡劫盜者、妻子編管。元祐新敕、一切削去、則前此編管者、宜不少。請令從便。從之。其窩藏人、緣坐妻子、準此」とあり、

舊法黨政權下で一度廢止されたことがわかる。これが、同書卷四九九—一六、元符元年六月甲辰になると、「大理寺言、……

窩藏重法地分劫盜罪至死、配遠惡、妻子五百里編管、……即盜

罪至徒・流者、配五百里、妻子鄰州編管、……從之」とあり、

妻孥編管の法が復活している（同後卷五〇〇—二三、同年七月

乙亥條後照）。前掲佐伯「宋代における重法地分について」四

七八頁參照。

(32) 典據は未詳。元符三年正月の哲宗死去に伴う舊法黨のまきかえしを示している。（長井 千秋）

⁽¹⁾ これより先に、曾布は次のように建言した。「盜罪の情狀には輕

重の別があり、贓額にも多寡の別があります。今、贓額の多少のみ

によって罪責を論じれば、貧しい家に盗みに入った場合、たとえ情

狀が重くとも、贓額が少ないことを理由に減免を與えられ、逆に金

持ちの家に盗みに入った場合には、たとえ情狀が軽くとも、贓額が

多いことを理由に死罪に論じられます。これでは、盜犯の生死が被

害者の貧富の如何に左右されることになりましょう。人を傷つけた

場合に至っては、これまた情狀が異なってきます。手足で毆打して、

身體に損傷を負わせた場合と、武器や湯火を用いた場合とでは、も

とより情狀に差があるものの、いずれも均しく「傷」と言っており

ます。朝廷はその場合に、陛下に罪責の決定を委ねることを認めて

はいますものの、州郡におきましては、奏上を行うこともあれば行

わないこともあり、そうになると、罪人の生死を分かつものは、好運

と不運のみということになります。それならば、これまでの舊い法

を改變する方がよろしいでしょう。およそ贓額によって罪責を定め

る場合、及び人を傷つけた場合でも、情狀がそれほどひどくないも

のについては、『罪止の法』⁽³⁾に従う。武器や湯火を用い、情狀が甚

だしいもの、及び良民の婦女子を汚辱し、或いは州・縣・鎮・砦に

侵入して強盜を働き、若しくは官吏や警備に當たっている兵士等を

追いたて、虜にした場合には、負傷させたか否かを問わず、およそ

情狀の有すことができない者は、みな死刑に處するように致します

れば、輕重の當を失することがないでありましょう。曾布が宰相

となるに及んで、初めてこの議が受け入れられ、關係官廳に命じて

法を改めさせた。⁽⁴⁾

⁽⁵⁾ それから聞もなくして、侍御史の陳次升が次のように言上した。

「祖宗は廣く天下に仁政をお敷きになり、刑法上の重罰規定を改め

て、輕きに従つたものが、非常に多くございました。ただ、強盜

の法のみ特に加重しましたのは、惡しき者を戒めることによつて、

良民に恵みを與えようとしたからにほかなりません。最近、朝廷は

法をお改めになり、詔を下して、強盜犯の内、贓額を計つた結果、

絞罪に相當するものは、その絞罪に相當する贓額をすべて二倍に引き上げ、また、贓額が絞罪相當額に達していても人を傷つけなかった場合、及び人を負傷させた場合でも、情狀の軽いものは、死刑に處するか否かは陛下の決定に委ねることにしました。この法が施行されてから後、民はその弊害を受けるようになりました。被害を受けた家の者は、盜賊が必ずしも死刑に處せられるとは限らないため、その報復を恐れて敢えて官に届けることはせず、また郷里の者も、やはり報復を恐れて盜賊を捕らえようとはしません。それ故に、賊はますます横行し、特に重法地におきましては、いよいよもってひどくなっております。このままでは、おそらくは大規模な盜賊集團を生み出し、國家の患を残す結果となりましょう。舊法に復することを要請いたします。曾布が宰相を辭めると、翰林學士の徐勣⁽¹⁰⁾が、その新法が實狀に合わないことを再度言上し、その結果「舊法の通りとし、前に下された詔は、施行すること勿れ」との詔が下された。

(1) 『通考』卷一六七。先是、曾布建議、爲盜之罪、情有輕重、贓有多少。若劫貧家、情理雖重、偶以贓少而減免、劫富室、情理雖輕、偶以贓重而論死、是盜之生死係於主家之貧富也。至於傷人、情狀輕重亦殊。其以手足毆人偶傷肌體、與夫兵刃湯火、固有聞矣、而均謂之傷殘。朝廷雖許奏裁、州郡之吏或奏或否、死生之分、特幸與不幸爾。不若一變舊法、凡以贓定罪、及傷人情狀不至切害者、皆聽從罪止之法。其用兵刃湯火之類、情狀酷毒、及汚辱良家、或入州・縣・鎮・砦行劫、若驅虜官吏・巡防

人等、不以傷與不傷、凡情不可貸者、皆處以死刑。如此、則輕重不失其當。王古・徐彥孚・鍾正甫亦以爲請。及是布爲相、遂申前議改焉。

(2) 曾布、字は子宣、建昌軍南豐縣(現江西省南豐縣)の人。『宋史』卷四七一に傳がある。

(3) 罪止の法とは、『唐律疏議』名例五三條(『宋刑統』卷六、名例、雜條)の、「稱準枉法論・準盜論之類、罪止流三千里、但準其罪」(傍點譯者)という規定を指すものと思われる。ここでは、「凡以贓定罪、及傷人情狀不至切害者」の最高刑を流三千里(折杖法により、脊杖二十・配役一年)とし、死刑は科さないとの趣旨であろう。

(4) 『宋會要』刑法三十四の記述によれば、曾布の議が受け入れられたのは、元符三年(一一〇〇)十一月七日の指揮においてである。

(5) 『通考』卷一六七。侍御史陳次升言、祖宗仁政、加於天下者廣。刑罰之重、改而從輕者至多。惟是強盜之法特加重者、蓋以禁姦宄而惠良民也。近者朝廷改法、以強盜計贓應絞者、並增一倍、贓滿不傷人而情輕者、奏裁。如聞、法行之後、民受其弊、被苦之家、以盜無必死之理、不敢告官、而鄰里亦不爲之擒捕、恐怨仇報復、故賊徒益逞、重法地方尤甚。竊恐養成大寇、以貽國家之患。請復行強盜舊法。……曾布罷相、翰林學士徐勣復言其不便、乃詔強盜應絞者、計贓如舊法、前詔勿行。

(6) 侍御史は、行政監察機關である御史臺の中の一部局である臺

院の長にして、御史臺の次官も兼ねている。和田清編著『中國官制發達史』(影印版、汲古書院、一九七三年、以下和田『發達史』と略す)一九八頁参照。

(7) 陳次升、字は當時、興化軍仙游縣(現福建省仙游縣)の人。

『宋史』卷三四六に傳がある。

(8) 『宋史』卷一九九、刑法志(中華書局本四九七八頁)の記述参照。

(9) 『宋會要』刑法三十四所引の、元符三年(一一〇〇)十一月

七日の指揮を指す。なお、「強盜計贓應絞者」とは、『宋刑統』

卷一九、賊盜、強盜竊盜條の規定によれば、強盜犯が凶器を所持していなかった場合には、絹十疋以上に相當する額の財物を

強奪した者、凶器を所持していた場合には、絹五疋相當以上を強奪した者である。ただし、同條所載の、建隆三年(九六二)

十二月五日の敕節文では、三貫以上で「處死」とされている。

その後、天聖六年(一〇二八)に強盜法が改正されて、凶器不所持の場合には一萬錢(十貫)以上、凶器所持の場合には五

千錢(五貫)以上強奪した者となった。

(10) 徐勣、字は元功、宣州南陵縣(現安徽省南陵縣)の人。『宋史』卷三四八に傳がある。

(1) これより先に、諸路の經略・鈐轄が、便宜に従って、勝手に人民を死刑に處したり、配隸したりすることを禁じた。趙抃が嘗て成都の長官であったとき、ただ四川の四路のみ便宜處罰を許可されんこ

とを願ひ出た。しかし王安石はこれに強く反對したが、中書・樞密院は、ともに法を立ててこれを許可した。その後、謝景初が次のように上奏した。「成都においては、通常の手續きによらないで、妄りに便宜的處斷によつて、處刑したり罪を赦したりしておりますが、その多くは不當なものであります」。そのため中書は敕文を改訂し、ただ軍人が罪を犯した場合、及び國境の守りに關する事や緊急を要する案件についてのみ、特別の便宜的處斷を認めることとした。趙抃が成都に移るに及んで、再び便宜處斷の法を制定せられんことを願ひ出た。御史の劉孝孫もまた趙抃のために、以前の通りの便宜處斷を復活せられんことを願ひ出たが、王安石はこの上奏を握り潰した。

(10) 武臣が贓罪を犯し、恩赦を経て再び敍任せられてより後、改めて年ごとの勤務査定を行つて昇進させるという制度になっていた。これに對して神宗は次のように言つた。「このような制度では、どうして利を貪る官吏を戒めることができようか」。そこで法を改めるように臣下に命じた。それを承けて熙寧六年(一〇七三)に、樞密都承旨の曾孝寬等が協議を取りまとめて、その結果を神宗に奉つた。その内容は、大概は文臣の敍任法に倣つたものであり、若干の規定をそれに加除したに過ぎなかつた。熙寧七年(一〇七四)に次のような詔が下された。「官品を有する官吏が罪を犯した場合には、すべて按察の官が朕に對してその官員の彈劾を行い、聖旨を聽け。擅まに捕縛を行つたり、職俸を取り上げたりするのを許すこと勿らしめよ」。

- (1) 『長編』卷二二九—一三、熙寧五年十月庚子。先是、議諸路經略・鈐轄、不得便宜斬配百姓。趙抃時在中書、乃言當獨許成都四路。王安石執不可曰、成都與諸路遠處何異。會安石齋祠、中書・樞密院同立法許之。其後謝景初奏、成都從來妄以便宜從事、所釋誅多不當。乃至有年十五已下、犯法至輕、皆先刺配、候其長、之配所。於是中書復刪定敕文、惟軍人犯罪及邊防并機速、許特斷。已而知太原府劉庠言、弓箭手在極邊守望、有犯乃不敢特斷、奏乞改法。安石曰、極邊即是邊防明甚、庠不應妄奏。及抃移成都、又請重立法。編敕官曾布言、止當申明云、事合從權爲機、事出倉卒爲速。於是孝孫奏繼至、安石曰、孝孫既稱蜀人柔良、則以常法治之足矣。何故反欲彈壓。又言事在倉卒、倉卒即是速。何用改法爲也。
- (2) 經略は經略使。路の軍政を監督する官(文官)。通常は一路の中の最も重要な州の知州が兼職する。
- (3) 鈐轄は、地方にあって、禁軍を統括する官。原則として武官であるが、文官が任命されることもあった。文官たる經略・安撫使の總括に服した。
- (4) 民間人に對する裁判は知州の管轄であり、本來、經略・鈐轄には裁判權がない。
- (5) 趙抃、字は閱道、衢州西安縣(現浙江省衢州市)の人。『宋史』卷三一六に傳がある。
- (6) 四川の四路とは、成都府路・梓州路・利州路・夔州路の四路を指す。
- (7) 王安石、字は介甫、撫州臨川縣(現江西省撫州市)の人。『宋史』卷三二七に傳がある。
- (8) 謝景初、字は師厚、號は宛陵。『萬姓統譜』に記述がある。
- (9) 原文「機速」。『條法事類』卷七三、刑獄門、決遣、斷獄救の注に、「機謂事干機會、理須從權、速謂不可淹留待報。餘條機速准此」とある。
- (10) 『長編』卷二四三—七、熙寧六年三月丙辰。先是、武臣犯賊、經赦敘復舊官、後更立年考陞遷。上曰、若此、何以戒貪吏。故命改法。至是孝寬等議定、大略倣中書文臣敘法、而少有增損、比樞密院舊敘例爲寬。
- (11) 樞密都承旨は、樞密院の事務局たる承旨司(宣旨院)の長。神宗時代には、從五品相當の官職であった。
- (12) 曾孝寬、字は令綽、公亮の子。『宋史』卷三二二に傳がある。
- (13) 原文「罷其職奉」。「奉」は、ここでは「俸」と同義であろう。「職俸」という場合、次の三つの解釋が考えられる。すなわち、①「職」と「俸」を、それぞれ「職錢」「俸錢」の略と考え、本文を「職錢と俸錢を削減する(あるいは「支給しない」)の意味に解釋する、②「職事」「俸給」の略と考え、「職務を解いたり、俸給を削減する(あるいは「支給しない」)の意味に解釋する、③「職俸」を一語と考えて、漠然と「職務に對する報酬」(すなわち「俸給」)の意味に捉え、本文を「俸給を削減する(あるいは「支給しない」)の意味に解釋する、の三説である。この内、①と③は、實質的にはそれほど大きな意味上の差

異はないが、ただ、「職錢」なるものが創設されたのは、元豐の官制改革以後のことなので（衣川強「宋代の俸給について——文臣官僚を中心として——」『東方學報』京都四一、一九七〇年、四三〇頁参照）、ここでは①の解釋は採用できない。

元豐二年（一〇七九）に、成都府路及び利州路の鈐轄が次のように言上した。「かつて四川では、絹一匹を銅錢二六〇〇錢とし、この換算比率で贓額を計算しておりました。また、鐵錢二錢は銅錢一錢に相當するものとして扱っておりました。ところが、近頃は絹一匹がわずかに銅錢一三〇〇錢に過ぎず、これで贓額を計算しますと、二匹分の贓額で、従來の換算比率での一匹分の罪責を得るに止まり、多くの場合、重罪に問うことができなくなっております。そこで神宗は大理寺に命じて、鐵錢一錢半を銅錢一錢に換算する規定を制定させた。

元祐二年（一〇八七）に、刑部並びに大理寺は次のような制度を定めた。「およそ取り調べをして罪責を決定し、その上で陛下に奏上すべき事案においては、一件書類の分量が二十枚以上に及ぶ事案を『大事』とし、十枚以上を『中事』とし、十枚未満を『小事』とする。そして大事は十二日、中事は九日、小事は四日を案件處理の期限とする。それが京師・八路の事案ならば、大事は十日、中事は五日、小事は三日を案件處理の期限とする。御史臺の六察及び刑部の彈劾・約法に關する案件については、一律に十日を期限とする。三省・樞密院への再送については、それぞれ期限を半分にする。な

んらかの事故があつて期限を延長する場合でも、五日以上遅れることは認めない。およそ、その他一般の裁判案件の處理期限は、大事は三十五日、中事は二十五日、小事は十日とする。それが京師・八路の事案ならば、大事は三十日、中事はその半分（十五日）、小事は三分の一（十日）を期限とする。御史臺の六察及び刑部については、一律に三十日とする。それぞれの期限の十日ごとに七日を取り調べて判決を下すために充て、三日を案件の審議のために充てることとする」。

① 『長編』卷三〇一—六、元豐二年十一月癸巳。成都府・利州路鈐轄言、往時川峽絹匹爲錢二千六百、以此編敕估贓、兩鐵錢當銅錢之一。近歲絹匹不過千三百、估贓二匹乃得一匹之罪、多不至重法、盜賊浸多。法寺乞以一錢半當銅錢之一。從之。

② 宋代の主要通貨は銅錢であつたが、四川地方では鐵錢が主要通貨であつた。一方、敕に規定された贓罪は、銅錢の額によつて法定刑を定めていたので、このような換算規定が必要とされたのである。北宋時代の銅錢・鐵錢の行使地域の畫定及びその變遷については、日野開三郎「北宋時代における銅鐵錢行使地域畫定策について」、『日野開三郎 東洋史學論集』第六卷、三一書房、一九八三年、所收）を參照。

③ 『長編』卷四〇五—一、元祐二年九月庚戌。刑部・大理寺言、應限奏獄、二百紙已上爲大事十二日、十紙已上爲中事九日、不滿十紙爲小事四日。在京・八路大事十日、中事五日、小事三日。臺察并刑部等處舉劾、諸處約法狀、並十三日。三省・樞密院再

送各減半。有故量展、不得過五日。又公案二百紙已上爲大事、限三十五日、斷二十四日、議十一日、十紙已上爲中事、限二十五日、斷十七日、議八日、不滿十紙爲小事、限十日、斷七日、議三日。在京・八路大事限三十日、斷二十日、議十日、中事限十五日、斷十日、議五日、小事限十日、斷七日、議三日。臺察并刑部等處學効、諸處約法、並限三十日、斷二十日、議十日、從之。

- (4) 原文「二十緡以上爲大事」。原文通りに譯せば「贓額が二十貫以上の事件を『大事』とし云々」となるが、すべての事件が、必ずしも贓額を以て計れるわけではない(例えば殺傷事件等)ことから、『長編』の関連部分の記述に従って、「緡」を「紙」に訂正して譯出した。ただ、「二十」という數字に關して、『長編』には「二百紙」とあり、これに従えば、「一件書類の分量が二百枚以上に及ぶ案件を『大事』とし云々」となるが、「中事」が十枚以上であることから考えると、「大事」の二百枚以上というのは、あまりにも飛躍し過ぎており、また、二百枚以上に及ぶ分量の一件書類というのも考えにくく、かつ、かなり膨大な分量にもかかわらず、「中事」の案件の處理日數との差が、それほど大きくはない(最大で「中事」の二倍程度。「小事」と「中事」との間の差と比べても、それほど極端な違いはない)ことなどから、ここでは原文に従って「二十枚以上」としたが、「二百枚以上」である可能性も全くは否定できない。

(5) 地方官の差遣に關連して「八路」といえば、四川の四路及び

廣南東路・廣南西路・福建路・荆湖南路を指す(梅原『研究』二二九頁以下參照)が、ここでもその意味か。

- (6) 行政監察機關である御史臺の中の一部局たる察院には、當時監察御史六人があつて、それぞれ吏・戸・禮・兵・刑・工部のことを分掌し、その誤りを正す役目を負っていた。これを「六察」という。和田『發達史』一九八頁參照。

- (7) 『宋會要』刑法五一一七の「(端拱二年)五月十九日、詔曰……是用特遣使臣、就令疎決、庶洽和平之氣、式昭欽恤之仁。宜差朝官京官四十人、分十四路往逐處、點檢見禁罪人流罪已下、如錄問無關違、及非錢穀干繫者、與本處知州軍通判等、約法決遣、不得淹滯刑禁」(傍點譯者)という記事から、「約法」とは、「通常よりも簡約な手續きにより法を適用する」といった方向の意味を持つ言葉であると思われる。また、同書刑法四一五七の「(淳熙十二年)十一月五日、詔……今後合約法之人、須開具四代官稱、一併行下刑寺、依條約法施行、庶使九品之官被罷免者、得以改過自新云々」という記述から、この「約法」が、官吏の懲罰の際にも用いられる手續きであったと推測される。
- (8) 『長編』には「十三日」とある。ここでは一應、原文に従った。

元祐五年(一〇九〇)に詔を下して、官員が罪を犯し、それが國境防衛の軍政に關わる場合には、文臣ならば尙書省に上申し、武臣ならば樞密院に上申させることとした。これに對して御史中丞の蘇

轍⁽³⁾が次のように言上した。「舊制では、文臣・吏民に關する訴訟案件は中書が取り扱い、武臣・軍士に關する訴訟案件は、樞密院が取り扱っておりました。そのため、過去において處斷がどのようなにされたかを、相互に悉くは知り得ない状態でした。ところが元豐年間に官制改革を行い、刑事案件はすべて大理寺・刑部を経由して、尙書省に上申し、然る後中書省に上送して、陛下の旨を取ることに

なりました。これにより處斷の輕重、先例との適合性が、初めて保たれるようになり、天下の人々は『裁きが明晰である』と稱するようになりました。いま再び一部の案件を樞密院の管轄としましたならば、必ずや、罪責が等しいのに刑罰が異なるという事態が生じ、元豐の改革の本意を失うこととなります。すべての案件を三省の管轄とすることをここに請う次第であります。もし事件が國境防衛の軍政に關わる場合には、三省と共に樞密院からも上奏させ、陛下からの旨を取らせることにすれば、統一性が保たれ、その上、軍政・民政兩大臣ともに、各々その職責を果たすことができましよう」。

⁽⁴⁾そこで元祐六年(一一〇九)に次のような詔が下された。「文武官がともに犯罪を取り調べるとき、それが國境防衛の軍政に關わる場合には、刑部が判決を下し、その上で三省・樞密院が共同して朕の旨を取れ」。

⁽⁵⁾刑部が、次のような議論を持ち出した。「佃戸が地主に對して罪を犯した場合には、凡人に對する場合の刑罰に一等を加える。地主が佃戸に對して罪を犯した場合には、杖刑以下に相當する犯罪は不

問に付し、徒刑以上に相當する犯罪は、被害者が凡人である場合の刑罰より一等を減ずる。謀殺・盜犯・詐欺については、惡企みをめぐらせて貪り求めたり、處罰を免れようと意圖して上記の罪を犯したならば、減等しない。毆打して死亡させたならば、顔面への入墨を免除し、鄰州に配隸させる。ただし情狀の重いものについては、陛下に上奏して御裁定を仰ぐこととする」。

⁽⁶⁾また、「およそ官員が在任中に死亡し、或いはその官位を去ることになって、歸還のために付き添っている御供の兵士が途中で逃亡した場合、その兵士を監督する立場にある將校・下士官、及び首魁として逃亡を指揮した者は、徒一年に處し、情狀の輕い者については、杖一百に處す。この犯罪においては自首したとしても處罰を免じない」。

⁽¹⁾『長編』卷四三—一四、元祐五年十二月丁巳。御史中丞蘇轍言、臣竊見大理寺・審刑院舊制、文臣・吏民斷罪公案並歸中書、武臣・員弁人並歸密院、而中書・密院又各分房、逐房斷例輕重、各不相知、所斷既下中外、但知奉行無敢擬議。及元豐五年先帝改定官制、知此情弊、遂指揮、凡斷獄公案、並自大理寺・刑部申尙書省、上中書取旨。自是斷獄輕重比例、始得歸一、天下稱明。自元豐七年十月四日奉聖旨、應緣保甲事元係樞密院指揮取勘、及保甲司乞特斷公案、令大理寺定斷、刑部勘當申院。元祐四年六月十八日又奉聖旨、禁軍公案內、流罪以下情法不當、而無例擬斷、合降特旨者、令刑部申樞密院取旨。今年七月七日又奉聖旨、應係樞密院取旨下所屬、體量根免取勘者、候奏

案到、令樞密院取旨。十月四日又奉聖旨、應官員犯罪公案、事干邊防軍政、令刑部定斷、申密院取旨。二十九日又奉聖旨、應官員犯罪公案、事干邊防軍政、文臣令刑部定斷、申尚書省、武臣申樞密院。臣竊詳前件五項條貫、不惟斷獄不歸一處、其間必有罪同斷異、令四方疑惑、失先帝元豐五年改法本意、兼事干邊防軍政、文臣歸尚書省、則雖樞密院本職、必有所不知、武臣歸樞密院、則自節度使充經略安撫有所廢黜、雖三省、亦有不自知者、事之不便莫大於此。臣今欲乞依先帝改法之舊、應斷罪公案並歸三省、其事干邊防軍政者、令樞密院同進呈取旨而已、如此、則斷獄輕重事體歸一、而兵政大臣各得其職、方得穩便。

(2) 原文「命官」。『史學指南』に、命官とは「謂受國家恩命故也」とある。

(3) 蘇轍、字は子由、洵の子。軾の弟。眉州眉山縣（現四川省眉山縣）の人。『宋史』卷三三九に傳がある。

(4) 『長編』卷四五五―五、元祐六年二月己亥。詔文武官有犯同案、事干邊防軍政者、令刑部定斷、申尚書省、仍三省・樞密院同取旨。從蘇轍爲御史中丞時所請也。

(5) 『長編』卷四四五一―六、元祐五年七月乙亥。刑部言、佃客犯主、加凡人一等。主犯之、杖以下勿論、徒以上減凡人一等。謀殺盜詐、及有所規求避免而犯者、不減。因毆致死者、不刺面配。鄰州本城、情重者奏裁。從之。

(6) 凡人とは、特定の身分關係のない者をいう。舊中國法においては加害者と被害者との間に親屬關係や社會的身分關係が存在

する場合、同一の行爲類型に屬する犯罪を犯しても、一般人に對するものとは異なつた刑罰が科せられる（身分關係の親疎・高下により、刑罰の輕重が變化する）のが普通であつた。

(7) 『長編』卷四六四―一二、元祐六年八月己酉。兵部言、官員在任、或在路亡歿、其送還人擅自回歸及逃亡、罪輕者杖一百、係都轄職員・將校・節級并爲首率衆者、各徒一年、並不省免。若犯在御札約束內、亦不以赦降原、不切部轄者杖八十。每差送還亡歿之家、于券牒具此條制。從之。原文では、前頁注(1)の記事と、あたかも一續きの出來事であるかのような表記をしてゐるが、全く別の記事である。

(8) 唐律（宋刑統も同じ）では、原狀回復不可能な法益侵害を發生させる犯罪（例えば殺傷罪等）を除き、犯罪事實の發覺前に自首した場合には、その刑を免除するのが原則であつた（『唐律疏議』名例三七條）。それ故にこのような注意規定が置かれたのである。

¹⁾ 政和年間に、次のような詔が下された。「官品を有する官吏が、三度尋問されても犯罪事實を認めることを承服しない場合には、ただちに上奏してさらに罪責を問ひ糾すことの許可を願ひ出よ。もし犯情が甚だ重いかかわらず、事實を隠して供述することを拒むならば、その時に初めて拷問による取り調べを許す。近頃、取り調べに當たる官吏たちは法を守らず、犯した罪の輕重を考慮することなしに、官員に對しても一般人と同様な拷問を加えて取り調べを行

い、朕が與えた官爵を輕んずる氣持ちを人々に呼び起こしている。拷問に對する法規を明確に示し、朕の哀れみの意に適うようにしたい。」。

また、次のような詔が下された。「皇族の子弟が罪を犯した場合、訓戒を與えて、自分の行いが恥ずべきものであることを教え悟らせるようにすべきである。ところが先頃、皇族の子弟が衣服を剝ぎ取られた上で杖刑を受け、身體に損傷を被るといふ事件があつた。このことを聞いて、朕は甚だ心を痛めたものである。太宗正司²⁾に命じて條制を嚴守せしめ、もしこれに違反する者があれば、『御筆に違反する』の律³⁾によって罪責を論じよ。」。

また徽宗は次のように言つた。「情狀がとくに重いものについては、別に處分を行う。もし徒刑や流刑に相當する罪を犯したならば、その時初めて罪を問ひ糾すことを許し、その他の犯罪については、十分な證據によって犯罪事實の認定を行い、その上で、被告人から『裁きに伏します』との一札を取るようにし、濫りに拷問による取り調べを行つてはならない。罪を犯した場合に訓戒を與えるべき者（皇族の子弟）については、すべて太宗正司に移送し、親屬を手厚く扱いたいとする朕の意思に副うようにせよ。」。

中書省は次のように言上した。「律には、『官職に就いているときに犯した罪については、官を辭した後で發覺したのならば、その者の罪責を論じない』⁶⁾とあります。つまり、この條文は官員のためのものであります。その後種々の要因により、下級事務員（胥吏）がその地位を去る場合にもまた、この『去官』の律を適用して、處罰

を免じられることになっております。そこで下級事務員が罪を犯した場合、役目を解いてもらい、故郷に歸つて農業に従事し、幸いにも重罪を免れるという事態が起こっております。そこで詔を下して、政和の敕の中の、『下級事務員の解役は去官と同様に扱ふ』という法を改めさせた。

妖術を用いて人の守るべき道を亂し、妖言で民衆を惑わせるといった行爲は、古の聖王たちが容赦しなかつたところのものである。宋代に至つて、その禁止すること最も嚴しかつた。およそ妖教を傳道し、または習得しようとし、或いは夜に集まり明け方に散會し、若しくは、かの殺人祭祀の類は、みな法に規定されて禁止され、それらの取り締まりは、甚だ嚴しかつた。それ故に姦軌不逞の民も、愚かな一般民衆に動搖を與えることはなかつた。ごく稀にはこのような邪法を行ふ者もいたが、ただちに官憲に報告せられて、事實が露見した。ただ、これらについては、これ以上詳しく記すほどのことでもないので省略する。

(一) 『宋會要』刑法三十七〇、政和七年八月二十五日。詔應命官・命婦犯罪、在法三問拒抗、輒不承伏、方具奏稟、乞行追攝勸鞠、示與常人有異。累年以來、刑法官司往往不遵條法、不顧官品、未知所犯輕重、更不三問、習常奏乞、直行追攝、枷訊掠拷掠、無所不至。如此與常人何異、則命官終不得隱身、豈不有違祖宗法、令輕朕爵祿乎。可自今後命官・命婦犯罪、依法須俟實有三問不承、方行奏稟追攝、再一問枷、又一問訊、以上並爲不承者、即不得依前違法、輒有奏稟、及亂行收禁、枷訊拷掠、

可立條令載在斷獄、著爲永法。如違、其官吏以違御筆科罪、仍仰御史臺出榜、在刑獄官常切按察糾劾。

(2) 大宗正司は、宗室關係の事務を掌る官廳。

(3) 『唐律疏議』職制二二條、『宋刑統』卷九、職制律、制書稽緩錯誤。諸被制書、有所施行、而違者徒二年。

(4) 『宋會要』帝系五—二八、政和七年九月十日。手詔、宗室犯罪、不以親疎・有無官爵・罪犯輕重、從來循例、與常人同法、

有司承例奏乞、不候三問未承、便加訊問。朕席慶仙源、嗣承大統、豈有恩不及於祖宗之裔乎。追遠念親、爲之惻然。自今有犯

除情理巨蠹、事涉重害、及已殺傷人、并別被御筆處分外、餘只以衆證爲定、仍取伏辯、並不得輒加箠拷。若徒・流以上、方許

依條請官制勘、自餘只行嚴監散禁、雖有上條承勘、官司逐旋奏稟。若合行庭訓者、並赴大宗正司、令本位尊長以小杖依法夏楚、

恪意遵承、立爲永法、以副朕敦睦九族之意。

(5) 『宋會要』刑法一—三〇、政和七年八月九日。中書省言、檢會律文、在官犯罪、去官事發、犯公罪流以下、勿論。蓋謂命官

立文、後來敕文相因、修立掌典解役、謂出職歸農已離本司、及勒停永不收斂、亦同去官免罪。如此、若犯罪之後、則生姦弊、

解役歸農、儆免重罪、兼與命官犯罪去官不同。詔政和敕內掌典解役者聽從去官法一節、刪去不行。

(6) 原文「在官犯罪、去官勿論」。『唐律疏議』名例一六條、『宋刑統』卷二、名例律、犯罪事發。卑官犯罪、遷官事發、在官犯罪、去官事發、或事發去官、犯公罪流以下各勿論、餘罪論如

律。

(7) 宋代における邪教の禁止については、竺沙雅章「喫菜事魔に ついて」(『中國佛教社會史研究』同朋舍、一九八二年)二〇七頁以下参照。(中村正人)

刑法二

律令とは、それぞれの官署で遵守すべきものである。太祖の時代以來、獨自の判斷を行うにあたっては、刑を軽くしたり重くしたり、罰したり許したりする際に、様々な事情を考慮に入れながら、法を運用してきた。ところが、末世になつての弊害として、もっぱら私情に従つて、建國以來の祖宗の立法を混亂させてしまうことが多かつた。

乾德年間、後蜀討伐の戦役で、軍の指揮官で、民間の婦人の乳房を割いて殺した者がいた。太祖は彼を國都に呼び寄せ、その罪を責めた。近臣が懸命に辯護したけれども、皇帝は「朕が軍事行動をおこしたのは、罪ある者を退治するためである。民間の婦人に何の罪があろうか。それなのにこれほどまで残忍な仕打ちをするとは」と言つて、そのまま彼を斬刑に處した。

その頃州縣の官吏は五代の悪習を承継ぎ、不正に財物を要求し、人民を苦しめていた。そこで民の財物を貪る罪を最も厳しくした。開寶四年(九七一)、英州の知事王元吉は、一か月餘りの間に七十餘萬錢の財を不正に受け取つた。皇帝は廣南の地が平定された初

めなので、民の財物を貪り取る官吏を懲しめようと思い、特別に詔を下して市中で死刑に處した。

陝州の民、范義超は、後周の顯徳年間、個人的な怨恨から、同じ里に住む常古眞の家族十二人を殺した。古眞の子供留留は幸運にも脱走し、太祖の時代になって、義超をつかまえて役所に訴え出た。

陝州は、赦書を根據にして刑を免除すべきである、と上奏した。皇帝は「一家族十二人を殺しておきながら、どうして赦を援用することができようか」といい、正しい刑罰を科するよう命令した。

(1) 『晉書』卷六十六、陶侃傳。謝安每言、陶公雖用法、而恆得法外意。其爲世所重如此。

(2) 『長編』卷六一一、乾徳三年(九六五)七月。是月、上聞、西川行營有大校割民妻乳而殺之者。亟召至闕、斬於都市。初近臣營救頗切。上因流涕曰、興師弔伐、婦人何罪、而殘忍至此。當速置法、以償其冤。

(3) 『宋史』卷一、太祖本紀、乾徳二年十一月甲戌。命忠武軍節度使王全斌爲西川行營前軍兵馬都部署、武信軍節度崔彥進副之、將步騎三萬出鳳州道。江寧軍節度使劉光義爲西川行營前軍兵馬副都部署、樞密承旨曹彬副之、將步騎二萬出歸州道、以伐蜀。同卷二、乾徳三年正月乙酉。蜀主孟昶降。得州四十五、縣一百九十八、戶五十三萬四千三十有九。

(4) 『宋史』卷一六三、職官志、官告院、内外軍校封贈綾紙三種の項に、遙郡刺史、藩方指揮使、御前忠佐馬步軍都副都軍頭、馬步軍都軍頭、藩方馬步軍都指揮使、都虞候以上諸班指揮使、

御前忠佐馬步軍副都軍頭、藩方馬步軍副都指揮使、都虞候、諸軍指揮使の名稱が擧げられている。

(5) 『宋刑統』卷二一、鬪訟律、鬪毆故毆故殺條の「諸鬪毆殺人者、絞。以刃及故殺人者斬」という通常の刑法を適用したとみることができよう。

(6) 「厲民」は『孟子』滕文公上に「今也滕有倉廩府庫、則是厲民而以自養也」とあるのに基づく。なお『福惠全書』卷三、蒞任部、革陋規に「所謂厲民黷貨、有玷官箴。此斷斷乎、所宜痛革者也」とある。

(7) 『左傳』昭公十四年に「貪以敗官爲墨」とあり、その注に「墨不絜之稱」とある。

(8) 『長編』卷二一一、開寶四年十月庚午。太子洗馬王元吉棄市。坐知英州受贓不法也。その注。本志及祖宗故事云、元吉知英州、月餘受贓七十萬。上以嶺表初定、懲姦吏掎克、特詔棄市。按受贓棄市者多矣。不但元吉也。又不緣嶺表初定、乃有特詔。今不取。

(9) 英州は、廣南東路に屬する。現廣東省英德縣。

(10) 『宋史』卷二、開寶三年九月己亥朔。命潭州防禦使潘美爲賀州道兵馬行營都部署、朗州團練使尹崇珂副之。遣使發十州兵會賀州、以伐南漢。同じく開寶四年二月己丑。潘美克廣州、俘劉銀、廣南平。得州六十、縣二百十四、戶十七萬二百六十三。

(11) 原文「掎克之吏」。『詩經』大雅、蕩に「曾是掎克」とあり、注に「聚斂也」とある。

(12) 原文「特詔棄市」。「棄市」は、仁井田陞『唐令拾遺』開元七年、二五年獄官令八に「諸決大辟罪、皆於市。五品已上、犯非惡逆已上、聽自盡於家。七品已上、及皇族若婦人、犯非斬者、皆絞於隱處」と復原されているように、市中で死刑に處すること。官吏の贓罪に對する刑罰法として、『宋刑統』卷一一、職制律、枉法贓不枉法贓に「諸監臨主司、受財而枉法者、……拾伍疋絞。不枉法者……參拾疋加役流」、准に「周顯德伍年柒月柒日敕條、不枉法贓、今後過伍拾疋者、奏取敕裁」とあり、受所監臨贓に「諸監臨之官、受所監臨財物者、……伍拾疋、流貳阡里」、准に、「周顯德伍年柒月柒日敕條、起今後、受所監臨贓及乞取贓、過壹陌疋者、奏取敕裁」とある。また『條法事類』卷九、職制門、饋送、旁照法、職制敕に「諸監臨主司、受及乞取所監臨贓伯匹、命官奏裁、餘配本城」とみえる。ところで『長編』の注を見ると「受贓棄市の例は多く、嶺表が平定されたからというので特にこのような處分が行われたのではない」と記されている。實際「受贓棄市」の例は國初から存在する。

『長編』卷二一三、建隆二年八月辛亥に「永濟縣主簿郭顛坐贓一百二十萬、棄市」とあり、以後しばしば見られる。ところが先に掲げた各條文では、官吏の贓罪に對する最高刑は絞であり、それも枉法の場合に限られる。そこで「受贓棄市」は常法ではなく、時に應じて行う見せしめ的なものだったと考えられるのではなからうか。先に引いた『宋刑統』の准や『條法事類』を見ると「奏取敕裁」などあり、惡質な贓吏を棄市に處

するための法的根據はここにあったらしい。なお、後の箇所（標點本四九九一頁）に「是年（『要錄』卷一六七より紹興元年）、申嚴眞決贓吏法。令三省取具祖宗故事、有以舊法棄市事上者。帝曰、何至爾耶。但斷遣之足矣。貪吏害民、雜用刑威、有不得已、然豈忍實縉紳於死地邪」とある。

(13) 『長編』卷一三五、開寶五年五月癸酉。陝州言、民范義超周顯德中、以私怨殺同里常古眞家十二人。古眞年少脫走得免、至是長大、禽義超訴於官。有司引赦當原。上曰、豈有殺一家十二人、而可以赦論乎。命斬之。『通考』卷一七〇にも『長編』とほぼ同文を掲げるが、こちらには「古眞小子留留」の名が見える。

(14) 陝州は、永興軍路に屬する。現河南省陝縣。

(15) 『宋刑統』卷一七、賊盜律、殺壹家參人及支解人に「諸殺壹家非死罪參人、及支解人者、皆斬。妻子流貳阡里」とあり、同卷一、名例律、拾惡條に「伍曰、不道」、注に「謂殺壹家非死罪參人、及支解人、造畜蠱毒、厭魅」とある。

¹開寶八年、關係の官署が、「開寶三年²から今までに、詔敕で放免された死刑囚の數は、合計四千一百八人です」と報告した。

皇帝は行刑に配慮し、無實の囚人にあわれみの心をかけられた。「堯舜の時代には、四人の凶惡犯の罪でさえ邊境に投棄するにとどまっていた³。古の聖王が刑罰を使用したのは、どうしても仕方がなかったからである。それに比べて最近の法律の網目の、何と細かい

ことよ」とよく嘆いていた。そのため、開寶の年以來、死罪を犯して、情狀が悪質でない者は多くの場合、死刑をゆるされた。

太平興國六年(九八一)、春から夏にかけて雨が降らなかった。

太宗は、裁判で無實の罪を負わされた人がいるのではないかと、思った。ちょうどその時、歸德軍節度推官の李承信が、ねぎを買ったことから、園戸を笞打ち、園戸は傷が悪化して死んでしまった。皇帝はこれを知り、承信を棄市の刑に處した。

さて、太祖はいつも、囚人を斷決するにあたって、刑をゆるやかにすることが多かった。ところが、開封の婦人が、夫の前妻の子を殺し、法によれば徒二年の刑に當てるべきところ、皇帝はその犯罪があまりにも悪質殘虐であると思ひ、特別に死刑に處した。

太宗の時代になって、涇州安定の婦人が、夫の前妻の子の嫁に腹を立て、彼女ののを斷ち切つて殺す、という事件が起きた。そこで、皇帝は「これからは、繼母が夫の前妻の子供を殺傷した場合と、姑が嫁を殺した場合には、あかの他人を殺傷した場合と同様の刑を科することにする」と詔を下した。

雍熙元年(九八四)、開封の未亡人劉氏が下女を開封府の役所に赴かせ、夫の前妻の子である王元吉が、自分に毒を盛り、もう少しで死ぬところだった、と訴えた。右軍巡使が取調べを行なつたけれども事實が得られなかった。左軍巡使に移して拷問を加え、元吉は無理やりその自白をさせられた。程なく劉氏は死に、開封府の役人が、繫囚の中に冤罪の者がいないかどうか調べた際、司録司に移して訊問したところ、拷問によつてその自白をさせられた事情が

かなり明らかになつたけれども、數か月たつても、斷決できなかった。そこで開封府は皇帝に報告し、皇帝は、毒殺の顛末が明らかでないことを理由に、死刑を免除し、杖で打つてから徒刑に處することを命じた。元吉の妻張氏は登聞鼓を鳴らして、無實を訴えた。

皇帝が張氏を呼び出して問い質したところ、事の成り行きがすべて判明した。即座に宦官を派遣して、はじめに取り調べに當つた官吏を捕え、御史臺で訊問させたところ、ようやく次の事實がわかつた。つまり、劉氏は情夫と密通しており、恐懼の念に惱まされ、息子がことを暴きたてるかと恐れるあまり、彼を誣告したのであつた。推官と左右の軍巡使らは、勤務年數を削奪され、位階を下げられた。醫者は、劉氏が毒を盛られたと偽證し、劉氏の同母弟は王氏の財物を隱匿し、取り調べの胥吏は賄賂を受けたので、それぞれみな島流しにされた。その他の關係者は、それぞれの罪に應じて處罰された。司録司の擔當胥吏には、銅錢と絹を褒美として與えた。

當初、王元吉が獄に繋がれていた時、左軍巡の獄卒は、彼を縛り上げて打ち叩いた。この拷問は「鼠彈箠」と呼ばれ、極めて殘酷なものだつた。皇帝が鼠彈箠の方法で獄卒を縛り上げさせたところ、のたうちまわつて「はやく殺してくれ」と泣き叫んだ。いましめを解いてみると、兩手はかなり長い閒動かすことができなかった。皇帝は宰相に向かつて、「國都においてさえ、無實の人間に對してこのような殘酷な拷問が加えられているのだ。ましてや遠く離れた地方が思ひやられる」と語つた。

(1) 『長編』卷一六四、開寶八年三月(輯本は誤つて二月に作

る。丁亥。嘗讀堯典、歎曰、堯舜之世、四凶之罪、止從投竄。何近代憲網之密耶。蓋有意於刑措也。故自開寶以來、犯大辟、非情理深害者、多貸其死。同じく己丑。有司言、自二年至今、詔所貸死罪、凡四千一百八人。このほか、『皇朝編年綱目備要』建隆三年三月「定大辟詳覆法」の注や、『東都事略』卷二、開寶八年十二月己亥、『通考』卷一六六などに同様の記述が見られる。

(2) 『永樂大典』卷二二三〇七所收の『長編』と『皇朝編年綱目備要』は「二年」に作る。『通考』は「三年」に作る。輯本『長編』は「一年」に作る。

(3) 『書經』舜典。流共工于幽州、放驩兜于崇山、竄三苗于三危、殛鯀于羽山、四罪而天下咸服。なお、孔穎達の疏に、流・放・竄・殛がすべて流徙に他ならないことの説明や「四凶」の語が見える。

(4) 『長編』卷二二四、太平興國六年四月辛未。幸太平興國寺・相國寺、禱雨。上躬親聽斷、京城諸司、獄有疑者、多臨決之。是歲自春涉夏不雨。上意獄訟有冤濫。會歸德軍節度推官李承信、市葱有爛者、笞園戶、病創數日死。己卯、承信坐棄市。

(5) 歸德軍は、應天府（宋州。現河南省商丘市）の節度軍號。

(6) 節度推官は、幕職州縣官の一つで主として司法を擔當する。

(7) 原文「病創死」。『長編』には「病創數日死」とある。『宋刑統』卷二一、鬪訟律、鬪毆故毆殺。諸保辜者、手足毆傷人、限拾日。以他物毆傷人者、貳拾日。以刃及湯火傷人者、參拾日。

折跌支體及破骨者伍拾日。限內死者、各依殺人論。其在限外、及雖在限內、以他故死者、各依本毆傷法。

(8) 『宋刑統』卷二一、鬪訟律、鬪毆故毆殺の「諸鬪毆殺人者絞。以刃及故殺人者、斬。雖因鬪而用兵刃殺者、與故殺同」をそのまま適用したものか。

(9) 『宋刑統』卷二二、鬪訟律、夫妻妾媵相毆并殺に「諸鬪父母父母者、絞。……若子孫違犯教令而祖父母父母毆殺者、徒壹年半。以刃殺者、徒貳年。故殺者各加壹等。即嫡繼慈養殺者、又加壹等。過失殺者各勿論」とあり、疏議に「若子孫違犯教令、謂有所教令、不限事之大小、可從而故違者。而祖父母父母即毆殺之者、徒壹年半。以刃殺者、徒貳年。故殺者各加壹等。謂非違犯教令而故殺者、手足他物殺徒貳年。用刃殺徒貳年半。即嫡繼慈養殺者、爲情疎易違、故又加壹等」とある。逆に言えば、この事件は、教令に違犯した子供を繼母が毆殺したものと構成できたのであろう。毆殺徒一年半に、繼母の一等を加えると、徒二年になる。

(10) 『長編』卷一八一、太平興國二年五月丙寅。涇州言、安定民妻、怒其夫前妻之婦、斷其喉而殺之。上謂左右曰、法當原情。此必由繼嫡之際、愛憎殊別。固當以凡人論也。乃詔、自今繼母殺傷夫前妻之子及其婦、並以殺傷凡人論。嘗爲人繼母、而夫死改嫁者、不得占夫家財物。當盡付夫之子孫。幼者官爲檢校、俟其長、然後給之。違者以盜論。『通考』卷一七〇、『宋大詔令集』卷二〇〇にも同じ事件の記事がある。

(11) 涇州は現甘肅省涇川縣。安定は涇州の屬縣。

(12) 基本刑法として『宋刑統』卷二、鬪訟律、夫妻妾媵相毆并

殺に「諸妻妾嘗夫之祖父母父母者徒參年。……即毆子孫之婦、

令廢疾者、杖壹陌。篤疾者加壹等。死者徒參年。故殺者流貳仟

里。妾各減貳等。過失殺者各勿論」。その疏議に「祖父母父母、

毆子孫之婦、……死者徒參年。故殺者、謂不因毆置無罪而輒殺

者、流貳仟里」とある。繼母が殺した場合は、四一三頁注(1)

所引鬪訟律の「即嫡繼慈養殺者、又加一等」を準用して、流二

千里に一等を加え、流二千五百里に當てられることになる。

參考までに、唐代の嫁殺しの議論を擧げておく。『唐會要』卷

三九、議刑輕重に「寶曆三年(八二七)、京兆府有姑鞭婦致死

者、奏請斷以償死。刑部尚書柳公綽議、以尊毆卑、非毆也。且

其子在、以妻而戮其母、非教也。遂減死焉」とある。なお、

『注釋(續)』六頁注(5)が指摘するように、この箇所では「姑

殺婦」になっているが、『宋大詔令集』と『長編』では、姑一

般ではなく、繼母に限定されており、違いがある。『通考』は

刑法志と同様「姑殺婦」に作る。

(13) 『太宗皇帝實錄』太平興國九年六月丁未。免開封府推官張

雍・左右軍巡判官韓昭裔・宋延照・博州博平縣令楊處仁等。左

右軍巡使殿直龐則・王業並降充殿前承旨。醫人陳士良等並決杖

流海島。初寡婦劉氏有姦狀。恐事露、遂成憂悸之疾。復懼其子

陳告。遂令侍婢陳訴稱、其子王元吉實毒于食中、因病、但未死。

事下開封府右軍巡、按之未得實狀。移于左軍巡。推典受劉氏賂、

掠治。元吉遂自誣。及開封府引問、元吉始以實對。府中不能決、

又移於司錄司、盡捕兩軍巡元推胥吏、按問之、稍見誣搆之迹。

而府中以追捕者衆、遂列狀引見。上以元吉藥母事狀暗昧、令免

死決徒。開封府將杖元吉。元吉大呼曰、元吉苟受刑、府中官吏

豈得了乎。須盡還元吉所用貨賂。府中不敢決。因問元吉行賂之

狀、元吉歷指之。遂具元吉詞款上言。元吉復令妻張氏搗登聞鼓

以聞。上覽之。臨軒顧問、悉見其冤枉之狀。亟令中使收捕元推

官吏、送御史臺再鞫之。至是獄具、引見自雍而下、上一一親

問、咸伏其辜。特詔免元吉、而有是命。先是、元吉繫左軍巡、

爲獄吏繫縛榜笞、備諸慘毒、不勝其苦。至是、上復令縛獄吏、

以其法償之。獄吏宛轉號叫、惟求速死。上曰、汝猶不勝其苦、

他人能勝之乎。及解其縛、兩手不能舉、良久方復。上因謂宰相

曰、刑獄中有如此慘酷、京城尚如此、況僻遠乎。遂以右諫議大

夫辛仲甫、代劉保勳知開封府。保勳泊判官李繼凝各奪一季俸。

『宋會要』刑法五十二、太宗太平興國九年六月二十六日條にも

ほぼ同文がある。

(14) 『太宗皇帝實錄』『宋會要』ともに「太平興國九年六月」と

する。太平興國九年が雍熙元年に改元されたのは、この年十一

月になってからである(『宋史』本紀)。しかし本紀は正月から

新しい年號を使う體例であるから、刑法志もそれに倣ったので

ある。

(15) 『宋史』卷一六六、職官志、開封府。牧、尹不常置。權知府

一人、以待制以上充。掌尹正畿甸之事、以教法導民而勸課之。

中都之獄訟皆受而聽焉。小事則專決、大事則稟奏。若承旨已斷者、刑部・御史臺無輒糾察。屏除寇盜、有姦伏則戒所隸官捕治。

(中略) 左右軍巡使・判官各二人、分掌京城爭鬪及推鞠之事。左右廂公事幹當官四人、掌檢覆推問、凡門訟事輕者、聽論決。

(16) 前注職官志參照。

(17) 前頁注(15)所引職官志、開封府條に「司錄參軍一人、折戶婚之訟、而通書六曹之案牒」とある。また『宋史』卷一六五、職官志、大理寺條に「(熙寧)九年、詔以京師官寺、凡有獄皆繫開封府司錄司及左右軍巡三院、囚逮猥多、難於隔訊、又暑多瘕死、因緣流滯、動涉歲時。稽參故事、宜屬理官、可復置大理獄」とある。

(18) 『通考』卷六〇、職官考、登聞鼓院。古者、朝有誹謗之木、敢諫之鼓。所以通治道而來諫者也。宋朝曰鼓司、以內臣掌之、鼓在宣德門南街北廊。至道三年、命太子中舍王濟勾當鼓司。用朝臣勾當自此始。景德四年、詔改爲登聞鼓院、掌諸上封而進之、以達萬人之情、隸司諫・正言。

(19) 『宋刑統』卷二六、雜律、諸色犯姦に「諸監臨主守、於所監守內姦者、加姦罪壹等。卽居父母及夫喪、苦道士女冠姦者、各又加壹等、婦女以凡姦論、疏議に「夫喪者、妻妾同。……卽加凡姦罪貳等。故云、各又加壹等」とある。姦罪の基本規定として、同卷、諸色犯姦に「諸姦者徒壹年半。有夫者徒貳年」とあり、喪中であればこれに二等を加えて徒三年に當たる。

(20) 『太宗皇帝實錄』と『宋會要』には「懼其子陳告」とある。

『宋刑統』卷二三、鬪訟律、告祖父母父母に「諸告祖父母父母者絞」、注に「謂非緣坐之罪及謀叛以上而告者。下條准此」とあり、續けて本文に「卽嫡繼慈母、殺其父、及所養者、殺其本生、並聽告」とある。同卷六、名例律、雜條に「其嫡繼慈母若養者、與親同」とあるから、前條の注や、本文の「卽」以下に擧げられた以外の罪、この場合は姦罪、で繼母を訴えると、親母を訴えるのと同様、絞刑を科されることになる。

(21) 前頁注(15)職官志參照。

(22) 原文「削任」。任は任期。一任期は原則として三年。梅原『研究』二三四頁以下を參照。三年分なり六年分なりの勤務年數が無効にされてしまうのである。『注釋(續)』七頁注(23)參照。

(23) 後の箇所(刑法三、標點本五〇一六頁)に、「太宗……時江・廣已平、乃皆流南方。先是、犯死罪獲貸者、多配隸登州沙門島及通州海島」とある。『宋會要』によれば、この事件の場合は沙門島を指す。

(24) 『太宗皇帝實錄』端拱元年正月乙酉。詔曰、典獄之官、理資於欽恤、經國之道、政尙於寬仁。庶治時雍、用期刑措。如聞、酷吏頗恣兇威、慮致陷於平人、必有傷於和氣。宜行禁止、以示哀矜。應天下刑獄罪人、內有合行訊問者、只得一依律令。其風彈、非理殘忍之類、並禁之。先是、諸處獄吏、撻掠罪人、以繩接縛其手、系於足指、用挺叩其繩、則痛入骨髓。謂之鼠彈等。上聞、頗悼其酷、故下詔禁之。

端拱年間、契丹が邊境の州を侵犯した⁽¹⁾。北邊守備の總司令官が、「文安・大城の二縣の監軍段重誨たちが城を放棄して逃走しましたので、軍法を適用して處罰することをお願いします」と言ってきた。

太宗は、宦官を派遣して、直接その場で首を斬らせようと思った。出發しようという時に、皇帝は使者に「これは管轄する州軍が、彼らを呼び寄せただけのことではないのか。現場に行つて、その點をよく調べてから斷決しなさい」と指示した。使者が彼地に至つて調べたところ、案の定、乾寧軍が監軍らに通達して、人民を護送して城内に入居させただけであつて、勝手に受持ち部署から離れたのではないことがわかつた。そこですぐに彼らを釋放した。

咸平年間、三司軍將に趙永昌という者がいた。素行が凶暴で、江南の漕運を監督した際、何かにつけて、財物を不正に取り込んでいた。饒州知事の韓昌齡は、その犯狀を調べ上げてから、轉運使の馮亮のところ⁽¹⁾に事件を移送し、杖で打つた上で停職という判決が下された。趙永昌は登聞鼓を打ち鳴らし、韓昌齡と馮亮の二人が、朝廷の政治に對し惡口を言つていた⁽²⁾、と訴えた。その上、印鑑を模造して、馮亮らの辯明の申狀を偽作した。眞宗は、趙永昌の主張が偽りであることを見抜き、別殿で皇帝自ら訊問したところ、永昌は罪を認めた。そこで彼を斬刑に處した。馮亮は釋放して罪を問わなかつた。ところが韓昌齡の方は他の失敗を理由に、鄂州の團練副使に左遷された。

曹州住民の蘇莊は、武器を家に蓄え、逃亡者を匿い、住民の財産を奪い取り、不正に手に入れた財物の合計が錢四十萬にも達した。

御史臺は、彼の家産を沒官することを願ひ出た。眞宗は、「亂暴でよこしまな民に對しては、國家に制定法が定められている。こうした事件で、沒官の刑に處するのは、やりすぎである」と述べて、律の規定通りに判決させた。

皇帝が、囚人を釋放したりしなかつたり、刑を軽くしたり重くしたり、必ず義になつてゐること、おおむね以上の通りであつた。

(1) 『宋史』卷五、太宗本紀、端拱二年七月辛丑條に「契丹犯威虜軍、崇儀使尹繼倫擊破之、殺其相皮室、大將于越遁去」とある。

(2) 「部署」は都部署。梅原『研究』二一六頁に「北宋の中ごろまで、契丹や西夏と境界を接する沿邊地帯には武臣の知州が多く任命され、彼らの一部が都部署——のちに英宗の諱曙を避けて都總管となる——を兼ねて軍隊も統轄した」とある。

(3) 文安縣・大城縣は、どちらも河北東路霸州に屬する縣。文安縣は現河北省文安縣。大城縣は現河北省大城縣。

(4) 監軍は本來、宦官の軍隊監視役であつたが、宋では軍政官に變つた。『宋史』卷一六一、職官志の前書に「外官則有親民・釐務二等、而監軍・巡警亦比親民」とある。

(5) 『宋刑統』卷一六、擅興律、主將不固守城に、「諸主將守城、爲賊所攻、不固守而棄去、及守備不設、爲賊所掩覆者、斬」とあり、疏議に「守城爲賊所攻撃、不能固守、棄城而去」とある。

(6) 河北東路に屬する軍。のち、清州となる。現河北省青縣。

(7) 原文「牒」。『條法事類』卷一六、文書門、文書、文書式。牒

……内外官司、非相統攝者相移、則用此式。……官雖統攝、而無申狀例、及縣於比州之類、皆曰牒。上於所轄而無符帖例者、則曰牒。

- (8) 『宋會要』刑法五十五、眞宗咸平四年七月十九日。御便殿、引見三司軍將趙永昌、臨訊之。永昌凶狠無行。督運江南、所爲多不法。知饒州韓昌齡廉其贓狀及違禁事。移於轉運司馮亮、坐決杖停職。遂擡登聞鼓、訟昌齡與亮訕謗朝政。仍僞爲印、作亮等求解之狀。詔下御史臺鞠問。帝察其詐、引見、召前饒州錄事楊傑證其事。永昌屈伏。遂斬之。釋亮不問、而昌齡以酒過、貶鄧州團練副使。『長編』卷四九十四、咸平四年七月戊戌條にも同様の記述がある。

- (9) 周藤吉之「北宋の三司の性格」(『宋代史研究』東洋文庫、一九六九年)に「北宋の三司には衙司に大將・軍將が屬して、遭運・駱駝の放牧・河川工事・工匠教育・左右廂店宅務の事務・酒坊經營・内藏庫の管理等を行っていた」とある。

- (10) 饒州は、江南東路に屬する。現江西省鄱陽縣。
 (11) 馮亮なる人物は、『宋會要』食貨一一六、咸平二年條に「虞部員外郎馮亮」「以亮爲江南轉運副使提點江南福建鑄錢事、同書食貨三四一三一、咸平四年條に「江南轉運使馮亮」、同書職官四二一五、景德三年二月條に「以虞部員外郎馮亮爲度支員外郎淮南江浙荆湖制置茶鹽兼都大發運使、賜金紫」、同書刑法五十二〇、景德三年十二月二十二日條に「鹽鐵判官馮亮」、同書職官七七一三六、天聖七年八月條に「太子少保致仕馮亮」と

見える。

- (12) 中華書局標點本の校勘記によれば、もとは「杖」字が脱落していたので、『宋會要』刑法と『長編』によって補ったという。「決杖停職」という處分は、『條法事類』卷五二、公吏門、停降に收められている名例敕「諸公人犯流徒罪、或回色贓罪杖、(謂盜及枉法恐喝強乞取。)或兩犯餘贓罪杖、或壹犯而逃亡及雖不因犯罪而逃亡滿百日、各不以首獲、並勒停。即犯死罪、若私罪流、贓罪徒、或兩犯私罪徒、回色贓罪杖、雖各會恩、亦勒停」か、咸平年間に存在していたこれに類する規定に據るものだろう。

- (13) 『宋刑統』卷一〇、職制律、指斥乘輿に「諸指斥乘輿、情理切害者、斬。非切害者、徒貳年」、その本注に「言議政事乖失、而涉乖輿者、上請」、その疏議に「謂論國家法式、言議是非、而因涉乘輿者、與指斥乘輿、情理稍異、故律不定刑名、臨時上請」とある。

- (14) 鄧州は、京西南路に屬する。現湖北省鍾祥縣。
 (15) 團練使は、もともと唐の肅宗の時に初めて置かれ、小は三州から大は十州を統轄する司令官だったが、宋代になって實職がなくなった。團練副使は左遷用に使われた官で、例えば『條法事類』卷一一、職制門、差破當直、吏卒令に「諸責授行軍司馬・節度・防禦・團練副使、應差當直人者、差剩員」とある。『宋會要』職官六四から七五に團練副使に貶された實例が多く出てくる。

(16) 『長編』卷四八―一五、咸平四年五月丙戌。御史臺言、曹州民蘇莊、出兵器、匿亡命、剽民財產。小不如意、必焚其廬舍。積贓計四十萬。請籍其家。上曰、暴橫之民、國有常法、籍之斯過矣。可論如律。

(17) 曹州は、京東西路に屬する。崇寧元年、昇格して興仁府となる。現山東省曹縣。

(18) 『宋刑統』卷一六、擅興律、私有禁兵器に「諸私有禁兵器者、徒壹年半」、その本注に「謂非弓箭刀槌短矛者」とあり、律はあらゆる種類の兵器の所持を禁止しているわけではない。本條には續けて「弩壹張、加貳等。甲壹領及弩參張、流貳千里。甲參領及弩伍張、絞。私造者各加壹等」とあり、その本注に「甲、謂皮鐵等。具裝與甲同」とある。

(19) 「亡命」は、『宋刑統』卷一七、賊盜律、謀叛逆叛に「諸謀叛者絞。已上道者皆斬。……卽亡命山澤、不從追喚者、以謀叛論。其抗拒將吏者、以已上道論」とあり、その疏議に「謂背誕之人、亡命山澤、不從追喚者、以謀叛論」とある。そのような逃亡者を匿った場合については、『宋刑統』卷二八、捕亡律、知情藏匿罪人に「諸知情藏匿罪人、若過致資給、令得隱避者、各減罪人罪壹等」、その本注に「謂事發被追、及亡叛之類」とあり、その疏議に「注云、……及亡叛之類。謂逃亡或叛國、雖未追攝、行即可知。過致資給、令隱避者、減罪人罪壹等、合流參千里之類。稱之類者、或有亡命山澤、不從追喚、皆是」とある。

(20) 官吏ではない一般人民が、他人の財物を不正に手に入れる罪に對する刑罰の基準として、『宋刑統』卷一九、賊盜律の強盜竊盜の規定、同卷二六、雜律の坐贓の規定が擧げられる。

(21) 原文「籍其家」。今回の御史臺の提案は、皇帝の受け入れるところとならなかったが、後に法律の規定となる。「刑法一」に、「熙寧四年、立盜賊重法。凡規盜、罪當死者、籍其家貲、以賞告人、妻子編置千里」と見える。

(22) 原文「縱捨輕重」。「縱」も「捨」も、釋放する、という意味になるが、「刑法二」の冒頭部分に出てきた「輕重取舍」と同じ意味にとっておく。

いったい饑饉に見舞われた年には、豪民が衆を率いて、えものを手他人の倉の穀物を強奪する。そのような犯罪は、法律では棄市に處すべきであるが、一件書類を揃えて皇帝に伺いをたてると、いつも皇帝はその死刑を免除してやった。

眞宗の時、蔡州の住民三百十八人がこうした罪を犯し、全員死刑に該當した。州知事の張榮と推官の江嗣宗は、相談して首犯だけを杖脊に處し、その他はみな杖刑に當てた。皇帝は詔を下してその處分を褒めた。使者を派遣して諸道を巡って慰撫させ、出發に際して、「庶民が食料不足に難儀し、食べ物を強奪して生き長らえようとしただけであるから、強盜に對する法律を適用して刑罰を科してはならない」とねんごろにいきかせた。

天聖の初年、關係官廳が、盜賊が米を強奪して所有者に怪我を負

わせた、と上奏したことがあった。仁宗は、「飢えて米を強奪した點には同情することが出来る。盜賊が持ち主を傷害した點は憎むべきである。けれども道理を知らない人間が、食料不足に耐えきれずにしてかしたただけのことである」と言つて、死刑を免除するように命じた。

(10) 天聖五年、陝西路に旱魃がおこつた。そこで「住民が穀物倉を強奪し、持ち主を傷つけなかつた場合には死刑を減刑し、入れ墨して他の州に配隸する。首犯や造意者でなければ、さらに一等減刑する」と詔した。それ以來、諸路において、天災によつて穀物が稔らなかつた時は、すぐに赦を發布し、飢民で盜賊行爲に及んだ者は、しばしば減刑の恩恵を受け、おかげで生命を全うできた人間が非常に多かつた。

(11) 司馬光はその時知諫院だつたが、次のような意見書を皇帝に奉つた。「聞くところによりますと、京東路と京西路の災害で不作だつた州軍に、『もし貧しいものが飢えて穀物を盗み、そのついでに財物を盗んだ場合は、減刑の處罰を行った上で釋放しなさい』という赦が下されたようですが、私はこれは適切な處置ではないと思ひます。『周禮』によりますと、飢饉を救濟する政策は十二種あり、種穀の貸し付け、租税の軽減、刑罰の減免、徭役の免除、山澤の解放、關税や商税の廢止など、すべてみな寛大な恩恵をおし廣めて人民に福利を與えるものです。ところがただ一つ、盜賊に對してだけは平常時よりも嚴しく扱っています。つまり、饑饉の年には必ず盜賊が多く發生し、善良な人民に危害を加えるので、排除せざるを得ない

からに他なりません。近年、州縣の官吏が、政治で一番大切なことは何かを知らず、目先の小さな親切を施すことに熱中していることがしばしばあります。飢饉の年にあたり、穀物を強盜した者をむやみに刑を減免して釋放するものですから盜賊が公然とはびこり、入れかわり立ちかわり強奪し合い、農村は大變混亂し、結局は、大規模に捕り物を行ない、重い刑罰を與え、死刑や流刑に處し、そうしてはじめてようやく鎮まる、ということにならざるを得ない有り様です。いまもし朝廷がはっきりと救文を發布し、刑を減輕して斷決した上で釋放する、とあらかじめ宣言してしまふならば、それこそ人民を勧誘して泥棒させるようなものです。民衆の食料が不足しているなら、税役を軽減し、穀倉を開放して食料を分け與え、種を貸しつけることによつて飢え死を防ぐのが正當な方法であつて、民衆同士で強奪し合うようなことをさせるべきではありません。今年は開封府境内や京東路・京西路に水害が非常に多く、刑を重くし、法を嚴しくして盜賊を除こうとしてさえ、なお今年の冬から來年の春にかけて、飢えた民衆が群れをなし、盜賊行爲に及ぶのを禁じ防ぐことはできないかもしれません。ましてや赦を發布して泥棒行爲を勧めるなど論外でしょう。朝廷の施策がいつくしみと思ひやりから出發して、結局は酷く嚴しい刑罰に行き着き、人民の命を保全する意圖をもちながら、人民をますますたくさん殺してしまふ結果になるのではないかと私は危惧しています。」この意見書は、皇帝の耳に達した。

(12) 皇帝はかつて邇英閣での御進講に臨席し、『周禮』の「大荒札、

薄征緩刑¹⁸⁾」を講義させた。その際、楊安國¹⁹⁾が「『緩刑』というのは、言ってみれば、あやまちを犯した民に對するものに他なりません。飢饉の年に當つて、民のあやまちを赦すのは、彼らの窮乏に同情するからです。今、群衆が武器を持って食糧貯藏庫を強奪したというのに、一切彼らの罪を緩めるのは、惡事を禁壓する成果が上がらないのではないかと思います」と意見を述べた。皇帝は、「そうではない。天下の民はみんな私の子供である。いったん饑饉に遭遇し、州縣の役所が救濟措置を講ずることができない、という事態になれば、飢えに迫られ、餓死するよりは、と仕方なく泥棒を働くことになるのである。それなのに、その上彼らを抑えて死刑に處するとすれば、あまりにも殘酷すぎるではないか」と答えた。

(1) 強盜に對する基本的刑罰法として、『宋刑統』卷一九、賊盜律、強盜竊盜に、「諸強盜、不得財、徒貳年。壹尺徒參年。貳尺加壹等、拾尺及傷人者絞。殺人者斬。其持杖者、雖不得財、流參阡里。伍正絞。傷人者斬」、疏議に「罪無首從」とある。また同條の准に「周顯德伍年柒月柒日救條、今後應持杖行劫、不問有賊無賊、並處死。其同行劫賊內、有不持杖者、亦與同罪。其餘稱強盜者、准律文處分」とある。

(2) 例えば、『皇朝編年綱目備要』卷六、眞宗咸平元年三月、「寬饑民罪」の注に、「時京兆府言、本府穀貴、民多持杖發窖藏。合從強盜法、察其情、本止爲艱食。請自今犯者、特貸死、徒罪減等、俟麥登、仍舊。從之」とある。

(3) 『通考』卷一六六。(淳化)三年、令諸州決死刑、有號呼不

伏及親屬稱冤者、即以白長吏、移司推鞠。是年春、京江浙大饑、民多相率持杵棒投券富家、取其粟、坐強盜棄市者甚衆。蔡州民張緒等二百一十八人、皆當死。知州張策・推官江嗣宗共議、取其爲首者杖脊、餘悉論杖罪、以其事上聞。上感悟、下詔褒之。令本州大發廩、以賑饑民。遂遣使分詣諸道巡撫。自臨遣而謂之曰、彼皆平民、因艱食強取餽糧、以圖活命爾。若其情非巨蠹、悉爲末減其法、不可從強盜之科。其兇很難制、爲患閭里者、固便宜從事、務於除惡。繇是獲全活者、殆千計。『皇朝編年綱目備要』卷五、太宗淳化五年正月條、「京西江浙大饑。寬饑民罪」注に同様の記事があるが、『通考』の方が刑法志の文章に近い。

(4) 標點本『宋史』刑法志二の校勘記〔四〕は、本紀と『皇朝編年綱目備要』卷五の記事が太宗の淳化五年に繫けられていることから、「眞宗」は「太宗」の誤りではないか、と考察している。實際、下文に「遣使巡撫諸道」とあり、これは太宗の至道三年に十五路が制定される數年前の淳化四年、全國を兩京十道に分ける命令が出されたことに對應していると考えられる。この「諸道」は、「諸路」の擬古的表現ではあるまい。

(5) 蔡州は、京西北路に屬する。現河南省汝南縣。
(6) この當時の、強盜に對する刑罰法として、『宋刑統』卷一九、賊盜律、強盜竊盜の准に、「建隆參年拾貳月伍日救節文。今後應強盜、計贓錢滿參貫文足陌、皆處死。不滿參貫文、決脊杖貳拾、配役參年。不滿貳貫、又決脊杖貳拾、配役貳年。不滿壹貫

文、決脊杖貳拾、配役壹年。其贓錢並足陌。不得財者、決脊杖貳拾放。雖不得財、但傷人者皆處死。其造意之人、行而不受分、或受分而不行、並與行者同罪。或不行又不受分者、減行者壹等決配。其有同謀、行而不受分、或受分而不行、亦減行者壹等決配。不行又不受分者、決脊杖拾柒放」とある。

(7) 原文「爲首者」。『宋刑統』卷五、名例律、共犯罪分首從及不分首從に「諸共犯罪者、以造意爲首、隨從者減壹等」とある。

滋賀秀三氏は『譯註』五、二五二頁の本條の解説で、『首』の對立概念は『從』である。……造意・隨從が一組、首犯・從犯が別の一組の概念をなす。實際上は殆んど常に一致するゆえにすこぶるまぎれやすいけれども、例外的には、造意者必ずしも首犯ならず、隨從者必ずしも從犯ならざる場合があるから（たとえば賊50盜の造意者が不行かつ不受分の場合）、二組の概念は區別されなくてはならない。造意・隨從は事實認定の段階における概念であり、首犯・從犯は法的評價の段階における概念である。……首犯・從犯を分つ限り、當然首犯は一人に限られる。それは律疏撰者にとつてあまりにも當然であるがゆえに正面から規定されていないけれども、賊50疏『各依本首從爲法。止用一人爲首。餘爲從坐』などというさりげない言葉のうちに、はからずも彼等にとつての自明の常識が露呈している」と書いている。この處分で、張榮と江嗣宗は、本來なら首從を分かつず全員斬刑に處するところを、犯罪の計劃者または實行の指揮者一人だけを他の參加者から區別して「首」となし、杖脊を科

し、残り全員を「從」として、杖罪に當てたのである。

(8) 「杖脊」は、前に引用した建隆參年拾貳月伍日敕節文の中に「決脊杖貳拾」などと現われている。刑法志の前の箇所（標點本四九六七頁）に「太祖受禪、始定折杖之制」として、律の流刑・徒刑を脊杖二十から十三までに置き換えた、という記事がある。

(9) 『長編』卷一七一—一八、仁宗皇祐三年十月甲申。大理寺言、信州民有劫米而傷主者。法當死。上謂輔臣曰、飢而劫米則可哀。盜而傷主則難恕。然細民無知、終緣於飢爾。遂貸之。又曰、用刑寬則民慢、猛則民殘。爲政者常得寬猛之中、使上下無怨、則水旱不作矣。卿等宜戒之。『皇朝編年綱目備要』卷一四、皇祐三年八月、「京東淮浙等七路饑」の注にも同様の記述がある。本文に「天聖初」とあるのは疑問。

(10) 『長編』卷一〇三—一四、天聖三年三月戊寅。詔、陝西災傷州軍、持仗劫人倉廩、非傷主者、減死刺配麟州牢城。非首謀者、又減一等。仍令長吏、密以詔書從事。自是諸路災傷、卽降下有司敕、而民饑盜取穀食、多蒙矜減、賴以全活者甚衆。『通考』卷一六七にも同様の記述があり、むしろこちらの方が本文に近い。

(11) 中華書局標點本の校勘記（刑法二の〔五〕）は、『宋史』本紀と『長編』卷一〇三が、どちらもこの記事を天聖三年に繫けていることから、「五年」の「五」字は「三」字の誤りではないか、と推定している。『通考』は「五年」としている。

(12) 『長編』には「麟州」とあり、『宋史』本紀には「麟州」とある。「麟州」は誤りであろう。『通考』は「刺隸他州」とし、本文と同じ。

(13) 『司馬溫公文集』(正誼堂全書所收)卷五、章奏、言除盜劄子(治平元年十月十日)。臣竊聞、降敕下京東京西災傷州軍、如人戶委是家貧、偷盜斛斗、因而盜財者、與減等斷放。未知虛的、若果如此、深爲不便。臣聞、周禮荒政十有二、散利・薄征・緩刑・弛力・舍禁・去幾、率皆推寬大之恩、以利於民、獨於盜賊、愈更嚴急、所以然者、蓋以饑饉之歲、盜賊必多、殘害良民、不可不除也。頃年嘗見、州縣官吏、有不知治體、務爲小仁者、或遇凶年、有劫盜斛斗者、小加寬縱、則盜賊公行、更相劫奪、鄉村大擾、不免廣有收捕、重加刑辟、或死或流、然後稍定。今若朝廷明降敕文、豫言偷盜斛斗、因而盜財者、與減等斷放、是勸民爲盜也。百姓乏食、官中當輕徭薄賦、開倉賑貸、以救其死、不當使之自相劫奪也。今歲府界京東京西、水災極多、嚴刑峻法、以除盜賊、猶恐春冬之交、饑民嘯聚、不可禁禦、又況降敕以勸之。臣恐、國家始於寬仁、而終於酷暴、意在活人、而殺人更多也。凡號令之出、不可不慎。毫釐之失、爲害實多。若纔知其失、隨即更張、猶勝於有害及民、迷而不復者也。伏望陛下速令收還此敕、嚴責京東京西轉運司及州縣、應災傷之處、多方擊畫斛斗、救濟饑民、若有一人敢劫奪人斛斗者、立加擒捕、依法施行。如此則衆知所畏、不敢輕犯、所以保全愚民、減省刑獄之道也。取進止。『國朝諸臣奏議』卷一〇六、財賦門、荒政、

上英宗論災傷除盜は、『文集』所收のものと比べて、字句に若干の異同がある。文章の後に、「治平元年十月上。時知諫院」という注がついている。『通考』卷一六七、仁宗天聖五年條は、司馬光の奏議のうち、「意在活人、而殺人更多也」までを引用しており、この點は、本文における引用の仕方と同じである。しかし、字句は『文集』のものと全く一致し、その結果、本文とは少し異なっている。司馬光が知諫院であったのは、仁宗の嘉祐六年(一〇六一)六月から、英宗の治平二年(一〇六五)十月までである。ところが『長編』を見る限り、その期間中に、司馬光が他の内容の意見書を上った記事は頻出しているにもかかわらず、この箇所に掲げられているような意見書を上ったという記事はない。

(14) 『宋史』卷一六一、職官志、門下省。左散騎常侍・左諫議大夫・左司諫・左正言、同掌規諫諷諭。凡朝政闕失、大臣至百官任非其人、三省至百司事有違失、皆得諫正。國初雖置諫院、知院官凡六人、以司諫・正言充職。而他官領者、謂之知諫院。

(15) 『周禮』地官、大司徒に「以荒政十有二、聚萬民。一曰散利、二曰薄征、三曰緩刑、四曰弛力、五曰舍禁、六曰去幾、七曰省禮、八曰殺哀、九曰蕃樂、十曰多昏、十有一曰索鬼神、十有二曰除盜賊」、その注に「除盜賊、急其刑以除之。飢饉則盜賊多、不可不除也」とある。

(16) 『長編』卷一七七一四、至和元年九月己巳。邇英閣講周禮大荒大札則薄征緩刑。楊安國曰、所謂緩刑者、乃過誤之民耳。當

歲歉則赦之、閔其窮也。今衆持兵仗劫糧廩、一切寬之、恐不足
以禁姦。帝曰、不然。天下皆吾赤子也。一遇饑饉、州縣不能存
恤、餓殍所迫、遂至爲盜。又捕而殺之、不亦甚乎。

(17) 『宋史』卷一〇、仁宗本紀、景祐二年春正月癸丑。置邇英・
延義二閣、寫尙書無逸篇于屏。少時時代が下るが、同卷一六二、
職官志、翰林侍讀學士の項に、「元豐官制、廢翰林侍讀・侍講
學士不置、但以爲兼官。……歲春二月至端午日、秋八月至長至
日、遇隻日入侍邇英閣、輪官講讀」とある。ちなみに『長編』
によれば、この話の日付が「九月己巳」になっており、「己巳」
は九日で、「八月から冬至（長至日）までの奇數日（「隻日」）
に邇英閣で講讀が行なわれた」という職官志の記載に、時代は
異なるけれども、合致する。

(18) 『周禮』地官、大司徒。大荒・大札、則令邦國移民通財・舍
禁・弛力・薄征・緩刑。注に「大荒、大凶年也。大札、大疫
病也」、疏に「薄征者、若據大荒、則全無征稅。今言薄征者、
容有小荒、仍有征稅。……緩刑者、謂有刑罰寬而放之」とあ
る。

(19) 楊安國は、『宋史』卷二九四、楊安國傳の項を参照。「景祐初、
置崇政殿說書、安國以國子博士預選。久之、進天章閣侍講・直
龍圖閣、遂爲天章閣待制・龍圖閣直學士、皆兼侍講。進翰林侍
講學士、歷判尙書刑部・大常寺、糾察在京刑獄、累遷給事中」
とある。
(佐立治人)

仁宗は、裁判案件を裁決するにあたって、ことのほか暖かい思い
やりを重んじられた。隴安縣⁽¹⁾の民が、平民五人を強盜のかどで誣告
し、縣尉は彼ら全員を捕らえた。一人は取り調べの拷問で死亡し、
四人はそのまま犯行を認めてしまった。彼らの家族は州に申し立て
たが、州は審理を行わず、全員に死刑の判決を下した。それから
間もなく、秦州⁽³⁾で眞犯人が逮捕された。隴州⁽⁴⁾の吏は法により處罰さ
れるべきであったが、恩赦に會つて赦された。怒つた仁宗は、隴州
知事の孫濟を雷州參軍⁽⁵⁾に左遷し、残りの者すべては除名した上、嶺
南に流した。五人の家には銅錢と穀物とが下賜され、三年間の徭役
が免除された。このことによって、州縣の官吏を戒める詔敕が下さ
れた。

廣州司理參軍⁽⁸⁾の陳仲約は、誤つてある人に死刑の判決を下してし
まったが、關係官廳は、仲約の罪を公罪として贖罪にすべきだとし
た。仁宗は、審刑院⁽¹⁰⁾の張揆⁽¹¹⁾に言われた。「死んでしまった者は二度
と生き返ることはない。それなのに獄吏は一旦免職されても、また
官職を得ることができないではないか」。そこで特に仲約を處罰し、
以後、恩赦にあつても官に敍用しないように命じた。

尙書比部員外郎⁽¹²⁾の師仲説⁽¹⁴⁾が老年で退職を願ひ出る際に、恩澤によ
りわが子に官職を興えてもらひようみずから願ひ出たが、仁宗は、
彼がかつて誤つて人を死罪としたことがあつたため、許さなかつた。
仁宗はこのように人命を重んじられたのである。

當時、皇帝のお側の臣下が罪を犯しても、仁宗はたいていの場合、
司法の吏に命じて事實を究問させることなく、關係官廳に命じて、

法に觸れるか否かを議論させることもなかった。諫官の王贇が言った。「情状には軽い場合と重い場合とがあり、法理には故意である場合とそうでない場合とがございます。これら全ての判断を陛下に仰いで、前後に食い違いが生じた場合、ご政體を傷つけることになりましようし、刑典をつかさどる官は、用うべき法がなくなってしまうでしょう。以後、一切を關係官廳に命じて、法によって罪を正されますように」。仁宗は詔を下して、その意見に従われた。

皇帝のお側の臣下の中には、請託を行なつて、罪の赦しを請う者がまゝあったが、ややもすれば諫官によって指彈されていた。諫官の陳升之はかつてこう言った。「關係官廳が事件を審理する場合、その事件が陛下の寵愛を受けている權臣に關するものであれば、たいていは陛下のご命令でその罪をゆるしております。どうか、陛下じきじきのご命令によって罪を赦された者は、請託を行なつた罪で彈劾し、違制の罪によってお裁きになられますように」。仁宗はこれを許可された。

仁宗は、賞罰において私情によられるところがなかった。とりわけ、身分が高いとか側近であるという理由で、法をないがしろにされることになつた。そして、しばしば關係官廳に次のような戒敕を下された。「内降を受けた場合は、それを糾す旨の上奏を行い、そのまま施行することのないように」。このように仁宗は、自分に都合のよいように法を曲げられることがなかったのである。

魏州知事の周日宣が、水害が発生したといつわつて上奏してきた。關係官廳は、事實に基づかない報告をした場合の法を適用して、日

宣を裁くように要請してきたが、仁宗はこう仰せられた。「地方からの報告は多くが瑞兆に關するもので、水害や干害のことは握りつぶして報告してこないこともある。今、知事が官舎や民間の家屋が浸水したことを自ら報告してきたのは、民のことを思つてのことである。どうして罪を加えることができようか」。

(1) 『長編』卷一一〇—四、天聖九年四月戊寅。貶屯田員外郎同判隴州孫濟爲雷州參軍、軍事判官李謹言・推官李廓・司理參軍嚴九齡・隴安縣尉董元亨、並除名、配廣州衙前。先是、隴安縣民龐仁義誣馬文千・高文密等五人爲劫盜、元亨即逮繫文千等、仁義且教其妻妾認所盜贓、既而文密掠死獄中、餘遂誣服。文千父訴於州、濟權領州事而不爲理、文千等既抵死、而秦州乃捕得眞爲盜者、濟等會赦當原、上怒特遠貶之、司理院獄吏仍脊杖配沙門島、縣吏刺配廣南牢城、文千等五家皆賜錢米、復其役三年。因下詔曰、隴州論平民五人爲劫盜抵死、主者雖更赦、已悉致於理、自今親民掌獄官、其務審獄、情苟或枉濫、必罰無赦。

- (2) 隴安縣は秦鳳路隴州に屬する。現陝西省寶雞縣。
- (3) 秦州は秦鳳路に屬する。現甘肅省天水市。
- (4) 隴州は秦鳳路に屬する。現陝西省隴縣。
- (5) 雷州は廣南西路に屬する。現廣東省海康縣。
- (6) 參軍は州の屬官。宋代の州に置かれた參軍には、司戸・司法・司理などがあるが、この場合、そのどれを指すかは不明。雷州は下州なので、從九品である。

(7) 除名とは、任官以來の官爵を全て剝奪する處分。『宋刑統』

卷二、名例律。諸除名者、官爵悉除、課役從本色、六載之後聽敘、依出身法。

- (8) 『長編』卷一七八—三、至和二年二月癸巳。廣州司理參軍陳仲約誤入人罪死、有司當仲約公罪、應贖。帝謂知審刑院張揆曰、死者不可復生、而獄吏雖暫廢、他日復得敘官、可不重其罰。癸巳、詔仲約特勒停、會赦未許敘用。

- (9) 司理參軍は州の屬官。議法・斷獄を掌る。

- (10) 審判院は大理寺の判決を再檢討(詳議)する機關。この長官を知審刑院事といい、その下には詳議官が置かれた。宮崎「法制」二〇一頁を參照。

- (11) 張揆、字は貫之。齊州歷城縣の人。『宋史』卷二九四に傳がある。

- (12) 『長編』一二一—七、寶元元年正月丁卯。比部員外郎師仲說致仕。故事當有一子官、上以仲說嘗知金州失入死罪、特罷之。

- (13) 尚書比部員外郎は、正七品の寄祿官。

- (14) 師仲說は大名府内黃縣(現河北省内黃縣)の人、頰の子。頰は『宋史』卷二九六に傳がある。

- (15) 原文「請老」。老齡のため官職を辭することを「致仕」という。『禮記』曲禮上「大夫七十而致事」にもとづき、七十歳で致仕するのが一應の基準である。宋代では、致仕といつても實職から退くだけである。致仕にあたっては、本人の寄祿階をあげるほか、館職をつけることもあり、致仕後はそれに基づいておおよそ俸給の半額を支給することになっていた。

- (16) 原文「恩得任子」。任子とは、父の官職によって子が官職を得ること。致仕官の恩蔭については梅原『研究』第五章「宋代の恩蔭制度」が詳しい。

- (17) 「失」とは、行政上の裁定ないし監督においてあやまちを犯し不覺をとることを言うときに用いられる語(『譯注』五、四六頁)。「罪を入る」とは、本來無罪たるべきを有罪、輕罪たるべきを重罪と判決することを言う(同上、一三八頁)。官吏がかかる罪を犯した場合の處罰は、『宋刑統』卷三〇、斷獄律に規定されている。

- (18) 『長編』卷一八八—八、嘉祐元年十一月壬申。知諫院陳旭言、有司斷獄而事連權倖者、多緣中旨得釋、自今乞劾其干請之罪、以違制論。從之。

- (19) 陳升之、諱は旭。英宗の諱を避けて字で呼ばれる。『宋史』卷三一二に傳がある。

- (20) 違制の罪とは、制敕に違反した罪。『條法事類』卷一六、文書門、詔敕條例所引の職制敕に、「諸因職事例受制書而違者、杖一百(躬彼而違者、自從違制本法)」とあり、これによれば、清律にいう「違制」(吏律、公式、制書有違條)と同じく杖一百である。ただ、『長編』卷七〇—一九、大中祥符元年十二月己酉條に、「復州防禦使駙馬都尉柴宗慶遇恩、自康州移復州、不告謝、爲有司所舉、以違制論、當贖銅三十斤、有詔未減罰兩月俸」とあり、贖銅三十斤は徒一年半に相當する(『宋刑統』卷一、名例律)。因みに、違令は答五十である(『宋刑統』卷二

七、雜律。諸違令者、笞五十、別式減一等。

(21) 『長編』卷一八六—六、嘉祐二年十一月戊辰。知諫院陳旭言、

比日內降營求恩賞者甚多、雖許執奏、而有司時有奉行、自今請令中書樞密院推劾、以干請之罪。從之、仍榜御史臺閣門。

(22) 內降は皇帝が直接下した命令。『宋史』卷一六一、職官志、

門下省。凡文書自內降者、著之籍、章奏至、則受而通達、俟頒降、分送所隸官司。

(23) 『長編』卷一七九—五、至和二年三月丁亥。知審刑院張揆言、

知虢州周日宣妄言、澗水衝注城郭、當坐不實之罪。上曰、諸郡多奏祥瑞、至水旱之災、或抑而不聞、今守臣自墊陳壞官私廬舍、意亦在民、當恕罪也。

(24) 虢州は永興軍路に屬する。現河南省靈寶縣。

(25) 原文「上書不實法」。『條法事類』卷四、職制門、上書奏事に引く職制敕に、「諸臣僚上表、輒有誣毀、或文飾已過者、杖一百」とあるのがそれに該當すると思われる。なお、水災の報告が事實と異なる場合に經路安撫使・知州を處罰する規定が、『條法事類』の同じ箇所に、「諸水旱帥守、奏聞不實、或隱蔽者、並以違制論」と見える。

英宗は、即位して間もない頃は、政治のやり方や法令を改めるには至らなかつたが、胥吏が安穩に慣れて法を遵守することを怠るようになると、彼らを怠惰な状態から振るい起こそうとした。三班奉職の利欽が、自分が管轄して都に運ぶ税錢を貸し付けたため、絞首

刑になるところを、英宗が命じて死刑を減刑し、杖刑を免除して入

れ墨を施した上で、福建路の牢城に配隸した。審判院長官の盧士宗

は、もう少し罪を軽くするよう請願したが、英宗は次のように仰せられた。「故意に罪を犯した者を處刑するのに、刑罰を軽くするこ

とがあれば、罪を犯す者がますます増えるだろう。これは『刑は刑

無きを期す』の精神にもとるものである。その罪が過失であつたといふことがはっきりしてから罪を輕減すれば、大事なかろう。富

國倉の監督官が、受け取つた米を水で濕らせてしまい、十八萬石も

の損害を出した。恩赦にあつたため、減刑されるはずであつたが、英宗は特に命じて、彼の寄祿官を剝奪し、勒停に處した。

熙寧二年(一〇六九)、內殿崇班鄭從易の母と兄が共に横外で亡

くなり、從易は一年以上経つた後で、はじめてそのことを知り、喪に服したいと申請してきた。神宗はこう仰せられた。「父母が遠く

にいる時は、朝な夕なに心配して心に思うべきものである。長いあいだ安否を尋ねることなく、一年以上経つても母の存否を知らなかつたともいふのか」。從易を特に除名・勒停處分とした。

四年(一〇七二)、王存立がこう言上した。「わたくしは、嘉祐年

間に、同學究出身で陽山縣尉となりましたが、ある時にその官で父の犯した配隸の罪を贖つたものでございます。どうか、擧人と同じ

法によつて、丁徭を免除していただきますように」。神宗はこれを憐れまれ、もう一度(同學究)出身を與え、その上で官を授けることを認められた。

九年(一〇七六)、桂州知事の沈起が交趾(ベトナム)を攻略し

ようとし、慈恩州⁽²²⁾を攻め取ったが、最後にはベトナム人が欽州⁽²³⁾を破り、邕管⁽²⁴⁾にも侵攻した。神宗は詔を下して仰せられた。「邊境の人民が理由もなく殺戮に遭い、そのために侵攻してきたのは、全て沈起の罪である。特にその官爵を剝奪し、遠惡州に編管せよ」。

(1) 『宋會要』刑法六一一六、治平元年六月九日。三班奉職和欽、貸死免決、刺配福建牢城。欽貸所部虔州綱錢、賊至死。審刑院盧士宗奏、欽坐情輕、乞稍寬減。上曰、刑故無小、若故而得寬、則犯者滋甚、非刑期無刑之道、俟有過誤、貸無傷也。

(2) 三班奉職は下級武階たる三班使臣の一つで、もと殿前承旨といい、眞宗の大中祥符二年(一〇〇九)に改稱された。從九品に相當する。梅原『研究』一〇九、一一〇頁を参照。

(3) 原文「所部綱錢」。綱錢は「綱運錢物」。地方から漕運によって都に運ばれてきた税錢のこと。

(4) 『宋刑統』卷一一、職制律、受所監臨財物に、「諸貸所監臨財物者、坐贓論」とあり、『同』卷二六、雜律、坐贓によれば、罪止徒三年である。

(5) 原文「刺隸福建路牢城」。刺隸は「刺配」ともいい、入れ墨をしたものに、所定の場所での勞役に服することをいう。曾我部靜雄「宋代の刺配について」(『中國律令史の研究』吉川弘文館、一九七一年)参照。佐伯富氏によれば、牢城の起源は五代に遡り、本城に配された者と同様、軍役もしくは勞役に服したという(『宋代における牢城軍について』、『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』同朋舎、一九八九年)。

(6) 盧士宗、字は公彥。濰州昌樂(現山東省昌樂縣)の人。『宋史』卷三三〇に傳がある。

(7) 原文は「刑故而得寬、死者滋衆」。標點本校勘記のいうように、「死」は「犯」の誤りと考えられる。前注(1)所引『宋會要』參照。『書經』大禹謨。有過無大、刑故無小、罪疑惟輕、功疑惟重。

(8) 人を處刑するのは、刑の必要がないことを期してのことである、の意。『書經』大禹謨。刑期于無刑、民協于中、時乃功。

(9) 『宋會要』食貨六二一〇、熙寧三年八月。奪監富國倉屯田郎中萬及一官、內殿崇班王從謹・西頭供奉官戴宏、皆勒停。坐受米濕惡、壞十八萬石也。

(10) 富國倉とは首都開封にあった穀倉。汴河によって運ばれる江淮の穀物が納められた。『東京夢華錄』卷一、外諸司。諸米麥等、自州東虹橋元豐倉・順成倉、東水門裏廣濟・裏河折中・外河折中・富國・廣盈・萬盈・永豐・濟遠等倉、陳州門裏麥倉子、州北夷門山・五丈河諸倉、約共有五十餘所、日有支納。『宋會要』食貨六二一一、京諸倉。國初置倉、凡受四河運至京師者、謂之船艘倉、永豐・通濟・萬盈・廣衍・延豐・順成・濟遠・富國十倉、受江淮所運、謂之東河、亦曰裏河。割注によれば、富國倉は太平興國年間、迎春苑の故地に建てられたという。

(11) 原文「奪官停之」。前注(9)に引いた『宋會要』では、監富國倉萬及一は奪官されただけで、勒停處分は受けていない。奪官とは、寄祿官を剝奪されること。通常、史料には「奪一(兩)

官「奪三職」のように現れる。勒停とは、『朝野類要』巻五に「編管以上、則必除名勒停、謂無官也、故曰追殿出身以來文字」とあるように、官人となってから受け取った告身(辭令)を全て取り上げて無効とすること。

(12) 内殿崇班は下級武階である三班使臣の一つ。正八品に相當する。梅原『研究』一〇九―一一〇頁參照。

(13) 嶺外とは五嶺山脈以南の地方を指す。おおよそ現在の廣東省・廣西壯族自治區である。

(14) 除名とは、官爵すべてを剝奪して庶人の身分に落とし、六載の後でなければ再敘任を許さないとする刑事處分である(『譯注』五、一三三頁)。「宋刑統」巻二、名例律、以官當徒除名免官免所居官を參照。

(15) 『長編』巻二二八―五、熙寧四年十一月丁酉。賜前礪山縣尉王存立同學究出身、仍注合入官。存立、嘉祐中、學究出身、以父坐事、配爲軍、嘗納官贖父得免軍籍、既而鄉縣籍・身丁如平民、於是存立自言得如解舉人免丁役。上閱之而有是命。

(16) 宋代の高等文官試験、いわゆる科擧には、進士科の他に九經・五經・開元禮・三史・三禮・學究・明經・明法等の科目があった。學究とは、毛詩・論語・爾雅・孝經・周易・尙書のうち、一經の試験を受けて官員の資格を得るコース。ただ、同學究出身の場合は、恩蔭によってその資格が授與されたにすぎない。『宋史』巻一五五、選舉志および『宋會要』選舉九、賜出身を參照。

(17) 礪山縣は京東西路、單州に屬す。現安徽省礪山縣。

(18) ここでいう舉人とは、各科の禮部試(省試)有受験資格者を言う。合格・不合格は問わない。『日知錄』巻一六、舉人を參照。丁徭は、差役一般を指す。舉人の役法上の優免特權については、高橋芳郎「宋代の士人身分について」(『史林』六九―三、一九八六年)に詳しい。

(19) 『長編』巻二七二―二、熙寧九年正月丙寅。詔、安南招討司同石鑑・周沃體量沈起・劉彝妄生邊事、具實以聞。先是、手詔中書、沈起昨在廣西妄傳受朝廷意旨、經略討交州、又不俟詔、擅委邊吏、招接恩・靖州儂善美、及於融・宜州溪峒強置營寨、虛奏言蕃衆同附、既興版築、果致叛擾、殺士丁・兵校・官吏、以千數、今交賊犯順、宜獠內侵、使一道生靈橫屠戮、職其致寇、罪悉在起、了無疑者、朕爲人父母、視此遠方無辜之民橫罹災害、深所哀悼、沈起可貸死、削奪在身官爵、送遠惡州軍編管。なお、この時期の宋と交趾との關係については、河原正博「漢民族華南發展史研究」(吉川弘文館、一九八四年)、第二編第三章「宋朝とベトナム李朝との關係」が詳しい。

(20) 桂州は現廣西壯族自治區桂林市。當時、桂州は宋朝の交趾攻略の重要據點であった。

(21) 沈起、字は興宗(或いは興中)、明州鄞縣(現浙江省寧波市)の人。『宋史』巻三三四に傳がある。王安石の信任を受け、熙寧六年(一〇七二)から翌七年まで、知桂州となる。沈起の後任には劉彝が任命された。

(22) 慈恩州の現在の地名は不明である。

(23) 欽州は現廣西壯族自治區靈山縣。

(24) 邕管とは邕州(現廣西壯族自治區南寧市)のこと。唐代後期に置かれた邕管經略使に因む。

(25) 遠惠州とは、南恩州・新州・循州・梅州(以上、現廣東省)、

高州・雷州・化州・賓州・容州(以上、現廣西壯族自治區)、

瓊州・萬安軍・昌化軍・吉陽軍(以上、現海南省)を指す(『條法事類』卷七五、編配流役、名例敕)。編管とは、入れ墨を施さずに配流すること。『吏學指南』雜刑・編管の條に、「宋法、

不文面而流者、謂之編管」とある。

(上古とは異なり)後世では復讐を認める法がなくなった。⁽¹⁾⁽²⁾ 仁宗の時に、單州⁽³⁾の民、劉玉の父が王德に殴り殺されたが、王德は赦によってゆるされてしまったため、劉玉は自らの手で王德を殺し、父の仇を取った。仁宗は、劉玉のこの行いを義擧とし、杖刑を加えたのち編管に處した。⁽⁴⁾

元豐元年(一〇七八)、青州⁽⁵⁾の民、王贇の父が殴り殺されたが、王贇は幼かったために、復讐することができなかった。いよいよ成人しようという頃に、父の仇の人物を刺し、その手と頭とを斷ち切って、父の墓前に供えて祭り、自首した。王贇に對して斬刑の判決が下されたが、神宗は、王贇が仇を殺して父の靈を祭り、その上自首してきたことから情狀を酌量し、詔を下して王贇の死刑を免じて、入れ墨を施した上で鄰州に配役することとした。

宣州⁽⁸⁾の民、葉元⁽⁹⁾には同居⁽¹⁰⁾している兄がいた。その兄が葉元の妻を犯したため、葉元は兄を縊り殺し、また兄の子も殺して、父親と兄嫁に強制して、このことをお上に訴え出ないよう、一筆入れさせた。隣組がこの犯罪を告發したため、州が伺いを立ててきた。神宗はこう仰せられた。「罪人は死んでおり、妻を犯された件はひとり葉元の口から出たことに過ぎない。これによって罪を定めるのは不十分であろう。しかも、下々の民は無知であり、憐れみをかけてやるべきである。しかし、妻を愛する氣持ちから父親を蔑ろにし、その上また兄を殺し、姪⁽¹¹⁾を殺したのは、天理・人倫に悖ることである。兄を殴って死なせた場合の律によって論罪せよ」。

紹聖年間(一〇九四〜一〇九七)以來、朋黨の獄が相繼ぎ、忠良な臣下が排斥されてしまったため、⁽¹²⁾ 國家には頼りとすべき人材がいなくなってしまうた。徽宗が帝位を嗣ぐや、宮外では見たい物、聞きたい物をほしのままに集めさせてそれに熱中し、宮中では音楽と女色に對する欲望を極めたため、⁽¹³⁾ 人民への徵發は計り知れず、朝廷からの命令は一定しなかった。かかるありさまであればこそ、蔡京・王黼⁽¹⁴⁾といった輩は、主上を欺き、自分勝手なことを行い、法律や制度を改悪することができたのであった。崇寧五年(一一〇六)、⁽¹⁵⁾ 徽宗は次のような詔を下された。「命令を出したり法を定めたりする際、輕重・豫奪を決める權限は皇帝にある。先頃、特旨を降して處分しようとしたところ、三省が敕令を引用してこれを妨害し、それが邪魔になって實行できなくなってしまった。これは、官僚が普段から遵守すべき法律によって、皇帝の威光に敵對しようとするも

のである。そもそも、生殺を思いのままにできるのが王であり、利害を獨り占めできるのが王なのである。¹⁷⁾ その王の前に、いかなる法令が存在するとか。臣下が力を強めつつある兆しは、嚴に戒めなければならぬ。今後、特旨による處分の中で、具合の悪い點があれば、はっきりと書き連ねて上奏せよ。そうすれば虚心に聽いて遣わす。もし、常法によって妨害し、命令を實行しなかつた場合は、大不恭¹⁸⁾により論罪する¹⁹⁾。

翌年には、次のような詔が下された。「御筆により罪を斷じた場合には、尙書省に赴いて事情を陳べて訴え出ることを許可しない¹⁹⁾。もしこれに違反すれば、すべて御筆に違反したかどで論罪する」。また、次のような法令を定められた。「御筆を受け取つた官府がそれを滞らせた場合、一時(約二時間)ならば杖一百、一日ならば徒二年、二日ごとに一等級つ刑を重くしてゆき、最高刑は流三千里とする。三日で大不恭扱いとして論罪する」。このため、胥吏はこれにかこつけて悪事を行い、ますますひどく法の條文を曲解して、法律を濫用するようになり、もはや祖宗の頃の暖かい思いやりの心はなくなつてしまつた。贅澤を極め、人民の力を使い果たして、みづから終末の時期を早めることとなつたのである。靖康の御世(一一二六—一一二七)になつて、このことに氣づいて悔い改め、ようやく姦臣どもを誅殺されたが、²⁰⁾ 國家のことを謀る人材を得ず、結局どうすることもできなかった。

(一) 『禮記』曲禮上に、「父之讐弗與共戴天」とあるように、復讐は上古にあつては容認されていた行爲であつたと思われ、漢

代でも禁じられていなかったようである(程樹德『九朝律考』卷一、漢律考)。これが初めて廢止されたのは、三國魏の黃初四年(二二三)のことで、『三國志』魏書卷二、文帝紀、黃初四年正月條、及び『晉書』卷三〇、刑法志、以來、唐律でも、復讐は違法とされ(『唐律疏議』鬪訟三四條)、宋代においてもそれは同様である。『宋刑統』卷二三、鬪訟律。諸祖父母・父母爲人所毆擊、子孫卽毆擊之、非折傷者勿論。折傷者減凡鬪折傷三等。至死者依常律。ただし、末尾に、「臣等參詳、如有復祖父母・父母之讐者、請令今後具案、奏取奏裁」とあり、『宋刑統』成立時には、檢討の必要な條項と認識されていたことがわかる。

(2) 『長編』卷一一〇—一一二、天聖九年(一〇三一)八月壬午。

詔、單州民劉玉、特貸死、決杖、濟州編管。初、玉父爲民王德毆死、而德更赦免、玉卒殺德以報父仇、法當論死、特貸之。

(3) 單州は京東西路に屬する。現山東省單縣。

(4) 前注(1)に引いた『宋刑統』によれば、復讐を成し遂げた場合(相手を殺害した場合)の刑は、毆殺であれば絞首刑、凶器を用いていれば斬刑である。

(5) 『長編』卷二九五—七、元豐元年十二月丙辰。詔、青州民王贊貸死刺配鄒州牢城。初、贊父九思爲楊五兒毆迫自縊死、贊纔七歲、常欲復仇而以幼未能。至是十九歲、以槍刺五兒、斷其頭及手、祭父墓、乃自首。法當斬、上以贊殺仇祭父、又自歸罪、可矜故也。

- (6) 青州は京東東路に屬する。現山東省益都縣。
- (7) 前頁注(4)參照。王贊は相手を刺殺したのだから、凶器による殺人ということになる。
- (8) 『長編』卷三〇三一七、元豐三年(一〇八〇)四月庚戌。審刑院・刑部言、宣州民葉元有爲同居兄亂其妻、縊殺之、又殺兄子、而強其父與嫂爲約契不訟于官、鄰里發其事、州爲上請。上批、同居兄亂其妻、或強或和、旣無證左、又罪人今皆已死、則二者同出于葉元有一口、不足用以定罪、又下民雖爲無知抵冒法禁、固宜哀矜、然以妻子之愛旣罔其父、又殺其兄、繼戕其姪、背逆天理、傷敗人倫、宜以毆兄至死論。
- (9) 宣州は江南東路に屬する。現安徽省宣城縣。
- (10) 葉元を、『長編』は「葉元有」とする。
- (11) 同居とは同居共財をいう。滋賀秀三氏によれば、「同居共財とは收入、消費および資産保有の全面にわたる共同計算關係、すなわち各人の勤勞の所産と共同資産からの収益とを收入とし、各人の生活萬端——死者の葬祭も重要な一項として含めて——の費用を支出し、餘りあれば共同の財産として貯え、不足すれば資産を食いつぶして生きのびるところの、一つの共同會計を維持する關係」(『中國家族法の原理』、創文社、一九六七年、七五頁)である。
- (12) 『宋刑統』卷二二、鬪訟。諸毆兄姉者、徒二年半。傷者、徒三年。折傷者、流三千里。刃傷及折支・若瞎其一目者、絞。死者、皆斬。鬻者、杖一百。
- (13) 『宋史』は舊法黨の立場で書かれているので、ここで言う「忠良」とは舊法黨人士を指す。元祐八年(一一九三)、皇太后が亡くなり哲宗の親政が始まると、新法が復活された。紹聖とは「先聖(神宗)の遺業を紹述(つぐ)する」の意である。新法黨は元祐時代の舊法黨の大臣である呂大防、蘇軾、蘇轍らを次々と中央官界から追放した。その経緯は、『續資治通鑑長編紀事本末』卷一〇〇、紹述、卷一〇一・一〇二、逐元祐黨人に詳しい。
- (14) たとえば蔡京は、珍花奇石を好む徽宗の意向を汲んで、朱勗父子に命じて江南地方から珍しい木や石を船で運ばせ、献上した(花石綱)。また、徽宗は宮廷生活に退屈すると、大臣たちを従え、變裝してお忍びで都の夜の歡樂街に出歩くようになった。當時、都隨一の藝妓と謳われた李師師を見染めた徽宗は、遂に彼女に皇妃に次ぐ明妃なる位を授けるに至るほどの入れ込みようであった。
- (15) 王黼、字は將明。開封府祥符縣(現河南省開封市)の人。『宋史』卷四七〇佞幸傳に傳がある。
- (16) 『獨醒雜誌』卷八によれば、中書が御筆を奉じるようになったのは、崇寧四年のことである。崇寧四年、中書奉行御筆。時蔡京欲行其私、意恐三省臺諫多有駁難、故請直以御筆付有司、其或阻格、則以違制罪之。また、『皇朝編年綱目備要』卷二七、崇寧四年七月條に、「行御筆手敕(御筆手敕上書、見羈管・編管人還郷手詔、始此。)」とある。

(17) 『戰國策』秦策、苾離至秦に見える苾離の言に、「夫擅國之謂王、能專利害之謂王、制殺生之威之謂王」とある。

(18) 大不恭は十惡の一つ、大不敬のこと。宋では、太祖・趙匡胤の祖、敬の諱を避けて、「大不恭」といった。

(19) 因みに、『條法事類』卷八、職制門、定奪體量に引く辭訟令には、「諸事已經而理訴者、一年內聽乞別勘、三年內聽乞別定。其經救斷者、詣關進狀、即在千里外・或在官・及編配者、赴所在州、州爲繳奏（遣家人詣關進狀者、亦聽。）」と見え、救斷による斷罪の場合でも、再審査の申し立てが認められていたことがわかる。

(20) 徽宗の下で權勢を振った蔡京・王黼・童貫・梁師成・朱勳らを處刑したことを指す。

高宗は情け深くやさしい性格で、法律を運用するにあたって、つねに寛大であり、罪人の罪を赦し過ぎることはあっても、死刑の判決を下しすぎるといふことはなかった。⁽¹⁾ 常州知事の周杞が人を勝手に處刑したことがあった。高宗は、「朕は日々自ら裁判案件を決裁している。どうして感情にまかせて人を處刑し、それが天理に背いていることを思わないでいられようか」と仰せられ、即座に周杞の名を官員名簿から削除された。

大理寺には、おおむね、儒臣のうちで法の運用が公正で妥當な者を用いるようにしていた。留置所を管理する役人が犯人を取り調べの際には、むごたらしい取り調べをすることを戒めさせた。御史臺

や土曹參軍が、罪囚の罪を調べ返して軽くした場合には、寄祿階を昇せられた。

高宗は、いつも出御して未決囚の再審査をされる時に、關係官廳に命じて行わさせることがなかった。高宗は仰せられた。「朕は、關係官廳が様子を窺って、人を罪に陥れようとあれこれ工夫して罪の輕重を決めるのを恐れているのである」。

吏部員外郎の劉大中が皇帝の使者として江南へ行き、歸京すると左司諫に遷官したが、高宗は、間もなく彼を祕書少監とし、宰相の朱勝非にこう仰せられた。「大中は、使者として地方に行った際、やたらに多く裁判事件をでっち上げた。いま彼を諫官にすれば、恐らく皆の者が様子を窺って何もしないであろう。高宗は、このようにすみずみまで思いやる心遣いをなされたのであった。後に、「刑罰の運用が厳しすぎて左遷させられた者は、堂除官・親民官にしてはならない。ただ遠地・小地の監當差遣を與えるのみにせよ」という旨の詔が下された。

建炎、紹興年間（一一二七年～一一六二年）には、天下に盜賊が横行し、しばしば州縣を襲撃した。軍を出動させてこれを討伐しても、盜賊たちは死罪を免れることが多かった。かつて、同知樞密院事の李回が強盜の數を報告した際に、高宗はこう仰せられた。「彼らとて皆な、朕の大切な民草である。どうしていちいち誅殺することなどできようか。一味の頭領二、三人を殺せば十分である」。

不當な利益を貪る胥吏に對しては極めて厳しく、およそ金品を不當に受け取った者は、堂除官・親民官に除せられることが許されず、

受財枉法⁽²⁾・監臨主守自盜⁽²⁾の罪を犯した者は、その名を中書の名簿に記録しておく、その罪が徒罪であった場合には官に任命せず、死刑となった者は、その財産を沒收するようにした。およそ文臣の寄祿官にはすべて、左・右の字が附されていたが、贓罪を犯した者は、その字を取り去られた。この年、贓罪を犯した官吏には實際に刑罰を科すという法律が、重ねて厳しくされた。

三省に命じて祖宗以來の故事を調べて書き出させたところ、舊法で棄市⁽²⁾となった者のことを上奏してくる者があつた。高宗は仰せられた。「どうしてここまでする必要があろうか。ただ(死刑以外の)處罰をすれば、それで十分である。利を貪る胥吏が人民を苦しめた場合は、刑罰と威光とを併せ用いるが、それはやむを得ないことである。しかし、どうして身分ある士人を死刑に處することが忍ばれようか」。

(1) 『要錄』卷五一—一四、紹興二年二月庚辰。降授朝請郎周杞除名、惠州羈管。杞在常州、爲政殘酷。會大旱、上御經筵、問所以致旱之由。顯謨閣待制胡交修、時爲中書舍人、對曰、此殆杞佚罰。遂以杞屬吏。杞怒、上書、告其罪。詔大理寺胡蒙詣常州、按驗。交修無所挂然、羣從亦多抵罪、而杞坐賊殺無辜及贓罪流故竄。蒙、歷城人也。

(2) 常州は兩浙西路に屬する。現江蘇省常州市。

(3) 土曹參軍は開封府・應天府などいくつもある府に置かれた。元來、特に職務のない閑職で、恩蔭出身者の任じられる不常置のポストであつたが、北宋末の大觀元年(一一〇七)から士人

の民事訴訟を扱うようになった(『宋史』卷一六六、職官志、開封府および河南應天府)。

(4) 原文「平反」。繰り返し調べて罪を軽くすること。『漢書』卷三六、楚元王傳。劉德寬厚好施生、每行京兆尹事、多所平反罪人。顏師古注、幡罪人辭、使從輕也。

(5) 原文「鍛鍊」。『後漢書』列傳一六、韋彪傳。鍛鍊之吏、持心近薄。李善注、蒼頡篇曰、鍛、椎也。鍛鍊、猶成孰也。言深文之吏、入人之罪、猶工冶陶鑄鍛鍊、使之成孰也。前漢路溫舒上疏曰、鍛鍊而周內之。

(6) 『要錄』卷七四—二、紹興四年三月丁巳。右司諫劉大中守祕書少監。上諭朱勝非曰、大中頃使江西、頗多興獄、今猶未已、若令爲諫官、恐郡縣觀望、朕於用刑欽恤明慎、常懼有司行法於意外、今大中爲少監、蓋朕之深慮也。

(7) 元豐の官制改革以後、文武官の人事は全て吏部に歸した。それに伴って、それまで寄祿官であつた吏部郎中・吏部員外郎も差遣官となつた。『宋史』卷一六三、職官志、吏部。元豐官制行、置吏部郎中、主管尚書左右選及侍郎左右選各一員、參掌選事而分治之。凡郎官、並用知府資序以上人充、未及者爲員外郎。

(8) 劉大中、字は立道。眞州揚子縣(現江蘇省儀徵縣)の人。『宋史翼』卷八(括蒼新志、參雅正揚州府志)に傳がある。

(9) 『宋史翼』卷八、劉大中傳。紹興三年、權監察御史、宣諭江南東西路、斥奸惡、推善類、不避權勢、歲省泉司官吏費十三萬緡四千、使還、爲中書舍人、遷右司諫。

(10) 左司諫は、『要録』、『宋史翼』ともに「右司諫」に作り、張綱『華陽集』卷五所收の制誥も「除右司諫制」と題されていることから、「右司諫」の誤りであろう。右司諫は、中書省に屬する諫官で、朝政の闕失、大臣百官の任用不適、三省以下一切の官署の違失があれば、それを諫め正す。『宋史』卷一六一、職官志、中書省を参照。

(11) 祕書省の官も、元豐の改制以後、再び差遣官となった。少監は、監・丞とともに、宮廷圖書館の書籍管理、國史・實錄の編纂、天文曆數業務の總轄を名目の職掌とした。こうした職掌が全くなかったわけではないが、現實には將來有用の人材をプールしておくポストとしての色合いが濃厚であった。梅原『研究』第四章を参照。

(12) 朱勝非、字は藏一。秦州（現河南省汝南縣）の人。『宋史』卷三六二に傳がある。徐自明『宋宰輔編年錄』によれば、朱勝非は、前年九月からこの年の四月まで右僕射であった。

(13) 堂除官とは、中書（文官）もしくは樞密院（武官）が、吏部を通さずに直接任命する官。梅原『研究』第三章第二節を参照。
(14) 親民官とは、知縣（縣知事）に代表される、民衆に直接接してこれを統治する官。梅原『研究』第三章序の二「資序」を参照。

(15) 『吏部條法』差注門、總法撮要に、「應四選差注、應入遠小者、以去闕下阡里外爲遠、州以軍事、縣以下縣爲小處」とあり、地志には必ず各州から都までの距離が書き加えられた。なお、

軍事州とは、藩鎮・大藩でない普通の州のこと。この他、國境地帯は「沿邊」の名で遠・小とは別のゾーンが作られた。また、南宋では遠近の差は「四川關」と「内地關」として表現することが一般的である。梅原『研究』二九二頁参照。

(16) 監當の語は、『唐律』の監當主司・監當官司・監臨主司・監臨主守などの用語から系を引いて、宋では、主として財務・倉庫など物を扱う官署の官員を監當官・監臨官、あるいはより丁寧に監臨物務官などと總稱した。監當官は、親民官に對して常に一段低い地位に置かれたが、宋代においてはその數は著しく増加した。梅原『研究』一九四頁以下参照。

(17) 『要録』卷四〇—五、建炎四年十二月丙戌。同樞密院事李回進呈諸路盜賊數。上謂回、卿意如何。回曰、臣意欲治數渠魁、當少戢。上曰、卿意甚善、皆吾赤子、豈可一一殺之、第治李成輩三兩人、可矣。

(18) 同知樞密院事は、樞密副使・同簽書樞密院事とともに、樞密院の次官である。長官は樞密使もしくは知樞密院事という。樞密院は、唐代、宮中において宦官が任じられた内樞密使に始まる。五代からは表向き軍事をつかさどる機關となり、士人が任命され、中書と對立した。宋代にはことに重視され、中書と並んで「二府」と稱された。樞密院は、軍政・策戰の方針を決定するのみで軍隊を指揮することは決してなく、長官以下、おおむね文官が任用された。『宋史』卷一六二、樞密院を参照。

(19) 李回、字は少愚。江寧府（現蘇省南京市）の人。建炎四年

に同知樞密院事となつてゐる。『至正金陵新志』卷一三下、人物志、李琮條に附傳されてゐる。

(20) 『要錄』卷一三一七、建炎二年(一一二八)二月辛未。詔、

自今犯枉法・自盜、賊抵死者、籍其資。時議者以爲、賊吏之盛、所在填溢、願明詔有司、廣緣賊得罪、及曾經案發、迹狀明白、並毋得與堂除及親民、自今有犯者、仍籍其資、即監司守倅與失案、郡縣及監司失案、守倅於與失於互察者、並科違制之罪、不以去官原免。或謂、當今使貪使過之時、難以概廢、竊謂貪賊之人、惟可用於軍旅、不可以辦事而結怨民心、爲害甚大。上酌其言、乃詔、情重者籍沒、餘從之。

(21) 受財枉法とは、官吏が收賄し、請託された裁定を行なつた時に成立する罪名。『宋刑統』卷一一、職制律、枉法賊不枉法賊に、「諸監臨主司受財而枉法者、一尺杖一百、一匹加一等、十五匹絞。……無祿者各減一等、枉法者二十匹絞」とある。

(22) 滋賀秀三氏によれば、監臨とは、「人または物に對して一般的に自己の行政的裁量權を及ぼし得る立場にあること」をいう(『譯注』五、三三四頁)。「宋刑統」卷六、名例律、雜條に、

「諸監臨者、統攝・案驗爲監臨(謂州縣・鎮戍・折衝府等判官以上、各於所部之内總爲監臨。)」とあり、その疏議に、「統攝者、謂内外諸司長官統攝所部者。案驗、謂諸司判官判斷其事者是也。議案驗者、雖非所管百姓、但有事在手、卽爲監臨」とある。主守とは、「官物や囚人など官權下にある有體的客體を直接保管・看守する職責にあること」をいう(滋賀氏、同上書)。

同じく『宋刑統』には、「稱主守者、躬親保典爲主守。雖職非統典、臨時監主亦是」とあり、疏議に「主守謂行案典吏、專主掌其事、及守當官家倉庫・獄囚・雜物之類」とある。監臨主守自盜とは、監臨・主守官が所管の財物もしくは部内の人の財物を盜むこと。『宋刑統』卷一九、賊盜律に、「諸監臨主守自盜、及盜所監臨財物者、加凡盜二等、三十匹絞」とある。また、『條法事類』卷一七、文書門、毀失に引く賊盜救に、「諸監臨主守自盜財物、罪至流、配本州(謂非除免者)、參拾伍匹絞」とある。

(23) 『要錄』卷四七一、紹興元年(一一三一)九月己亥。詔、文臣寄祿官、依元祐法、分左右字、賊罪人更不帶、以示區別。用樞密院編修官楊愿請也。其後、選人亦如之(選人分左右、在明年二月丁卯)。哲宗の元祐三年(一一〇八)、京・朝官以上(從九品以上)を左右二等に分け、進士出身の人には左字を與え、その他の者には右字を與えるよう定められた。その後、新舊兩黨の争いと相俟つて改廢されている。なお、梅原『研究』四九〇五頁を参照。

(24) 棄市とは罪人を市場で處刑すること。『禮記』王制。刑人於市、與衆弃之。

徽宗の治世には、刑典は嚴しいものとなつてゐた。笞・杖の制度を改正したもの、關係官廳は依然として、これまでの重い方(の折杖の比率)にしたがって刑罰を決めていた。中興の初め、高宗は

詔を下して、政和年間の刑罰遞減法を用いることとし、これより寧宗の嘉定年間（一一二〇八〜一二二四）まで、變わることはなかった。蔡京が政柄を執つてから、皇帝の御筆を請い願つて正規の法律をないがしろにしていたが、高宗はこれを全て正常に戻された。

およそ獄具は、式によつて擔當官に點檢させた。頸枷は、乾燥させた木材を用いて作り、重量・寸法をそこに刻することになつてゐた。笞・杖には、木の節目が残つてはならず、また、釘を打ちついたり、膠で固めた筋をつけたりしてはならなかつた。そして官が給する燒き印を押すようになってゐた。夏期には五日に一度、枷・杻を洗い、刑部と大理寺とが輪番で官員一名を出して、じぎじきに監視させた。

およそ推鞠にあたる官署はすべて、十日ごとに拘禁者についての報告書を提出し、品官・命婦が拘禁されている場合は、別にそのための單獨の報告書を作成する。天子に上奏する案件は、犯行の事實關係・自供の内容を書き連ねて申上し、檢斷にあたる官署が、該當する法規・推鞠官の取調べの記録・該當する法規を比定した官吏の姓名を、その後ろに朱書する。各州が毎年、釋放・收容した編配者・羈管者・奴婢の人数、及び編配の判決を下した數については、それぞれ帳簿を作成する。各路の提點刑獄司は、所轄の州・軍が下した死刑判決の數を、毎年刑部に報告する。州は提點刑獄に報告する。囚人簿に記載すべきなのに記載しなかつた場合や、所屬する上级官廳に報告すべきなのに報告しなかつた場合、また、天子に上奏する案件を書式どおりに書かなかつた場合や、檢斷の時の法規の適

用・引用が令に違反してゐた場合、及び大理寺での第二審の審査結果報告に不備があつたため、刑部での再審査に支障が生じた場合や、刑部が提點刑獄と死刑案件を再検討してゐる期限に遅れた、もしくは死刑案件の再検討結果に過誤があり、不當な判決を下した場合は、それぞれ處罰される。州知事が統兵官を兼任している場合、臨戰狀態にない時には、通常より重い刑罰を用いてはならない。州縣は、毎月、未決囚の生死者別の人数を書き出して提點刑獄に報告する。年末に比較して、死亡した未決囚の最も多い州縣の擔當官は降格處分にし、最も少ない州縣の擔當官には褒美を取らせる。

（一）笞・杖・徒・流刑を杖刑に換算して執行する、所謂「折杖法」は、宋代では建隆四年（九六三）に制定された。こゝで言う笞杖の制度の制定とは、政和八年（一一一八）四月に、「刑を緩め罰を除く」ために折杖の數を約する旨の詔敕を下したことを指す。『宋大詔令集』卷二〇二、政事・刑法下、除徒三年杖一百外、立到杖數詔。朕稽先王惟刑之恤、審克厥中、在宥天下、爰自肉刑廢而爲杖笞、杖笞改而爲小折大、以迄于今、未之能改、世治亂不同、則刑重輕亦異、今天下承平日久、圜圉數空、當緩刑省罰、而折杖之數、多寡不倫、民抵憲禁、傷肌膚、朕爲之惻然、夫朴作教刑、朕以先王所以教者、約其數以善天下、使民遷善遠罪、期於無刑、閔仁元元矣、除徒三年杖一百外、可依下項。徒二年半、杖九十、可十七下。徒二年、杖八十、可十五下。徒一年半、杖七十、可十三下。徒一年、杖六十、可十二下。笞五十、可十下。笞四十、可八下。笞三十、可七下。笞二十、

可六下。笞十、可五下。なお、宋代の折杖法全般については、川村康「宋代折杖法初考」(『早稻田法學』六五一四、一九九〇年)を参照のこと。

(2) 前注に引用した政和八年の改正折杖法を指す。

(3) 『宋會要』刑法一一三三、建炎四年(一一三〇)二月二十三日。德音、自今、除靖康元年正月一日以前御筆、係出於法令之外、依累降指揮施行、其餘減杖恤刑之類者、並合依舊遵守。

(4) 『宋會要』刑法六一七八、紹興一二年四月二十六日、御史臺上奏文所引の紹興令。諸獄具、(毎月)當職官依式檢校、枷以乾木爲之、長者以輕重刻式其上、不得留節目、亦不得釘節及加筋膠之類、仍用火印、從長官給。(括弧内の語は『條法事類』卷七三、刑獄門・決遣所引の斷獄令により補った。)獄具・杖笞が規定に違反していた場合、責任者が杖六十に處せられた(『條法事類』卷七三、刑獄門・決遣所引の斷獄敕)。

(5) 獄具は、未決囚を勾留しておく留置所において、取り調べを行なう際に用いる責め具。宋代では、犯罪の事實調査は、留置所の管理者たる獄官・獄吏の責任であった。

(6) 『條法事類』卷七五、刑獄門・刑獄雜事に引く斷獄令。諸獄、州縣當職官、半年壹次、躬行檢視・修葺。

(7) 獄官令の規定によれば、宋代の頸枷は、重さが、死刑囚用二五斤(一斤は約六〇〇g)、流・徒刑囚用二〇斤、杖罪者用一五斤で、長さともに五尺以上六尺以下(一尺は約三〇cm)、頰の長さ二尺五寸以上六寸以下、横幅一尺四寸以上六寸以下、

頸を入れる孔の直径三寸以上四寸以下に作られねばならなかった(『宋會要』刑法六一七七「枷制」)、『宋刑統』卷二九、斷獄律所引獄官令も同じ)。これは、唐制と同じである。頰について、仁井田陞氏は、敦煌發見の「佛說十王經圖卷」に見える、「左右の二枚の板の長さが等しく、全長が枷(長短二枚の板からの頸枷)の約半分の頸枷がそれに當たるのではないかと推定されている(「敦煌發見十王經圖卷に見えた刑法史料」、『補訂中國法制史研究 刑法』、東京大學出版會、一九八〇年所收)。

あるいは、仁井田氏の所謂「枷」の短い方の板を指すとも考えられよう。

(8) 原文「筋膠」。動物の筋を膠で固め、それを笞・杖に取りつけて罪人の皮膚が傷つきやすいようにしたもののか。

(9) 開寶二年(九六九)に、夏のあいだ、囚人の枷械や留置所を、五日に一度、胥吏に檢査・洗淨させる旨の詔敕が出されている(『宋大詔令集』卷二〇〇、政事・刑法上、枷械圍圍、五日一檢視、酒掃蕩洗、小罪即時決遣詔(開寶二年四月戊子)、『宋會要』刑法六一五一は同年五月十一日とする)。なお、雍熙三年(九八六)以降は、このような主旨の詔敕が毎年四月(舊曆)に出されるようになったという(『宋會要』刑法六一五一、雍熙三年四月四日)。

(10) 原文「獄司」。容疑者を留置所(獄)に收容した上で、犯罪の事實關係を調査することを「推鞠」という。宋代において、犯人の逮捕(巡捕)・取り調べ(推鞠)・適用法規の檢出(檢法)

の三者が、原則として獨立して行われていたことは、宮崎「法制」一九四〜二二四頁を参照。

(11) 品官とは九品以上の寄祿官をもつ者を言う。『吏學指南』官稱。品官、謂已入九品正從者。

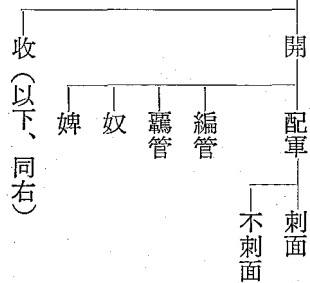
(12) 命婦とは朝廷より封號を授與された女性。一般に夫の爵位によつて自動的に決まる。趙翼『陔餘叢考』卷三、命婦世婦を参照。

(13) 原文「法司」。推鞠により犯罪事實が明らかになった場合、その事實に對して、いかなる刑罰をあてるべきかの法規を検出することを、「檢斷」と言う。檢斷は「檢法斷刑」を約した言葉で、法を検出して該當させればそれが斷刑となる。宮崎「法制」を参照。

(14) 『條法事類』卷七五、刑獄門、編配流投に引く斷獄令。諸州刺面・不刺面配軍・編管・羈管人及奴婢、每半年壹具開收見管并本州編配過久數、依式造冊、限陸拾日、供申尙書刑部。これによれば、その州の配軍・編管・羈管者及び奴婢の現在數、及びその州の出した配軍・編管・羈管者・奴婢の數を、半年ごとに、州が刑部に報告することになっていた。報告書の書式は、『條法事類』卷七五、刑獄門、編配流投に引く斷獄式に詳しい。

(15) 原文「開收編配・羈管・奴婢人」。たとえば、前注に引用した斷獄式の最初の項目は次のようになっている。

本州開收見管編配等人數



「開」と「收」とは、それぞれ逆の行爲を指すと考えられる。「收」の項の配軍・刺面の條には、「某人、年若干、係某處・某色目人。今犯某事、斷配某州牢城或本城或某處重役軍分。於某年月日、准本處配到有無永不釋放指揮。云々」とあり、「收」が受領の意であることは、明らかであろう。とすれば、「開」は、「放出する」の方向で解釋し得る。また、原文では、編配・羈管・奴婢三者の關係が曖昧であるが、これらが並列關係にあり、ともに「人」に係ると理解すべきことは、前掲の斷獄式から明らかである。

(16) 『條法事類』卷七三、刑獄門、決遣に引く斷獄令。諸州大辟案已決者、提點刑獄司類聚、具錄情款・刑名・及曾不曾駁改・並駁改月日・有無稽留、季申尙書刑部。(諸州歲終仍別類聚決過大辟都數、限五日、依式申提點刑獄司。本司類聚、限拾日、依式申尙書刑部。)報告書の書式も、同じ箇所引用された斷獄式に見える。なお、『要錄』卷七〇—九、紹興三年(一一三三)十一月己卯條も参照のこと。

(17) 原文「檢坐開具」。「檢坐」の語は、「檢坐合用條格」(1)條法事類」卷二九、權禁門、私鑄錢に引く賞式)、「檢坐到重和元年拾貳月拾玖日指揮」(同上書卷七三、刑獄門、折杖減役に引く紹興一〇年尙書省批狀)のように、「法規類を調べ出す」の意に用いられる。「開具」は、「箇條書きにして書き出す」の意。

(18) 『條法事類』卷八、職制門、定奪體量に引く職制敕。諸被受三省・樞密院・省臺寺監指揮相度定奪、若會同取索、而違限者、論如官文書籍程律。以上、催驅官與同罪。即回報不圓、致妨定斷、減二等。「回報」は、折り返し報告すること。「不圓」は、不備があること。いずれも『條法事類』中に頻見される。

(19) 『要錄』卷五三一、紹興二年四月戊辰。詔、知州兼統兵去處、非出師臨陣、毋得用重刑。以祕書少監傅彬卿有請也。臨戰態勢にあるときは、一般の法よりも厳しい「軍法」を用いることが、現場の司令官に認められている。『武經總要前集』卷一四、罰條にはそれらがまとまった形で引用されており、その實例を窺い得る。

(20) 『要錄』卷六一一一二、紹興二年十二月壬子。尙書左司員外郎張綱請、命郡邑、月具禁囚存亡之數、結罪申提刑司、歲終、較其多寡、量行賞罰。從之。

従來、絹で贓の額を換算する場合は、銅錢一千三百錢を絹一匹と見なし、竊盜ならば錢二貫文で徒刑となった。(3)(4)ここに及んで、高宗はまたしても温情をもって減刑措置をとられ、二千錢を絹一匹に換

算することにし、竊盜の場合は錢三貫文で徒一年となった。紹興三年(一一三三)、再び詔を下して、三千錢を絹一匹と換算することとし、竊盜および一般に銅錢の額で刑罰を規定している場合には、それぞれ五割増にするようにした。

紹興四年(一一三四)、高宗はまた次の詔を下された。「皇帝の特別の命令で死刑に處せられる場合、罪情と刑罰とが釣り合っていないければ、大理寺は上奏して審議してもよい」。

紹興五年(一一三五)、年末に比較した結果、宣州・衢州・福州には病死した未決囚がいなかったため、擔當官はそれぞれ寄祿官を一段階昇せられた。(9)舒州は病死した囚人が囚人全體の一割、惠州は二割六分に及んだため、擔當官はそれぞれ寄祿官を一段階降された。(12)

紹興六年(一一三六)、刑部に命じて、事案を調査させたところ、邵州・廣州・高州は、官僚を取り調べるにあたり、極めて長期にわたって審理を滞らせ、中央に報告してこなかったため、詔を下して、州知事の寄祿官を一段階降し、擔當官は昇級手続きを二年間遅らせ、擔當の胥吏は終身にわたり官に取り立てないことにした。徳慶府は封川縣令の事案を取り調べたが、七カ月たっても報告してこなかったため、詔を下して、州知事及び取り調べにあたった官をそれぞれ處罰した。

紹興九年(一一三九)、大理寺の朱伯文は、廣西路に赴き裁判の判決を督促し、都に歸還すると、次のように言上した。「雷州の二件の海賊事件では、無實の者が全部で七人捕らえられ、うち、五人が既に死亡しております」。高宗はこれを哀れみ悼まれ、詔を下し

て、廣西路の提點刑獄以下を嚴重に處罰された。

(1) 『宋會要』刑法三一三、建中靖國元年九月六日刑部言に引く元符令。定罪以絹者、絹一匹準錢一貫三百。

(2) 贓とは、「財物の奪取または授受が犯罪を構成するときに、奪取または授受の對象となつた財物を指稱する言葉」である。〔譯注〕五、一八七頁。

(3) 『條法事類』卷九、職制門、饋送に引く賊盜赦。諸竊盜、得財杖陸拾、肆伯文杖柒拾、肆伯文加壹等、過徒參年、參貫加壹等、貳拾貫、配本州。

(4) 『宋會要』刑法三一五、建炎元年(一一二七)六月七日。大理正・權尙書刑部郎中朱端友言、看詳、見今犯罪計絹定罪者、舊法、以一貫三百足準絹一疋、後以四方絹價增貴、遂增至一貫五百足、州縣絹價比日前例皆增貴、其直高下不一、欲應州縣犯贓、合計絹定罪者、隨當時在市質直價、計貫伯紐計絹數科罪、其鐵錢地分、並以銅錢計數科罪。詔、自今計絹定罪、並以二貫爲準。『要錄』卷六一三、建炎元年六月乙丑條にも同記事がある。

(5) 『宋會要』刑法三一五、紹興三年(一一三三)九月八日。詔曰、(中略)復是時、絹價不滿千錢、故以一貫三百計疋。是官估比市價幾過半矣。其後、嘗因論例、遂增至二貫足。目今絹價不下四五貫、豈可尙舊制耶。可每疋更增一貫、通作三貫足、俟戎馬平定、絹價低小、別行取旨。而今而後、賊吏犯決、夫復何言。〔要錄』卷六八―五にも同記事あり。同、刑法三一六、

紹興三年十月十四日。臣僚言、(中略)近承今年九月八日手詔、每匹增錢一貫足、通作三貫足、即是二貫、以十分爲率、增及五分、所有應赦內、計錢定罪、既係錢輕物重、即與紐絹事體無異、理合隨宜比附定罪、除疆盜緣情理兇惡、以錢定罪、自合遵依舊制外、今參酌臣僚所乞、將赦內犯竊盜以錢定罪者、遞增其數、事理緣在法、不止竊盜一事、其餘計錢定罪者、理合一體措置、今欲權宜將赦內應以錢定罪之法、各與遞增五分斷罪、謂如犯竊盜三貫徒一年之類、候邊事寧息、物價平日、依舊。從之。〔要錄』卷六九―七にも同記事あり。

(6) 『宋會要』刑法六一六五、紹興五年閏二月十二日〔要錄』卷九〇―二にも同記事あり。尙書省言、州縣治獄之吏、專事慘酷、待其垂死、皆託以疾患殺之、亦未嘗依條視驗醫治、庶有歲終計分斷罪、條法不奉行、理合申嚴。詔、諸路去年分合依條計數、至今未見具奏、除已行約束外、令諸路提刑司、將管下諸州禁囚病死人數、遵依條赦、計分斷罪、仍疾速比較聞奏、不得容此違滯、仍候指揮到、限十日、專差人齎赴行在。於是、五年、宣州上收禁三百五十五人、即無病死人數、以最少去處、當職官各轉一官。婺州武義縣七十二人、雖死過四人、即不及六釐、最少處、衢州六百一十八人、不曾死過人數內、衢州當職官各轉一官、福州即無死損人數、當職官與轉一官。(中略)五年、舒州宿松縣七人、內一名病死、計死一分、當職官特降一官、惠州病死二分六釐、以上當職官特降一官。

(7) 衢州は兩浙東路に屬する。現浙江省衢州市。

- (8) 福州は福建路に屬する。現福建省福州市。
- (9) 原文「轉一官」。宋代において、轉官（遷官、遷轉などとも言う）は寄祿官の昇進を意味し、實職の官を指すことは稀である。寄祿官の昇進とは、言い換えれば、月給と位階の上昇である。逆に、寄祿官を何段階か降されることを、「降幾官」という。梅原『研究』四二頁を参照。
- (10) 舒州は淮南西路に屬する。紹興十七年（一一四七）に、安慶府となる。現安徽省潛山縣。
- (11) 惠州は廣南東路に屬する。現廣東省惠州市。
- (12) 『宋會要』刑法三十七六、紹興六年六月八日。詔、今後、外路諸司應承勸公事、並仰依條、根勘結絕、若計程過半年、不見申奏到案狀、令刑部具被受官司職位・姓名、申尙書省、取旨行遣、其見勘未結絕去處、各仰照應元降指揮、勘結施行、不得依前住滯。同、刑法三十七七、紹興七年十月六日。刑部開具下項
- 一、鼎州爲循職郎舒邦彥、於安撫司使臣何商處、受寄李允文激賞庫并宅庫金銀侵欺入己、委邵州根勘、本部計一十次催促、並無回報。一、廣東計略安撫司奏、本州訪聞得、進義副尉・權廣州香山鎮林智、在任、與本鎮副坊洪浩爲保、領黃世通不納牛皮事、林知（智の誤り）取乞洪浩銀七十兩等、已牒廣州、送所司根勘施行、據申、林智逃走、乞下高州催勘施行、本部已勘會、自合一面移文高州、發遣前來、本州根勘計二十九次、符下廣州四次、申到因依兩次根治、即目未有結絕。詔、知州・勸官各特降一官、餘當職官展二年磨勘、逐處當行人吏罰銅十斤、人吏從

- 杖一百科斷、仍令帥司開具合降官・展年・罰銅人職位・姓名、申尙書省、其逐年件公事、各限十日、依條勘結施行。
- (13) 原文「公事」。特に裁判案件を指している。
- (14) 邵州は荆湖南路に屬する。現湖南省邵陽市。
- (15) 高州は廣南西路に屬する。現廣東省高州縣。
- (16) 原文「命官」。九品以上の寄祿官をもつ者をいう。
- (17) 原文「展二年磨勘」。磨勘は、「細かくすみずみまで調べあげる」が原義。銓選の用語としては、たとえば「磨勘轉官」のよりに用いられ、考課、年功序列による位階昇進の際の書類審査を意味する。梅原『研究』二九頁を参照。
- (18) 原文「永不收斂」。永久に官界から追放すること。
- (19) 『宋會要』刑法三十七八、紹興七年十一月十八日。廣南東路提刑司言、德慶府根勘封州（川の誤り）縣令林廷輝、在任不法上下受囑、故作違慢、本司推勘計八十八次、經七箇月、未見申到結絕、其本府官吏、係在朝散大夫・權知軍府文彥博、右朝奉郎・權通判陳泳、左從政郎・錄事參軍兼司戶司法吳廷賓、詔各降一官。
- (20) 德慶府は廣南東路に屬する。現廣東省德慶縣。
- (21) 封川縣は廣南東路德慶府に屬する。現廣東省封開縣。
- (22) 原文「平人」。罪の無い人のことを言う。『水滸詞典』（漢語大詞典出版社、一九八九年）三二八頁を参照。（辻 正博）
- 〔1〕紹興十二年（一一四二）、御史臺が錢塘縣²と仁和縣の獄具を逐一

検査したところ、錢塘縣の大杖には重量を五錢半（五・五九五グラム）も超過しているものが、また仁和縣の枷には重量が一斤（五九六・八二グラム）餘計なものと、半斤足りないものが見つかったので、詔令により兩縣の官員はそれぞれ寄祿階を一ランク降格された。同年、未決囚のなかで食糧の差し入れのない者には、臨安府は一日あたり二十文、その他の地域は十五文ずつ支給する詔が下された。紹興十六年（一一四六）、詔により、法廷の審理に召喚された事件關係者には、なんらお咎めもなく、立ち返るよう命じられたから、一日行程につき米一升半（一・四三二リットル）と錢十五文を支給することになった。紹興二十年（一一五〇）、病氣の未決囚には官から藥代を支給する詔が發令された。

(1) 『宋會要』刑法六一七八、紹興十二年四月二十六日。御史臺言、檢會紹興令、諸獄具、當職官依式檢校、枷以乾木爲之、長者以輕重刻式、其上不得留節目、亦不得釘飾加筋膠之類、仍用火印、從長官給。訪聞、當職官吏視爲虛文、並不依時檢舉、甚失朝廷欽恤刑獄之意。詔令刑部行下内外應有刑獄去處、各遵守成法施行。政有違戾、在內令御史臺、諸路委提刑司、彈劾以聞。仍季具奉行有無違戾、申尙書省。本臺令檢點得、錢塘・仁和縣長枷并大杖各有違戾、內錢塘杖直丁貴大杖一條、重多五錢半、仁和縣第二等長枷一具、重多一斤、第二等長枷二具、輕少半斤。臨安府供到狀、錢塘縣・左奉義郎知縣方懋德・右宣義郎縣丞蔡純誠・左修職郎主簿趙彥端・左迪功郎縣尉陳從易、仁和縣・左從政郎知縣王鞏・左從政郎縣丞茫光・左迪功郎主簿謝允・左迪

功郎縣尉劉贊。詔兩縣官吏各降一官。

(2) 錢塘縣と仁和縣は兩浙西路に屬し、ともに杭州臨安府の附郭を構成する。因みに仁和縣は五代に杭州を都とした吳越國において、それまで杭州の中核を占めた錢塘縣の北側に負郭として新たに増設された錢江縣を前身とする。

(3) はじめ宋は流刑・徒刑の杖決及び杖刑・笞刑にはすべて常行杖を用い、別枠に小杖を設定した。材質も竹から木に代わるが、重量は天聖七年（一一〇二）から十五兩（五五九・五グラム）と決められた。大觀二年（一一〇八）杖・笞各刑の打數がさらに變更されると、杖刑ならば大杖、また笞刑ならば小杖と區別して用いるのが原則となった（川村康前掲「宋初折杖法初考」八〇〇九二、一〇九〇一一五頁）。

(4) 枷については、唐令では形狀に關する大枠しか規定していなかったのに對し、宋になると、「大辟二十五斤、流・徒二十斤、杖罪十五斤」と、重量にも制約が加えられるようになる（『宋刑統』卷二九、斷獄の准及び『宋會要』刑法六一七七に引く獄官令）。その仕様は更に細分化されていったとみられるが、現在これより詳しい規格は知り得ない。

(5) 「斤」「錢」という度量衡。一錢の重さは現在の三・七三グラム、十錢が一兩にあたる。また一斤は五九六・八二グラム。荻生徂徠『度量衡考』によれば、秦の半兩錢・漢の五銖錢が重量を基準とした貨幣單位であったように、これを重量單位と互換させることは古くから行なわれた。唐代、品質の最も安定し

ていた開元通寶錢を基準に十錢を一兩としたのを、宋はそのまま踏襲したという。

(6) 原文は「各降一官」。寄祿官階を一ランク下げること。流品と俸給の等級が降格されるに過ぎず、實職には直接しない代わり、階官と俸給を昇級させる轉官や遷官は、三年に一度が原則であるから、その分だけ差遣の昇任は足踏みすることになる。

(7) 『宋會要』刑法六一六六、紹興十二年九月十三日赦文。勘會禁囚貧乏、無供送飲食、依法官給鹽菜錢五文。即今物貴、行在可増二十文、外路増作十五文。仍令當職官常切檢察、毋令減尅作弊。原文は「十三年」に作るが、本條により改めた。これに續く『宋會要』の記載から見て、この詔赦の勵行を促した翌年の南郊赦と恐らく混同されたものだろう。

(8) 原文は「外路」。他の文獻には「外路總領所」とか「外路差遣」という表現もあるが、ここでは杭州臨安府の所屬する江浙西路に對してではなく、「臨安府」または「行在」・「在京」に對立する用語とされていることから見て、この場合嚴密な意味でいう行政監督區分としての「路」よりも、むしろ地方一般を指しているとは解すべきだろう。

(9) 物理的な事由で、親族からの差し入れを即ちには望めない未決囚に、政府から衣服・食事・醫藥を前貸しのかたちで支給する制度は、唐律・斷獄五の疏義に引く獄官令に、「囚去家懸遠絶餉者、官給衣糧、家人至日、依數徵納。囚有疾病、主司陳牒、請給醫藥救療」とあるように、すでに唐代から確認できる原則

で、違反した官吏は處罰された。五代後周になると、若干の修正を加え、「應諸道見禁罪人、無家人供備喫食者、每日逐人破官米二升、不得信任獄子・節級、減削罪人口食」(『宋刑統』卷二九、斷獄、顯德二年四月五日敕節文)と、親族からの供與を期待できない者ならば、前貸しか否かという條件を論ずることなく、食事の割り當てがしかも具體的なたちで示されるようになり、すでに本條の基本枠へ傾き始めていることを觀測でき

(10) 『宋會要』刑法三一八一、紹興十六年三月一日。刑部言、宣和二年御筆、諸路州軍推勘公事、干照之人、每程給米一升半・錢五文。紹興修書、即不該載。今欲檢照前項、修立成法。諸鞠獄他處追到干照人、若無罪合遣還而貧缺者、推鞠官司計程、於囚糧內、以錢米當官給之。又鞠獄他處追到無罪干照人、合遣還而貧闕者、每程人給米一升半・錢一十五文。從之。

(11) 干證人は被疑者を含めた證人、干繫人・干連人と同様に事件關係者一般を指す。

(12) 程は程限ともいい、公務處理に要する行程または日限のこと。各程あたりで支給される米が一升五合(錢十五文を米に換算して合計すると一升六合五勺)と、當時平均的な成人男子が一日に消費する二升(一・三二リットル)という水準に近似することから判斷して、ここでは「一日行程につき」と解釋した。

(13) 『宋會要』刑法六一六六、紹興二十一年閏四月二十六日。臣僚言、紹興令、諸囚在禁病者、官給藥物醫治、大理寺醫官二員、

輪日宿獄。緣官中不曾支給藥物、又無合破官錢、或遇疾疫、名有醫而實無藥、法意幾爲虛設。望明詔有司、行下內外之獄、量支官錢、修合湯藥、所費甚微、而所利甚大。上曰、可令戶部依紹興令措置官給藥物、酌度合支錢數、申尙書省。尋詔戶部措置到每歲殿前馬步軍司各支錢五十文、大理寺一百貫文、京府節鎮一百貫文、餘州六十貫文、大縣三十貫文、小縣二十貫文、置歷收支。若歲終餘剩錢數、卽充次年支用。『條法事類』卷七四、刑獄門、病囚に掲載する斷獄令によれば、醫藥品の財源は贓罰錢または係省錢物から賄われ、州は獄官、縣は知事が管理した。

從來の法令によると、刑部の郎官は四名が左廳と右廳に分かれて詰め、一方で公判文書を再検討すると、もう一方ではさらに吟味を加えていく。同じポストでありながら、別々の役目を果たすところに、弊害を未然に防ぎ、取り調べ案件をよく検討させようとする意圖が込められていたのである。ところが、江南に移ると、手輕な組織に縮小しようとする餘り、大理少卿も僅かに一名置かれるにすぎず、刑部郎中にも職掌分擔が全く設けられなくなってしまう。そのため、裁きで事實關係の究明を十分にせず、法規の適用が穩當でなくとも、覆審によつてもとの判決を變更できなくなった。紹興二十六年（一一五六）、右司郎中であつた汪應辰の指摘により、刑部の郎官は元豐年間に制定された法令どおり、左廳と右廳とに分かれて裁判事務の處理にあたるよう命じる詔が發令された。紹興二十七年（一一五七）、四川では錢引で量刑する際には、銅錢價格に直し

て計算するよう指示する詔が下された。

(1) 『要錄』卷一七五—一〇、紹興二十六年十月辛亥。詔、刑部郎官依元豐法、分左右廳治事。先是、右司郎中汪應辰言、國家謹重用刑、是以參酌古誼、並建官師。在京之獄、曰開府、曰御史、又置糾察司、以譏其失。斷其刑者、曰大理、曰刑部、又置審刑院、以決其平。鞠之與讞、各司其局、初不相關、是非可否有以相濟、及赦令之行、其有罪者可之赦復、無辜者爲之湔洗、內則命侍從・館閣之臣置司詳定、而昔之鞠之與讞者、皆無預焉。外之川陝、去朝廷遠、則委之轉運・鈐轄司、而提點刑獄之官亦無預焉。及元豐更定官制、始以大理兼獄事、而刑部如故。然而大理少卿二人、一以治獄、一以斷刑。刑部郎官四人、分爲左右廳、或以詳覆、或以敘雪、同僚而異事、猶不失祖宗分職之意。本朝比之前世刑獄、號爲平者、蓋其建官師、所以防閑攷覆有此具也。中興以來、務從簡省、大理少卿止於一員、而刑部郎中初無分異、則獄之不得其情、法之不當於理者、又將使誰平反而追改之乎。今雖未能盡復祖宗之舊法、亦當遵元豐舊制、庶幾官各有反覆詳盡、以稱欽恤之意。故有是詔。『宋會要』職官一五—二〇、紹興二十六年閏十月十三日、『通考』卷一六七、紹興二十六年の條及び『歷代名臣奏議』卷二一七、慎刑の項にもほぼ同文あり。『宋史』卷一六三、職官志、刑部。刑部郎中・員外郎、各二人、分左右廳、掌詳覆・敘雪之事。建炎三年、刑部郎官以二員爲額、關掌職事、初無分異。紹興二十六年、詔依元豐舊法、分廳治事。先是、右司汪應辰言、刑部郎官分爲左右、左

以詳覆、右以敘雪、同僚異事、祖宗有深意。倘初無分異、則有不當於理者、孰爲追改。乞遵用舊制、要使官各有守、人各有見、參而用之、以稱欽恤之意。從之。仍令今後倣此。〔『宋會要』職官一五—二〇、建炎三年四月十三日。詔、刑部郎官以二員爲額、吏人減半。〕

(2) 原文は「詳覆」。「詳覆」とは、大辟などの重罪案件について、刑部や提點刑獄司などで原審結果を再検討すること。

(3) 原文は「敘雪」。順をおって關係書類をあらためることと解せられるが、冤罪を晴らす意味まで含むか否かははっきりしない。

(4) 大理少卿は大理寺の次官。元豐年間、大理寺にも獄が置かれたので、取り調べ（推鞠）と法規の檢索・適用（檢法斷刑）を分離する必要から、定員を一名増し、左少卿は斷刑、右少卿は治獄という形が取られた。『宋會要』職官二四—四に引く神宗正史職官志は、その組織に觸れて概要を次のように記す。大理寺、置卿一人・少卿二人・正二人・推丞四人・斷丞六人・評事十有二人・主簿二人。卿掌刑獄・斷獄・推鞠之事。凡職務分左右、天下奏劾命官・將校及大辟囚以下以疑請讞者、隸左斷刑、則評事詳斷、丞議而正審之。若在京百司事當推治、或特旨委勅及係官之物應追究者、隸右治獄、則丞專推鞠。蓋少卿分領其事、卿總焉。凡刑獄應稟議者、請尙書省。即被旨推鞠及情犯重者、卿同所隸官上殿奏裁。若獄空或斷絕、則刑部驗實以聞。〔『宋史』卷一六五、職官志、大理寺〕。南宋初期、呂頤浩・張浚らによ

って三省六部をはじめとする官僚機構の大規模な縮小が斷行されたことは、『要錄』卷二—二二、建炎三年四月庚申に見えらる。大理寺については、『宋會要』職官二四—一五に次のようにいう。建炎三年四月十三日、詔、大理斷刑治獄少卿・寺正減各一員、斷刑寺丞六員減三員、治獄寺丞減二員、司直兼治獄司直。其寺簿并治獄司直並罷、吏人並三分減一。

(5) 原文は「平反追改」。古く『漢書』雋不疑傳などから見える「平反」とは、覆審の結果、上級者が下級者の下した判決を變更すること、もしくは同一人が自己の前斷を變更して冤罪を救済することをいう。「追改」とは、前判決を後で正しい裁きに「改正」（變更）すること。「追」は後からさらに加えて行われる動作をいう。

(6) 元豐官制が施行されてより、尙書省の長貳たる左右僕射及び左右丞が宰相・執政を構成したのに對し、右司郎中は左司郎中と並んで都省の事務局長ともいふべき役割を勤めた。『宋會要』職官四—一九、都司左右司の項に引く神宗正史職官志にいう。右司郎中・左司郎中、各一人、正六品、左司員外郎・右司員外郎、各一人、從六品、掌受付六曹諸司出納之事、而舉正其稽失、分治省事。左司治吏・戶・禮・奏鈔・班簿房、右司治兵・刑・工・案鈔房、而開拆・制敕・御史・催驅・封樁・知雜・印房、則通治之。凡文書至、注月日於牘背、付所隸房訖、擬所判、赴僕射請筆。然後授之有司。〔『宋史』卷一六一、職官志、尙書省〕。

(7) 汪應辰（一一一八—一一七六）字は聖錫。江南東路信州玉山

縣の出身。紹興五年（一一三五）の進士に狀元として合格。紹興二十五年（一一四五）から右司郎中の任にあり、のち吏部尚書まで昇任、『宋史』卷三八七に傳がある。

(8) 元豐法とは具體的にはどの法令なのかを特定はできないが、考え得るものとしては元豐七年三月に崔台符らが編纂した「元豐敕令格式」七〇卷ないしは七三卷を挙げられる。

(9) 『要錄』卷一七六―七、紹興二十七年三月壬申。權刑部侍郎張杓曰、今州縣以錢計贓者、並以引抵貫、泉貨之用銅鐵相準如此、是四川之法偏重。乞自今有犯、並依市價紐計錢數。從之。

『宋會要』刑法三―八、紹興二十七年三月七日。權尙書刑部侍郎張杓奏言、法者天下之平、今泉貨之用銅鐵相準、在法有制。然四川郡縣俗行錢引、以引定價、準之銅錢、以定罪犯、遂致不侔、則有自笞入杖・入徒、或應徒而流、或應流而死者。謂如、疆盜持仗、銅錢五貫・鐵錢十貫、俱坐絞刑。若盜錢引十道、便以十貫爲罪、市價止八貫、比之銅錢、止是四貫、少一貫、遂致以死。如枉法二十疋絞、計銅錢六十貫・鐵錢一百二十貫。若受錢引一百二十道、便以一百二十貫計罪、市價止計九十六貫、比之銅錢、止是四十八貫、少一十二貫、亦處以死。由是言之、四川之法偏重、極可憫恤。欲望行下四川州縣、凡以錢引科罪者、並依犯處市價爲數。從之。

(10) 宋代に鐵錢行使地域と規定された四川四路（成都府路・潼川府路・夔州路）では、流通の便宜をはかるため、交子という手形が用いられ、やがて政府から發行される紙幣になった。徽宗

のとき膨大な財政支出の必要から、交子の價格が亂發により下落すると、大觀元年（一一〇七）、政府はかつて河北・河東・陝西の邊境で軍事費の決済に使われた方式を取入れた新紙幣を發行してこれに代え、額面を四分の一に切り下げた。これが錢引と呼ばれるもので、會子に對する四川独自の紙幣として南宋末まで信用をほぼ維持し續けた（日野開三郎『北宋の手形』『見錢關子』を論じて紙幣『錢引』の起源に及ぶ）『社會經濟史學』八一―一三、一九三七年）。

(11) 原文は「以錢引科罪」に作るが、前注(9)の引用記事から判斷して、量刑の對象が贓罪であることは明らかである。贓罪とは財物の奪取または授受が犯罪を構成するものをいい、その量刑は強盜・竊盜・枉法・不枉法・受所監臨・坐贓の六つの概念で示される違法行爲の種類と、奪取または授受の對象となった贓（贓物）の公定評價額によって行われた。『譯註』五、一八七―一八九頁を参照。

孝宗はあまたの裁判事件を入念に調べ上げ、毎年じきじきに録囚に臨まれたが、おおむね數日前から擔當官廳に關係書類を提出させ、これに目を通してから始めて決濟をなされた。法務關係の部局が法規の改訂を行えば、孝宗はきままって自ら手を加えられた。丞相の趙雄から『淳熙條法事類』を上呈されたおり、これを讀まれた孝宗は、「驛や馬、舟船を取り引きすれば、賣買契約書に課税する」という條文まで來るところ仰せられた。「これでは、後々きつと、乗り物

ならなんにでも課税対象が擴がりかねまい」。また戸令の、「いちど相續人が絶えた家を繼ぐ者⁽⁹⁾には、當家の財産から三千貫與えることを許可する。もし資産總額が二萬貫に達すれば、上奏して天子の決裁を仰げ」という規定を御覽になり言われるには、「不幸にも嗣子のいなかっただばかりに、いちど家の命脈は途絶えたのである。なのに、資産が二萬貫に上るからといって、わざわざ天子の沙汰を求めようというのは、心中その資産を目當てにしているからである」。

また捕亡律に、「捕縛すべき盜賊を取り逃がしてしまった公人は、罰金に處す」とあるのについて述べられた。「罰金で濟ませて罪に問わないのでは、公人に盜賊から金品を受けとる代わりに見逃しやうよう勤めるようなものだ⁽¹²⁾」。さらに、「無額上供錢を納めた監司・知州⁽¹⁴⁾には褒美を取らせる」ことに觸れて仰せられた。「この上供自體、無額といっているのだから、つまり民から故なく召し上げられるのも同然である。褒美を設けてまで上納を促してよいものだろうか。かくて、これらの條項を全て削除おさせになった。孝宗はどのように明晰かつ周到にものごとを見通されていたのである。

(1) 『宋會要』刑法五—一四、乾道元年六月七日。上謂宰相曰、朕前日見疎決、全是文具、可具典故將來。蔣芾奏曰、祖宗朝皆人主自臨決囚徒、不拘暑月。至景德中、盛暑臨決、遂爲定制。上曰、朕欲依祖宗故事、先令有司具囚情款、前數日進入。朕親閱之、可釋者釋之、可罪者罪之、庶不爲虛文。可降指揮、今後並依祖宗典故。

(2) 原文の「慮囚」は、前出の録囚に同じ。宋代の特徴として後

出の疎決ととりわけ密接な關係をもつて行なわれる。孝宗朝に皇帝が直接臨んだ録囚のあらましは、『宋會要』刑法五—一三—一五に詳しい。なお、淳熙年間のこととは定かではないが、少なくとも隆興元年（一一六三）から乾道九年（一一七三）までは、刑法志の記述どおり、乾道五年（一一六九）を除く毎年⁽¹⁰⁾に實施されたことを確認できる。

(3) 丞相。南宋は宰相ポストに、初め尙書左僕射と右僕射を置き、各おの同中書門下平章事を兼ねさせていたが、乾道八年（一一七二）にこれを左丞相・右丞相と改め、參知政事を副宰相とした（『宋史』卷一六一、職官志、宰相之職）。

(4) 趙雄（一一二九—一九三）字は溫叔。潼川府路資州の出身。隆興元年（一一六三）の類省試（四川で行われた特別科舉試験）に首席で合格。淳熙五年（一一七八）には參知政事、ついで左丞相を拜名した。『宋史』卷三九六に傳がある。

(5) 淳熙條法事類の詳細は、本譯注三五八頁を参照。ここでは、刑法志の事實關係の記述の仕方に若干の混亂があるので、次の記事を素材に些か整理しておきたい。淳熙四年八月三日戊子、進重修敕令格式。御筆圈記戸令二條・捕亡令一條・無額上供賞並令刪去。六年正月庚午（十一日）、趙雄奏、士大夫罕通法律、吏得舞文。今若分門編次、聚於一處、則遇事悉見、吏不能欺。乃詔敕局取敕令格式申明、體做吏部七司條法總類、隨事分門、聚爲一書。七年五月二十八日成書（四百二十卷）、爲總門三十三・別門四百二十、以明年三月一日頒行、賜名條法事類（『玉

海』卷六六、淳熙條法事類)。まず趙雄が淳熙條法事類を孝宗に提出したのは、『宋會要』刑法一―五二の記述に照らしても明らか通り、淳熙七年(一一八〇)五月二十八日である。従って、刑法志の記述には、淳熙三年(一一七六)に編纂を始め、翌四年(一一七七)七月甲子に頒行された淳熙重修敕令格式及隨敕申明・二百四十八卷と混同されているか、または脱文があるものと見なければならぬ。というのも、淳熙六年(一一七九)二月癸卯(十五日)にこの淳熙海行新法が改めて上呈されるとともに、孝宗の強い意向を承けて、趙雄らが條法事類の作成に着手したことを示す記事が、『宋史全文』卷二六下―一九、『皇宋中興兩朝聖政』卷五七―四と『宋會要』刑法一―五二に存在するからである。従って、日付の點で、『玉海』とは一月餘りの食い違いが生じるものの、「丞相趙雄、淳熙條法事類を上る」という原文は、正しくは「淳熙海行新法が上呈されると」と直すか、または「淳熙條法事類を上ることになつて」と解釋せざるを得ない。なお、孝宗が不適當な條文を削除させたくだりは、『玉海』のままでは、淳熙四年八月から同六年正月までに起きたかの印象を與えかねないけれども、以下本文と注記に見る通り、王應麟の表現に不備がある。

(6) 『宋史全文』卷二六下―二六、淳熙六年八月戊子。進呈敕令所重修淳熙法冊御筆圈記戶令内、驢駝馬・舟船契書收稅。上曰、凡有此條、並令刪去。恐後世有算及舟車之言(『皇宋中興兩朝聖政』卷五七―一〇)。

(7) 立契賣買の課税について。土地・家屋・家畜の取り引きには、賣買または質入文書を作成することを必要とした。このとき、購入した側が、國家に契稅を納付して印契の發給を受けることにより、取り引きが法的に認定される。この契稅すなわち牙契稅錢は、經總制錢が南宋期の上供に占める比重が増すにつれ、その重要な財源を構成する。詳細は久富壽「南宋の財政と經總制錢」(『北大史學』九、一九六五年)三九―四一頁を参照。なお原文の「算及舟車」にいう「舟車」は廣く乗り物一般を示すものであろう。

(8) 『宋史全文』卷二六下―二七、淳熙六年八月辛丑。進呈戶令内有戶絶之家繼絶者、以其家財物給三千貫、如及二萬貫奏裁。國家賦取於民有制。今若立法、於繼絶之家、其財產及二萬貫奏裁、則有心利其財產也。趙雄等奏、有似此欲悉刪去。上曰、可悉令刪去(『皇宋中興兩朝聖政』卷五七―一二)。

(9) 戶絶と繼絶。直系尊屬ないしは同居の傍系親がおらず、單獨で家計をなしていた男子が妻子を残さず死亡し、または残された妻が嗣子を立てないまま死亡あるいは改嫁したとき、家の命脈は絶えたものとされ、權利者を失った家産は政府の管理下に置かれる。この状態を「戶絶」という。ただし、そのご親族が立嗣することも可能であるため、この「繼絶」により、いちど國庫に歸屬した家産は命脈の復活により返還されるはずである。ところが、刑法志の記述からも窺える通り、北宋中期以降、政府は原則として全額の三分之一、最高三千貫までの遺贈しか認

めようとせず、残りも國庫に歸屬するものとする規制を加えていたのである（滋賀秀三『中國家族法の原理』創文社、一九六七年、三九五〜四〇〇頁）。つまり、孝宗のこの措置は戸絶財産の沒收を緩和しようとする意圖からするのではなく、沒收手續きに絡む不正を抑制しようとするものでしかないことには注意が必要であろう。

- (10) 『宋史全文』卷二六下―二八、淳熙六年九月丙寅。進呈捕亡令、諸捕盜公人不獲盜、應決而請罰錢者聽。上曰、公人捕盜不獲、許令罰錢、而不加之罪、是使之縱盜受財也。此條令可令刪去（『皇宋中興兩朝聖政』卷五七―一二）。この記事から、罰金とは罰錢つまり銅錢だてで行われていることが分かる。また、原文の「捕亡律」は「捕亡令」に改めるべきである。

- (11) この公人は、縣尉・巡檢など捕盜官のもとで捕り手を務める弓手・兵級を指している。他に衙前・專副・庫子・秤子・搯子など、倉庫の勞役、杖直・獄子とよばれる獄吏、または品官に供される給役人のように、力役を擔當する者を含む。これら公人は、北宋末に職役から専門職へと變つたもので、以前から役所内の帳簿を取り扱っていた専門の胥吏、つまり人吏と區別される。なお、兩者を熟して「公吏」といい、これが廣義の胥吏を構成する（周藤吉之「宋代州縣の職役と胥吏の發展」『宋代經濟史研究』東京大學出版會、一九六二年所收、梅原『研究』第六章「宋代胥吏制の概觀」參照）。

- (12) 『宋史全文』卷二六下―二八、淳熙六年九月丁卯。進呈賞格、

內有監司及知通納無額上供錢賞格。上曰、祖宗時、取於民、止二稅而已。今有和買及經總制等錢、又有無額上供錢。既無名額、則是白取於民也。又立賞以誘之、使之多取於民。朕誠不忍也。可悉刪去（『皇宋中興兩朝聖政』卷五七―一二）。『條法事類』の實例などから見て、この賞格は一定の納稅實績に對應して昇進・昇給などを一覽表形式で規定していたものと判斷される。

- (13) 宋代の財政收入は上供（中央への直接送納部分）・留使（監司への送納部分）・留州（州の保留部分）に分けて管理されるが、無額上供錢はその上供の一部を構成する。その名の示す通り無名の上供をいうが、坊場稅錢・鹽酒增價錢・香鑿銅錫斗秤披刺錢など、必ずしも財源が特定されぬ微細な名目を設けては寄せ集めたもので、折帛錢や經總制錢に比べて上供に占める割合は極めて小さい。むしろ、この上供を構成する税目が定額をもてば、無額上供錢は有額上供錢へと轉換するわけで、いわば將來の潜在的な財源としての過渡段階であるぶん規模は膨脹しないともいえる。曾我部靜雄『宋代財政史』（生活社、一九四一年）二四・二六三頁を參照。

- (14) 監司・知州。慶元名例敕によると、南宋では路を行政單位とする轉運司・提點刑獄司・提舉常平司が「監司」の嚴密な定義とされ、經略・安撫司や發運司、それに雜科監司と總稱される提舉市舶司・提舉抗治鑄錢司・提舉茶馬司・提舉茶鹽司・提舉學事司などは、「依監司例人」としてこれとは一應區別されていた。また前注(12)のように「知・通」と熟すると知州とも

に州の行政を統括する通判を含む。

また刑法の運用面でも、孝宗には、私情を挟んで法理をまげられるようなところは全くなかった。鎮江都統の威方が、兵士に苛酷な仕打ちをするというので罪に問われたとき、副宰相の陳俊卿は、

「宦官にこやつを庇いだてする者がおります」と言上した。孝宗は、「朕もこの件を耳にしておる」と仰せになると、宦官の陳瑜と李宗回たちを大理寺の獄に送って、收賄の事實關係を追究させた。

こうして、罪狀が判明したので、彼らを杖罪のうえ配役に處分された。乾道二年（一一六六）、次の詔令が下った。「裁判事件の審理は

重大な事柄である。法の適用に偏向があれば、民草はそのつど身の置きどころを失う。近年來、裁きに預かる官吏は巧妙なやりくちをあれこれと弄び、意のままに罪狀を左右している。これには朕も深く心を痛めておる。今後はこの惡習をきっぱりと改め、取り調べに全力を注ぎ、公正な姿勢をはっきりと示せ。そうしてよからぬ輩の私情を挟む餘地をなくし、量刑を必ず罪狀と相應させ、刑罰の適用が宜しきを得るよう期せ。これを勵行せよ。忽せにしてはならぬ」。乾道三年（一一六七）の詔には次のようにいう。「裁判事件の審理は重大な事柄である。最初に據りどころに考えるのは「律」であり、現實の案件に相當させるには「比」がある、そうして判決に疑念のある場合は「讞」を行う。近年のように審理内容を大臣に報告して、天子の意向を伺ってから罪の輕重をつけるなど、まさに言語道斷である。これからは各自襟を正して、刑罰法規を慎重に扱い、適切な

運用のみを心得よ。過去の誤りを繰り返してはならぬ。この詔の通りにせねば、嚴罰に處して決して許さぬ」。乾道六年（一一七〇）、次の詔が発令された。「不正に關わる財物を絹で換算するとき、さらに一貫を加え錢四千文を絹一匹とせよ」。朝廷の評定で重ねてこう申し立てる者がいた。「盜罪を犯すと、赦はその額を銅錢價格で計算してから刑罰を決めておりますが、律は絹だてで計量致します。ここで律を適用して絹で量刑する際に、一千文を増額するのならば、赦により銅錢價格で量刑する場合も、同様に規定を設け、一千文を増すべきでございます」。孝宗はこの意見を了承なさった。

(1) 朱熹『晦庵先生朱文公文集』卷九六、少師觀文殿大學致仕魏國公陳公行狀。鎮江軍帥威方刻削役使、軍士嗟怨。言者及之、公奏、外議內臣中有主方者。上曰、朕亦聞之、方罪固不可貸、亦當併治左右素主方者、以警其餘。即詔罷方、以內侍陳瑤・李宗回付大理究贓狀（『宋史』卷三八三、陳俊卿傳にはより簡潔に記載されている）。『宋會要』職官三二一四〇、乾道七年閏七月六日。宰執進呈、威方守鎮江、御軍無法、惟務掎撻、侵盜入己。上曰、威方、朕初極委任之至、加以旄鉞、方所爲皆負朕如此。卿等可措置理會、遣官體究、可降指揮、召赴行在。方既到、除提舉佑神觀。軍中聞方罷、莫不呼舞、中外嘆仰上之英斷。

(2) 『嘉定鎮江志』卷二六、都統制の項によれば、「威方、寧武軍承宣使・主管侍衛步軍」と見える。その着任が隆興元年（一一一六三）以降のいつであるかは特定できぬが、解任は前注(1)

に見えるように乾道七年閏七月である。なお、鎮江都統は正式には鎮江府駐劄御前諸軍都統制という。ちなみに、紹興十一年（一一四一）から南宋政權の主力部隊を構成した駐劄御前諸軍は、淮東總領所に補給を仰ぐこの鎮江をはじめ、全國十一カ所に置かれた都統司に分かれ、都統制または副都統制を總司令官とする軍團を組織した（小岩井弘光「南宋初期軍制についての一考察」『集刊東洋學』二八、一九七二年、王曾瑜『宋朝兵制初探』中華書局、一九八三年、一二七～一五五頁）。

(3) 原文は「以刻削（軍士）被罪」。前頁注(1)に引いた記述から言葉を補って譯出した。刻削とは、①兵員の給與の上前をはねる、②兵員に高利貸しをする、③兵員に勞働させ收益を着服する、④兵員を使役して商行為を營むなど、軍を監督する文官や武官が兵士を食い物にして働く不正行為を一括して述べるときの常套句（王曾瑜前掲書、三二四～三二七頁参照）。

(4) 陳俊卿（一一一三～一一八六）字は應求。福建路興化軍莆田縣の人。紹興八年（一一三八）の進士。官は尙書右僕射・同中書門下平章事にまで昇ったが、この事件は、彼が同知樞密院事兼權參知政事（一一六七年十二月～一一六八年十一月）のときと推定される（『宋宰輔編年錄』卷一七、『宋史』卷二二三、宰輔表）。『宋史』卷三八三に傳がある。

(5) 大理寺の獄については四四六頁注(4)を参照。

(6) 原文は「決配」。折杖法が行われた宋代にあっては、流ならば決杖つまり脊杖（17から20までの四段階）を科してから、一

定期間徒役に就く配役、すなわち本來の徒刑に服し、入墨が附加されることもあった（その手続きには十四通りある）。徒は脊杖（13から20までの五段階）を科すだけで放免された。詳しくは曾我部靜雄「宋代の刺配について」（『文化』二九一一、一九六五年）、宮崎「法制」を参照。

(7) 『宋史全文』卷二四一一八、乾道二年三月壬子。内降詔曰、比年以來、治獄之吏大率巧持多端、隨意援引而重輕之、故有罪者與除、不乖者罹酷、朕甚患焉。卿等其革玩習之弊、明審克之公、使奸不容情、罰必當罪、用迪於刑之中。

(8) 原文は「審克之公」。『書經』呂刑。其罪惟均、其害審克之。傳。審克者、察之詳而盡其能也。十分委曲を盡くして取り調べること。

(9) 原文は「迪於刑之中」。これもやはり『書經』呂刑の、「今爾何監、非時伯夷播刑之迪」を踏まえたものと考えられ、刑法の運用が理想に近い状態になることと理解した。

(10) 『宋史全文』卷二四下―三一、乾道三年正月甲辰。内降詔曰、獄重事也。稽者有律、當者有比、疑者有讞。比年以來願以獄情白於執政、探取旨意、以爲輕重、甚亡謂也。夫人臣舉要、有司致詳、閱實之初、五聽參具、在彼有情、在我有法、相當而已、而又何咨焉。繼自今乃祇其心、敬於刑、惟當爲貴、毋習前非。不如吾詔、吾將大實於罰、罔有攸赦。（『皇宋中興兩朝聖政』卷四六一―）

(11) 原文は「稽者有律」。ついで「比」「讞」という法操作が並列

されているように、稽は「稽考」の意であり、適用すべき法源は律をまず念頭に置くべきことを指す。これは、このくだりの表現形式に原型を與えている『漢書』刑法志に掲載する、高皇帝七年から孝景帝の後元年に至る三件の詔からも明らかである。

(12) 原文は「當者有比」。「傳所當比律令以聞」(『漢書』刑法志)

を踏まえた表現。法規に明文のない違法行為について、その結果あるいは行為の違法性に應じ、類似する他の條項を量刑の尺度として借用する操作を、「比」または「比附」という。この條文解釋のアナロジーを單に解釋の類推または類似で括することはできないが、その優れた專論として中村茂夫『清代刑法研究』(東京大學出版會、一九七三年)第二章「比附の機能」がある。

(13) 原文は「疑者有讞」。疑者とは疑獄または疑罪のこと。「疑獄」汎與衆共之、衆疑赦之、必察大小之比、以成之」(『禮記』王制)の疏に、「疑獄謂事可必察難斷者也、汎廣也、而已不能斷決、當廣與衆庶共論決之也」とあるように、嫌疑がありながら犯罪事實の有無を確定しがたい裁判事件は、「讞」すなわち最終的には皇帝に至る上級の決裁を仰ぐことになっており、重大な事案ほど文書行政のうえで周到かつ詳細な手續が保證されていた。

(14) 原文は「執政」。執政は南宋期でいうと、宰相について皇帝を補佐する參知政事、軍政を總覽する知樞密院事・同知樞密院

事をさすが、通常後者は左右丞相と參知政事が兼任していた。

(15) 『宋史全文』卷二五—三七、乾道六年五月甲申。刑部狀、據建康府司法參軍趙善寅申、準赦節文、今後權將赦律內、應以網定罪之法、更遞增一貫、通四貫足斷罪外、有赦內以錢數定罪、擬欲一例遞增一貫。乞備申朝廷。又刑部狀、據太平州申、亦爲上件事。並送部看詳、本部乞將應紐網定罪、更增一貫、通作四貫。其以錢定罪者、合一體更與遞增一貫。詔從之(『皇宋中興兩朝聖政』卷四八—一〇)。すでに前項で見たように、宋代は贓(不正に取得した財物)を絹で計量する律と、銅錢價格で表示する赦が並行して用いられており、物價變動などにもない、兩者の格差を調整しておく必要が常にあった。本條も大觀元年(一一三〇)→一五〇〇文/疋)、建炎元年(一一三〇)→二〇〇〇文/疋)、紹興三年(二〇〇〇)→三〇〇〇文/疋)に續く是正措置のひとつであり、北宋末から南宋初期に集中して變更を繰り返しているのは興味深い。ここで参考までに竊盜贓を例に律と赦とを對照させておくが、このように絹の對銅錢換算率を引き上げることが、實質的な減刑効果をもたらしたことも了解されよう。「律」諸竊盜不得財笞五十、一尺杖六十、一疋加一等、五疋徒一年、五疋加一等、五十疋加役流(『宋刑統』卷一九、賊盜律、強盜竊盜)。「赦」諸竊盜「不」得財杖六十、四百文杖七十、四百文加一等、二貫徒一年、二貫加一等、過徒三年、三貫加一等、二十貫配本州(『條法事類』卷七、職制門に引く賊盜赦)。

臨安府の左右司理院と府院の併せて三つの獄では、杖直と獄子⁽³⁾が手當てを支給されないのをよいに、誅求を働いて憚らなかつた。そのため、乾道七年(一一七一)、「各人には毎月錢十貫・米六斗を支給するが、各院ともに十二名しか置いてはならぬ」とする詔が發令された。折しも、州縣では未決の審理が滞っており、乾道八年(一一七二)には、「徒罪以上の疑いがかかり、未決での拘禁が三か月にも渉る者は、提點刑獄司から刑部に、罪狀ごとに類別して上申する。また、刑部は帳簿⁽⁷⁾を作成し、期限を切つてこれを監督する」よう命じる詔が下された。その後、また詔令によつて、中書省にも勾留者名簿を設けることになり、皇帝に言上して、關係書類を一堂に集め、大臣たちはこれを吟味する。こうして刑部に於いて、事務處理に滞りや違反行爲が起きていないかどうか、糾問する必要がないのに糾問したり、また照會する必要がないのに照會していかを監視させたのである。

(1) 『宋會要』職官四七—七四、乾道七年二月四日。臣僚言、臨安府所管左右司理院・府院三獄、除每推級四名・推行重祿外、其餘杖直・獄子等自舊皆無請給、往往循習乞覓、無所顧籍。乞令三獄每處止許置杖直・獄子一十二名、比附大理寺則例、每月支錢十貫・米六斗、並推行重祿、仍不許諸處官司差撥。如敢仍前乞取、並計贓斷罪。從之。

(2) 唐までの組織の上に、五代藩鎮體制という變則を経て編成された宋の府・州・軍では、從來の府州系統を引く府院または州院に、節度使機構を前身とする使院を加え、ともに知府事また

は知州事の支配を受けた。錄事參軍の詰める府院(州院)に對し、使院には都虞候を換骨脱胎した司理參軍の管轄する司理院が置かれ、各々獄を設けて裁判の審理を行った。後者は重罪案件を扱うことで前者と機能を分擔しており、法規の檢索から判決原案の作成までは、府院(州院)の司法參軍が行つた。ちなみに司理參軍が二名いる臨安府では府衙門の東側に左司理院、西側に右司理院と府院が置かれていた(宮崎市定「宋代州縣制度の由來とその特色」『アジア史研究第四』同朋舎、一九五七年)。

(3) 公人に屬する杖直・獄子、とくに獄子(牢子)は、州縣をはじめ獄をもつ官廳に必ずといつてよいほど配置され、刑獄業務の末端を擔つていた。地方では弓手から任用されることの多い彼らは、州以上であれば推級の配下に置かれ、時には院虞候を下役に持つこともあつた。服務する官廳のレヴェルに應じて定員があり、熙寧三年(一一〇七)以降は重祿法(俸給を支給する代わりに、收賄など不正を厳しく取り締まる制度)が施行されたが、北宋末から人吏の推級を除き再び無給となつた。本項は刑獄行政の腐敗を公人が重祿法の對象から取り殘されたことに起因すると捉え、その待遇改善をめざしたものである。大理寺の獄子を基準にしたこの臨安府の事例はひとつの優遇措置ではあるが、孝宗から光宗の時代にかけて、これがひとつの契機となり、州縣のすみずみまでこれら獄吏への定員枠の設置と俸給の割り當てが浸透していったものと見られる。周藤前掲論文

及び梅原『研究』参照。

(4) 原文は「至爲無籍」。刑法志のままでは明らかに舌足らずであり、前頁注(1)引用記事の「往往循習乞覓無所願籍」によって意を補って譯した。

(5) 『宋會要』刑法六一六九、乾道七年二月二十二日。左諫議大夫陳良翰言、竊見州縣囚繫、往往不卽與決、非特有正禁之繫、又有寄禁之濫、疫癘一作、多顛非命。契勘、禁囚自有日限、具載甲令、不許淹延。欲乞、特降指揮、應州縣之獄、仰守令依限決遣。從之。なにも孝宗の時に限らず、こうした問題は常に政府の頭を悩ましていたが、同年末には干證人をむやみに召換して獄に勾留する(泛濫追呼)のに歯止めが講じられたりするなど、刑獄行政の効率化と弊害の除去に積極的な取組みがされたことは事實であり、刑法志はむしろ當局者のこうした姿勢を強調しているであろう。

(6) 『宋會要』刑法六一六九、乾道八年十月九日。工部侍郎兼臨安少尹莫濂言、乞自今將州郡徒以上囚人、禁及三月者、令提刑司類申刑部、置籍立限催促。如或稽程、繩治如律、庶幾獄囚不致久繫。從之。

(7) 原文は「籍」。當時、州縣や提刑司あるいは刑部には、獄に拘禁中の者を記載した名簿である曆(禁曆)があった。ただし、この中書省に設置されたリスト(「禁」)については未見。現在の刑法志の記述が唯一のものである。

淳熙初年、浙西提刑の鄭興裔は「檢驗格目」を上呈した。詔によりこれを諸路の提點刑獄司に頒布させ、初檢と覆檢からなる檢死⁽³⁾を行つた際に、必ずこの格目を三通發給し、一通は所轄の州縣に、また一通は當該の提點刑獄司にそれぞれ提出させ、残る一通は被害者の家族に與えられた。紹興年間(一一三一〜六二)に制定された法令⁽⁵⁾によれば、審問に預かる裁判官の事實認定が行き届かず、ために公判で誤つた裁きを下せば、當該の部局に關わる者はみな罪に問われた。乾道年間(一一六五〜七三)に定められた法令⁽⁶⁾になると、係官の人事異動や何らかの支障により、審理がそのまま滞りかねないので、こういう場合には被疑者を豫め斷罪しておく。その際、不適當な判決を下した官吏は、この一件の公判手續きを全て終了したあとで處罰されることになった。そこで、關係する官廳から死刑案件については、紹興年間の法令を踏襲するよう手直しを行い、それ以外は、乾道年間の法令どおりに處置したいむねの願い出があったので、孝宗はこれをお認めになった。それからというもの、覆審で違う結論を出したなら、その前に取り調べを擔當した係官は、誤つて有罪と判決した罪科⁽⁷⁾に問われるので、關係の官吏には、先行する審判に安易に同調する者が増えた。この弊害を察知された孝宗は、淳熙十四年(一一八七)、格別の計らいにより、審理にあたる部局の過誤はいちどに限り不問に付す、とする詔令をお觸れになられた。こうして、裁判事件の規模に關わりなく、犯罪行為の實情を大概はつきりと攬めるようになったのである。

⁽¹⁰⁾ 廣南東西路の州や軍に於いて、司法に與る官吏は提刑司から、い

ちいち検査をされたり、取り調べの移管に要する不利益をとかく忌避するので、重罪に問われると、多くの者はそのまま獄死させられてしまふ。このためある官僚の奏請により、ようやく廣南東西路の提點刑獄司に、詔により次のように通達された。「公判内容を覆審する際には、たとえ枝葉末節は不備であっても、擔當者をわざわざ出頭させて尋問せず、當該の州や軍は事實確認を十分に行い、これを保證させればよい。もし獄死者が出れば、必ず死因を徹底して究明せよ」。

(1) 『宋會要』刑法六一五、淳熙元年五月十七日。浙西提刑鄭興裔言、檢驗之制、自有成法。州縣視爲閑慢、不即差官遲延起發、或因道里隔遠、憚於寒暑、却作不堪檢覆、或承檢官不肯親臨、合千人等情弊百端、遂使冤枉不明、獄訟滋繁。今措置格目、行下所屬州縣、每一次檢驗、依立定字號、用格目三本、一申所屬州縣、一付被害之家、一申本司照會、並依格目內所載事理施行、并繳格目一本、令刑部鏤板頒下諸路提刑司、依此施行。從之

(『通考』卷一六七、『鄭忠肅公奏議遺集』卷上、請行檢驗法疏)。これらにより、原文の「淳熙初年」は淳熙元年つまり一七四年のことと判明する。なお、檢驗法については『宋會要』刑法六一五以下の記事のほか、『條法事類』卷七五、刑獄門、檢屍に掲載する詳細な規定を参照されたい。

(2) 鄭興裔(一一二六—一一九九)、初名は興宗、字は光錫。開封の出身。徽宗の顯肅皇后鄭氏一族の子孫。『宋史』卷四六五、外戚下に傳がある。

(3) 原文は「檢覆」。檢死は必ず初檢と覆檢を行い、地方官が交替で初檢官・覆檢官をつとめ、遺體の損傷状況と關係者の證言を記録した書類を作成した。檢驗格目はこのときに用いられるレディメイドの書式である。なお、鄭興裔はこれを福建路・兩浙路で試行、その成果を確認してから全國的な改良に道を拓いた。有名無實となっていた檢死制度の決定的な改良に道を拓いた。

(4) 『條法事類』卷七三、刑獄門、出入罪、斷獄令。諸鞠獄若前推及錄問官、有不當者、一案推結(入死罪者檢斷、簽書官吏準此)、入流以下罪、而已移替・事故、即將犯人先次決斷。其不當官吏、並於案後收坐、雖遇恩、亦取伏辯(簽書官吏遇恩依去官法)、即大情已正而小節不圓、或雖有不同而刑名・決罰不異者、並免。

(5) 紹興年間の法令。以下はそのベースとなった紹興九年(一一三九)の指揮に、さらに細則を加えたもの。『宋會要』刑法三三九の指揮に、さらに細則を加えたもの。『宋會要』刑法三三九、紹興二十八年五月七日。刑部言、今後應中外翻異・駁勘・及別推公事、若前勘有不當、依條合一案推結者、其官吏未有替移・事故、即依紹興九年指揮施行。如委有替移・事故、雖以追會者、候供證盡實、先次結案、其不當官吏雖遇恩去官、仍取伏辯、合一案推結者、其檢斷・簽書・錄問官包括在內、除無勿原指揮外、依指揮、雖遇赦去官、亦合取責伏辯。從之。文中の「一案推結」とは、公判にあたった部局の關係者を、不當な判決につき取り調べ(推勘)、その處分(收坐)の基本となる一件書類を作成する(結案)ことと考えられる。反對に次に見

える「並於案後收坐」は、公判手續きの全て終了した時点で、判決の過誤が云々されるものと考えられる。

- (6) 乾道年間の法令。『宋會要』刑法三十八六、乾道六年八月十七日。刑部言、凡勸鞠體量公事、有不當者、唯于案後收坐、往往在任、或有親故避免、有離任及事故之人、乞自今應案後收坐官吏、即時行下所屬、具職位・姓名・事因、申朝廷嚴賜施行。從之。

- (7) 原文は「失入之罪」。これは無罪とすべきものを誤って有罪と判決した官吏の間われる罪過（『譯註』五、一三九〜一四〇頁）。

- (8) 『宋會要』刑法三十八七、乾道九年五月二十六日。新知湖州趙師夔言、竊見、諸州軍重囚、或有翻異、必于鄰郡差官再勸、承勸官吏深慮犯人供具異同、則爲元勸官司之累、往往循習舊案、相爲符合、使有冤抑者、不得自伸。乞下諸路監司、嚴行戒約。詔依。仍遇差官推勸、仰檢坐故出・故入・失出・失入條法、移文所差官照會、不得違戾。

- (9) 『宋會要』刑法五十四八、嘉定十四年七月十五日。白筍子言、刑部見催促諸路累翻積年未決之獄・共四十六件、其間有係八九年公事。今來已經涉七年、尙未了絕、兼諸路翻異公事、徑行移勸、不曾申上者、皆頑囚避罪妄翻、及有元勸失實、遂致與獄不已。乞朝廷照淳熙十四年及紹熙四年已降指揮、令諸路提刑躬親、將翻異之獄、與逐州守臣、臨安府即令兩浙運司、同守臣、更切從公審勸。如罪人情狀明白、別無可疑、委係避罪妄翻、卽照刑

寺已定斷取旨事理施行。若見得前勸有未盡情節、委涉冤抑可疑、及未經刑寺定斷、並仰具奏旨施行。其元勸失當官吏、並與免一案推結收坐一次、庶幾治獄一清。從之。

- (10) 『宋會要』刑法三十七九、紹興九年八月三日。臣僚言、契勸、廣右僻遠、囚禁每多淹延。其弊有三。其一、監司輕於按發、不加審勸、或所勸與所按不同、則疏駁・移推必欲如所按、又郡申請移推・詳覆之類、皆不即報、應有及三五月者、率以爲常。其二、罪人易於翻異、多緣奸吏之所教令、每一移推、旋改情節、或自招伏、而令家屬稱冤、或故爲不圓、以使監司疏駁、或沈溺遞角、以致奏案不到、遷延歲月、以待按發之官去任、或徒伴有死亡者、然後計囑官司、盡脫其罪。其三、追證・取會及差官審錄之類、一涉他州互相推避、文移往返、動經歲月。これは廣南西路の刑獄行政にまつわる弊害を、早くも南宋の初めに指摘した事例である。監司の扱うべき司法行政を、思い切って現地州軍の地方官に代行させようという、刑法志に述べる動きについては、他に『宋會要』刑法五十四三などを参照されたい。

三衙と長江流域に展開する諸軍^①には、それぞれ事件を調べるための獄があり、「後司^②」といわれていた。犯罪事實を明かにし、判決原案を作成するまでの手續きは、司令官が取り仕切り、屬僚^③の手を經由させなかった。そのため、軍付きの胥吏の多くは、これに乗じて金品を受けとり不正を働いていた。かくて、光宗の御世になり、ようやく法規に通曉した屬僚に、この裁判手續きを兼務させる詔が

發令されたのである。廣南東路のなかでも、英德府の熱病は抜き出て猖獗を極め、「この世の生地獄」と呼ばれていた。處理中の裁判を取り急ぎ結審してしまおうとする諸官廳は、大抵この英德府に措置を回す。そのため、本來死罪に問われるのでなければ、英德府に着いたとたんに、僞って有罪を白狀し、即刻實刑を受けてその場を逃れるという有様だった。紹熙五年（一一九四）、官僚からの申し立てにより、廣南東路の諸官廳は取扱い中の案件を、管轄の違う州に移管しなければならぬ場合は、英德府に送ってはならぬと命じる詔令が發せられた。

(1) 原文は「三衙及江上諸軍」。『建炎以來朝野雜記』甲集卷一八、乾道内外大軍數の項によれば、三衙を構成する殿前司（七萬三千）・侍衛親軍馬軍司（三萬）・侍衛親軍步軍司（二萬一千）に對し、駐節御前諸軍を構成する江上諸軍には、淮東の建康都統司（五萬）・池州都統司（一萬二千）、淮西の鎮江都統司（四萬七千）・江州都統司（一萬）・楚州武鋒軍（一萬一千）・平江府許浦水軍（七千）、湖廣の鄂州都統司（四萬九千）・荊南都統司（二萬）があり、これらを總稱して大軍といった。殿前司と建康に馬軍行司をもつ侍衛親軍馬軍司は、江南の防衛に若干の戦闘能力を保有したに過ぎず、軍の主力は北宋期の中核をなした三衙から、長江流域に展開する上記の淮東・淮西・湖廣の三大軍と四川大軍に移った（王曾瑜前掲書、一二七～二〇六頁）。

(2) 三衙及び江上諸軍所轄の獄についての詳細は不明。「後司」という呼稱は管見の限り、この刑法志にのみ現れる用語。

(3) 司令官と屬僚は原文では、それぞれ「主帥」と「屬官」。南宋になると、三衙つまり殿前司は主管殿前司、侍衛馬軍司は主管馬軍司、侍衛步軍司は主管侍衛步軍司を、これに對し都統司は都統制あるいは副都統制を、それぞれ「主帥」、すなわち最高指揮官としており、その配下に主として文官からなり、軍務行政を擔當する「屬官」を従えていた。都統司の屬官たる計議・機宜・幹辦公事・準備差遣には、決まった定員枠はないが、三衙の屬官の名稱と定員の内譯は以下の通り。幹辦公事〔殿前司二員・馬軍司一員・步軍司二員〕・準備差遣〔各一員〕・準備差使〔各一員〕・書寫機宜文字〔殿前司一員〕・主管機宜文字〔馬軍司一員〕・點檢醫藥飲食〔各一員〕（『宋史』卷一六六、職官志、殿前司・侍衛親軍、同卷一六七、職官志、諸軍都統制）。

(4) 『通考』卷一六七。光宗紹熙五年、臣僚言、廣東一路十有四州、惟英德府煙瘴最甚、有人閒生地獄之號。諸司分在廣・韶二州、置司英德府界乎。廣・韶之間、故諸司凡以公事送獄者、多送英德。人一聞生地獄之名、則已心懼、凡罪不至死與未必有罪之人、每至獄、則皆引伏。其意以爲久繫於獄、未必辯明、而不免於死、不若囑就刑責、猶得一生。由是、獄之欲速成者、必之英德、而英德之吏、以善治獄名、今一路之中東有潮・惠、西有二廣、北有南雄・連州、皆風土之不甚惡者、請行下本路諸司、應今後公事、合送別州根勘者、不許送英德府、庶獄無冤濫、人獲生全。從之。

(5) 英德府は廣南東路に屬する。慶元元年(一一九五)十月、英州は英德府と改名されているので、本文の英德府は嚴密には英州とするのが正しい(『宋史』卷九〇、地理志、廣南東路)。

寧宗の治世になると、司直の手に掛かる者は著しく増えた。嘉泰年間(一二〇一〜一二〇三)の初め、全國から皇帝に報告された死刑案件は、年間を通じ總計千八百十一人にのぼったが、刑の確定した者は僅かに百八十一人にすぎず、他は全て無罪放免となった。このような理由から、各路の提點刑獄司は、年末になれば、未決勾留者の取り調べを全て済ませていたり、また收監者數の少ない州や軍を調べあげ、政府に報告して天子の沙汰を仰ぐよう詔で命じられた。

嘉定四年(一二一一)の詔にいう。「贓物の價格を絹に換算して量刑する手續きは、江北では鐵錢で行い、⁽⁴⁾ ついては四川の規定を適用して鐵錢を銅錢一枚として扱え」。

⁽⁷⁾ 江南西路の提點刑獄徐似道は次のような申し立てを行った。「檢死にあたる官廳は、輕傷を重傷と述べたて、傷跡の有るものを無いと言張り、事實誤認をつぎつぎと起こすので、これに乗じた胥吏は惡知恵を働かせては、人を刑罰に引き當てたり、逆に見逃してやつたりしております。そこで、まず「湖南正背人形」⁽⁹⁾を、『檢驗格目』⁽¹⁰⁾と一緒に發給し、これに、被害者の損傷部分を、所定の様式どおり朱で書き込ませませす。それから、傷跡を口頭で申し渡して、事件關係者一同の供述に、食い違いが無いことを確認してから、當該書類に署名捺印するようにさせていたただきたく存じます」。詔令により

彼の意見が認められると、この「湖南正背人形」は全國に頒布された。嘉定五年(一二一二)、詔により、三衙と長江流域及び四川に展開する諸軍では、武舉出身者に「後司」⁽¹¹⁾の裁判事務を監督させることにした。

(1) 『宋會要』刑法六一四四、嘉定二年十一月十一日。起居郎兼刑部侍郎林采言、嘉泰改元、一全年天下所上死案・共一千八百一十一人、而斷死罪者、纔一百八十一人、餘皆貸放。夫有司以具獄來上。必皆可議刑之人、蒙陛下貸其非辜者、凡一千六百三十人、豈謂細事。欲令祕書省修入日曆、上以示陛下好生之德、下以戒有司用刑之濫。從之(『通考』卷二六七)。

(2) 原文は「獄空」。『獄空』とは裁判審理が滞りなく進み、未決收容者がいなくなることを。

(3) 本項に關連する法令としては次を挙げうる。嘉定三年四月二十六日、詔諸路提點刑獄、歲終擇一路獄囚瘦死最多者、必懲不職、擇一路醫療全治最多者、必薦擧以勸其勤。刑部則總覈之。從之(『宋會要』刑法六一七四)。

(4) 原文は「以絹計贓定罪」。贓罪の概念及び贓額を絹などで換算する操作は前出。

(5) 江北の鐵錢。乾道元年(一一六五)、これは銅の華北流出を防ぐ理由から、江北の淮南・京西・湖北で流通が計劃され、各地に鑄錢監が設置されて、淮南では同六年から九年にかけ夾錫錢として實現。淳熙五年(一一七八)には淮南が、遅れて京西・湖北も紹熙元年(一一九〇)に鐵錢地分となり、銅錢の行

使を禁止、鐵錢はほぼ定着したようである（中嶋敏「高宗孝宗兩朝貨幣史」『東洋史論集』汲古書院、一九八六年所収）。

- (6) 四川の規定は原文では「四川法」。これについては、四四七頁注(9)に引いた『宋會要』刑法三十八、紹興二十七年三月七日の記事を参照。張杓の報告によれば、額面表示にいう錢引一道、つまり鐵錢一貫の市價は、その八十パーセントを占めるに過ぎず、銅錢價格に直すとさらにその五十パーセントとなり、鐵錢二枚が銅錢一枚に相當するという本文と符合する。

- (7) 『宋會要』刑法六一七、嘉定四年五月二十二日。浙西提刑徐似道言、推鞠大辟之獄、自檢驗始、其間有因檢驗官司指輕爲重、以有爲無、差訛交互、以故吏姦出入人罪、弊倖不一、人命所繫、豈不利害。伏見湖廣・廣西憲司見行刊印正背人形、隨格目、給下檢驗官司、令於損傷去處依樣朱紅書畫橫斜曲直。仍仰檢驗之時、唱喝傷痕、令衆人同共觀看所畫、衆無異詞、然後著押、則吏姦難行、愚民易曉。如或不同、許受屈人徑經所屬訴告、遍下提刑司、徑行關會樣式、一體施行。從之。既而刑部取索所刊印正背人形式樣、參酌大理寺申稱湖南提刑司格式、稍爲詳備。乞下諸路提刑司、體做施行。從之（『通考』卷一六七にやや簡略な記事あり）。

- (8) 徐似道。字は淵子。號は竹所または竹隱。台州黃巖縣の出身。乾道二年（一一六六）進士に及第し、蘇州平江府吳江の縣尉となる。官は兩浙西路提點刑獄に終わった。

- (9) 湖南正背人形の具體的な様式について直接示したものは現存

しないが、『元典章』卷四三、刑部、諸殺、檢驗の項に掲載する「檢屍法式」、及び岱南閣叢書本『洗冤集錄』に附録された元・闕名撰「聖朝頒降新例」の冒頭に擧げる「檢屍法式」が参考になる。これらには、死骸の正面と背面をそれぞれ圖示され、身體の各部分の損傷の有無を確認するチェックリストが附く。さらに供述をとった事件關係者と立ち會いの官吏・差役の名を列擧して書式が完成されており、恐らく「湖南正背人形」と殆ど變わるところがなかったものと思われる。

- (10) 檢驗格目は四五五頁に前出。

- (11) 四川の諸軍。四川に駐屯する駐節御前諸軍。興州都統司（六萬）・興元都統司（一萬七千）・金州都統司（一萬一千）から構成される（『建炎以來朝野雜記』甲集卷一八、乾道内外大軍數）。詳細は前項の「三衙及江上諸軍」の注記（四五八頁）に述べた通り。なお、獨自の發展を遂げたこの四川大軍については、王曾瑜前掲書、一四六―一五〇頁を参照。

- (12) 武舉人。天聖七年（一〇二九）から試みられ、治平元年（一〇六四）いご定着した武舉は、武官を對象に、武藝だけでなく、軍事知識に通曉した軍政官の確保をめざして始められた。おおむね文官の科擧に倣った整備されたこの制度は右科ともいい、三舍法が導入されるのに併せて、武擧と結びついたものへと發展したが、その成果は質量とも文官の科擧には遠く及ばなかった（『通考』卷三四、選擧考、『宋會要』選擧一七―一八、武擧）。

理宗は市井でお育ちになったので、裁判事件の審理にまつわる弊害を熟知されていた⁽¹⁾。帝位に即かれると、すぐさま全国に觸れを出し、裁判や法の適用を慎重かつ厳正に實施するようお命じになった⁽²⁾。そうして自らは「審刑銘」⁽³⁾を著し、官僚たちを戒められた⁽⁴⁾。毎年暑さの最も厳しい季節になると、必ず理宗は正殿の階^(まゐはし)までお出ましになり、録囚に臨まれた。謀殺を企てて實際に人を殺した者⁽⁵⁾、故殺や鬪殺を犯した者⁽⁶⁾、官符・印章・會子を偽造した者⁽⁷⁾、火付けを働いた者、入己賊を犯した官員、枉法賊⁽⁸⁾を犯した將校・軍人は論外として、そのほか死罪に該當しながら、違法性の軽い者は流罪に、流罪は徒罪に、徒罪は杖罪に各々減刑し、杖罪以下ならばお解き放ちとした。嚴冬の録囚や晴天や降雪を祈ったり、災害や疫病、またはめでたい徴候に際會しても、やはりこのようであった⁽⁹⁾。こうして、年内に幾度も疎決が實施されたのである。後には健康も過去の王朝から正式の都が置かれてきたという理由で、罪人までも臨安で行われる減刑措置の適用を受けるようになった。

(1) 理宗趙昀は、開禧元年(一二〇五)太祖十世の子孫として紹興府山陰縣に生まれた。嘉定十四年(一二二二)に寧宗の弟沂王の養子に入り、同十七年(一二二四)寧宗が死去すると帝位に即いた。その背景には、鎮王趙均に代り、市井に育った彼の器量に將來を託す史彌遠の劃策があったといわれる。

(2) 原文は「恤刑」。理宗は即位すると直ぐに大赦を實施(嘉定十七年)、ついで翌寶慶元年(一二二五)六月に杭州臨安府で録囚、七月と十一月に疎決を行うという定石を踏んでいるが、

刑獄行政に彼が積極性を發揮するのは、少し遅れて紹定年間(一二二八〜三三)頃からである。

(3) 『宋史全文』卷三三十四六、淳祐四年正月壬寅朔。御製訓廉・謹刑二銘、戒飭中外。(中略)又曰、民吾同胞、疾痛猶己、報虐以威刑、非得已。仰惟祖宗、若保赤子、明謹庶獄、惻怛溫旨、金科玉條、毫析銖累、何大吏蔑棄法理、逮於都邑、濫用笞箠、典聽朕言、式克欽止。『咸淳臨安志』卷四も謹刑銘に作る。

(4) 『宋史全文』卷三三一、紹定四年五月庚戌。詔、今後行在遇暑録囚、命所差官、將臨安府三獄見禁公事、除情重例不原外、餘隨輕重、盡行減降決遣。大理寺・三衙・兩赤縣、一體裁決。從臣僚請也。『宋史全文』卷三三一五、嘉熙元年五月甲午。詔、以盛暑、録臨安府繫囚、當所不原者、俟約法、餘隨輕重裁決。大理寺・三衙・二赤縣亦如之。著爲令。嘉熙元年(一二三七)以後、それまで斷續的に命令指示された盛暑の録囚は、斷獄令に明記されるべき制度へと轉換する。ただし、紹定四年(一二二二)には、皇帝の差官が實際の録囚に臨んでおり、理宗自身の「臨軒」を主張する刑法志とはやや食い違っている。

(5) 唐律の規定するところによれば、謀殺とは、殺人の豫備・陰謀をいい、殺人が實行されたなら故殺と同じ扱いとなる。故殺とは、やはり故意殺人であるが、豫謀つまり未遂や共犯の馴染まない點で謀殺と區別される(賊盜九・賊盜六・名例一八)。また、鬪殺とは、鬪争中に人を傷つけて死亡させること(鬪訟

五) 鬪争であっても一方が兵刃を用いれば、故殺と同じ(鬪訟五)。従って、原文の「謀殺・故殺・鬪殺已殺人者」という表現は「謀殺已殺人・故殺・鬪殺者」と改めるのが相應しい(以上、『譯注』五、七一頁を参照)。

(6) 官符・官印は原文では「符印」。宋では唐律の偽寫官文書印律(詐偽二)に代わり、詐偽敕において官印や官文書を偽造すれば流三千里、また使用すれば絞、偽造過程のときは徒三年、またこの未完成品を使用すれば流三千里と規定されていた(『條法事類』卷一七、文書門、給納印記)。また「會子」の偽造は、熙寧元年(一〇六八)には先の官印文書法に従えばよいものとされていたが、紹興三十二年(一一六二)偽造會子法が制定され、犯人は斬刑とされた(『宋史』卷一八一、食貨志、會子)。

(7) 出火は不作爲の「失火」(雜律四三)と、故意による「故燒」(雜律四四)に分かれる。後者はいわゆる「放火」(原文も同じ)にあたる。宋では損害が絹十疋に相當すれば絞、人を殺傷すると故殺傷の適用される唐律が踏襲され、人のいる建物を故燒しても絞とする條項が新たに加えられた(『條法事類』卷八〇、雜門、燒舍宅財物に引く雜敕)。

(8) 贓罪はすべて贓物(不正に奪取または授受された財物)の評價額に對應するが、違法行爲の性格により、既述した強盜・竊盜・枉法・不枉法・受所監臨・坐贓の六類型(六贓)に分けられる。また、單に財物を不正に取得するだけでなく、その贓物

をさらに私用に供すれば、「入已贓」に問われ、ケースに合わせて六贓のいずれかの範疇に相當する刑罰が適用される(『明律』卷二三、刑律、因公擅科斂)。

(9) 大軍の將校を例にとるならば、統制・同統制・統領・同統領・副統領の高級將校に對し、下級將校には、正將・準備將・訓練官・部將・隊將が數えられる(『宋史』卷一六七、職官志、諸軍都統制)。

(10) 理宗時代に實施された録囚の頻度・範圍・事由などについては、『宋史』卷四一〜四五、理宗本紀及び『宋史全文』卷三一〜三六の各記事を参照されたい。

(11) 疎決はもともと酷暑・酷暑・天候不順など、未決勾留の困難な事態に際し、審理の滞っている事件を遍く裁き、公判手續きの促進を圖ろうとするものであった。しかし、次第に冤罪の救済をはじめ減刑措置に重心が移り、未決を對象とする恩赦の機能を果たした。

(12) 原文は「建康亦前朝駐驛之地」。南宋初代の高宗が建炎三年(一一二九)一時ここを行在にしたことも考えられるが、「駐驛」という語から判斷して、譯文のように五代南唐ないしは南朝の都という含みを持たせておいた。

理宗の刑法の運用ぶりは、すこぶる温情に満ち寛大なものと言えたのに、全國至る所で行われていた犯罪事件の取り調べときたら、名狀し難いほど惨いものであった。毎年、冬と夏になると、詔が發

令され、提點刑獄は所轄の州を巡回して、未決囚の裁きをつけることになっていた。ところが、提點刑獄は巡回に赴くのを嫌がり、全てを州の通判に委ね、その通判も巡回に赴かず、今度は幕職州縣官にこれを任せてしまふ。しかも、役目を仰せつかった者は、殆ど例外なく權勢をかさに着て、接待と贈物を強要するのだった。

監司や知州といえはすぎ放題に權力を振り、相手を黥刑にしたものなら、黥罪にすべき理由を捏造させ、殺そうと思えば、死刑に相當する罪狀を舉證させる。という次第で、獄吏・獄卒を叱咤して、手續き期限の日時を嚴密に切り、しゃにむに自白調書を取ると、矢繼ぎ早に判決原案をこしらえさせてしまふ。さらには、勝手に責め道具をしつらえては、沒義道にも民草を痛めつける。例えば、硬い木を裁斷して杖を作り、手足をしたたか打つ「掉柴」、木材と太繩で兩脛を挟むように締めあげる「夾幫」などはこれである。一方、頭に細繩を巻き付けてから、そこに木製の楔を差し込んでいく「腦箍」、また、後手に縛り上げて地べたに跪かせると、丈が短小な木を兩足の太腿部に編むように絡ませ、その上を獄卒に飛び跳ねさせる「超棍」などは、激痛が骨の髓まで走り、落命寸前にまでなる。富裕な家に少しでもお繩にできるしくじりがあるものなら、争つて資産の沒收を圖る。さらには月椿錢をきちんと調達したり、板帳錢を補うためだと口實を設けては、犯した罪過はなんであるかと、これにつけこんで科罰錢を取り立てる。概して官員がそこから十を着服すると、胥吏がその十倍は漁った。

(1) 『宋史全文』卷三二—二五、端平二年二月壬午。詔曰、朕觀

敕令所舊冊、恭睹孝宗皇帝逐事點勘增修刪改、曲當情法於恤刑條、又加詳焉。因思近日官府輕用徒刑、自今可除犯罪貸命・奸贓伏辨已結錄人外、不許輒用令諸道提刑月取情案人數、上之朝廷。仍令御史臺覺察。『宋史全文』卷三一—五三、紹定二年十一月己巳。上曰、京城民訟如何。〔知臨安府趙立夫〕奏云、臣幸與民相安。上曰、都民嘗撫摩、使常在春風和氣中、不可使有愁嘆。上問刑獄如何。奏云、臣本府三獄・兩獄常空。上曰、民命所關、不可淹延。これら當時の記録には、恐らく孝宗に範を取った理宗の並々ならぬ取組みを示すエピソードに事缺かないが、重心は刷新よりも、既成の制度の枠内で規範の嚴守を期することに置かれている。淳祐八年二月乙亥、陳垓言、民命與國脈相維、獄訟不當、刑罰不中、則無以保斯民之命脈、尙何以保吾國之命脈。因極言檢覆・決獄・疎決・推勘・拘鎖・刺環・奏裁・詳覆・重勘・追證十弊。從之。〔『宋史全文』卷三四—二二〕。

裁判手續きで弊害の發生に注意すべきポイントに、陳垓が列擧するものの多くは、すでに前代から持ち越された課題であり、このとき取り立てて顯著になったことではない。刑法志は以下の敘述で、このような事態を、政府當局者の努力も空しく、宋は裁判行政の亂脈振りを如何ともすることができず、その命脈を終えたという、王朝の終焉を語るときの定石を踏みつつ紹介するのだが、それは評價のスタンスの問題に過ぎない。

(2) 『宋史全文』卷三一—五三、紹定元年八月甲戌。詔、諸路監司每歲詣所部州縣慮囚、至來年正月歷遍。如屬縣非監司經由之

路、委官分往、監司復行點檢、毋致冤濫。奉行不虔者、命御史臺覺察以聞。『宋史全文』卷三一—五四、紹定三年正月壬寅。

臣寮奏乞、令諸路提點刑獄官親行所部、凡翻異・駁勘之獄、同守臣審鞠、便宜與決、毋得滯留。其有職兼守臣者、令以次監司從之。『宋史全文』卷三六一—二八、景定元年十一月丙寅。詔、

諸路監司躬親巡歷州縣、裁決獄囚。奉行不虔者、臺臣覺察以聞。監司が一年に二度管轄する州縣を巡歴して刑獄・人事・財政に渉る行政監察を行う制度自體は、南宋の初めにすでに確立していた。とくに夏五月に滯獄の監査と未決の釋放（疎決）を提點刑獄に重點的に執行させる制度は、孝宗の隆興元年（一一六三）から定例となっており、寧宗の開禧二年（一二〇六）には、十月にも行うこととされた（『宋會要』刑法五—三九・四六）。州は知州、縣なら通判または幕職州縣官に任務を代行させる習慣も、もとは提點刑獄が物理的な要因で巡回できない地域に認められた特例措置の援用に過ぎない。理宗朝でもこうした法令を改めて繰り返すのは、現實と建て前の溝が何ら是正されていないことを裏書きするものであろう。

- (3) 寧宗期の報告から、州縣が監司の行政監察を骨抜きにしていた一例を挙げておく。『宋會要』刑法五—四六、開禧二年三月十六日。近年以來、州縣官吏以獄爲市、大辟之干連・強盜之證對、縲繫充斥、非法辨訊、任意鍛練、極其慘殘酷、每遇提刑巡歷、責實廂保、及監司出境、而囚繫如初。

- (4) 黥刑。幾度か議論を重ねながら最後まで肉刑がなかった宋代

には、黥刑は獨立した刑罰を構成し得ず、流刑や徒刑の附加刑として行使されるに止まった。盜罪を犯した者に施す「刺環」という附加刑もそのひとつである。

- (5) 掉柴。恐らく訊杖の一種と考えられる。宋は斷獄令で拷訊は臀部と腿部に分けて行うものとした（『條法事類』卷七三、刑獄門、決遣）が、掉柴が既に規格外の堅さを持ち、これで手足を打つたのだから、明らかな違法行爲である。或いは、明律の問刑條例に掲載する「梃棍」（牛や羊を撲殺する杖）に類するものかとも推察されるが、確證はない。以下不法な獄具に關わる記述が続くが、こうした事態を政府も靜觀していた譯ではない。景定四年十二月己未、詔刑部下諸路憲司・所部州縣刑獄、不許慘酷筆楚、及毀除非法獄具。違者重實于罰。（『宋史全文』卷三六一—五八）

- (6) 夾幫。これは古くは北齊から「夾指」と並んで知られる「壓蹠」（『通典』卷一七六、刑法、及び『隋書』刑法志）と基本的に同系統に屬する獄具と考えられる。後世、「壓蹠」は「夾棍」と名を變える。「小説に多くあり、すねを夾て拷問するものなり」（『明律國字解』問刑條例、斷獄、故禁故勸平人條附）とする萩生徂徠の解説は、簡略ながら刑法志の記述とよく符合する。「脚夾・麻棍、今用拷囚」、または「腿夾、宋嶺南用、今仍存」と『史學指南』にある元代のものも、形狀・用途に於いて恐らく大差はあるまい。因みに男子に夾棍が用いられるのに對し、女子には指を挾んで締め上げる「夾指」「僭指」あるいは「拶

指」が使われた（仁井田陞『補訂中國法制史研究 刑法』、東京大學出版會、一九八〇年、六一八〜六三七頁）。

(7) 腦箍。やはり徂徠が「頭にたがをしかけてしむることなり。

箍はたがなり」（同上）と説明する脳箍は、古くから文獻に見られ、元曲のほか小説類にも頻見する。ここでは『新唐書』卷二〇九、酷吏傳から一例を擧げておく。（索元禮）即洛州牧院爲制獄、作鐵籠、輦囚人首、加以楔、至腦裂死。

(8) 超棍。刑法志の敘述より詳しいことは分らない。沈家本は「獄具考」で、これが理宗のときに創見するものと指摘するが、途中までの手法は「夾棍」に似ており、締め上げられた囚人の上を飛び跳ねるといふ動作を加えた變種と想像される。

(9) 『宋史全文』卷三一—四二、紹定元年七月。梁成大奏、州縣貪刻、或以微罪沒入富家資産、不申憲司、掩歸私室。自古估籍必的有贓犯、依條中省、少助邊儲。從之。『宋史全文』卷三一—一八、紹定五年五月戊戌。詔諸路監司・郡守、今後齊民犯罪、不許妄行籍沒。法當沒者、先具情節取旨施行。違者越訴。從右正言何琮請也。『宋史全文』卷三五—五、寶祐二年八月丁亥。詔、昨者屢降下訓廉抑貪之旨、以救中外、凡屬攸司所當遵守。近聞有不畏刑法之人、輒倚聲勢、公肆拮斂、借名貢獻、實在營私。豪民・富室本無愆尤、吹毛求疵、反致其罪。甚至搶財籍產、無所赴懇、怨及於上、利歸於己。有累官府、孰甚於斯。所合嚴行告示、敢有復蹈前轍、重責典憲、必罰毋赦。これに類似した事例は、早く『宋會要』刑法三一八三、孝宗・紹興三十二年八

月二十三日の條にみえ、『州縣提綱』卷二「勿萌意科罰」にも、こうした行爲を固く戒めているように、決して理宗朝だけに特有の現象とは言い切れない。次に述べるように、雑多な名目を立て、微細な財源を集積して、稅收の總計を確保しようとする財政運営が不可避的に惹起した狀況と思われる。刑法志の原文にいう「並」はこれに乗じての意。

(10) 月椿錢・板帳錢について。南宋の財源に重要な比重を占める經總制錢は、年間二回または四回と州軍からの送納を義務付けられていたが、不足の發生など何らかの事由で收入を工面できない場合に備え、毎月積み立てる名目で徵收されたのが、月椿錢である。その財源は州縣の管理する上納部分から、帳簿上の操作で醸出したほか、それぞれの地方の裁量で雑多な稅目を設けて賄われた。一方、これら微細な稅收を縣において取り集めて州へと、戸部（版曹）の臺帳の錢目として送られるプロセスにあるものを板帳錢といい、やがて州で經總制錢または月椿錢と名を變えて上級へ送納された（梅原郁「南宋兩稅雜攷——中國王朝の徵稅體系——」『國家——理念と制度——』京都大學人文科學研究所、一九八九年所收、四五六〜四六〇頁）。

重罪を犯した者に刑罰を執行するには、全て提點刑獄司に報告して覆審を行い、また公判文書を揃えて天子に奏上し、その沙汰を仰ぐことになっている。このように、州や縣は勝手に處刑してよい道理などあるはずも無いのに、しばしば被疑者を殺してしまつてか

ら、その件の處罰を願ひ出る有様であつた。法令には「拘鎖」の規定こそないけれども、州や縣が盜賊など性根も腐り無法を働きながら、刑罰では配流にまで問えない者どもを當面黙らせておくため、例外的に適用された。従つて、「拘鎖」による懲らしめは、一か月から二か月、または三か月から半年に及ぶが、「無期拘鎖」であつても、收監には期限があり、食事も宛てがわれることになつていた。しかし、當時の州縣ときたら、無慈悲なことも平氣で、「拘鎖」には期限など端から無ければ、食物も支給せず、身柄をずるずると勾留し續け、死ぬまでやめなかつた。さらには、自分勝手に手足を損傷させておき、縣尉の駐在所に「拘鎖」してしまふことも行なわれた。⁽²⁾ 權勢をかさに着て横暴なボスが胥吏に賄賂をつかませ、無實の者を法網にかけて獄死させることもやはりあつた。ひどい場合には、土地・財産に關する訴訟沙汰⁽³⁾ですら、當事者は皆な勾留され、飲み水や食べ物⁽⁴⁾が足りずに飢え死にする者、裏から手を回すだけの餘裕がなく、獄吏や獄卒に酷い目に遭わされ命を落す者、原告と被告の雙方から賄賂をせしめようと責めたてられて死ぬ者がでた。ただし、これが露見しては困るので、豫め未決囚が病氣の旨を報告しておき、「醫師預り(監醫)」と名目をつけるのだが、實のところもう死亡してゐるのである。また「病死」と記録にも、事實は殺してゐるのである。⁽⁴⁾ 度宗の治世になると、繰り返し詔令を出して取締りを嚴しく行ない、かかる行爲を禁止してはみたものの、結局持ち堪えられないままに宋朝は滅びたのである。

(1) 拘鎖とは、もとは盜賊など始末に負えず、しかも配役に相當

する罪を犯しながら、實際にこれを適用できない者に對する特別な措置であつたことを裏付ける事例を、淳祐年間、扶如雷なる盜賊あがりの巡檢を、宋自牧が斷罪した判語から紹介しておく。準筭下、照得、扶如雷、頃者父子冠攘、邀求官爵、既登仕籍、長惡不俊、流毒於民、其實跡見於憲司所申、勸招不誣、賊滿配流實當、但以其曾忝一命、姑從末減。決遣拘繫、免復出貽害善良、且使其徒知有三尺、已取上扶如雷、送湖南周路鈴、決軍杖一百、拘鎖飛虎寨、永不疎放。並關樞密院照應施行。非得朝旨。不許疎放、庶免使復出爲惡。筭下湖南安撫大使及潭州各照應、及本司照會(明板『清明集』卷二、官吏門、巡檢因究實取乞)。「杖決のうえ飛虎寨に拘鎖して釋放しない」という扶如雷の處分は、別の箇所では「刺配に眞決し、土牢に永鎖せしめん」とも表現され、「拘鎖」は事實上「配役」の機能を代行してゐた。また朝廷の裁許がなければ「拘鎖」を解かないと斷るように、「永鎖」をただちに「無期拘鎖」と置き換へることはできないのである。しかも、處分の決定される聞も扶如雷を「衡州の土牢に拘鎖して聽候」させるなど、獄の機能も果たしていることもまた確認される。ほかに半年と期限を切るなど『清明集』に散見する他の事例もこの範圍をなんら出でおらず、刑法志の指摘する建て前とも符合する。

(2) 原文は「豪強賂吏」。惡徳役人が働く不正に一番關わりのあるのは「勢家」「誹徒」「黠胥」だといふ當時の指摘(『宋史全文』卷三六一四五、景定三年五月壬申)を待つまでもなく、こ

うした事例は早くから『宋會要』や『清明集』または官箴書などに頻見する。南宋末の胡太初は、次に引く敘述で様々な害惡に觸れながら、知縣ほか地方官にたとえ惡意はなくとも、地方の有力者や胥吏が惡事を働く現状を放置すれば、貪官汚吏と同じように自分の官吏生命が絶たれるという方向から戒めている。豪強之家論訴鄰里、官司不問是非、便與行遣、此其不可者二也。蓋杖決雖微、王法攸寓、不可妄加無罪、豈應副人情之具。若循其私情、張其聲勢、將來武斷鄉曲、稔惡積愆、欲救之無及矣。

(中略) 凶惡害民、合與永鎮。今有偶觸長官之怒、及爲勢家所惡者、便與幽之囹圄、繫之尉寨、不知罪不至死、一身之困躓難逃、身既被囚、數口之飢寒孰給。所謂破家縣令、皆是之類、此所當戒者四也(『書簾緒論』用刑篇)。

(3) 原文は「戸婚詞訟」。戸籍・婚姻をめぐる紛争は、同時に土地・財産の保有・分與に深い關わりを持っていた。従つて意を汲んで後者に比重を置いて譯出した。「戸婚田土之案」は刑罰としては笞・杖レヴェルの適用範圍内にしかないため、通常の處理は州縣段階で完結するが、また刑事性の輕微なだけ當事者の囚禁には馴染まない面が本來はあった。

(4) 『通考』卷一六七。紹興五年、尙書省言、州縣治獄之吏、專事慘酷、待其垂死、皆託之疫患殺之、未嘗依條醫治。乞舉行歲終比較計分斷罪法。是年、比較得、宣州・衢州・福州無病死囚。當職官各轉一官。舒州病死者及一分、惠州病死者及二分六厘。當職官各特降一官(『宋會要』刑法六一六五)。この問題がす

に南宋の初期に取り上げられている一例である。(徳永洋介)